

府中市福祉計画

みんなでつくる、みんなの福祉



平成21年4月

府中市

はじめに

府中市では、平成15年に福祉の総合的計画である府中市福祉計画を策定し、「安心していきいきと暮らせるまちづくりーみんなでつくる、みんなの福祉ー」を基本理念に施策を進めてまいりました。



しかし、少子・高齢化、小世帯化、ライフスタイルの変化や価値観の多様化が進み、市民の地域社会での結びつきやこれまでの福祉を支えてきた人と人とのきずなが失われつつあります。

また、近年の社会経済状況の変化により、従来の福祉施策では対応できない、制度のすき間にある人々への支援が必要となっています。

本市では、これらの社会状況の変化や課題に対応するため、今後6年間の計画として、新たな府中市福祉計画を策定いたしました。

この計画の基本理念である「みんなでつくる、みんなの福祉」に基づき、市民、福祉関係者や行政がともに考え行動することによりソフトパワーを結集して、よりよい福祉サービスを提供するとともに、安心していきいきと暮らせるまちづくりを進め、本市が目指します「心ふれあう 緑ゆたかな 住みよいまち」の実現に努めてまいります。

本計画の策定にあたり、平成19年度から2年間にわたり、府中市福祉計画検討協議会をはじめとする各審議会・協議会の委員の皆様から、貴重なご意見、ご助言をいただきました。また、事業者・団体や市民の皆様からは、アンケート調査、ヒアリング調査ならびにパブリック・コメント等を通じてご意見をいただきました。

改めて、本計画の策定にお力添えいただきました皆様に、心から感謝申し上げます。

平成21年4月

府中市長

野口忠直

目次

第1編 府中市福祉計画 1

序章 府中市福祉計画の見直しにあたって	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけと構成	4
3 計画見直しのポイント	6
4 計画の期間	7
5 策定体制	7

第1章 府中市の福祉に関する現状 8

第2章 福祉計画の考え方 11

1 福祉計画の基本理念と基本視点	11
2 府中市の福祉の考え方	13
3 福祉計画の施策体系	14
4 福祉計画全体で取り組むこと	17
5 福祉エリア	19

第2編 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画 23

第1章 府中市の地域福祉を取り巻く現状と課題 24

1 アンケート調査からみた現状	24
2 府中市の地域福祉に関する課題	32

第2章 計画の基本的な考え方 36

1 計画のめざすもの（理念）	36
2 計画の基本目標	40
3 計画の体系	42

第3章 重点施策 44

1 新たな「支えあい」の仕組みづくり	44
2 ユニバーサルデザインの推進	46

第4章 目標に向けた取組	47
目標1 利用者本位の仕組みづくりのために	47
目標2 安心して暮らせるまちづくりをめざして	51
目標3 いきいきとした暮らしを支える仕組みづくりのために	54
目標4 みんなでつくる支えあいのまちづくりをめざして	58
目標5 福祉のまちづくりをめざして（物理的なバリアフリー）	63
第5章 計画の推進に向けて	69
1 評価、点検、推進における組織	69
2 協働・ネットワーク	70
3 庁内体制の整備	70
4 国・都への要望	71

第3編 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第4期）… 73

第1章 府中市の高齢者福祉を取り巻く現状と課題	74
1 府中市の高齢者福祉を取り巻く現状	74
2 アンケート調査からみた現状	88
3 府中市の高齢者福祉に関する課題	103
第2章 計画の基本的な考え方	107
1 計画のめざすもの（理念）	107
2 計画の基本目標	108
3 計画の体系	110
4 日常生活圏域	112
第3章 重点施策	113
1 介護予防の体系的取組	113
2 認知症の総合的対策	115
3 地域ケア体制の整備	116
4 基盤整備計画	117
第4章 目標に向けた取組	120
目標1 利用者本位のサービスの実現のために	120
目標2 介護予防を進めるために	123

目標 3 安心して暮らし続けるために	127
目標 4 地域で支える福祉をめざして	133
目標 5 ともに暮らす地域をめざして	136
第 5 章 介護保険事業計画（第 4 期）	139
1 介護保険事業に関する府中市の考え方	139
2 今後 3 年間の介護保険サービスの見込量	142
3 サービス見込量を確保するための方策	146
4 第 1 号被保険者の介護保険料について	148
第 6 章 計画の推進に向けて	152
1 評価、点検、推進における組織	152
2 協働・ネットワーク	152
3 庁内体制の整備	153
4 国・都への要望	153
第 4 編 障害者計画・障害福祉計画（第 2 期）	155
第 1 章 府中市の障害者福祉を取り巻く現状と課題	156
1 府中市の障害者福祉を取り巻く現状	156
2 アンケート調査からみた現状	161
3 府中市の障害者福祉に関する課題	169
第 2 章 計画の基本的な考え方	173
1 計画のめざすもの（理念）	173
2 計画の基本目標	176
3 計画の体系	178
第 3 章 重点施策	180
1 相談体制の充実	180
2 一般就労への支援、作業所などの就労機能の強化	180
3 住まいの確保	181
4 高次脳機能障害・発達障害のある人等への支援	181

第4章 目標に向けた取組	183
目標1 利用者本位のサービスの実現のために	183
目標2 安心して暮らし続けるために	187
目標3 地域で支える福祉をめざして	195
目標4 とともに歩む地域をめざして	197
第5章 障害福祉計画（第2期）	200
1 障害者自立支援法のポイント	200
2 目標の達成度	204
3 障害福祉サービスの見込量及び進捗状況	207
4 サービス見込量確保のための方策	213
5 サービスの質の向上に向けた方策	214
第6章 計画の推進に向けて	216
1 評価、点検、推進における組織	216
2 協働・ネットワーク	217
3 庁内体制の整備	217
4 国・都への要望	217

資料編

219

1 府中市福祉計画検討協議会	220
2 府中市福祉のまちづくり推進審議会・同小委員会	223
3 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会	227
4 府中市障害者計画推進協議会	230
5 アンケート調査の概要	234
6 府中市の福祉を取り巻く現状 統計資料	241
7 用語集	250

●文中の「*」のついた用語は、資料編の用語集に説明を記載しています。

第1編

府中市福祉計画

府中市福祉計画の見直しにあたって

1 計画策定の趣旨

平成12年の社会福祉法改正により、地域福祉は対象も担い手もすべて市民を中心としたものへと転換しました。これを受け、府中市においても平成15年に『安心していきいきと暮らせるまちづくりーみんなでつくる、みんなの福祉ー』を基本理念に掲げた「府中市福祉計画」を策定し、計画的かつ総合的に福祉を推進してきました。

それから6年が経過し、少子・高齢化のさらなる進行、団塊の世代の地域還流など、社会状況の急激な変化のもと、地域をとりまく課題は複雑化し、求められる福祉施策もより多様化・高度化してきました。

この間、高齢者分野では介護保険制度改正に対応した「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第3期）」、障害者分野では障害者自立支援法制定に対応した「障害福祉計画」を策定しました。子育て支援分野では、次世代育成支援対策推進法の施行に伴い、「次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定しました。関連する分野では府中市保健計画「健康ふちゅう21」を策定しました。

また、平成20年度からは医療制度改革が始まったこともふまえ、福祉を取り巻く制度はこれからも大きく変わることが予想されています。このような変化に対応していくためには、各分野が相互に連携し、総合的に施策展開を行うことが求められています。

また、平成20年度からスタートした「第5次府中市総合計画後期基本計画」では、さまざまな地域課題への対応や将来を見据えた市政運営をめざして、第5次総合計画の基本構想に示されている都市像である「心ふれあう 緑ゆたかな 住みよいまち」の実現をめざした施策を展開しています。この中でも健康・福祉分野は基本目標のひとつとして、重点プロジェクトにも掲げられています。

府中市福祉計画は、以上のような状況をふまえ、「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」と「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第4期）」、「障害者計画・障害福祉計画（第2期）」を新たに策定し、既存計画とも整合を図りながら、福祉の総合的な計画とするものです。

社会の潮流

- 少子・高齢化、核家族化の進行、国全体としては人口減少傾向へ
- 高度情報化の進展、国際化・ボーダレス化
- 市民の価値観・ライフスタイルの変化
- 女性の就業率の上昇、男女共同参画
- 地方分権と都市間の競争激化、市民参画の住民自治への変革
- 地域コミュニティ意識の変化（プライバシー重視、助け合い意識の希薄化）
- 団塊の世代の地域還流
- 新たな福祉問題の顕在化（児童虐待、DV、高齢者虐待、ニート*）

法制度の動き

【国の動き】

- 社会福祉事業法、社会福祉法に改称・改正（平成12年度）
- 介護保険法施行（平成12年度）
- 局長通達「地域福祉計画指針（一人ひとりの住民への訴え）」（平成14年度）
- 社会福祉法第107条施行（平成15年度）
- 次世代育成支援対策推進法施行（平成17年度）
- 発達障害者支援法施行（平成17年度）
- 介護保険法改正（平成18年度）
- 障害者自立支援法施行（平成18年度）
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）（平成18年度）
- 住生活基本法施行（平成18年度）
- 障害者基本法改正9条施行（平成18年度）

【東京都の動き】

- 福祉のまちづくり条例制定（平成6年度）・改正（平成12年度）
- 地域福祉推進計画（三相計画）（平成9年度～平成14年度）
- 東京都福祉改革ビジョン・福祉改革STEPⅡ（平成12年度～）
- 福祉健康都市東京ビジョン（平成18年度）
- 建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン（平成19年度）
- 東京の福祉保健の新展開2008（平成19年度）
- 東京都地域ケア体制整備構想（平成20年度）

【府中市の動き】

- 府中市地域まちづくり条例（平成15年度）
- 府中市交通バリアフリー基本構想（平成15年度）
- 府中市福祉のまちづくりユニバーサルデザインガイドライン（平成19年度）

第5次 府中市総合計画 後期基本計画の 重点プロジェクト

- ★ 子育て支援策を充実します
- ★ 高齢者の生きがいづくりを支援します
- ★ 水と緑のネットワーク化を推進します
- ★ 府中基地跡地留保地内に公園を整備します
- ★ 資源循環を推進します
- ★ 地域での防犯・防災対策を強化します
- ★ 地域力を生かした教育活動を推進します
- ★ けやき並木と調和した魅力あるまちづくりを促進します

2 計画の位置づけと構成

(1) 計画の位置づけ

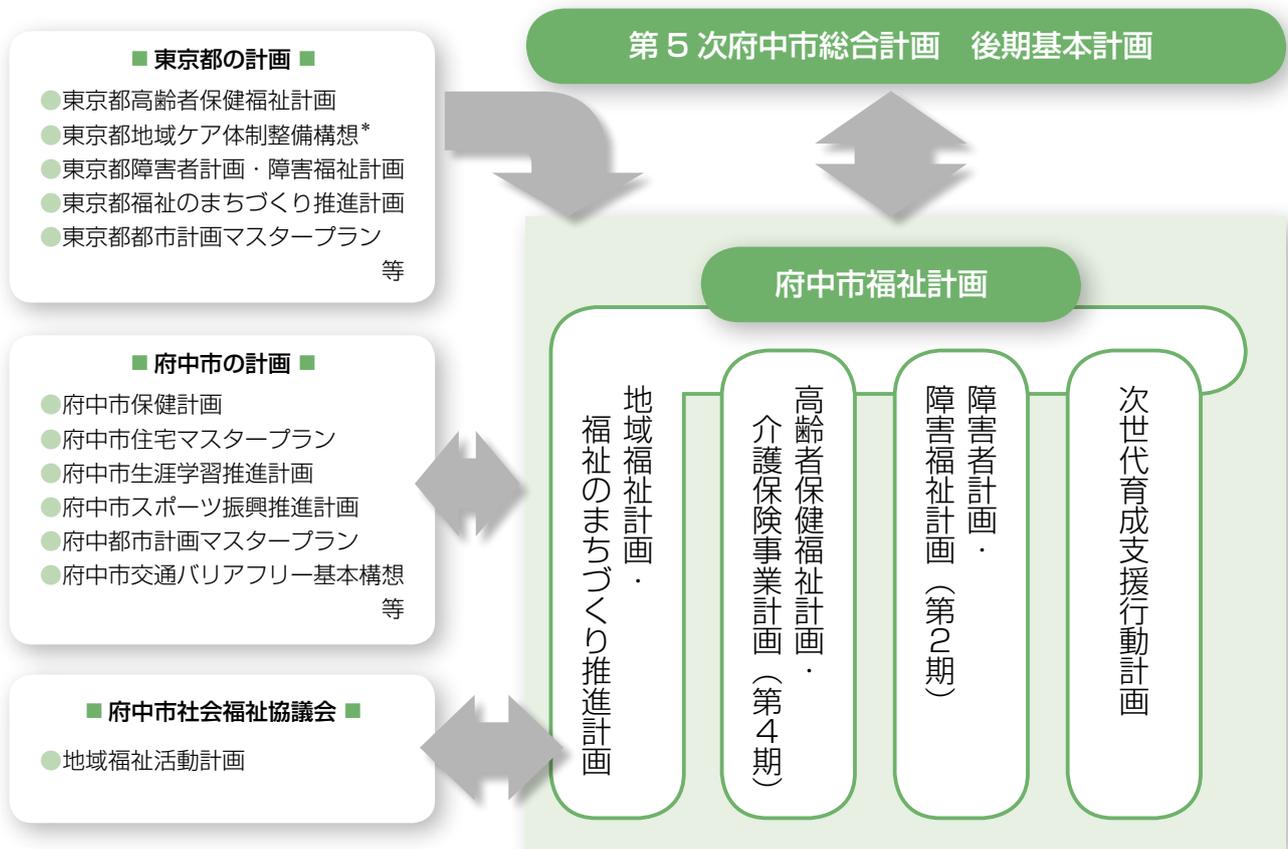
「府中市福祉計画」は、「第5次府中市総合計画 後期基本計画(平成20年度から25年度)」を上位計画とする計画です。

「府中市福祉計画」は、地域福祉分野の「地域福祉計画」・「福祉のまちづくり推進計画」、高齢者分野の「高齢者保健福祉計画」・「介護保険事業計画」、障害者分野の「障害者計画」・「障害福祉計画」、子育て支援分野の「次世代育成支援行動計画」を含む計画です。

「府中市福祉計画」は、府中市の福祉分野の総合計画として、他の健康・福祉分野の計画と整合した計画であり、また、文化・学習関連計画、都市基盤・産業分野の計画とも連携した計画です。

「府中市福祉計画」は、国や東京都の関連する計画と整合を図っています。

なお、「地域福祉計画」については、府中市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」との連携を図っています。



(2) 計画の構成

福祉計画を構成する計画の根拠法などは、次のとおりです。

【地域福祉分野】

- 地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に規定する「市町村地域福祉計画」です。

社会福祉法第 107 条には、次のような項目を盛り込むことが定められています。

- ①社会福祉に関する活動への住民の参加促進
- ②社会福祉を目的とする事業の健全な発達
- ③福祉サービスの適切な利用の促進

- 平成 19 年 8 月 10 日付厚生労働省通知「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」に基づき、地域福祉計画には要援護者情報の把握と災害時などの要援護者支援を盛り込むことが定められました。
- 福祉のまちづくり推進計画は、「府中市福祉のまちづくり条例」に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進するための計画です。

【高齢者分野】

- 高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に規定する「市町村老人福祉計画」です。

老人保健法は、平成 18 年に「高齢者の医療の確保に関する法律」と改められ、策定が義務付けられていた市町村老人保健計画の規定が削除されました。

- 介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条に規定する「市町村介護保険事業計画」です。

療養病床再編の動きを受けて、東京都地域ケア体制整備構想*をふまえた検討をしています。
また、平成 20 年 7 月に厚生労働省から出された「介護保険事業に係わる保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（案）」に基づき検討しています。

【障害者分野】

- 障害者計画は、障害者基本法第 9 条第 3 項に規定する「市町村障害者計画」です。
- 障害福祉計画は、障害者自立支援法第 88 条に規定する「市町村障害福祉計画」です。

障害者自立支援法については、抜本的な見直しが予定されており、平成 20 年 7 月の全国障害福祉計画担当者会議において示された第 2 期障害福祉計画の基本指針案の概要等も勘案しながら策定を進めています。

【子育て支援分野】

- 次世代育成支援行動計画は、次世代育成支援対策推進法第 8 条に規定する「市町村行動計画」です。

次世代育成支援対策推進法の規定に基づき、前期計画の計画期間は平成 17 年度から平成 21 年度です。平成 22 年度から平成 26 年度までの後期計画は現在改訂作業中です。

3 計画見直しのポイント

計画の見直しにあたっては、次のような視点から見直しを行っています。

なお、次世代育成支援行動計画については、前期計画期間が平成 17 年度から平成 21 年度、後期計画期間が平成 22 年度から平成 26 年度であるため、後期計画については平成 20 年度、平成 21 年度の 2 年間で改訂作業を進めます。

(1) 福祉のまちづくり推進計画を策定

府中市では、これまで平成 8 年に制定した「府中市福祉のまちづくり条例」に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進してきました。さらに平成 16 年に「府中市交通バリアフリー基本構想」、平成 19 年に「府中市福祉のまちづくりユニバーサルデザインガイドライン」を策定しました。

本計画はこれらの取組をふまえ、これまでの「地域福祉計画」に加え、新たに「福祉のまちづくり推進計画」を一体的に策定し、ハードとソフトの両面からの地域福祉と福祉のまちづくりを推進します。

(2) 高齢者施策の制度改正に対応した計画を策定

先の介護保険制度改革では「予防重視型システム」が導入され、府中市でも地域包括支援センター*を中心とした「介護予防*」が展開されてきました。

しかし、「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行による「特定健診*・特定保健指導*」の開始や療養病床の再編など医療制度改革等により、高齢者を取り巻く環境は大きく変わろうとしています。

府中市では、今後も高齢者が住み慣れた地域で、生涯にわたり元気で自立した生活を送れるよう施策を展開します。

(3) 障害者計画と障害福祉計画を一体的に策定

府中市では平成 18 年度に障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画（第 1 期）」を策定し、身体障害、知的障害、精神障害のサービスの一元化をめざし、目標設定を行いました。

今回は、障害者計画の見直しと合わせて障害福祉計画（第 2 期）を策定することになり、新たな法体系に基づく障害者施策の体系化を行うとともに、目標設定を行います。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成21年度（2009年度）から平成26年度（2014年度）までの6年間とします。計画期間の一覧は次のとおりです。

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第4期）」及び「障害福祉計画（第2期）」については、計画期間を3年として途中で見直しを行います。

	12 平成 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
府中市福祉計画				福祉計画（平成15～20年度）						福祉計画（平成21～26年度）					
【地域福祉計画】 地域福祉計画 （社会福祉法、平成15～）				地域福祉計画						地域福祉計画					
福祉のまちづくり 推進計画 （府中市福祉のまちづくり条例）										福祉のまちづくり推進計画					
【高齢者分野計画】 高齢者保健福祉 計画（老人福祉法）	高齢者保健福祉計画			高齢者保健福祉計画			高齢者保健福祉計画			高齢者保健福祉計画			高齢者保健福祉計画		高齢者保健福祉計画
介護保険事業計画 （介護保険法）	介護保険事業計画 （第1期）			介護保険事業計画 （第2期）			介護保険事業計画 （第3期）			介護保険事業計画 （第4期）			介護保険事業計画 （第5期）		
【障害者分野計画】 障害者計画 （障害者基本法）	障害者計画			障害者計画						障害者計画					
障害福祉計画 （障害者自立支援法、 平成18～）							障害福祉計画（第1期）			障害福祉計画（第2期）			障害福祉計画（第3期）		
次世代育成支援 行動計画 （次世代育成支援対策推進法、 平成17～）	府中こどもプラン			子育て支援計画											
							次世代育成支援行動計画（前期）						次世代育成支援行動計画（後期）		

※緑の部分は、今回新たに策定した計画です

5 策定体制

計画策定にあたっては、幅広く市民の意見やニーズを把握し計画に反映するため、検討組織への公募市民の参加、アンケート調査の実施、パブリック・コメントの実施などさまざまな形で市民参加を図りました。

（検討組織とアンケート調査の概要、パブリック・コメントの概要については、資料編を参照）

府中市の福祉に関する 現状

府中市の福祉に関する現状は次のとおりです。

(1) 人口・世帯の現状——241 ページ

府中市の人口は増加傾向にあり、平成20年4月1日現在、24万5,032人です。65歳以上の老年人口は平成12年から平成17年の5年間で約8千人増加し、平成20年現在、42,303人です。人口推計によると、府中市の人口は今後も緩やかな増加傾向にあり、高齢化がますます進むと予測されています。

また、世帯数は11万4,194世帯で、増加傾向にあります。しかしながら世帯人員は縮小傾向にあり、小世帯化が進んでいます。

(2) 少子・高齢化の現状——242 ページ

府中市の65歳以上の高齢化率は平成20年現在17.3%、75歳以上の高齢化率（後期高齢化率）は7.5%です。府中市の高齢化の進行は、全国、東京都に比べると緩やかに進んでいるといえます。

府中市の合計特殊出生率は東京都平均に比べ高く推移しており、都市部の中でも少子化が比較的緩やかに進んでいるといえます。府中市の合計特殊出生率は、平成17年には1.2人を下回りましたが、平成19年には1.27人と全国平均（1.29人）と同程度となっています。

(3) 障害のある人の現状——243 ページ

①手帳所持者数の推移

府中市における障害の種類別の手帳所持者等の推移をみると、平成19年度では身体・知的・精神障害者と難病患者*を合わせて10,776人であり、障害のある人の延べ人数は年々増加しています。障害の種類別の手帳所持者は、平成19年度では、身体障害者が7,014人で最も多く、知的障害者が1,424人、精神障害者が769人となっています。

(4) 市民生活の現状——243～247 ページ

①女性の労働力率

府中市の女性の労働力率の推移を見ると、女性の労働力率は全体的に高まっており、労働力率が低下する30代前半は、昭和60年から平成17年までに約15%高くなっています。20代、30代、40代の労働力率の差は縮まっており、子育て期の女性のライフスタイルの変化により仕事をもつ人が増えていることがうかがえます。

②ひとり親世帯

府中市におけるひとり親世帯の数は平成17年には2千世帯を超えています。内訳は、母親と子どもの世帯が1,877世帯で9割近くを占め、父親と子どもの世帯は226世帯となっています。

③外国人登録者数

府中市における外国人登録者数は年々増加し、平成19年には4,199人となっており、市の総人口に占める割合は1.8%にのびます。

国籍別の内訳では、中国(30.5%)、韓国及び朝鮮(26.0%)、フィリピン(11.6%)の順となっています。

④自治会

平成19年には、市内に多様な規模や住居形態をもつ399の自治会があり、71,609世帯が加入しています。

⑤ボランティア*団体・NPO*

府中ボランティアセンターに登録し、府中市内で活動するボランティア*団体は、高齢者関連(7団体)、障害者関連(5団体)、児童関連(6団体)など、42団体が活動しています。

東京都で認証を受けているNPO*法人(特定非営利活動法人)のうち、府中市に事務所を

置く NPO *は 69 団体にのぼり、主な活動分野をみると、市内 NPO *の半数以上が保健・医療・福祉（38 団体）や子どもの健全育成（35 団体）に関する活動を行っています。

⑥文化センター事業への市民参加

市内には 11 の文化センターがあり、さまざまな事業に、多くの市民が参加しています。平成 19 年度の事業開催数は総合計 4,757 回、参加者数は延べ 35 万人にのぼります。

(5) 支援が必要な人と世帯の現状 245、247 ~ 249 ページ

①生活保護世帯

府中市においては、平成 13 年以降現在まで、生活保護世帯数・人員ともに増加傾向にあり、平成 20 年 3 月 31 日現在では 2,503 世帯、3,583 人となっています。生活保護世帯の中で多数を占めるのは高齢者世帯と傷病者世帯です。しかし近年では障害者世帯、その他世帯でも増加しています。

②高齢者虐待

平成 18 年に高齢者虐待防止法が施行され、高齢者虐待の防止への取組が加速するとともに、高齢者虐待の深刻な状況が顕在化し、虐待防止や相談などの対応はますます重要となっています。

全国の高齢者虐待の現状をみると、虐待の種別は身体的虐待（63.7%）が最も多くなっています。また、心理的虐待（38.3%）や介護等放棄（28.0%）、経済的虐待（25.8%）も 2 ~ 3 割程度であり、複数の虐待が重複して行われている状況がうかがえます。

③児童虐待

近年、児童虐待が増えています。平成 19 年度に全国の児童相談所で対応した児童虐待相談件数は 40,639 件で、統計を取り始めた平成 2 年度の約 37 倍、児童虐待防止法施行前の平成 11 年度に比べ約 3.5 倍と、年々増加しています。

府中市でも、児童虐待に関する新規相談対応件数は、平成 18 年度までは増加傾向にあり 200 件を超えていましたが、平成 19 年度では 180 件となっています。

④ニート*（若年無業者）

15 歳から 34 歳の若年層のうち、仕事や家事、通学等をしていない「ニート*」といわれる若年の無業者数が大きく増加しています。全国における「ニート*」の数は、平成 19 年には 62 万人となっています。

1 福祉計画の基本理念と基本視点

社会福祉法は、第1条目的で、福祉サービスの利用者の保護及び地域における社会福祉の推進を、また、第3条福祉サービスの基本理念では、個人の尊厳の保持を掲げています。その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、またはその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならないとしています。これにより「個人の尊厳」と「自立した日常生活」を重視した福祉施策の展開が求められています。

第5次府中市総合計画では、まちづくりにあたって、市民が主体で、みんなにやさしく、安心して快適に暮らすことができるよう「人間性の尊重」を基本理念として「心ふれあう 緑ゆたかな 住みよいまち」の実現をめざしています。

一方、地域社会に目を向けると、少子・高齢化、小世帯化、ライフスタイルの変化や価値観の多様化等がますます進み、これまで安心していきいきと暮らせるまちづくりを支えてきた人と人とのきずなが失われつつあります。

府中市福祉計画は、本市がこれまで展開してきた福祉分野における基本理念「安心していきいきと暮らせるまちづくり—みんなでつくる、みんなの福祉—」と4つの基本視点を継承しながら、新たに顕在化する地域の課題を、より幅広い地域の人々と行政、福祉関係者が互いに協力して解決していきます。それにより、すべての市民が人として尊重され、生涯にわたって地域で自立していきいきと生活できるよう、市民福祉のさらなる向上に努めます。

安心していきいきと暮らせるまちづくり

— みんなでつくる、みんなの福祉 —

1 利用者本位の福祉サービスの実現

利用者が福祉サービスを選択する制度への転換が一層進むなかで、十分な情報提供、相談体制の充実、利用者の人権の尊重と保護など、利用者本位の福祉サービスの実現をめざします。

2 生涯にわたって「自立」を支える福祉の実現

市民一人ひとりの尊厳を重視し、サービスを利用する人々が地域で心身ともに健やかに、生涯にわたって自立した生活を送ることができる福祉の実現をめざします。

3 地域で支える福祉の実現

行政だけでなく、福祉関係の機関・団体・施設、民間事業者、福祉 NPO*、ボランティア*団体、あらゆる市民等との連携・協力体制により、地域で支える福祉の実現をめざします。

4 市民参加と協働による幅広い福祉の実現

身近な地域社会において、人と人とのきずなを大切にしながら、市民自らが参加し、自発的に支えあい、さまざまな主体と協働して進める幅広い福祉の実現をめざします。

2 府中市の福祉の考え方

住民・地域・企業・行政などの役割分担について、「自助・共助・公助」という考え方があります。これは、いわば地方自治における「補完性の原則」であり、「個人の尊厳を最大限に尊重し、住民自身やコミュニティなどの小さな単位でできることはそれら小さな単位の自助・共助に任せ、小さな単位では解決不可能あるいは非効率なもののみを行政などの大きな単位が行う（公助）べきである」という考え方です。

我が国では、高度経済成長、バブルの時代を経て、多くの住民が経済的な豊かさから精神的な豊かさに価値観を転換する中で市民活動、NPO活動の活発化など公共的サービスの提供を住民自らが担い、自らが暮らす地域のために活動することに生きがいを見出す人々が増加しています。

電気、ガス、公共交通やボランティア*、NPO活動、民間福祉サービスのように市民や企業等の行政以外の主体により担われる「公共サービス」も存在しており、今後その担い手は一層多様化していくことが考えられます。

一方では子育てや介護のように以前は「自助」として家庭内で完結していたサービスが、家族構成の変化等により家庭で完結することが難しくなり、それに代わって行政が「公助」として関与する形でサービスが提供されています。このように、社会経済情勢の変化に伴い、「自助」であったものが「公共的サービス」などに変わることによって、「公共」の守備範囲が拡大しています。

しかしながら、現状では「自助」「共助」がカバーできる範囲と「公助」のサービス範囲の間にはすき間があり、このすき間を両者が協力し合って埋めていく必要があります。具体的には公的な福祉サービスの対象外になっている制度外のニーズや、複合的なニーズ、地域で生活している人にしかわからないニーズ、社会的格差の拡大により新たに生じつつある支援ニーズなどがこの対象となります。

府中市では、「個人の尊厳を尊重しながら、自助・共助の精神に配慮しつつ、それではカバーできないことは公的サービスによる対策を講じる」ことを福祉サービスの基本精神として福祉施策に取り組みます。

3 福祉計画の施策体系

地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画

目標	方針	施策	
1 利用者本位の 仕組みづくりの ために	(1) 情報収集の充実	① 生活問題の実態把握	
	(2) わかりやすく利用しやすい情報提供の推進（情報のバリアフリー）	① わかりやすい情報提供の仕組みづくり ② 情報利用のアクセスの確保 ③ カラーバリアフリーガイドラインの作成	
	(3) 相談・権利擁護事業の充実	① 相談窓口の連携強化 ② 利用者の立場に立った相談体制の充実 ③ 苦情相談窓口の充実 ④ 権利擁護事業の充実 ⑤ 市民後見人の養成	
	(4) 福祉サービスの質の確保	① 事業者団体への支援 ② 利用しやすいサービス情報の提供	
	(5) 幅広く使いやすい制度の推進	① 使いやすい制度づくり ② 当事者参加・参画の仕組みづくり ③ 制度の普及	
2 安心して暮らせる まちづくりを めざして	(1) 日常生活の支援	① 日常生活の支援 ② 自立と社会参加への支援 ③ 地域での見守り活動の充実	
	(2) 健康づくり・介護予防の推進	① 健康づくりへの支援 ② 介護予防への支援 ③ 相談・情報提供体制の充実	
3 いきいきとした 暮らしを 支える仕組み づくりのために	(1) 支援ネットワークの推進	① 支援ネットワークの推進 ② 関係団体による情報交換の場の設置 ③ 地域での見守り活動の充実 ④ 新しい助け合い活動の研究	
	(2) パートナーシップの推進	① NPO等市民活動団体との連携による地域福祉の拡充 ② 府中市社会福祉協議会との連携 ③ 民間活力の活用による福祉サービスの確保 ④ 福祉施設と地域の連携推進 ⑤ 福祉活動拠点の拡充	
	(3) 防災・防犯のまちづくりの推進	① 災害時要援護者支援 ② 災害時のバリアフリー ③ 社会福祉施設等との防災協定 ④ 防犯対策の強化	
4 みんなでつくる 支えあいの まちづくりを めざして	(1) 互いに理解し助け合う福祉意識の醸成（心のバリアフリー）	① 福祉意識の醸成 ② 福祉教育・啓発活動の推進 ③ 福祉まつり・健康まつりの拡充	
	(2) 地域福祉活動の促進	① 文化センターを活用した福祉活動の推進 ② 交流活動の支援充実 ③ 福祉活動推進支援事業の推進 ④ 府中市社会福祉協議会との連携	
	(3) 社会参加の促進	① 団塊の世代の地域参加の促進 ② ボランティア活動を通じた生きがいづくりの促進 ③ 商店会との連携による福祉のまちづくり ④ 就業機会の拡大 ⑤ 相談窓口の連携強化	
	(4) 多様な人材の育成・確保	① 専門的な人材確保 ② 多様な人材の育成・確保 ③ ボランティアセンター事業の拡充	
5 福祉の まちづくりを めざして （物理的なバリアフリー）	(1) 移動ルート確保	① 移動ルートの整備促進 ② バリアフリーマップの見直し・充実	
	(2) 施設	ア 公共施設	① だれでもトイレの整備拡充 ② 施設のバリアフリー化推進
		イ 学校	① トイレのバリアフリー化促進 ② エレベーターの設置
		ウ 公園	① トイレのバリアフリー化拡充 ② ベンチ設置の拡充 ③ 歩行空間の設備充実
		エ 住宅	① 高齢者・障害者住宅の整備・確保 ② 住宅改修の支援充実
	オ 民間建築物	① バリアフリー整備状況調査の実施 ② 福祉的環境の整備の推進	
	(3) 交通	① 交通事業者との連携強化 ② 自転車駐車場の整備	
(4) サイン・案内・誘導	① ユニバーサルデザインガイドラインの周知徹底 ② サイン整備の拡充 ③ まちのサイン調査の実施 ④ 視覚障害者誘導用ブロックの整備状況調査 ⑤ カラーバリアフリーガイドラインの作成		

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第4期）

目 標	方 針	施 策
1 利用者本位のサービスの実現のために	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報提供体制の充実 (2) 相談・権利擁護事業の充実 (3) サービスの質の確保・向上 	<ul style="list-style-type: none"> ① 情報提供体制の整備 ① 相談援助体制の充実 ② 権利擁護事業の充実 ① 利用しやすいサービス情報の提供 ② 事業者への支援
2 介護予防を進めるために	<ul style="list-style-type: none"> (1) 介護予防体制の強化 (2) 地域支援事業 (3) 健康管理体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域包括支援センターの段階的整備・充実 ② いきいきプラザを中心とした介護予防事業の推進 ③ 高齢者福祉館の活用 ① 介護予防事業の実施 ② 包括的支援事業の実施 ① 病気の早期発見 ② 健康相談・啓発活動の実施 ③ 健康増進活動への支援
3 安心して暮らし続けるために	<ul style="list-style-type: none"> (1) 在宅サービスの充実 (2) 介護保険事業 (3) 介護者への支援の充実 (4) 総合的な認知症ケアの推進 (5) 安心して住める環境づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ① 在宅支援サービス ② 外出支援の充実 ③ 訪問理髪・入浴サービス ④ 介護保険特別給付の検討 ① 予防給付 ② 介護情報ネットワークの充実 ③ 介護サービス相談体制の充実 ④ 低所得者への配慮 ⑤ 給付の適正化 ⑥ サービス提供事業者等の連携とその支援 ⑦ 介護保険特別給付の検討 ⑧ 訪問・通所等サービスの充実 ⑨ 居住系サービスの基盤整備充実 ⑩ 施設サービスの基盤整備充実 ⑪ 地域密着型サービスの基盤整備充実 ⑫ 福祉人材の育成・確保 ① 介護者教室・交流の充実 ② 緊急時のショートステイの確保 ① 認知症ケアの普及啓発 ② 家族への支援 ③ 生活環境の安定に向けた事業展開の研究 ④ 認知症高齢者ケアシステムの検討 ⑤ 認知症高齢者グループホームの整備 ⑥ 認知症高齢者を支えるまちづくり ① 高齢者住宅の運営 ② 公営住宅の高齢者入居枠拡大 ③ 住環境の改善支援
4 地域で支える福祉をめざして	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域包括支援センターと在宅介護支援センターとの連携 (2) 見守りネットワークの充実 (3) 防災・防犯対策 	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域包括支援センターの充実 ② 在宅介護支援センターの見直し ③ 地域支援の充実 ① 見守りネットワークの推進 ② 見守りネットワークを支援する各種制度 ③ 高齢者虐待防止と養護者支援 ④ 子ども訪問ボランティア体験の検討 ⑤ 多様な地域資源の発掘・育成 ① 災害時要援護者支援 ② 社会福祉施設等との防災協定 ③ 消費者被害の対策 ④ 防災器具の設置
5 ともに暮らす地域をめざして	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生きがい活動への支援 (2) 就業支援 	<ul style="list-style-type: none"> ① 元気一番まつりの取組 ② 老人クラブへの支援 ③ 生涯学習やスポーツ活動との連携 ④ 地域デイサービスの充実 ⑤ ふれあいの場の提供 ⑥ ふれあい訪問活動の充実 ⑦ 各種福祉券のあり方の見直し ⑧ 保養会会の確保 ① シルバー人材センターへの支援 ② 就業機会の拡大

障害者計画・障害福祉計画（第2期）

目標	方針	施策
1 利用者本位のサービスの実現のために	(1) 情報提供体制の充実	① 総合的な情報提供体制の充実 ② 情報へのアクセスの支援 ③ コミュニケーションの円滑化の促進
	(2) 相談・権利擁護事業の充実	① 相談体制の充実 ② ピアカウンセリングの充実 ③ 権利擁護事業の充実
	(3) 障害福祉サービスの質の確保・向上	① 利用しやすいサービス情報の提供 ② サービス提供に携わる事業所・人材の育成 ③ 障害者福祉施設の体系化
	(4) 障害のある人の参加の促進	① 障害のある人の参加による計画の推進 ② 団体・機関のネットワーク化 ③ 自主活動への支援
2 安心して暮らし続けるために	(1) 在宅サービスの充実	① ホームヘルプサービスの充実 ② 日中活動の場の充実 ③ 福祉機器の活用による自立支援の促進 ④ 移動・移送サービスの充実 ⑤ 保育サービスの充実 ⑥ 高齢者・介護保険サービスとの連携の強化 ⑦ 介護者への支援
	(2) 保健・医療との連携の促進	① 健康づくりへの支援 ② 障害の早期把握・早期対応 ③ 療育体制の充実 ④ 医療費助成の充実の要請
	(3) 学習機会の拡大	① 就学相談の充実 ② 学校教育の充実 ③ 生涯学習の場と機会の充実 ④ スポーツに親しむ機会の拡大
	(4) 就労支援体制の整備	① 一般就労への支援 ② 作業所などの就労機能の強化
	(5) 経済的支援体制の強化	① 年金や手当などの充実の要請
	(6) 安心して住める環境づくり	① 地域での住まいの確保 ② 民間賃貸住宅への入居支援 ③ 住宅の利便性の向上 ④ 施設入所枠の確保
3 地域で支える福祉をめざして	(1) 支えあいのネットワーク推進	① 委託相談支援事業所を中心とした生活支援 ② 機関・施設・団体間の連携支援 ③ 地域での交流・協働活動の促進 ④ 障害者施設の地域への開放
	(2) 地域の福祉人材の確保	① 地域人材などの活用 ② ボランティアの育成
	(3) 防災・防犯対策	① 災害時要援護者支援
4 ともに歩む地域をめざして	(1) 障害のある人への理解・啓発の促進	① ノーマライゼーションの理念の普及 ② 障害のある人への理解・啓発事業の充実
	(2) バリアフリーの推進	① 移動のバリアフリーの推進 ② だれでもトイレの整備拡充
	(3) 「すべての障害のある人」への支援	① 難病患者への支援 ② 高次脳機能障害・発達障害のある人等への支援

4 福祉計画全体で取り組むこと

福祉計画全体で取り組むこと

● 災害時の総合的な支援システムづくり

- ・ 災害時要援護者*支援
- ・ 見守り、助け合い

● 福祉を支え、福祉に参画する人材の育成

- ・ 地域人材の育成
- ・ 福祉人材の確保

地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画 44 ページ

- 新たな「支えあい」の仕組みづくり
- ユニバーサルデザイン*の推進

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第4期）

113 ページ

- 介護予防*の体系的取組
- 認知症の総合的対策
- 地域ケア体制の整備
- 基盤整備計画

障害者計画・障害福祉計画（第2期） 180 ページ

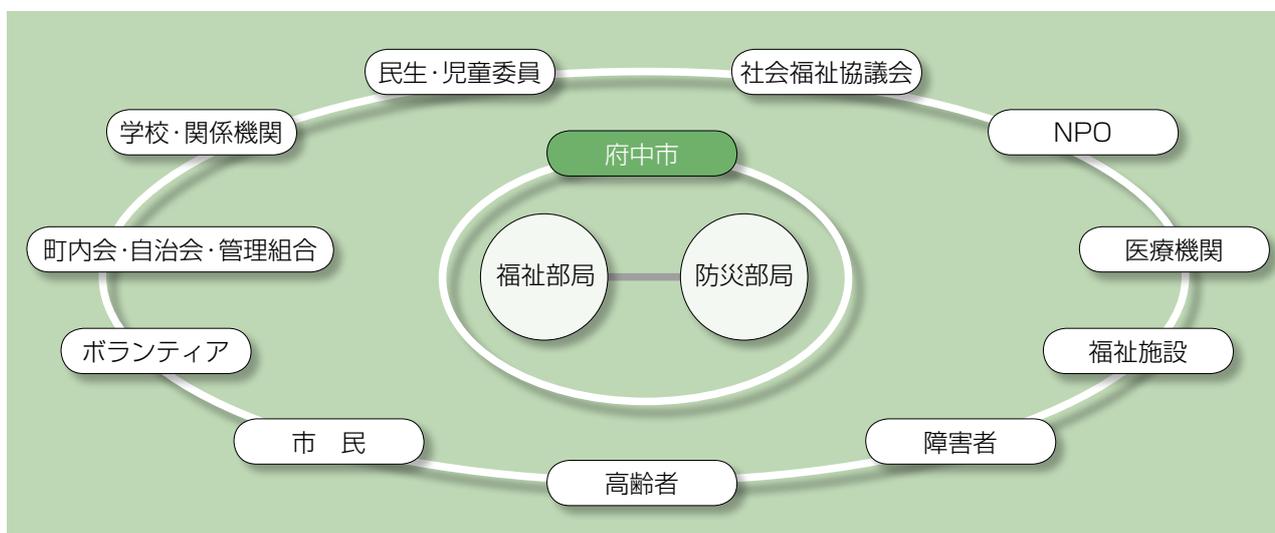
- 相談体制の充実
- 一般就労への支援、作業所などの就労機能の強化
- 住まいの確保
- 高次脳機能障害*・発達障害*のある人等への支援

(1) 災害時の総合的な支援システムづくり

災害や緊急時等に迅速な支援を実施するため、福祉部局と防災部局の連携を図り、庁内に関係部局から構成する連絡会議を設置します。さらに庁内連絡会議に加え、関係機関、団体とも連携した支援会議を設置します。

支援システムとして、災害、緊急時の救済や安否確認の充実を図ることができるよう、災害時要援護者*支援システムを構築します。

また、地域全体で、災害や防災に関する知識・情報を共有し、日ごろの備えとあわせ災害時にどう対応し、行動していくかの対策を盛り込んだ指針を作成し、町内会・自治会等の地域団体と連携を図ります。



(2) 福祉を支え、福祉に参画する人材の育成

福祉を推進していくためには、その担い手として介護や介助にあたる専門職から多様な市民までさまざまな人材を確保、育成していくことが必要です。

府中市全体として、次のような方針のもとで、府中市社会福祉協議会とも連携し、福祉を支え、福祉に参画する人材の育成を幅広く推進します。

基本的な考え方

●新たな人材の参画を支援する

- ・ 団塊の世代などの人的資源を活用する
- ・ 学校等へのアプローチを進める
- ・ 潜在的有資格者の再就職支援を進める

●専門職の確保・育成を図る

- ・ 研修の充実、支援を図る
- ・ 人事交流などを支援し、働きやすい職場環境を推進する

5 福祉エリア

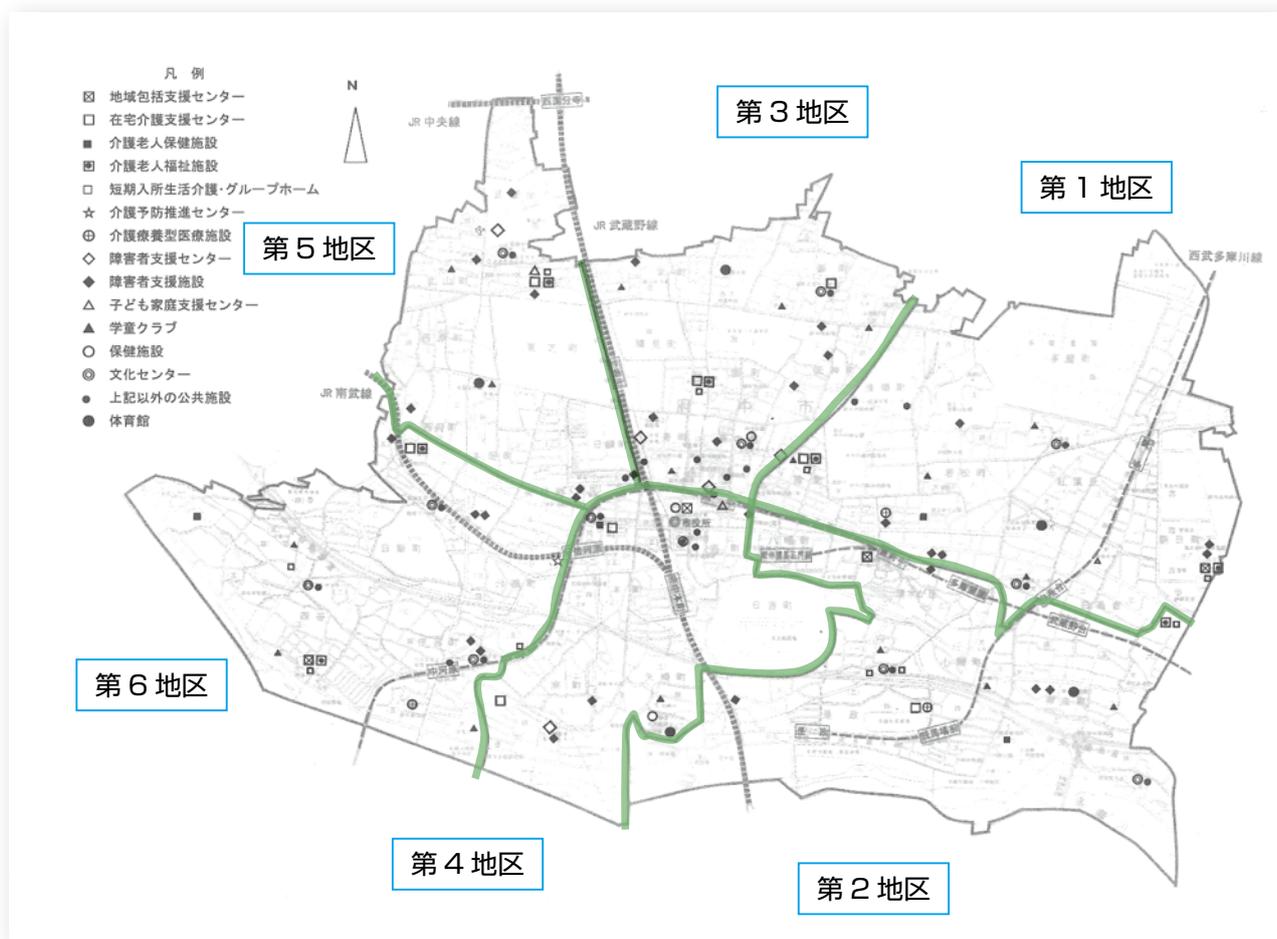
府中市ではこれまで、人口や面積、道路や交通網、民生委員・児童委員の活動区域などを考慮した6つの区域を福祉エリアとしてきました。

地域福祉分野ではこれからの新しい地域福祉活動を推進するために、福祉エリアごとの地域資源を活用しながら、多機関が連携をとることをめざします。

高齢者保健福祉分野においては、本エリアを引き続き介護保険事業計画の日常生活圏域として位置づけ、情報提供や相談体制を充実するとともに、地域密着型サービス*の量の見込みを定め、介護が必要になっても住み慣れた地域に住み続けられるような体制づくりを充実します。

なお、府中市の圏域には文化センター圏域(11 圏域)、中学校区(11 圏域)等もあることから、重層的に考えていくこととします。

図表 府中市の福祉エリア



図表 エリア別の地域資源

エリア名		第1地区（エリア）	第2地区（エリア）
町名		多磨町、朝日町、紅葉丘、 白糸台（1～3丁目）、若松町、浅間町、 緑町	白糸台（4～6丁目）、押立町、小柳町、 八幡町、清水が丘、是政
人口（H20.4.1）		50,634人	49,154人
面積		6.85km ²	6.00km ²
高齢者	支援センター	・あさひ苑地域包括支援センター ・緑苑在宅介護支援センター	・しみずがおか地域包括支援センター ・さくらんぼ在宅介護支援センター
	介護老人保健施設	・ファミリート府中	・ふれあいの里
	介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	・府中市立あさひ苑 ・信愛緑苑（養護老人ホーム信愛寮を併設）	・たちばなの園白糸台
	短期入所生活介護	・府中市立あさひ苑高齢者在宅サービスセンター ・信愛緑苑	・たちばなの園白糸台短期入所生活介護
	介護予防	－	－
	グループホーム（認知 症対応型共同生活介護）	－	・こもれび家族 ・グループホーム府中
	介護療養型医療施設	－	・共済会櫻井病院（療養型）
障害のある人	支援センター	－	－
	支援施設	・都立府中朝日特別支援学校 ・都立府中特別支援学校 ・ギャロップ ・みずき ・童里夢工房 ・福祉作業所め～がるひる	・府中ひまわり園 ・府中あゆみ園 ・梅の木の家共同作業所 ・わかまつ共同作業所 ・オンリーワン
子育て	支援センター	－	－
	学童クラブ	・第十学童クラブ ・白糸台学童クラブ ・第四学童クラブ ・第二学童クラブ	・南白糸台学童クラブ ・小柳学童クラブ ・第八学童クラブ
	保育所（園）	・東保育所 ・さくらんぼ保育園 ・わらしこ保育園 ・キッズエイド武蔵保育園	・小柳保育所 ・府中愛児園 ・山手保育園 ・押立保育園 ・山手保育園清水が丘分園
	幼稚園	・府中つくし幼稚園 ・武蔵野学園ひまわり幼稚園	・府中白百合第二幼稚園 ・府中白糸台幼稚園
地域福祉	保健	－	－
	文化センター	・紅葉丘文化センター ・白糸台文化センター	・押立文化センター ・是政文化センター
	上記以外の主な 公共施設	・紅葉丘図書館 ・生涯学習センター ・府中の森芸術劇場	・押立図書館 ・是政図書館
	体育館	・朝日体育館	・押立体育館 ・日吉体育館

エリア名	第3地区(エリア)	第4地区(エリア)	
町名	天神町、幸町、府中町、寿町、晴見町、栄町、新町	宮町、日吉町、矢崎町、南町、本町、宮西町、片町	
人口(H20.4.1)	41,910人	28,737人	
面積	4.02km ²	3.61km ²	
高齢者	支援センター	・安立園在宅介護支援センター ・しんまち在宅介護支援センター	・府中市地域包括支援センター ・ピースプラザ在宅介護支援センター ・南町在宅介護支援センター
	介護老人保健施設	－	・ピースプラザ
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	・安立園(養護老人ホーム安立園を併設)	－
	短期入所生活介護	・安立園	－
	介護予防	－	－
	グループホーム(認知症対応型共同生活介護)	－	－
	介護療養型医療施設	－	－
障害のある人	支援センター	・地域生活支援センタープラザ ・地域生活支援センターあけぼの	・地域生活支援センターみ～な
	支援施設	・府中はるみ福祉園 ・府中共同作業所 ・ワークショップさかえ ・若竹障害者通所事業所 ・福祉作業所は～もにい	・府中市立心身障害者福祉センター「きずな」 ・集いの家第一 ・集いの家第二
子育て	支援センター	－	・子ども家庭支援センター「たっち」
	学童クラブ	・第六学童クラブ ・第九学童クラブ	・第三学童クラブ ・南町学童クラブ ・矢崎学童クラブ
	保育所(園)	・北保育所 ・三本木保育所	・南保育所 ・府中めぐみ保育園
	幼稚園	・府中新町幼稚園 ・あおい第一幼稚園 ・府中文化幼稚園	・三光幼稚園 ・明星幼稚園 ・府中天神町幼稚園
地域福祉	保健	・府中市保健センター ・保健センター分館	・多摩府中保健所
	文化センター	・新町文化センター ・中央文化センター	・片町文化センター
	上記以外の主な公共施設	・中央図書館 ・武蔵府中郵便局 ・府中消防署 ・府中NPO・ボランティア活動センター ・府中市社会福祉協議会 ・府中市シルバー人材センター ・権利擁護センターふちゅう ・府中ボランティアセンター	・宮町図書館 ・片町図書館 ・市政情報センター ・観光情報センター ・市役所 ・郷土の森博物館
	体育館	・栄町体育館	・郷土の森総合体育館

エリア名		第5地区（エリア）	第6地区（エリア）
町名		日鋼町、武蔵台、北山町、西原町、美好町(1～2丁目)、本宿町(3～4丁目)、西府町(3～4丁目)、東芝町	美好町(3丁目)、分梅町、住吉町、四谷、日新町、本宿町(1～2丁目)、西府町(1～2、5丁目)
人口（H20.4.1）		31,397人	43,210人
面積		3.35km ²	5.51km ²
高齢者	支援センター	・泉苑在宅介護支援センター	・よつや苑地域包括支援センター ・鳳仙寮在宅介護支援センター
	介護老人保健施設	－	・ウイング
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	・信愛泉苑	・府中市立よつや苑 ・鳳仙寮
	短期入所生活介護	・信愛泉苑	・府中市立よつや苑高齢者在宅サービスセンター ・鳳仙寮
	介護予防	－	・府中市立介護予防推進センター
	グループホーム（認知 症対応型共同生活介護）	・えがおの家西府	・みんなの家・府中 ・たのしい家武蔵府中
	介護療養型医療施設	－	－
障害のある人	支援センター	－	－
	支援施設	・都立多摩療育園 ・都立武蔵台特別支援学校 ・都立府中療育センター ・むさし結いの家 ・レスポワール工房 ・ナイスデイキッズ	・作業所スクラム ・西府結いの家 ・プロジェクトツケやきのもり ・コットンハウス、フレンズ ・根っこクラブ
子育て	支援センター	・子ども家庭支援センター「しらとり」	－
	学童クラブ	・武蔵台学童クラブ ・第七学童クラブ ・本宿学童クラブ	・第五学童クラブ ・四谷学童クラブ ・日新学童クラブ ・住吉学童クラブ
	保育所（園）	・北山保育所 ・美好保育所 ・西府保育所 ・千春保育園	・西保育所 ・四谷保育所 ・府中保育園 ・住吉保育所 ・高倉保育所 ・第2府中保育園
	幼稚園	・府中あおい幼稚園 ・府中白百合幼稚園 ・北山幼稚園	・府中おともだち幼稚園 ・府中ひばり幼稚園
地域福祉	保健	－	－
	文化センター	・武蔵台文化センター	・四谷文化センター ・住吉文化センター ・西府文化センター
	上記以外の主な 公共施設	・武蔵台図書館 ・府中公共職業安定所	・西府図書館 ・四谷図書館 ・住吉図書館 ・スクエア21・女性センター ・リサイクルプラザ
	体育館	・本宿体育館	・四谷体育館

第2編

地域福祉計画・ 福祉のまちづくり推進計画

府中市の地域福祉を 取り巻く現状と課題

1 アンケート調査からみた現状

計画策定にあたって、20歳以上の市民を対象としたアンケート調査を実施しました。なお、アンケート調査の概要については、資料編を参照してください。

(1) 利用者本位の福祉

利用者本位の福祉を実現するために、府中市が優先して取り組むべき施策については、「福祉サービスに関する情報提供を充実すること」という回答が最も多く、続いて「的確な相談が受けられるようにすること」、「団塊世代など退職後の人々が地域活動で力を生かせる機会を増やすこと」が上位にあげられています。

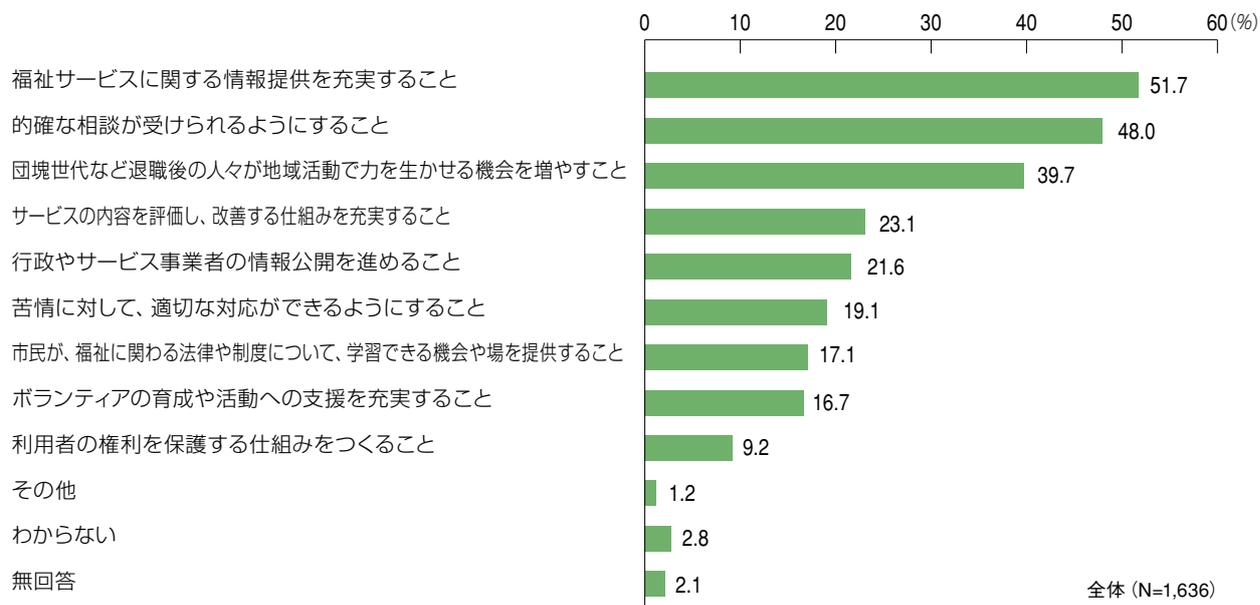
(2) 市民との協働による地域福祉

① 地域活動への参加

地域活動やボランティア*活動、居住地域の行事への参加状況は、半数以上が「まったく参加していない」と回答しています。「よく参加している」、「時々参加している」を合わせると、参加しているのは2割強となっています。

平成13年度調査と比較すると、「全く参加していない」割合は増えており、地域離れが進んでいる様子がうかがえます。

図表 府中市が優先的に取り組むべき地域福祉サービス（複数回答（3つまで））



資料：平成 20 年 府中市福祉計画（地域福祉）調査

図表 地域活動への参加状況



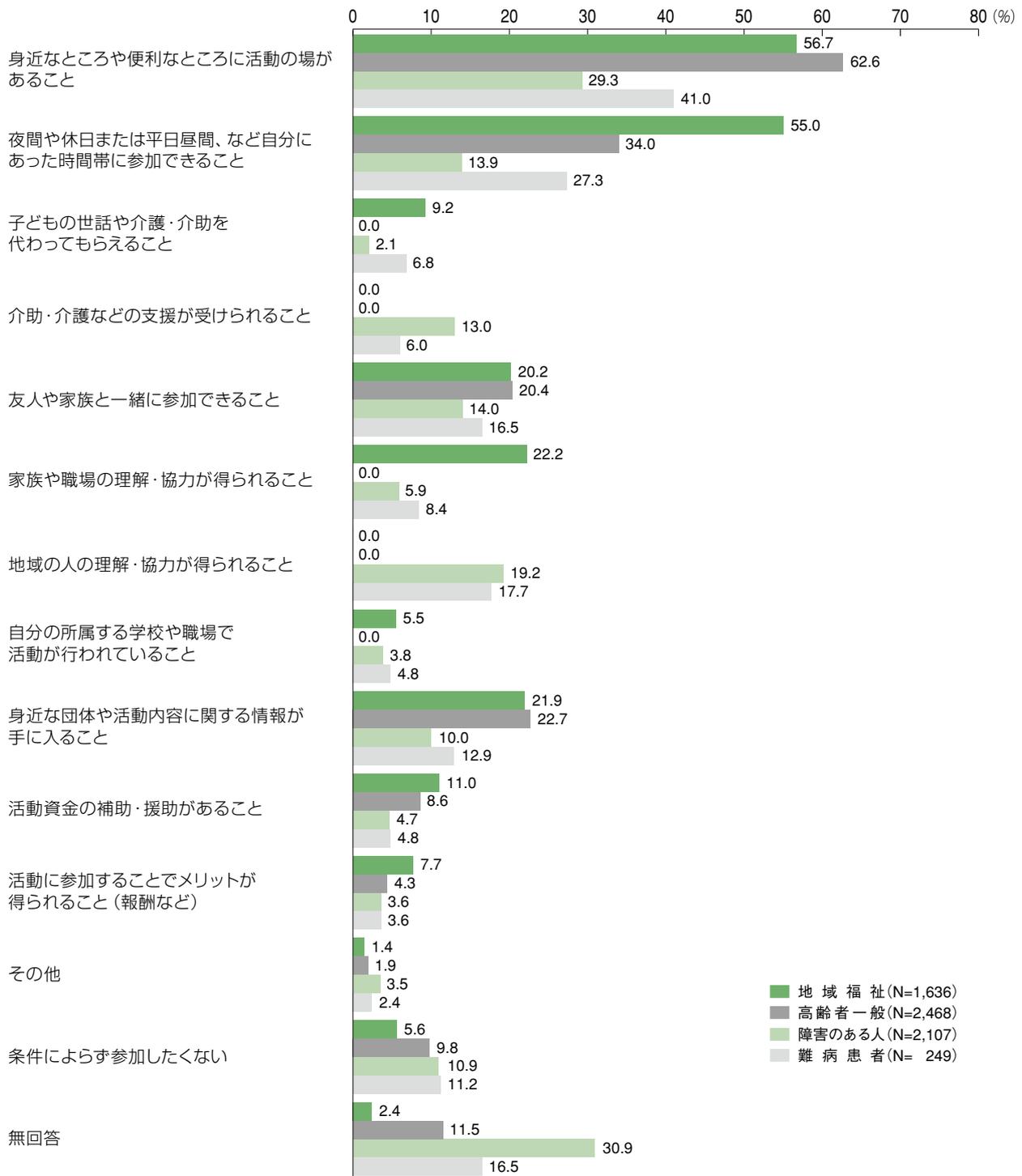
資料：平成 20 年 府中市福祉計画（地域福祉）調査

解説 《前回（平成 13 年度調査）との比較》



地域活動を行う上で必要な環境・条件については、「身近なところや便利なところに活動の場があること」、「夜間や休日または平日昼間など、自分にあった時間帯に参加できること」が多くなっています。

図表 地域活動を行う上で必要な環境・条件（複数回答）



資料：平成20年 府中市福祉計画（地域福祉）調査

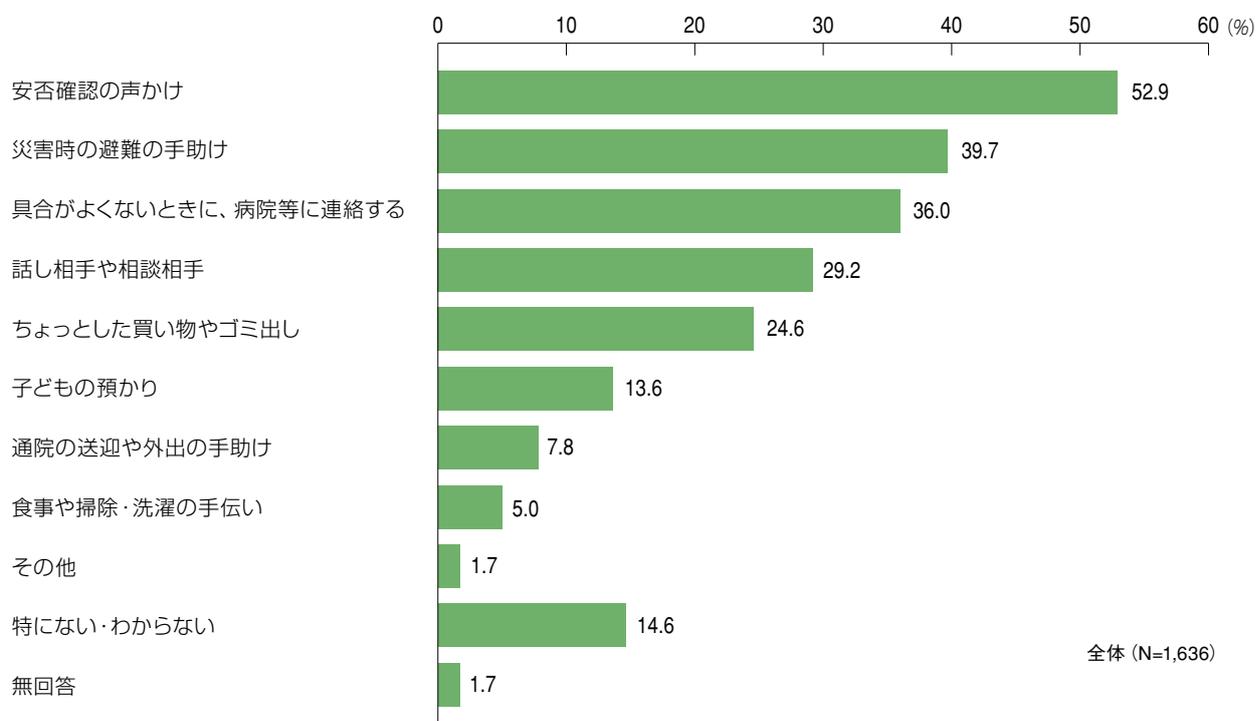
②市民との協働による地域福祉

市民が身近な地域で安心して暮らし続けていくためには、市民の助け合いや支えあいが必要です。

府中市内には、平成19年には399の町内会・自治会があり、全体で71,609世帯が加入しています（全世帯数の65.5%）。また、府中市社会福祉協議会を中心に、地域における住民相互の見守り・助け合い活動を推進するための小地域ネットワークづくりが進められています。

アンケート調査では、子育て家庭、高齢者や障害のある方に行いたい手助けについて、「安否確認の声かけ」、「災害時の避難の手助け」、「具合がよくないときに病院等に連絡する」が上位にあげられています。

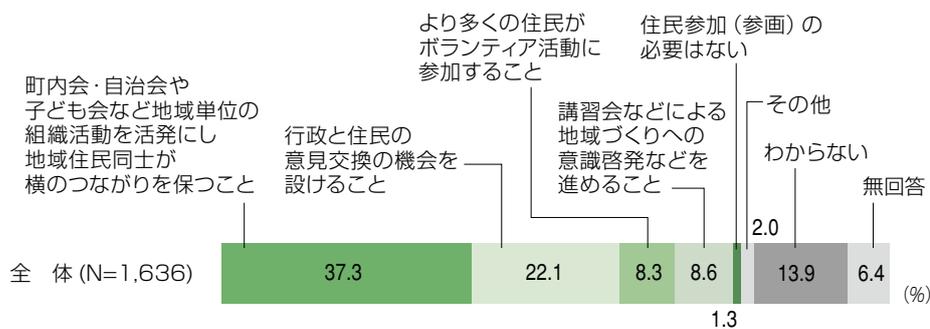
図表 子育て家庭・高齢者・障害者に行いたい手助け（複数回答）



資料：平成20年 府中市福祉計画（地域福祉）調査

福祉を充実するための住民参加（参画）の方法については、「町内会・自治会や子ども会など地域単位の組織活動を活発にし、地域住民同士が横のつながりを保つこと」が最も多く、「行政と住民の意見交換の機会を設けること」が続いています。

図表 福祉を充実するための住民参加（参画）の方法



資料：平成 20 年 府中市福祉計画（地域福祉）調査

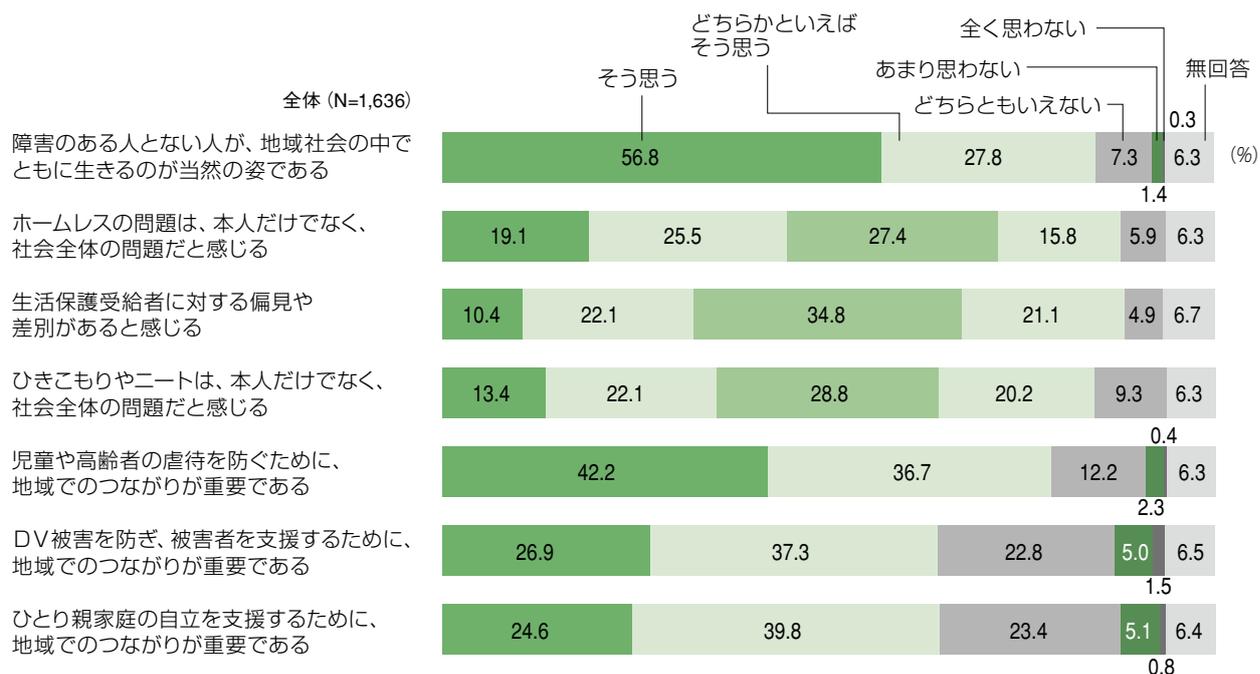
(3) 新たな福祉課題への対応

近年、高齢者、児童、障害者への虐待やひとり暮らし高齢者の孤独死、ホームレスなど、従来の福祉施策では対応できない新たな課題が顕在化してきています。

新たな課題に対応していくためには、社会的に支援を必要としている人を社会から疎外することなく、地域社会のなかで仲間として受け入れていこうとするソーシャルインクルージョン*の考え方の定着が必要です。

ソーシャルインクルージョン*の考え方については、「障害のある人とない人が、地域社会の中でともに生きるのが当然の姿である」、「児童や高齢者の虐待を防ぐために、地域でのつながりが重要である」については意識が高くなっていますが、ひきこもりやニート*、生活保護受給者、ホームレスなどについては支持が低くなっています。

図表 ソーシャルインクルージョン*の考え方



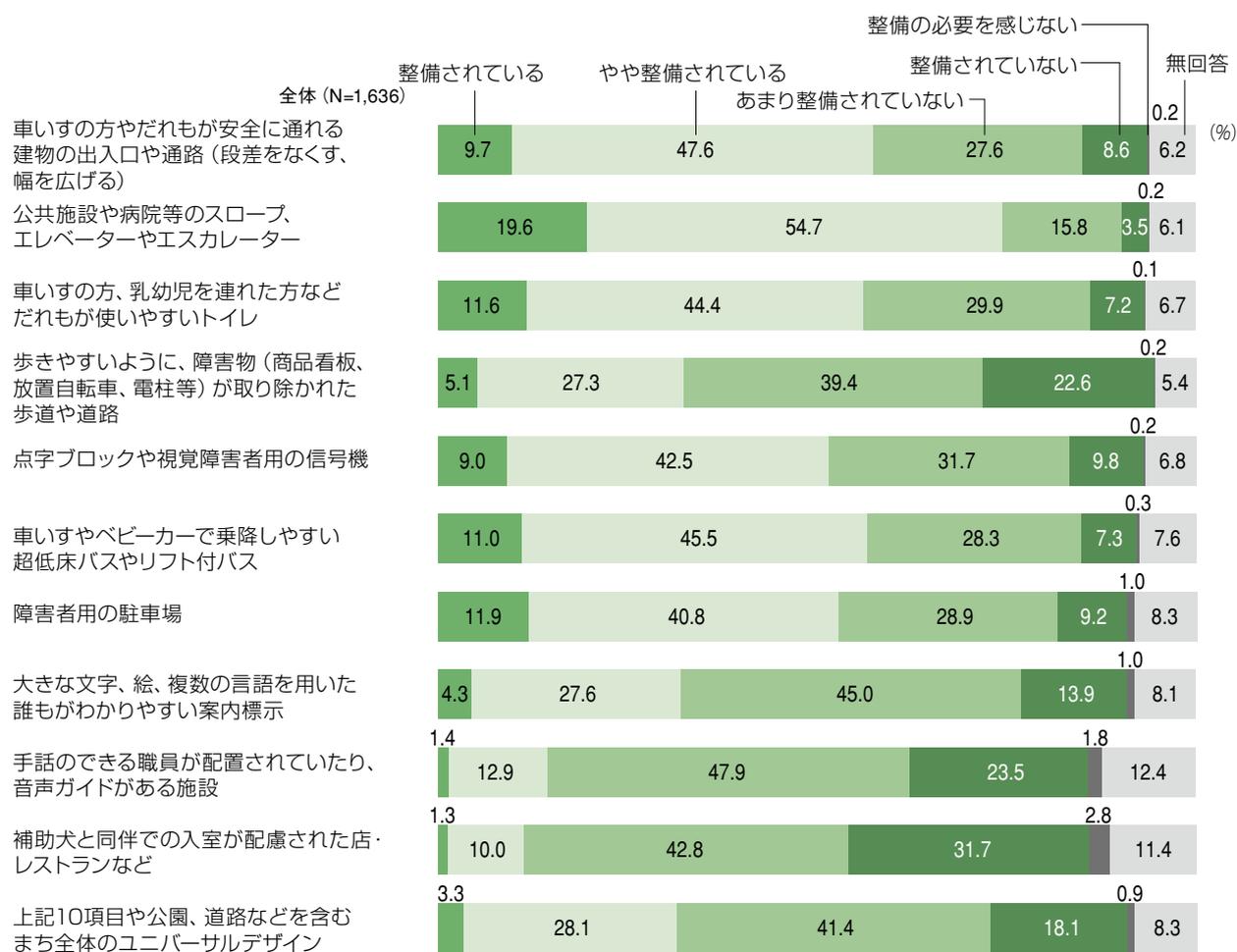
資料：平成 20 年 府中市福祉計画（地域福祉）調査

(4) バリアフリー*のまちづくり

府中市内の公共施設では、「入り口段差なし」、「エレベーターの車いす専用操作盤」は100%の施設で整備が完了しています。また、「だれでもトイレ」は1か所を除き整備が完了しており、「エレベーターの音声・点字表示」、「視覚障害者誘導用ブロック」は、現在までに8割以上の施設に、「障害者用駐車場」は7割以上の施設に整備されています。

アンケート調査によると、バリアフリー*の実感について、「公共施設や病院等のスロープ、エレベーターやエスカレーター」は整備されていると感じていますが、「補助犬と同伴での入室が配慮された店・レストランなど」や「手話のできる職員が配置されていたり、音声ガイドがある施設」は整備されていないと感じています。

図表 建築物・公共交通機関等・情報のバリアフリー化の状況

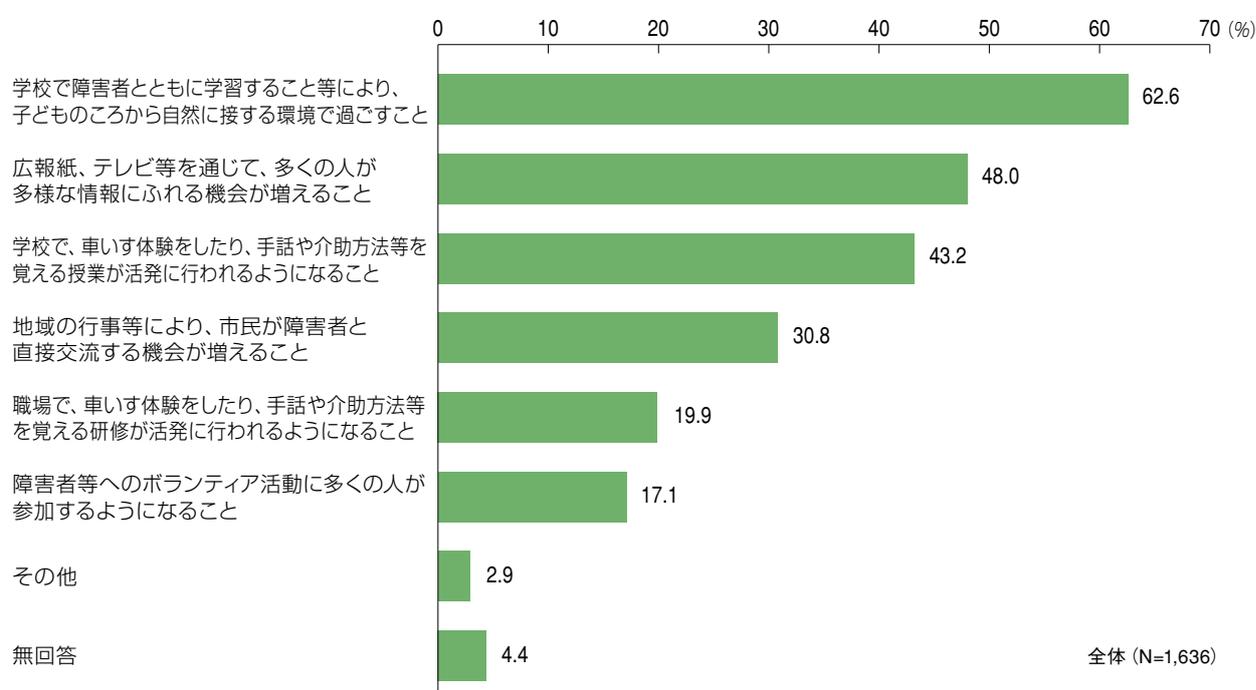


資料：平成20年 府中市福祉計画（地域福祉）調査

バリアフリー*のまちづくりを進めるためには、建物等の整備を進めるだけでなく、市民一人ひとりの理解と協力、いわゆる「心のバリアフリー」を実現することが課題となっています。

心のバリアフリーを進めるために必要なことは、「学校で障害者とともに学習すること等により、子どものころから自然に接する環境で過ごすこと」が最も多く、「広報紙、テレビ等を通じて、多くの人が多様な情報にふれる機会が増えること」、「学校で、車いす体験をしたり、手話等を覚える授業が活発に行われるようになること」が上位にあげられています。

図表 心のバリアフリーを進めるために必要なこと（複数回答（3つまで））



資料：平成20年 府中市福祉計画（地域福祉）調査

2 府中市の地域福祉に関する課題

府中市の地域福祉を取り巻く現状、アンケート調査、府中市福祉のまちづくり推進審議会の検討結果をふまえ、課題を整理すると次のようになります。

(1) 利用者支援の充実

①地域に密着した相談体制の整備

現在、府中市では「市役所の相談窓口」のほかに、高齢者の介護や介護予防*に関することは在宅介護支援センター*や地域包括支援センター*、子育てに関することは子ども家庭支援センターなどで、相談内容に応じて各種の相談事業を行っています。

府中市では福祉相談窓口を設置し、さまざまな生活相談に対応する総合相談を実施していますが、今後は、地域包括支援センター*を活用した地域に密着した総合相談体制の整備が求められます。

②新しい情報提供のあり方の必要性（アクセスの確保）

アンケート調査では、日ごろの福祉サービスの情報入手方法として、「広報ふちゅうや市のパンフレット」が1位にあげられています。

府中市では、市の総合的な情報提供として「広報ふちゅう」や「市のホームページ」などの充実に努めていますが、さまざまな障害への配慮や多国語への対応なども含め、新しい情報提供のあり方の検討が求められます。

③人権の尊重（権利擁護）

アンケート調査では、理想とする地域像として、「子どもがいきいきと育つまち」、「高齢者が暮らしやすいまち」、「困ったときに隣近所で助け合えるまち」が上位にあげられています。

理想とする地域像を実現するためには、人権を尊重した活動が基盤となることから、児童の権利に関する条約、障害者の権利に関する条約、成年後見制度*など、人権の尊重を重視した権利擁護事業の充実が求められます。

(2) 市民の安心確保への支援

①制度のすき間にある市民への支援

ひきこもりやニート*、ホームレスなど社会的な接点が弱く自立生活上支援を必要としている人の問題や、サービスにつながりにくい状況にある障害のある人の問題が顕在化しています。

このような、制度のすき間にある市民を包み込み、ともに社会をつくるソーシャルインクルージョン*の考え方が重要になっていますが、アンケート調査ではその考え方に対する支持が低く、地域社会全体での取組に消極的な態度がうかがえます。

すべての市民が地域で孤立せず安心して生活できるように、自立への支援や、社会参加への支援など施策の充実が求められます。また、地域住民が互いに仲間として受け入れ、ともに暮らし続けられるように、ソーシャルインクルージョン*の理解の浸透に向けた啓発活動の展開が求められます。

②社会的弱者になる可能性のある方々への支援

社会の中で、生活上の利便を図ることも難しく、他の多くの人々に比べて、その生活の質において、著しく不利で傷つきやすい立場に置かれている人々が見受けられます。いわゆる社会的弱者になる可能性のある方々で、たとえば外国の方や生活保護受給者など低所得の方々などに対して、安心して生活できるよう支援が求められます。

③虐待や孤立死を防ぐための支援

高齢者虐待や児童虐待が増加しています。また、ひとり暮らし高齢者の孤立死も増えています。

虐待の早期発見への取組や、通報義務の普及に加え、地域の見守り活動の充実など地域住民による支援が求められます。

(3) 連携・協働による福祉の推進

①地域での助け合いのネットワークづくり

市民一人ひとりが福祉サービスに求めるニーズは多岐に渡っています。

複雑化、多様化するニーズにきめ細かく対応するためには、行政、事業者、府中市社会福祉協議会、NPO*、ボランティア*団体など、さまざまな主体がそれぞれの特性を生かしながらサービスを提供できるよう、連携・協働の体制整備が求められます。

②小地域活動の推進

地域における住民相互の見守り・助け合い活動を推進するために、府中市では府中市社会福祉協議会を中心に、主に福祉エリアを単位とした支援活動が進められています。

障害のある人、ひとり暮らしや寝たきり等の高齢者世帯が地域で安心して生活していくためには、見守り活動や生活支援などの援助活動を展開する小地域活動の推進がますます求められます。

③災害時の不安への対応、早急な仕組みづくり

アンケート調査によると、災害時に不安に思うことは、「所在、安否の確認」、「避難生活」、「正確な情報の入手」となっています。

府中市では、安全安心なまちづくりをめざして緊急情報提供サービス「府中市安全安心メール」の配信を開始し、情報の提供を図っています。今後はプライバシーの保護に配慮しながら、不安がある家庭に対し、福祉関係機関と消防との連携など、災害時に手助けが行き届くような地域の協力体制の整備が求められます。

(4) 市民参加による福祉の推進

①互いに助け合いともに生きる意識の醸成

障害のある人が地域社会で生活していくためには、市民一人ひとりが障害に対する差別や偏見、理解の不足、誤解などに起因する心のバリアを取り除いていくことが大切です。

アンケート調査では、心のバリアフリーを進めるために必要なこととして、「学校で障害者とともに学習すること等により、子どものころから自然に接する環境で過ごすこと」が1位にあげられています。

学校生活を通じた青少年期からの取組が地域福祉に生かされるプログラムづくりなどが求められます。

②地域における住民の参加（参画）、交流の機会拡大と活動支援

アンケート調査によると、福祉を充実するための住民参加（参画）の方法については、「町内会・自治会や子ども会など地域単位の組織活動を活発にし、地域住民同士が横のつながりを保つこと」、「行政と住民の意見交換の機会を設けること」が求められています。

このような市民の意識をさらに高める機会の提供として、ワークショップや懇談会など地域住民同士が集まり直接参加（参画）できる仕組みの検討が求められます。

③団塊の世代の健康・生きがいづくり

昭和22年から昭和24年に生まれた方は団塊の世代と呼ばれ、定年退職により地域で過ごす時間が多くなります。

これらの世代が、仕事やさまざまな経験から得た豊富な知識や技能を生かして地域活動への参加ができるよう、健康づくりや生きがいづくりへの支援が求められます。

④新しい人材の育成、確保

府中市ではNPO*との協働推進事業などを展開しているところですが、地域福祉の推進においては、サービスや支援を担う人材の育成と確保が求められます。

福祉従事者の育成と確保はもとより、継続的な地域活動の展開のためには人材育成が不可欠であり、さらに活動のすそ野を広げる人材育成の仕組みづくりが求められます。

(5) ユニバーサルデザイン*の推進

アンケート調査によると、公共施設や病院等のバリアフリー*については、整備が進んでいると評価されていますが、案内やサインなどを含めたまち全体の、特にソフト面での整備については途上であると認識されています。

府中市では、平成19年度に「府中市福祉のまちづくりユニバーサルデザインガイドライン」を策定しましたが、今後は、ユニバーサルデザイン*という考え方に基づいて、ハード面のみならず、案内やサイン、情報、人的介助などソフト面の取組が求められます。

1 計画のめざすもの（理念）

（1）計画の理念

府中市福祉計画の基本理念である「安心していきいきと暮らせるまちづくり—みんなでつくる、みんなの福祉—」の実現をめざし、地域福祉計画では次のように理念を設定します。

みんなでつくる、
人にやさしいまちづくりの推進

（2）計画の考え方

計画の考え方は次のとおりとします。

●視点1 すべての市民を対象にします

すべての市民が人として尊重され、ともに支えあい、ともに助け合いながら安心して暮らせるまちづくりを推進します。

●視点2 市民の人権を尊重します

市民が自分らしく生きていける社会をめざし、一人ひとりの人権を尊重したまちづくりを推進します。

●視点3 市民との協働による地域福祉をより一層推進します

すべての市民が施策の対象であると同時に、施策の担い手として主体的に参加、参画する福祉活動を通じて暮らしやすいまちづくりを推進します。

●視点4 地域のつながりを大切にします

住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるよう、人、施設、情報など地域のあらゆる資源を活用して地域のつながりを大切にしたまちづくりを推進します。

●視点5 福祉の充実のための仕組みをつくります

福祉サービスを利用する人の人権が尊重される仕組みを確立すると同時に、福祉を進めるさまざまな主体が育つような支援をします。さらに、地域全体で福祉を進めるための条件環境づくりを推進します。

●視点6 市民が地域で安心して暮らせる仕組みをつくります

身近なところで相談できるように、地域に気軽に立ち寄れる相談窓口を充実し、虐待や孤立死等を未然に防止できるようなセーフティネットのあるまちづくりを推進します。

●視点7 ハード・ソフトの両面から地域福祉を推進します

身体状況によらず、すべての市民が快適に暮らせるようユニバーサルデザイン*による福祉のまちづくりを推進します。

●視点8 福祉のまちづくりを総合的に推進します

地域福祉計画では、「府中市福祉のまちづくり条例」に基づく「福祉のまちづくり推進計画」を含み、福祉のまちづくりを総合的に推進します。

(3) 福祉のまちづくりに対する考え方

福祉のまちづくり推進計画の目標及び推進の視点は次のとおりです。

①福祉のまちづくりの目標の実現

福祉のまちづくりの目標は、「すべての市民が安全で快適な生活を営むことができる良好な

生活環境の実現とともに、市民の主体的な参加による物心両面にわたる障害のない社会を築くこと」です。

府中市では、高齢者、障害者等にとってやさしいまちが、すべての市民にとってやさしいまちであるという認識にたち、「市、市民及び事業者のそれぞれの役割と責務を明らかにし、互いの理解と協力の下に、すべての市民が安全かつ便利に利用することのできる都市施設等の整備を図ることにより、福祉のまちづくりを推進すること」を目的とした福祉のまちづくり条例を定めました。本計画は福祉のまちづくりを総合的に推進するための基本となる計画です。

②新たな福祉のまちづくり推進の視点

ア バリアフリー*の視点（点から面へ総合的なバリアフリー*化）

府中市では、社会にある「情報」「制度」「心」「物理的」な四つのバリアを除き、すべての市民が社会参加を気軽にできるまちづくりの実現をめざし、点から面へ総合的なバリアフリー*化をめざします。

■「バリアフリー＝バリア（障壁、妨げているもの）がないこと」とは

「障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア・妨げているもの）となるものを除去（フリー・取り除く）する」という意味で、もともとは建築用語として使用されていました。現在では、障害のある人だけでなく、全ての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味で用いられています。

【参考】

- 平成11年度の障害者白書によると、障害者を取り巻く四つの障壁（バリア・妨げているもの）として、
 - 1 歩道の段差、車いす使用者の通行を妨げる障害物、乗降口や出入口の段差等の物理的な障壁
 - 2 障害があることを理由に資格・免許等の付与を制限する等の制度的な障壁
 - 3 音声案内、点字、手話通訳、字幕放送、分かりやすい表示の欠如などによる文化・情報面での障壁
 - 4 心ない言葉や視線、障害者を庇護されるべき存在としてとらえる等の意識上の障壁（心の壁）をあげています。

イ ユニバーサルデザイン*の視点（市民みんなのユニバーサルデザイン*）

府中市では、平成19年11月、バリアフリー*を包含し、より発展させた「年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って快適な環境をデザインする」ユニバーサルデザイン*の考え方に基づき、「府中市福祉のまちづくりユニバーサルデザインガイドライン」を策定しました。

すべての市民が、建築物や道路、交通機関等を簡単に理解でき、利用しやすいよう、ユニバーサルデザイン*の考え方にそって福祉のまちづくりを推進します。

【参考】

ロナルド・メイスが唱えたユニバーサルデザイン*は次の7原則で構成されます。

- 原則1 だれもが公平に利用できること（公平性の原則）
- 原則2 利用者に応じた使い方ができること（柔軟性の原則）
- 原則3 使い方が簡単ですぐわかること（単純性と直感性の原則）
- 原則4 使い方を間違えても、重大な結果にならないこと（安全性の原則）
- 原則5 必要な情報がすぐ理解できること（認知性の原則）
- 原則6 無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使えること（効率性の原則）
- 原則7 利用者に応じたアクセスのしやすさと十分な空間が確保されていること（快適性の原則）

出典：府中市福祉のまちづくりユニバーサルデザインガイドライン



だれでもトイレのサイン例

だれでもトイレ(オストメイト対応設備、ベビーチェア、多目的シートが設置されている)

2 計画の基本目標

「みんなでつくる人にやさしい、まちづくり」の実現に向けて、次の5つの目標を設定し、計画を推進します。

(1) 利用者本位の仕組みづくりのために

利用者が自分らしく生きるために福祉サービスを選択できるよう、府中市は十分な情報提供や相談・権利擁護事業の充実など、利用者本位のサービスの実現に向けた仕組みづくりに取り組みます。

【取り組む方向】

- 情報収集の充実
- わかりやすく利用しやすい情報提供の推進（情報のバリアフリー）
- 相談・権利擁護事業の充実 ■福祉サービスの質の確保
- 幅広く使いやすい制度の推進

(2) 安心して暮らせるまちづくりをめざして

障害のある人や高齢者、子どもづれの方だけでなく、あらゆる市民が自立して生活できるよう、日常生活を支援する取組を展開し、だれもが住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりをめざします。また、外国の方や生活保護受給者など社会的弱者になる可能性のある方々に対して、生活の支援に配慮していきます。

【取り組む方向】

- 日常生活の支援 ■健康づくり・介護予防*の推進

(3) いきいきとした暮らしを支える仕組みづくりのために

市民一人ひとりの暮らしにあった福祉サービスが求められ、地域の中で見守りや援助が必要な方が増えています。災害時の不安の解消、防犯のまちづくりに取り組み、市民のだれもが、安心していきいきと暮らせるよう、地域活動組織や行政、事業者、府中市社会福祉協議会、NPO*、ボランティア*団体などと連携し、協働しながら地域活動のきっかけ作りや活動組織との連携の仕組みづくり、防災・防犯のまちづくりを推進します。

【取り組む方向】

- 支援ネットワークの推進
- パートナーシップの推進
- 防災・防犯のまちづくりの推進

(4) みんなでつくる支えあいのまちづくりをめざして

団塊の世代が退職により、地域で過ごす時間の増加が見込まれています。団塊の世代の知識や技術などが活かせる活動などにより地域参加をうながし、地域での新たな関係づくりや多様な福祉ニーズに対応できる人材の確保・育成に取り組み、みんなでつくる支えあいのまちづくりをめざします。

【取り組む方向】

- 互いに理解し助け合う福祉意識の醸成（心のバリアフリー）
- 地域福祉活動の促進
- 社会参加の促進
- 多様な人材の育成・確保

(5) 福祉のまちづくりをめざして（物理的なバリアフリー*）

市民が安心していきいきと暮らせるよう、地域や社会との交流、参加・参画しやすい環境整備が求められています。バリアを意識しないで暮らせるユニバーサルデザイン*の考えを取り入れた福祉のまちづくりをめざします。

【取り組む方向】

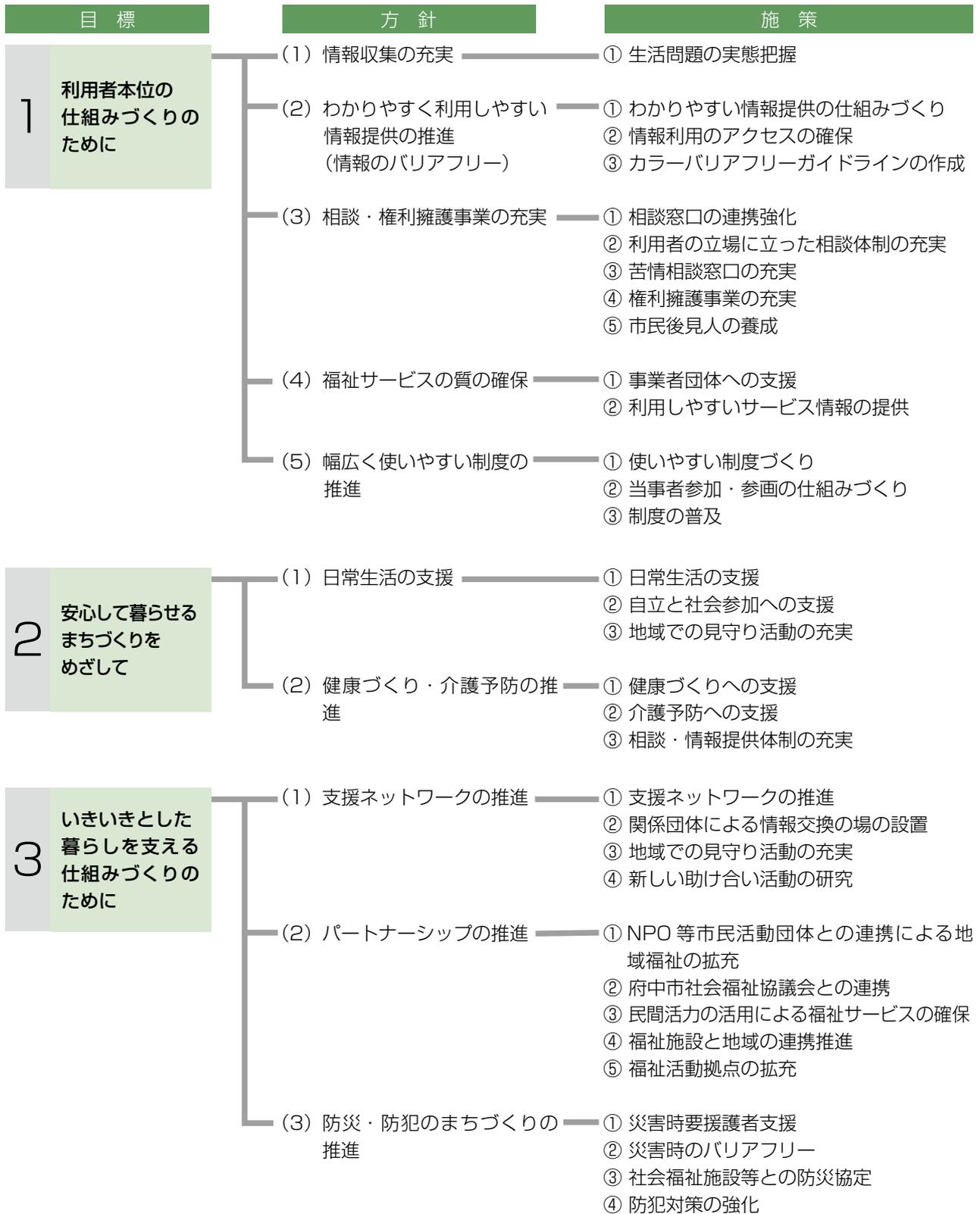
- 移動ルートの確保
- 施設（公共施設・学校・公園・住宅・民間建築物）
- 交通
- サイン・案内・誘導

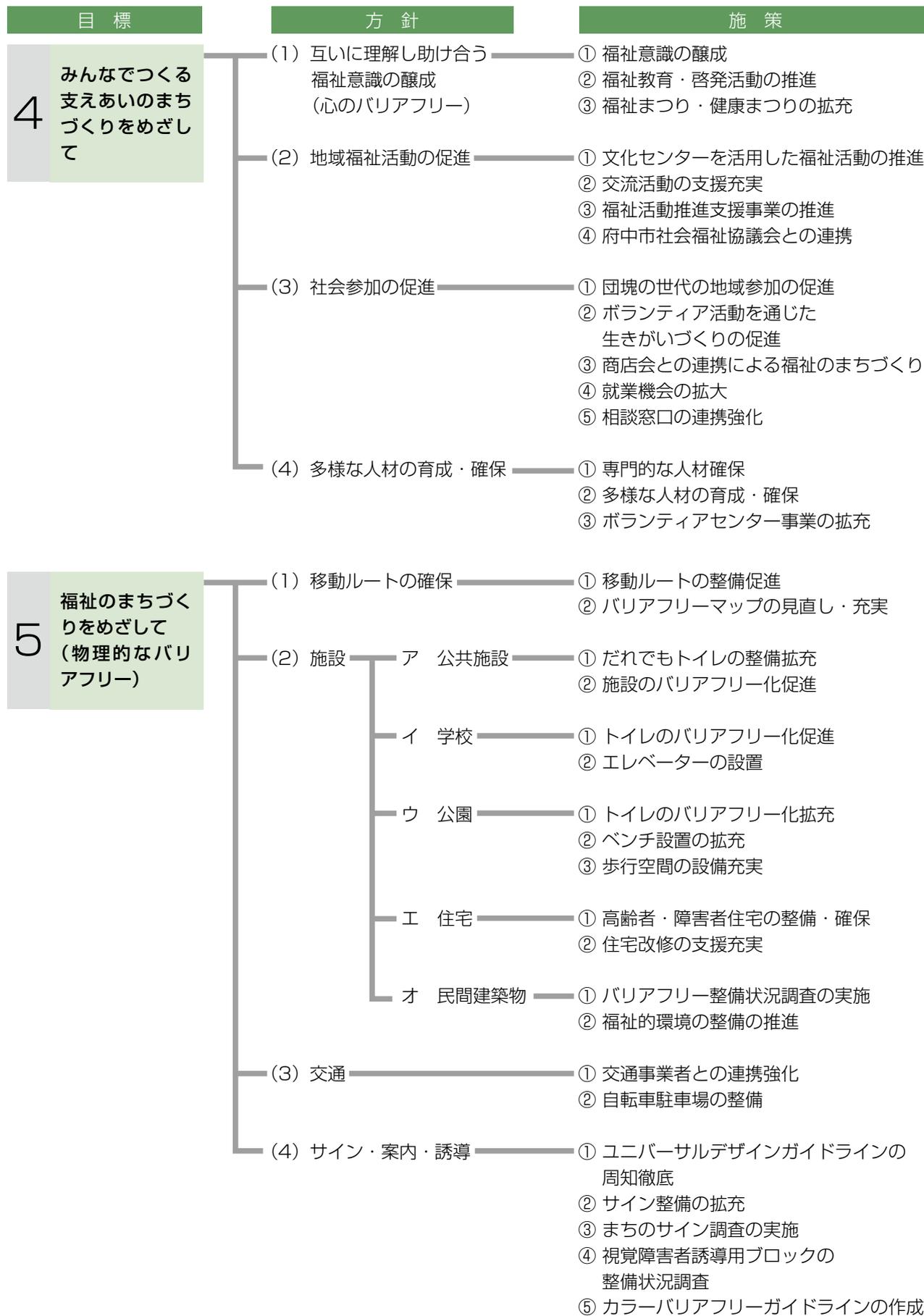
連続した誘導ブロックと点字ブロック



歩道橋に設置されたエレベーター

3 計画の体系





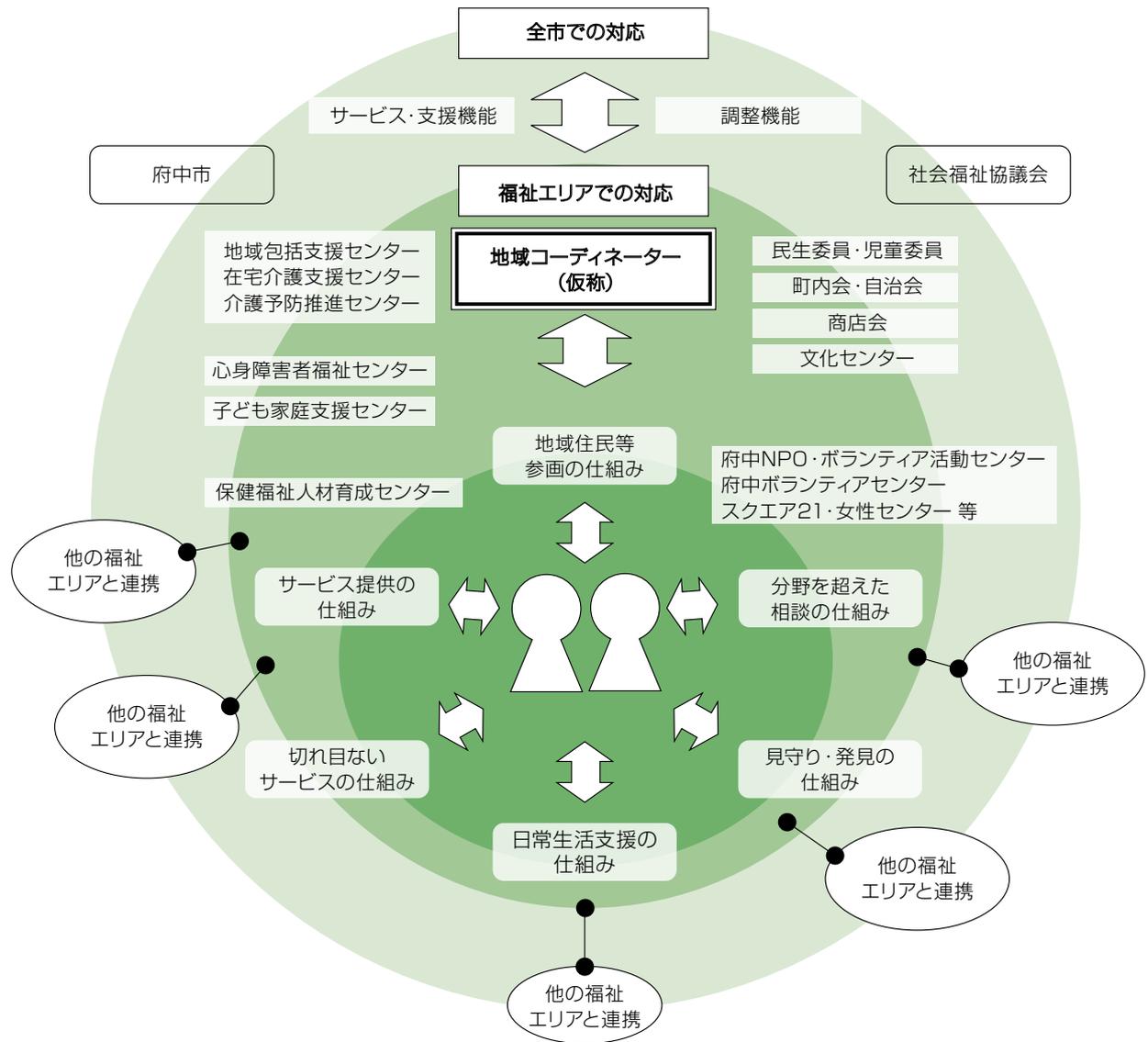
1 新たな「支えあい」の仕組みづくり

より複雑になりつつある生活課題を身近なところで解決していくためには、高齢者、障害のある人、子育て支援等多様な分野の相談を地域で受け止め、解決する専門的な相談・支援体制が求められます。これにより、一人ひとりの住民が身近な地域に必要な支援を受けながら住み慣れた地域で暮らし続けることが可能になります。

今後は福祉エリアごとに、福祉と保健の相談窓口の機能を充実させ、府中市社会福祉協議会や地域包括支援センター*、在宅介護支援センター*、心身障害者福祉センター、子ども家庭支援センター等相談機能を充実し、さまざまな地域資源を開拓しながら、それらとの相互連携によって生活課題を把握し、横断的な支援を通して問題解決を行います。

また、市民の問題意識や地域貢献に対する意欲を引き出し、地域での活動へつなげ、活動を継続していく仕組みや条件、環境づくりを進めます。地域通貨など新しい支えあいのシステムは引き続き検討課題ですが、地域コーディネーター（仮称）をはじめとする地域人材の育成などは府中市社会福祉協議会、NPO*等関連団体、自治会、商店会などと協働・連携しながら検討します。

■ 地域の総合的な相談・支援システムのイメージ



2 ユニバーサルデザイン*の推進

府中市では、福祉のまちづくりを推進するため、「ふちゅうバリアフリーマップ」を作成しました。また、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づき、「府中市交通バリアフリー基本構想」を策定してバリアフリーのまちづくりを推進してきました。さらに平成18年度には「心のバリアフリーハンドブック」を作成、平成19年度には「府中市福祉のまちづくりユニバーサルデザインガイドライン」を策定しました。

これらの中で、福祉のまちづくりを推進するにあたっては、市と事業者の協力・連携はもとより、市民の参画と協働が特に求められるとし、ハード面のバリアフリー*だけでなく、「心のバリアフリー」、「情報のバリアフリー」をめざして、マナーの向上など市民意識の向上が求められます。

今後ユニバーサルデザイン*を推進していくにあたり、ハードとソフト両面から、さまざまな主体が取り組めるよう、ユニバーサルデザイン*を「情報面」、「意識面・制度面」、「物理面」の視点で考え、市民とも協働しながら事業を推進します。

■ ユニバーサルデザイン*の推進のイメージ

情報面

- ・わかりやすい表現にする
- ・理解されやすい表現にする
- ・見やすい表現にする
- ・見つけやすい表現にする



意識面・制度面

- ・障害を理解する
- ・困っていることを理解する
- ・使いやすいようにする
- ・白杖、点字や誘導ブロック等を知る
- ・思いやりを育てる



聞こえが不自由なことを表す耳のシンボルマーク



物理面

- ・歩行空間を確保する
- ・歩きやすい仕上げにする
- ・段差を解消する
- ・だれもが使いやすい駅舎やバス停にする
- ・案内板、サイン、誘導システムを整備する



目標 1 利用者本位の仕組みづくりのために

福祉サービスの利用においては、サービスを必要とする市民が、適切なサービスを選択でき、安心してサービスを受けられることが第一です。

福祉サービスの利用については、これまでも利用者の立場に立った相談体制や情報提供の推進に努めてきました。しかしながら地域には、さまざまな生活課題をもつ人やサービスや支援が届かず孤立してしまいがちな人がいます。今後は、サービスを必要とするすべての市民が適切に迅速にサービスを利用できるように、地域に密着した相談体制の整備や、より利用しやすくわかりやすい情報提供の充実が求められます。

また、判断能力が不十分な人も安心して福祉サービスの利用ができるように権利擁護事業の充実が必要です。

利用者が安心してサービスを選択するためには、質の高い福祉サービスの充実が不可欠です。福祉サービス第三者評価制度*の普及などによる、サービスの質の向上と利用者への情報提供が求められます。

(1) 情報収集の充実

利用者にとって必要なサービスが的確に提供されるように、市民のニーズや生活問題、福祉課題等の把握に努めます。

①生活問題の実態把握

事業名	内容
生活問題の実態把握	・ 市民生活をめぐる福祉課題や行政需要などを的確に把握するため、実態調査、アンケート調査などを計画的に実施します。

(2) わかりやすく利用しやすい情報提供の推進（情報のバリアフリー）

利用者が必要なサービスを的確に選択できるように、多様な提供手段、媒体、表現方法を用いて情報提供の充実を図ります。また、情報を入手できる人とできない人との間で不公平が生じないよう広報に努めます。

※情報のバリアフリーとは、情報のバリア（障壁・妨げているもの）の除去のことです。

①わかりやすい情報提供の仕組みづくり

事業名	内容
わかりやすい情報提供	・ 福祉情報冊子・パンフレットなどによるわかりやすくきめ細かな情報提供を進めます。 ・ 市の広報やホームページなどにより、情報の即時性を高めます。 ・ 関係機関・団体等の冊子・パンフレット等を活用した情報提供を行います。 ・ ケーブルテレビや出前講座を実施するなど多様な情報提供媒体を活用します。 ・ 情報を分野別に収集し、必要な情報を入手しやすいように情報提供します。

②情報利用のアクセスの確保

事業名	内容
情報利用のアクセスの確保	・ 障害のある人や高齢者など情報入手が困難な方に対して、さまざまな情報提供手段を活用して情報利用のアクセスの確保に努めます。

③カラーバリアフリーガイドラインの作成

事業名	内容
カラーバリアフリーガイドラインの作成 <small>新規</small>	・ 高齢者や視覚障害者・色覚障害者の情報提供に寄与するため、加齢や、障害に応じた色彩やデザインを把握し、わかりやすく理解しやすい表現等をめざすためのガイドラインを作成します。

(3) 相談・権利擁護事業の充実

市民の誰もが地域で気軽に相談できるように地域に密着した相談体制を拡充します。

また、判断能力が不十分な人々も安心して福祉サービスの利用ができるように人権を尊重した権利擁護事業を充実します。

①相談窓口の連携強化

事業名	内容
相談窓口の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉総合相談窓口である地域包括支援センター*を中心として、在宅介護支援センター*、地域包括支援センター*、子ども家庭支援センター、み～な、あけぼの、プラザなどの相談窓口間の連携を強化します。 ・ 身近な相談窓口として、民生委員・児童委員などの地域の福祉人材と連携した相談体制の整備を進めます。

②利用者の立場に立った相談体制の充実

事業名	内容
利用者の立場に立った相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高度化、多様化する福祉相談業務に的確に対応できる職員を育成し、利用者の立場に立った相談体制を充実します。

③苦情相談窓口の充実

事業名	内容
苦情相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉サービスの利用に関する苦情に対して、苦情相談窓口で対応し、解決に努めます。

④権利擁護事業の充実

事業名	内容
権利擁護事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉サービスの適切な利用を支援したり、認知症高齢者等判断能力が不十分な人などに対する地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）及び成年後見制度*の利用支援や助言を行う、福祉サービス利用援助事業や府中市権利擁護センター事業を充実します。

⑤市民後見人の養成

事業名	内容
市民後見人の養成 新規	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度*を必要とする誰もが、適切な後見人を得ることができるよう、親族や弁護士等の専門家以外に、成年後見制度*の趣旨と内容を理解し、社会的な貢献的な精神で後見業務を担う市民後見人を養成します。

(4) 福祉サービスの質の確保

利用者がより質の高いサービスを選択して利用できるよう、福祉サービス提供者への支援を通して、サービスの質の向上を図ります。

①事業者団体への支援

事業名	内容
事業者団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉サービス提供事業者団体に対して各種情報を提供するとともに、事業者間の情報ネットワークの構築を支援するなど、福祉サービスの安定的提供、質の確保を図ります。 ・ 利用者の「声」を事業者団体に提供し、サービスの質の向上を図ります。

②利用しやすいサービス情報の提供

事業名	内容
福祉サービス第三者評価制度*の普及・促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価機関がサービス提供事業者のサービス内容などを評価し公表する、福祉サービス第三者評価制度*の普及を促進し、サービスの質の確保に努めるとともに、利用者がサービスの選択をする際に目安となるよう情報を提供します。

(5) 幅広く使いやすい制度の推進

市民の誰もが社会等に参加・参画することを阻まれないよう、さまざまな制度の設置や運用等の見直しを行い、使いやすいものにします。また社会等への参加・参画がしやすくなるように環境の整備を図ります。

①使いやすい制度づくり

事業名	内容
使いやすい制度づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ できるだけ多くの市民が希望にそった社会参加・参画ができるような制度づくりに努めます。

②当事者参加・参画の仕組みづくり

事業名	内容
協議会等への参加推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当事者の意見が市政に積極的に反映されるように当事者の市民参加の協議会等への参加や計画づくりへの参画を推進します。
ワークショップ・懇談会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当事者の意見を把握するため、作業形式のワークショップや、懇談会を開催します。

③制度の普及

事業名	内容
制度の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の社会等への参加・参画の機会を増やすため、制度の普及に努めます。
広報の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報等に制度の内容を掲載し、制度の広報に努めます。
多様な広報手段の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度の普及のため、多様な広報手段に取り組み、情報提供します。

急速に少子、高齢化が進む中で、ひとり暮らしの高齢者をはじめ、昼間、乳幼児と親だけになってしまう家庭など地域での支えあいが必要とする人が増えています。また、ひとり親家庭の増加や雇用環境の変化、所得格差の拡大などから生活保護世帯は増加傾向にあり、低所得者やホームレス、ニート*やひきこもりなど生活の安定と自立への支援を必要とする人たちがいます。

あらゆる市民が地域で孤立せず、安心して生活できるよう、日常生活や自立への支援を図るとともに、地域社会に参加・参画できる仕組みを整える必要があります。

また、障害のある人が地域で自立して生活できるように、行政や福祉サービス推進事業者、地域団体等が連携した支援体制の整備が必要です。

一方、超高齢社会を迎えるにあたっては、自分や家族だけでなく地域の皆が健やかに暮らしていくことが重要です。いつまでも健康でいきいきと暮らし続けられるよう、健康づくりへの支援や、介護予防*の推進などのさらなる充実が必要です。

(1) 日常生活の支援

誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるように、一人ひとりの状況に応じて自立を支援します。

(2) 健康づくり・介護予防*の推進

①日常生活の支援

事業名	内容
生活支援ヘルパーの派遣	・ 在宅のひとり暮らし、または高齢者世帯の方の要介護状態への進行を防止するため、家事を中心とした生活支援ヘルパーを派遣し、自立支援対策の充実に努めます。
外出支援サービスの充実	・ ひとり暮らし、または高齢者のみ世帯の方で、通院等の移動に家族の援助が望めない方を対象に、通院等の送迎に車を手配し、在宅での自立生活を支援します。
住まいの確保	・ 障害のある人や高齢者、ひとり親世帯向け都営・市営住宅の確保に努めます。 ・ 高齢者や障害のある人が地域で共同生活ができるよう、グループホームを誘致します。 ・ ひとり暮らし高齢者住宅の適切な運営とあり方の検討を行います。
住まいのバリアフリー*化	・ 障害のある人や高齢者が住み慣れた家で安心して生活が続けられるように、改修のための相談や費用の助成を行い、住まいのバリアフリー*化を推進します。
訪問食事サービス	・ 在宅のひとり暮らしや高齢者のみの世帯で、食事の準備が困難な人に、訪問し食事を届けることにより、在宅生活を支援します。

②自立と社会参加への支援

事業名	内容
低所得者への総合相談機能の充実	・ 生活の状況に応じ、幅広い相談、助言を行うため、多様な機関が実施する各種助成、支援情報の収集に努め、適切な福祉サービスの情報提供と相談機能を充実します。
生活困窮者への自立支援	・ ハローワークとの連携や都立多摩職業能力開発センター府中校等での技術修得など、就業に結び付く情報を提供し、生活困窮者の自立を支援します。
ホームレスへの自立支援	・ 定期的に生活実態を調査し、就業や生活の相談援助を行うとともに、働く意欲と能力のある人に対して自立に向けた支援を行うよう、国や東京都に適切な方策を講ずるよう要請します。
外国人への支援策の充実	・ 府中市の広報などを通じて、地域イベント等への参加呼びかけを行い、地域での交流を進め、孤立化を防ぎ、安心して生活できる環境づくりを充実します。 ・ 外国語による市政情報誌「府中インフォライン」での情報提供を充実します。 ・ 国際交流サロンでの日本語教室や児童学習支援などを充実します。 ・ NPO * 団体等と連携して交流や支援を充実します。

③地域での見守り活動の充実

事業名	内容
地域での見守り活動の充実	・ 孤立やひきこもり等によりサービスを受けることが困難な人たちに対し、見守り活動などを行う地域福祉活動を支援します。 ・ 高齢者や児童の虐待を発見した場合は、すみやかに通報するよう啓発に努めます。

市民が健康でいきいきと暮らし続けるためには、市民一人ひとりが日頃から健康的な生活習慣を身につけ、健康づくりに励むことが必要です。生涯にわたる健康づくりへの支援と、介護予防*の推進を図ります。

地域で支える福祉を実現するためには、行政のみならず、福祉関係の機関、団体、民間事業

①健康づくりへの支援

事業名	内容
保健計画の推進・医療機関との連携	・ すべての市民のライフステージ*にあわせた「保健計画」を推進し、健康づくり支援事業を推進します。医療機関と連携した疾病予防事業の推進に努めます。
健康管理の促進	・ 健康診査等により疾病の早期発見に努めるとともに、若年層を含め生活習慣病予防の重要性の周知を図ります。 ・ かかりつけ医制度の普及を促進します。
自主的な健康づくりへの支援	・ 地域の中で、さまざまな分野において自主的に健康づくりを実践している個人や団体を、「元気いっぱいサポーター」として登録し、その活動を支援します。

②介護予防*への支援

事業名	内容
健康づくり・介護予防*の場と機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> 文化センター、地域体育館などで、年代に応じた体力づくりを進めるとともに、地域デイサービス事業で体操指導を行うなどさまざまな場面で健康づくりが進められるような場と機会を提供します。
介護予防事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防健診を実施します。 介護予防健診の結果により各高齢者の状態に応じた介護予防プログラムを実施します。 介護予防健診への参加の動機づけの仕組みをつくりまします。 地域包括支援センター*、介護予防コーディネーター*と連携し、介護予防事業を実施します。

③相談・情報提供体制の充実

事業名	内容
相談・情報提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 保健センターを中心として相談体制を充実するなど健康に関する知識や情報提供を充実します。
個人の健康管理への支援	<ul style="list-style-type: none"> 個人が健康管理しやすい健康手帳を、がん検診や特定健診*等の受診時や健康教育などに参加した際に配布します。 市民の健康管理を支援するため、診断結果や健康情報を記録する健康管理システムを整備します。

目標 3 いきいきとした暮らしを支える仕組みづくりのために

者、NPO*などの民間団体、住民が互いにパートナーシップを築き、協働して福祉活動に取り組んでいくことが重要です。

そのためには行政、事業者、NPO*などの民間団体、住民がそれぞれの役割や資源、機能を生かしながら、連携を図る必要があります。

防災、防犯への取組においては、地震や風水害等による被災者に高齢者が多いことから、災害時の避難にあたって支援が必要となる人たちの把握や、一人ひとりに応じた避難支援など、災害時要援護者*対策への取組が喫緊の課題となっています。福祉関係機関や、福祉関係従事者と連携を図り、支援体制を整備するとともに、住民と連携した地域の防災力を強化していくことが必要です。防犯については、高齢者等を狙った悪質な詐欺や空き巣などが増えていることから、地域が力を合わせて防犯対策を講じる必要があります。

(1) 支援ネットワークの推進

支援を必要とする市民一人ひとりのニーズに応じてサービスを提供し、支えていくには、行政、福祉サービス提供機関、ボランティア*グループ、NPO*、地域団体など多様な機関との連携が不可欠です。各機関や団体、個人が協力して活動できるように連携体制を整備します。

①支援ネットワークの推進

事業名	内容
支援ネットワークの推進	<ul style="list-style-type: none">地域の支援活動が、必要に応じて相互に連携した活動を実現するためのネットワークづくりを推進します。多様な福祉活動を支える役割を担うリーダー的人材を地域から発掘し、養成して地域福祉活動の充実を図ります。ボランティア*活動を行う意向のある市民や学校の福祉活動を支援します。

②関係団体による情報交換の場の設置

事業名	内容
情報交換の場の設置	<ul style="list-style-type: none">民生委員・児童委員や府中市社会福祉協議会、自治会、NPO*など福祉活動を目的とする関係団体による連絡会を開催し、情報交換・情報提供を行う場を設置します。

③地域での見守り活動の充実

事業名	内容
地域での見守り活動の充実 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 孤立やひきこもり等によりサービスを受けることが困難な人たちに対し、見守り活動などを行う地域福祉活動を支援します。 ・ 高齢者や児童の虐待を発見した場合は、すみやかに通報するよう啓発に努めます。

④新しい助け合い活動の研究

事業名	内容
新しい助け合い活動の研究	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民相互の助け合い活動である「地域通貨(エコマネー)」や「コミュニティファンド」の活用など、新しい手法による福祉活動の研究を進め、多様な福祉活動の推進を図ります。

(2) パートナーシップの推進

地域福祉の推進にあたっては、各機関が協働して支援活動を進める必要があります。それぞれの機関や団体の資源やサービスが有効に機能するように、パートナーシップの推進を図ります。

①NPO*等市民活動団体との連携による地域福祉の拡充

事業名	内容
関係団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民グループや自治会などが自主的に取り組む福祉活動などを支援して、その充実を図るとともに、NPO*と連携した福祉事業を推進し、地域福祉の拡充を図ります。

②府中市社会福祉協議会との連携

事業名	内容
地域福祉活動推進事業への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府中市社会福祉協議会が市民の参加を得て策定する、地域福祉活動計画の実現を支援します。 ・ 府中市社会福祉協議会が進めている福祉協力員の育成を支援します。
小地域活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内会や自治会など生活圏において、支援を必要とする人への見守りや助け合いなどの活動を推進します。

③民間活力の活用による福祉サービスの確保

事業名	内容
民間活力の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者が進める福祉サービスを積極的に活用するとともに、社会福祉法人などの健全な運営を支援し、安定的、効率的なサービス提供体制を確保します。

④福祉施設と地域の連携推進

事業名	内容
地域との連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種福祉団体や福祉施設の地域との交流を推進します。 ・ 保育所や在宅介護支援センター*など、民間を含めた福祉施設・機関が、地域の自主的な福祉活動に対して情報提供、相談事業を行うなど地域との連携を推進します。

⑤福祉活動拠点の拡充

事業名	内容
活動拠点の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化センターや公会堂などの活用をさらに進め、福祉活動グループの拠点づくりを推進します。 ・ 小・中学校、高等学校、大学などの施設が、福祉活動の場として活用できるよう関係機関に要請します。

(3) 防災・防犯のまちづくりの推進

ひとり暮らしの高齢者や重度の障害者など、日常生活のなかで手助けを必要とする人たちが、災害時なども安心して生活できるように、支援体制の整備を図ります。

また、ひとり暮らしや、高齢者世帯を狙った詐欺や空き巣などの犯罪から守るため、防犯対策の強化を図ります。

①災害時要援護者*支援

事業名	内容
災害時要援護者* 支援体制の整備 新規	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、障害のある人等、災害時に支援の必要な方を把握するため、名簿を作成し、災害時に必要に応じて活用できるように整備します。 ・ 平常時から要援護者と接している府中市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者や医療機関とも連携を図り、災害時要援護者*の支援体制を整備します。

②災害時のバリアフリー*

事業名	内容
避難ルート及び 避難所の検証 新規	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に避難所を利用できるよう、小・中学校や文化センターなど避難所となる建物やそのルートのバリアフリー*化に関する検証をします。
避難マップの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の避難所や生命維持に必要な給水拠点、トイレ等が把握できるような避難マップを充実します。

③社会福祉施設等との防災協定

事業名	内容
社会福祉施設等との防災協定	・ 災害時において要援護者のための避難施設として、社会福祉施設等を利用できるように防災協定を結び、要援護者が安心して暮らせる生活環境を確保します。

④防犯対策の強化

事業名	内容
防犯意識の向上	・ 詐欺や窃盗などの被害から守るため、生活者自身の防犯意識を高める啓発活動の充実を図るとともに、地域の自主防犯意識の啓発活動や支援活動の充実を図ります。
犯罪に関する情報提供の充実	・ 詐欺や窃盗などの被害から守るため、横行している犯罪について情報提供の充実を図ります。
声かけ隊の組織化支援	・ 町内会や自治会などの単位で見守りの必要な市民に定期的に声をかけてパトロールするグループの組織化を支援します。

高齢者や障害のある人だけではなく、さまざまな困難にある市民が支援を求めています。調査によると、ハンディキャップのある人にとって、地域活動に参加する条件として「地域の人々の理解・協力が得られること」をあげており、地域の人々の協力のもと、支えあいのまちづくりが一層求められています。また、団塊の世代の定年退職により、地域で過ごす時間が増えてくると予測されています。

府中市では、「まちにはさまざまな人が住んでおり、さまざまな場面で感じている不自由を理解する必要がある」として心のバリアフリーハンドブックを作成しました。また、団塊の世代の知識や技能を活かしながら社会参加・参画を進め、地域活動や福祉サービスの担い手として活動の機会創出や活動の場を提供していきます。さらに、まちのバリアフリー*化を進めるとともに、市民の一員として、ソーシャルインクルージョン*の考えのもと、みんなで地域を支えるまちづくりをめざします。

(1) 互いに理解し助け合う福祉意識の醸成（心のバリアフリー）

これからの社会は、互いに理解し助け合うため、高齢者や障害のある人等に対し、理解を深め、偏見や思い込み、決め付けをなくしていくことが求められています。府中市では、ノーマライゼーション*のまちづくりを進めており、今回のアンケート調査でも、心のバリアフリーを進めるために必要なことは、「学校で障害者とともに学習すること等により、子どもたちから自然に接する環境で過ごすこと」、「学校で、車いす体験をしたり、手話等を覚える授業が活発に行われるようになること」が上位にあげられています。このことから、学校生活を通じた青少年期からの取組や地域福祉に生かされるプログラムづくりなどが期待されます。高齢者や障害のある人が困っていること、それを解消するための手伝いや心配り、コミュニケーションができるように、福祉教育や啓発活動等による心のバリアフリーを推進していくことが望まれます。

※心のバリアフリーとは、「意識上の障壁（バリア・妨げているもの）の除去のこと」です。

①福祉意識の醸成

事業名	内容
ソーシャルインクルージョン*の普及・促進 <small>新規</small>	・ さまざまな広報媒体を活用した啓発や福祉教育などを通じてソーシャルインクルージョン*の普及に努めます。
ノーマライゼーション*の理念の普及・促進	・ さまざまな広報媒体を活用した啓発や福祉教育などを通じてノーマライゼーション*の理念の普及に努めます。

②福祉教育・啓発活動の推進

事業名	内容
福祉教育・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小・中学校での福祉教育やボランティア*体験、市民への福祉啓発活動事業として疑似体験を活用するなどの活動を充実します。 ・ 府中市の広報やケーブルテレビなどを活用して、福祉啓発活動を推進します。

③福祉まつり・健康まつりの拡充

事業名	内容
福祉まつり・健康まつりの拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な団体の参加を促進するとともに、より多くの市民が参加する福祉まつり・健康まつりをめざして拡充を図ります。

(2) 地域福祉活動の促進

地域の実情にあった支えあいのまちづくりを実現するためには、地域に住む一人ひとりがそれぞれにあった活動に参加し、活動を展開していくことが求められます。府中市では、できるだけ多くの地域で支えあい活動が活発化するように活動の支援や、活動や交流、啓発の場を提供するなど、地域福祉活動の促進を図ります。

①文化センターを活用した福祉活動の推進

事業名	内容
文化センターを活用した福祉活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化センターを活用して、地域で進められる福祉活動の発表の場・機会を提供するほか、生きがい活動の学習、交流事業など、多様な福祉活動の推進を図ります。

②交流活動の支援充実

事業名	内容
交流活動支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ さまざまな市民が日常的に気軽に交流できるように、文化センター以外の交流の場の確保や活動に対する支援を充実します。

③福祉活動推進支援事業の推進

事業名	内容
福祉活動推進支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひとり暮らし高齢者に対する見守り活動、障害のある人への日常的な支援活動など、地域の実情に応じた自主的な支えあい活動、福祉ボランティア*活動を支援し、支えあいのまちづくりを推進します。

④府中市社会福祉協議会との連携

事業名	内容
地域福祉活動推進事業への支援 (再掲)	<ul style="list-style-type: none">・ 府中市社会福祉協議会が市民の参加を得て策定する、地域福祉活動計画の実現を支援します。・ 府中市社会福祉協議会が進めている福祉協力員の育成を支援します。
小地域活動の推進 (再掲)	<ul style="list-style-type: none">・ 町内会や自治会など生活圏において、支援を必要とする人への見守りや助け合いなどの活動を推進します。

(3) 社会参加の促進

市民の多くは教育、文化、スポーツ、社会福祉などの分野で多様な活動を行っており、その活動への参加は、地域でいきいきとした生活を送る上で大切な要因となっています。また団塊の世代の定年退職により、職場から地域への移行が促進されます。府中市では、団塊の世代に対応した市民活動を支援するため、参加を促す情報提供や相談体制の充実を図るとともに、府中市内に点在している施設等を活用した社会参加の場と機会の提供に一層努めます。

①団塊の世代の地域参加の促進

事業名	内容
団塊の世代の地域参加の促進	<ul style="list-style-type: none">・ 定年退職した団塊の世代が知識や経験を生かして、地域で活躍できる機会の創出や活動の場を提供します。

②ボランティア*活動を通じた生きがいづくりの促進

事業名	内容
ボランティア*活動を通じた生きがいづくり	<ul style="list-style-type: none">・ 府中市、府中市社会福祉協議会が連携して、市民の知識や経験が活用できるボランティア*活動の場を拡充します。・ さまざまな活動を発表、紹介する場を設け、活動内容の拡充を図ります。

③商店会との連携による福祉のまちづくり

事業名	内容
商店会との連携	<ul style="list-style-type: none">・ 商店会の協力を得て、空き店舗などを活用した障害者団体などの製品販売や展示の場、市民が気軽に立ち寄れる場を設置して、社会参加・交流を促進します。

④就業機会の拡大

事業名	内容
就業機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の持つ豊富な知識や経験を活かせるよう、シルバー人材センター*と連携し、社会参加の機会を拡大します。 ・ 生活指導や作業指導などにより、障害のある人の自立に向けた支援を推進します。

⑤相談窓口の連携強化

事業名	内容
相談窓口の連携強化 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉総合相談窓口である地域包括支援センター*を中心として、機能の拡充とあわせて、在宅介護支援センター*、地域包括支援センター*、子ども家庭支援センターなどの相談窓口間の連携を強化します。 ・ 身近な相談窓口として、民生委員・児童委員などの地域の福祉人材と連携した相談体制の整備を進めます。

(4) 多様な人材の育成・確保

地域福祉の推進において、サービスや支援を担う人材の育成と確保は極めて重要な課題です。質の高いサービスの提供や支援に向けて、専門的な福祉従事者のみならず、サービスの提供を担う人や、地域活動を支える人、サービスをコーディネートする人など専門的な知識や技術をもった人材の育成と確保が求められます。

①専門的な人材確保

事業名	内容
専門的な人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的な福祉従事者を育成します。 ・ 府中ボランティアセンターを活用し、地域の課題を全体的に捉え、福祉活動に参加していくボランティアコーディネーターなど、専門的知識を持った人材を育成します。 ・ 有資格者の掘り起こしによる潜在的人材を確保します。 ・ 福祉・介護人材の育成・確保について、国や東京都に要望していきます。

②多様な人材の育成・確保

事業名	内容
多様な人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府中市社会福祉協議会の「夢バンク」をはじめ、定年退職者や子育て経験者などの多様な経験や知識・技術を社会的財産として尊重し、その効果的な活用を図ります。
地域コーディネーター(仮称)の育成・配置 <small>新規</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一人ひとりの状況に応じて必要な支援を組み合わせ提供できるように、福祉サービス全般に精通した地域コーディネーター(仮称)の育成・配置を図ります。

③ボランティアセンター事業の拡充

事業名	内容
ボランティアセンター事業の拡充	<ul style="list-style-type: none">・登録ボランティア*に対して実施しているフォローアップ講座を充実します。・幅広い年齢層の参加促進に努め、特に定年退職者や子育て、介護経験のある人の知識や経験を活用するシステムを充実します。・ボランティアコーディネーターなど、幅広い人材の確保に努めボランティア*活動の充実に努めます。



福祉まつりでの車いす体験の様子

目標 5 福祉のまちづくりをめざして（物理的なバリアフリー*）

まちには、生活する上で、建築物や道路、交通面等ハード面のさまざまなバリア（障壁・妨げているもの）が存在しています。

近年新築された施設はバリアフリー*に整備され、市民が利用しやすくなっていますが、福祉のまちづくり条例の施行以前の施設は、まだまだバリアフリー*化が進んでいません。子どもづれ、高齢者、障害のある人等が利用しやすい施設を提供していく必要があります。

また、地域や社会との交流等に参加・参画するには、移動しやすい環境整備が求められます。主に移動弱者といわれる子どもづれ、高齢者、障害のある人等のスムーズな移動の支援を推進することが求められます。

これからは、福祉のまちづくり条例に基づき、バリアのない良好な生活環境を実現していくことが重要です。また市民の主体的な参加・参画によって、利用しやすく移動しやすいまちとし、あらゆる市民が府中市での良好な生活環境を享受することができるよう、まちづくりを進めることが必要です。

※ バリアフリー*という言葉は、もともと物理的なバリアフリー*を指し、暮らす上で妨げになる建物内にあるバリア（障壁・妨げになっているもの）を除去（取り除く）という意味で、建築用語で使われ始めたものです。ここでは幅広く、まちや建物、交通機関関係での移動の確保や段差解消を指します。

（1）移動ルートの確保

通学や通勤、通院、買い物、生きがい・健康づくり活動への参加などのため、市民が利用する移動ルートについて、府中市は、府中市交通バリアフリー基本構想及び事業計画を策定し、移動に関するバリアフリー*を推進しています。市民が利用する公共施設のうち、府中駅、府中本町駅、分倍河原駅、東府中駅、中河原駅の徒歩圏内に、高齢者や障害のある人の利用が多い施設があります。市民の積極的な社会参加を促すため、点（建物）から線（道路・歩道等）へ、線から面（広場・商店街・地域・市域等）へバリアフリー*を推進し、移動ルートを確保していくことが求められます。

①移動ルートの整備促進

事業名	内容
移動ルートの整備促進	・ 市民が日常利用する歩道、散歩道、買い物ルートに当たる通路等をバリアフリー*化すべき道路として重点的に整備し、移動ルートを確保します。

②バリアフリーマップの見直し・充実

事業名	内容
バリアフリーマップの見直し・充実	・ 障害のある人も参加した中で、バリアフリーマップを見直し、バリアフリー*化の状況にそってマップを改訂します。

(2) 施設

市民が生活するうえで利用する施設として、公共施設、学校、公園、住宅、民間建築物などがあります。これらの施設を使いやすく移動しやすくすることが求められます。

ア 公共施設

公共施設のうち、府中駅、府中本町駅、分倍河原駅、東府中駅、中河原駅の徒歩圏内に、高齢者や障害のある人等の利用が多い施設があります。既存公共施設のバリアフリー*化を推進するとともに、新規の公共施設のバリアフリー*整備の推進が求められます。

①だれでもトイレの整備拡充

事業名	内容
だれでもトイレの整備拡充	・ 高齢者、障害のある人等の行動範囲を広げるため、だれでもトイレの整備を拡充します。

②施設のバリアフリー*化推進

事業名	内容
既存施設のバリアフリー*化推進	・ バリアフリー*化が進んでいない既存施設のバリアフリー*化を推進します。
公共駐車場のバリアフリー*化促進	・ 公共駐車場のバリアフリー*化を促進し、車いす利用者の利便性を向上させます。
新たな公共施設のバリアフリー*整備	・ 公共施設を新築する場合、ユニバーサルデザイン*の視点で施設整備をします。

イ 学校

府中市が進めるノーマライゼーション*の考えに基づき、誰もが利用できる教育施設が必要です。そのため、既存の教育施設のバリアフリー*化が求められます。

①トイレのバリアフリー*化促進

事業名	内容
トイレのバリアフリー*化促進	・ 児童・生徒が利用しやすいように、学校のトイレのバリアフリー*化を促進します。

②エレベーターの設置

事業名	内容
エレベーターの設置	・ 障害児（者）や車いす利用児（者）の移動を支援するため、エレベーターの設置を推進します。

ウ 公園

公園や緑道は市民だれもが使いやすく楽しく利用できることが必要です。そのため、移動空間は歩きやすい仕上げの採用や段差をなくすとともに、手すりなど歩くことを支えるものや、休息できるベンチやあずまやなどを整備し、さまざまな市民が楽しく居心地よく利用できる公園や緑道を提供します。

①トイレのバリアフリー*化拡充

事業名	内容
トイレのバリアフリー*化拡充	・ だれでも利用できるようにトイレのバリアフリー*化を順次進めます。

②ベンチ設置の拡充

事業名	内容
ベンチ設置の拡充	・ 自然や環境に親しめるよう、公園や緑道、水辺周辺にだれでも休めるベンチを設置します。

③歩行空間の設備充実

事業名	内容
歩行空間の段差解消の推進	・ 転倒・転落防止のための階段のスロープ化や園路や通路の付け替えなどに取り組み、歩行空間の段差解消を推進します。

エ 住宅

第2次府中市住宅マスタープランの基本方針の一つに「だれもが将来にわたり定住可能な住まいづくり」を掲げ、「福祉との連携による高齢者や障害者の居住安定の支援」として、バリアフリー*の意識啓発や高齢者や障害のある人に配慮した住宅整備への支援、住宅の整備などの施策を展開しています。今後、高齢化社会の進展が見込まれるため、高齢者や障害のある人に配慮した公的住宅の整備や改修助成が求められます。

①高齢者・障害者住宅の整備・確保

事業名	内容
高齢者・障害者住宅の整備・確保	・ 高齢者や障害のある人の居住安定支援のため、高齢者や障害のある人に配慮した住宅整備への支援や住宅を整備していきます。

②住宅改修の支援充実

事業名	内容
住宅改修費の助成	・ 高齢者や障害のある人の継続した生活を支援するため、住宅のバリアフリー*化改修費を助成します。

オ 民間建築物

不特定多数の市民が利用する民間建築物はバリアフリー*化が必要です。バリアフリー*化への整備に向け、基準となる条例や整備指針の普及・啓発や、整備の現状の把握が求められます。

①バリアフリー*整備状況調査の実施

事業名	内容
バリアフリー*整備状況調査の実施 <small>新規</small>	・ 商業施設など不特定多数の市民が利用する民間建築物のバリアフリー*整備状況を把握するため、実態調査を実施します。

②福祉的環境の整備の推進

事業名	内容
福祉的環境の整備の推進	・ 民間建築物のうち小規模店舗、診療所等の公共的な建築物のバリアフリー*化を推進するため、福祉のまちづくり条例の整備基準に基づく改修工事の費用の一部を助成します。

(3) 交通

子どもづれや妊婦、高齢者、障害のある人など移動の困難な方がスムーズに移動できるように、府中市は、府中市交通バリアフリー基本構想を策定し、重点整備地区を設定しており、今後もJR東日本、京王電鉄、京王電鉄バスなどの公共交通事業者と連携・協議しながらバリアフリー*化を推進します。

①交通事業者との連携強化

事業名	内容
交通事業者との連携強化	・ 子どもづれや妊婦、高齢者、障害のある人など移動の困難な方の利便性を向上するため、駅舎や駅構内の整備等、交通事業者との連携を強化します。
バス停や駅前広場の整備	・ 子どもづれや妊婦、高齢者、障害のある人など移動の困難な方の利便性を向上するため、バス停や、駅前広場を整備します。
福祉移送の支援	・ 高齢者、障害のある人など移動の困難な方の移動を支援するため、交通事業者やNPO*団体と連携した福祉移送を支援します。
コミュニティバスの運行	・ 交通不便地域にコミュニティバスを運行し、高齢者、障害のある人など交通弱者の移動を支援します。

②自転車駐車場の整備

事業名	内容
自転車駐車場の整備	・ 駅前や公共施設、公園等に必要な自転車駐車場を整備します。

(4) サイン・案内・誘導

まちのバリアフリー*については、案内やサインなどのソフト面では整備が途上であると認識されていることが調査で明らかになりました。

府中市の取組として、ユニバーサルデザインガイドライン（平成19年）を策定し、「福祉のまちづくり条例」では、ハード面とソフト面の連携として「情報のバリアフリー」などについても言及しています。今後は、さまざまな人にわかりやすいサインを提供していくことが必要です。

①ユニバーサルデザインガイドラインの周知徹底

事業名	内容
ユニバーサルデザインガイドラインの周知徹底	・ スムーズな移動を支援するため、ユニバーサルデザインガイドラインを市民や職員等関係者に周知徹底します。

②サイン整備の拡充

事業名	内容
公共施設のサイン整備の拡充	・ 公共施設はさまざまな市民が利用するため、カラーバリアフリーガイドラインにそった、見えやすい、わかりやすいサインを整備拡充します。
音声案内の整備	・ 聴覚障害者の安全性、利便性を確保するため、音声による案内を整備します。

③まちのサイン調査の実施

事業名	内容
まちのサイン調査の実施 <small>新規</small>	・ まちなかのサインの現状を把握し、さまざまな市民に見えやすく、わかりやすいサインとするため、調査を実施します。

④視覚障害者誘導用ブロックの整備状況調査

事業名	内容
視覚障害者誘導用ブロックの整備状況調査 <small>新規</small>	・ 市内の視覚障害者誘導用ブロックの整備状況を把握するため、整備状況調査を実施します。

⑤カラーバリアフリーガイドラインの作成

事業名	内容
カラーバリアフリーガイドラインの作成(再掲) <small>新規</small>	・ 高齢者や視覚障害者・色覚障害者の情報提供に寄与するため、加齢や、障害に応じた色彩やデザインを把握し、わかりやすく理解しやすい表現等をめざすためのガイドラインを作成します。

1 評価、点検、推進における組織

(1) 福祉のまちづくり推進審議会

地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の推進にあたっては、高齢者や障害者等を含む市民の福祉ニーズに対応するため、府中市は、市民、事業者、高齢者団体及び障害者団体の関係者、府中市社会福祉協議会をはじめとする関係機関、学識経験者等で構成する福祉のまちづくり推進審議会において、継続的な計画評価と見直しを行います。

(2) 府中市社会福祉協議会

これからの福祉は、地域の中でサービスの受け手と担い手が協働し、地域でのさまざまな課題に対応できる相談体制や、小規模だが多機能なサービスが展開されるなど、地域に密着した活動がより重要となってきます。

地域福祉の推進を担う府中市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携し、地域福祉計画を推進します。

2 協働・ネットワーク

(1) NPO*等への支援

地域福祉の主要な担い手として活動しているNPO*、ボランティア*、民間活動団体、社会福祉法人などさまざまな活動主体に対して、ネットワークが充実されるよう、活動支援を行います。

(2) 市民への新たな支援のあり方

地域福祉の推進には、さまざまな活動を支える地域福祉人材養成研修や先駆的な住民活動団体への助成など、支援のための財源の確保が重要です。

今後は、市民の提案を受けて協働で問題解決をしていくための提案型助成のあり方も含め、活動財源の確保策を検討します。

(3) 府中市社会福祉協議会との連携

府中市社会福祉協議会は、これまでも地域の中でサービスの担い手の育成や研修、サービスの供給など、地域支援に対するさまざまな活動を行ってきています。

府中市は、今後も府中市社会福祉協議会と連携し、地域福祉を推進します。

3 庁内体制の整備

地域福祉を取り巻く状況は多様化しており、課題も複合化しています。そのため課題を解決するためには総合的な対応が求められます。

府中市では計画を推進するにあたり、地域福祉関連の部署だけでなく、他の関連分野の部署と横断的な連携が取れるように、体制を整備します。

4 国・都への要望

府中市では、これまでも市長会を通じて、国や東京都に対する働きかけを行ってきました。次の3点については、今後も引き続き、福祉の円滑な推進に向けて、市長会を通じて、国や東京都に対する積極的な提言、働きかけを行います。

- ①福祉・介護人材の確保・育成についての具体策を講じること
- ②心のバリアフリーに関する福祉教育・啓発活動の普及を進めること
- ③職や働く場を失った方、ホームレス等で働く意欲と能力のある人に対して自立に向けた支援を行うこと

第3編

高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画（第4期）

府中市の高齢者福祉を取り巻く現状と課題

1 府中市の高齢者福祉を取り巻く現状

(1) 高齢者福祉の現状

① 高齢者に関する相談

高齢者に関する相談は、地域包括支援センター*、いきいきプラザ、在宅介護支援センター*で相談を受け付けています。

地域包括支援センター*では、高齢者やその家族に対する総合的な相談・支援、高齢者に対する虐待防止や早期発見等の権利擁護事業を行っており、日常生活相談が最も多い状況です。

図表 地域包括支援センター*の相談内容別件数（平成19年度）

(件)

	件数	全体に対する比率
高齢者日常生活相談	744	26.1%
高齢者住宅・施設相談	439	15.4%
高齢者グループホーム	49	1.7%
高齢者看護・介護相談	633	22.2%
高齢者虐待	92	3.2%
身体障害者（児）	31	1.1%
知的障害者（児）	8	0.3%
精神障害者	155	5.4%
ひとり親／家庭女性・DV	9	0.3%
生活保護	106	3.7%
資金援助・貸付	23	0.8%
医療保険・機関	171	6.0%
成年後見制度*	198	6.9%
福祉サービス利用援助	28	1.0%
消費者被害	9	0.3%
その他の相談	159	5.6%
計	2,854	100.0%

府中市には、11か所の在宅介護支援センター*が設置されており、総合相談窓口として、社会福祉士・介護福祉士・保健師・看護師等が、高齢者や家族からの相談に応じています。平成19年度の相談件数は、市全体で3万件以上になります。

図表 在宅介護支援センター*の相談内容別件数

(件)

年度	相談件数
平成17年度	24,483
平成18年度	29,394
平成19年度	30,768

出典：府中市高齢者支援課資料

②権利擁護に関する相談

福祉サービスの利用相談件数を見ると、高齢者、精神障害者からの相談が多い状況です。

図表 サービス利用や苦情、権利擁護に関する相談・対応状況

■利用者サポート（福祉サービスの利用相談）

(件)

合計	高齢者	知的障害者	精神障害者	身体障害者	その他
248	173	11	42	7	15

■専門相談及び苦情対応（調整）

①ふくし法律相談

(件)

合計	金銭トラブル	相続問題	成年後見制度*	財産管理	その他
196	9	57	70	31	29

②苦情対応（調整）

(件)

合計	高齢者	知的障害者	精神障害者	身体障害者	その他
20	11	6	2	0	1

■地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

対象：高齢者、障害者

事業内容：福祉サービスの利用援助／日常的金銭管理サービス／書類等預かりサービス

※利用料：非課税世帯減免制度あり

①問合せ・相談件数

(件)

合計	本事業の利用に関するもの			
	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	不明
6,542	4,540	299	1,649	54

②契約締結件数

(件)

合計	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	その他
17	14	1	2	0

③終了件数

(件)

合計	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	その他
9	8	0	1	0

④現在の実利用人数

(人)

合計	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	その他
51	38	6	7	0

⑤契約準備件数（平成19年3月末現在）

(件)

合計	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	その他
15	8	3	4	0

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の対象拡大⇒

府中市福祉サービス利用援助事業相談件数

(件)

合計	高齢者	身体障害者	その他
58	11	0	47

■ 成年後見制度*利用支援

①成年後見制度*の内容活用方法の説明や申立て支援

(件)

合計	高齢者	身体障害者	その他
1,101	877	155	69

出典：平成 19 年度権利擁護センターふちゅう事業報告書

前述以外に、新たに孤独死、徘徊・不明者、高齢者虐待、消費者被害、災害時要援護者*、自殺者等が、高齢者の社会問題となってきています。

(2) 府中市における介護予防事業の取組

介護保険制度の改正により地域支援事業*が創設されましたが、府中市では介護予防推進センターを開設し、それらも含めた体系的な事業を展開しています。この介護予防事業の重点的取組をまとめると次のようになります。

まず、地域支援事業*については、特定高齢者*だけではなく、介護予防健診を行い、特定高齢者*の候補に相当すると判断される高齢者に対しても介護予防推進事業として通所型の介護予防事業を実施しました。

介護予防推進センター*では、介護予防*の普及啓発の拠点として、65、70、75 歳になる方へ節目介護予防健診の通知を実施し、前期高齢者の時期から介護予防*に取り組めるようにしました。

その結果、介護予防推進センター*の利用はリスクのない高齢者が多く、地域で行っている介護予防推進事業の利用は、拠点型の介護予防推進センター*まで通うことのできない虚弱な高齢者が多くなっており、対象者の棲み分けにつながりました。

地域の介護予防事業、介護予防推進センターでの事業ともに利用者数が伸びています。

介護予防*の継続支援として、人材育成、介護予防*に関する自主グループの支援にも力を入れ、介護予防活動を継続する人が増えています。

介護予防活動に関する実績は全体的に伸びていますが、さらに実績を伸ばすとともに、この実績の伸びが、介護保険認定率や給付費等にどの程度還元されるか、今後検証していく必要があります。

① 地域支援事業*

①-1 特定高齢者事業

特定高齢者通所事業（1 コース 12 回、3 ヶ月の通所型教室） (人)

	平成 18 年	平成 19 年	増減数	増減率
生活機能評価実施者数	21,952	22,807	855	103.89%
特定高齢者決定数	344	3,616	3,272	1051.16%
運動器の機能向上	未実施	7	7	皆増
低栄養予防・口腔機能向上	未実施	14	14	皆増

→特定高齢者決定数については、平成 19 年度に決定基準が変更になったため急増している。

①-2 一般高齢者事業

介護予防推進事業（1 コース 15 回、4 ヶ月の通所型教室） (人)

延人員	平成 18 年	平成 19 年	増減数	増減率
転倒予防教室	3,916	7,113	3,197	181.64%
尿失禁予防教室	1,195	1,299	104	108.70%
認知症予防教室	1,014	850	- 164	83.83%
低栄養予防・口腔機能向上教室	402	733	331	182.34%
計	6,527	9,995	3,468	153.13%

→介護予防推進事業は地域支援事業の中で実施

② 介護予防推進センター事業

(人)

延人員	平成 18 年	平成 19 年	増減数	増減率
介護予防健診	789	1,272	483	161.22%
筋力向上教室	325	266	- 59	81.85%
転倒防止教室	1,226	547	- 679	44.62%
尿失禁予防教室	685	412	- 273	60.15%
認知症予防教室	267	480	213	179.78%
低栄養予防・口腔機能向上教室	421	195	- 226	46.32%
マシン教室（リスク無）	2,107	2,619	512	124.30%
フロア教室（リスク無）	0	977	977	皆増
生活支援事業	26	107	81	411.54%
介護予防講座	206	520	314	252.43%
介護予防相談	140	113	- 27	80.71%
計	6,192	7,508	1,316	121.25%

③ 介護予防コーディネーター事業

(人)

	平成 18 年	平成 19 年	増減数	増減率
介護予防コーディネーター介護 予防健診	2,236	3,710	1,474	165.92%

④ 介護予防継続支援

④-1 自主グループの育成支援

(人)

	平成 18 年	平成 19 年	増減数	増減率
介護予防の自主グループ数	15	30	15	200.00%

④-2 介護予防に関する人材研修

(人)

人材育成研修実績	平成 18 年	平成 19 年	増減数	増減率
運動指導員 初級	12	30	18	250.00%
中級	—	16	16	皆増
グループ支援員	23	12	- 11	52.17%
健診支援員	14	10	- 4	71.43%

(3) 介護保険給付実績からみた現状

平成 18 年度改正によって介護保険制度が大きく変わりました。介護保険給付実績でみた第 3 期計画の評価は次のとおりです。

① 要介護者の状況とサービスの利用実績

● 高齢化率・認定率の推移

平成 19 年度の高齢者人口は 4 万人を超え、高齢化率は 17%に届こうとしています。また、第 1 号被保険者の要介護認定者は 6,531 人となり、これは約 4 万人の第 1 号被保険者の 16.0%にあたります。要介護認定率は東京都(16.2%)とほぼ同じで、東京都市部(15.5%)を 0.5 ポイント上回っています。

図表 府中市の高齢化率・第 1 号被保険者数

(人)

	平成 15 年 4 月	平成 16 年 4 月	平成 17 年 4 月	平成 18 年 4 月	平成 19 年 4 月
総人口	231,021	234,088	238,161	240,574	242,607
高齢者人口	35,114	36,248	36,975	39,264	40,836
高齢化率 (%)	15.2%	15.5%	15.5%	16.3%	16.8%
前期高齢者 (65 ~ 74 歳)	21,241	21,604	22,117	22,799	23,394
前期高齢化率 (%)	9.2%	9.2%	9.3%	9.5%	9.6%
後期高齢者人口	13,873	14,644	14,858	16,465	17,442
後期高齢化率 (%)	6.0%	6.3%	6.2%	6.8%	7.2%

資料：住民基本台帳人口（各月 1 日現在）

(人)

		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	伸び率		
						平成 16 年度 ~ 17 年度	平成 17 年度 ~ 18 年度	平成 18 年度 ~ 19 年度
府中市	要介護認定者数①	5,844	6,287	6,478	6,531	7.6%	3.0%	0.8%
	第 1 号被保険者数②	36,895	38,430	39,264	40,836	4.2%	2.2%	4.0%
	要介護認定率①/②	15.8%	16.4%	16.5%	16.0%	3.8%	0.6%	- 3.0%
東京都市部	要介護認定者数①	96,550	103,505	107,527	115,319	7.2%	3.9%	7.2%
	第 1 号被保険者数②	651,276	680,275	711,269	746,235	4.5%	4.6%	4.9%
	要介護認定率①/②	14.8%	15.2%	15.1%	15.5%	2.7%	- 0.6%	2.6%
東京都	要介護認定者数①	337,574	357,630	369,293	390,375	5.9%	3.3%	5.7%
	第 1 号被保険者数②	2,173,041	2,244,193	2,326,580	2,415,602	3.3%	3.7%	3.8%
	要介護認定率①/②	15.5%	15.9%	15.9%	16.2%	2.6%	0.0%	1.9%

※認定者数は第 2 号被保険者を除く（各年度 10 月現在）

●認定者・利用者数の推移

平成19年度の要介護度別認定者数をみると、認定者数6,769人のうち、要介護2が最も多く1,341人となっています。利用者数は5,034人であり、認定者数の74.4%となっています。

図表

府中市の要介護認定者数・利用者数・未利用者数の推移
(平成17・18・19年度)

		平成17年度		平成18年度		平成19年度		伸び率	
			2号再掲		2号再掲		2号再掲	平成17年度 ～18年度	平成18年度 ～19年度
認定者数 (各年度 10月 現在)	要支援	1,064	15						
	要支援1等			915	8	726	11		-20.7%
	要支援2			538	18	864	22		60.6%
	要介護1	2,127	69	1,517	43	1,101	35	-28.7%	-27.4%
	～要介護1小計	3,191	84	2,970	69	2,691	68	-6.9%	-9.4%
	要介護2	978	54	1,182	56	1,341	56	20.9%	13.5%
	要介護3	807	51	906	46	1,010	53	12.3%	11.5%
	要介護4	790	21	862	31	904	23	9.1%	4.9%
	要介護5	768	37	794	34	823	38	3.4%	3.7%
	要介護2～5小計	3,343	163	3,744	167	4,078	170	12.0%	8.9%
計	6,534	247	6,714	236	6,769	238	2.8%	0.8%	
利用者数 (各年度、 月平均)	要支援	550							
	要支援1等			468	3	359	2		-23.3%
	要支援2			207	5	473	8		128.5%
	要介護1	1,539		1,219	31	798	17	-20.8%	-34.5%
	～要介護1小計	2,089	0	1,894	39	1,630	27	-9.3%	-13.9%
	要介護2	794		931	44	1,116	45	17.3%	19.9%
	要介護3	704		751	36	864	41	6.7%	15.0%
	要介護4	689		738	18	777	22	7.1%	5.3%
	要介護5	599		609	26	647	25	1.7%	6.2%
	要介護2～5小計	2,786	0	3,029	124	3,404	133	8.7%	12.4%
計	4,875	0	4,923	163	5,034	160	1.0%	2.3%	

●在宅・施設サービス別利用者数の推移

在宅サービスと施設サービス利用者数の伸びをみると、在宅サービス、施設サービスともに利用者数の合計はほぼ横ばいですが、要介護度別にみると、介護保険サービス*の内容が大きく変わった平成18年度以降、要支援1、要支援2、要介護1の合計数（平成19年度1,630人）に比べ要介護2～要介護5の合計数（同年3,404人）の伸びが大きく上回っています。

図表

府中市の要介護度別在宅・施設サービス利用者数の推移
(平成17・18・19年度)

各年度計(人)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	伸び率	
					平成17年度 ～平成18年度	平成18年度 ～平成19年度
在宅 サービス 利用者 ①	要支援	550				
	要支援1等		468	359		-23.3%
	要支援2		206	472		129.1%
	要介護1	1,485	1,180	771	-20.5%	-34.7%
	～要介護1小計	2,035	1,854	1,602	-8.9%	-13.6%
	要介護2	671	801	992	19.4%	23.8%
	要介護3	504	561	645	11.3%	15.0%
	要介護4	364	407	436	11.8%	7.1%
	要介護5	266	268	291	0.8%	8.6%
	要介護2～5小計	1,805	2,037	2,364	12.9%	16.1%
計	3,840	3,891	3,966	1.3%	1.9%	
施設 サービス 利用者 ②	要支援	0				
	要支援1等		0	0		-
	要支援2		1	1		0.0%
	要介護1	54	39	27	-27.8%	-30.8%
	～要介護1小計	54	40	28	-25.9%	-30.0%
	要介護2	123	130	124	5.7%	-4.6%
	要介護3	200	190	219	-5.0%	15.3%
	要介護4	325	331	341	1.8%	3.0%
	要介護5	333	341	356	2.4%	4.4%
	要介護2～5小計	981	992	1,040	1.1%	4.8%
計	1,035	1,032	1,068	-0.3%	3.5%	
利用者 合計 (①+②)	要支援	550				
	要支援1等		468	359		-23.3%
	要支援2		207	473		128.5%
	要介護1	1,539	1,219	798	-20.8%	-34.5%
	～要介護1小計	2,089	1,894	1,630	9.3%	-13.9%
	要介護2	794	931	1,116	17.3%	19.9%
	要介護3	704	751	864	6.7%	15.0%
	要介護4	688	738	777	7.1%	5.3%
	要介護5	599	609	647	1.7%	6.2%
	要介護2～5小計	2,786	3,029	3,404	8.7%	12.4%
計	4,875	4,923	5,034	1.0%	2.3%	

●サービス別利用量の年度別推移

在宅サービスについては、要介護認定者数の増加により、総費用も伸びが見られます。施設サービスについては、制度改正により食費・居住費が自己負担化されたことの影響を受け、平成17年度に比べ平成18年度以降の総費用はやや少なくなっていますが、3施設を合わせた給付費は上昇傾向にあります。

図表 府中市のサービス種類別の費用及び在宅・施設サービス別総費用の推移

(単位は各欄参照)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (上半期の2倍)
	居宅介護支援 (人/月)	3,591	3,593	2,813	2,843
	介護予防支援(人/月)		387	652	657
	総費用 (千円/年)	389,001	456,235	435,732	442,635
在宅サービス	訪問介護 (回/年)	349,246	327,336	294,826	286,160
	介護予防訪問介護(人/年)		3,211	6,779	7,036
	夜間対応型訪問介護(人/年)		28	168	502
	訪問入浴介護 (回/年)	9,216	10,376	10,092	10,516
	介護予防訪問入浴介護(回/年)		27	12	28
	訪問看護 (回/年)	24,589	24,948	23,488	23,690
	介護予防訪問看護(回/年)		388	1,238	1,546
	訪問リハビリテーション(日/年)	781	960	1,548	1,916
	介護予防訪問リハビリテーション(日/年)		87	235	156
	通所介護 (回/年)	106,704	102,503	107,695	120,262
	介護予防通所介護(人/年)		2,261	3,186	3,514
	認知症対応型通所介護(回/年)		10,017	11,643	12,402
	介護予防認知症対応型通所介護(回/年)		139	106	148
	通所リハビリテーション (回/年)	34,933	38,457	42,475	43,026
	介護予防通所リハビリテーション(人/年)		424	773	926
	短期入所生活介護 (日/年)	32,055	31,744	34,427	34,578
	介護予防短期入所生活介護(日/年)		377	451	402
	短期入所療養介護 (日/年)	10,862	11,944	12,826	13,998
	介護予防短期入所療養介護(日/年)		31	57	32
	居宅療養管理指導(人/年)	4,466	5,440	6,073	6,404
介護予防居宅療養管理指導(回/年)		375	516	610	
認知症対応型共同生活介護 (年/月)	400	598	816	852	
介護予防認知症対応型共同生活介護(人/月)		0	1	2	
特定施設入所者生活介護 (人/月)	216	245	262	309	
介護予防特定施設入所者生活介護(人/月)		22	46	50	
小規模多機能型居宅介護(人/年)		5	30	46	
介護予防小規模多機能型居宅介護(人/年)		0	0	0	
総費用 (千円/年)	4,300,511	4,574,292	4,883,799	5,152,052	
施設サービス	指定介護老人福祉施設 (人/月)	579	584	594	602
	指定介護老人保健施設 (人/月)	296	304	316	339
	指定介護療養型医療施設 (人/月)	178	173	170	165
	総費用(千円/年) (平成17年度のみ食事・居住費含む)	3,722,885	3,350,065	3,435,264	3,534,299

①計画値に対する実績

●要介護認定者数

平成 18 年度、19 年度の要介護（要支援）別認定者数をみると、要介護 1～要介護 3 は計画値を上回っていますが、要介護 4、要介護 5 の症状が重い要介護認定の方は増加傾向にあるものの計画値を下回り、特に要介護 5 の方は平成 18 年度、平成 19 年度の実績値は計画値の約 90%にとどまっています。

平成 18 年度から要介護（要支援）認定の区分が変更となり、新設された要支援 1、要支援 2 の値は計画値より低い実績となっていますが、ある程度介護予防*の効果が現れたものと考えられます。

図表 要介護認定者数の計画値と実績値

(人)

		平成 18 年度	平成 19 年度
高齢者人口(A)	実績値	39,264	40,836
要介護(要支援)認定者数(B)	計画値	7,133	7,445
	実績値	6,714	6,769
	実績値/計画値	94.1%	90.9%
要支援 1	計画値	1,143	1,241
	実績値	915	726
	実績値/計画値	80.0%	58.5%
要支援 2	計画値	1,354	1,402
	実績値	538	864
	実績値/計画値	39.7%	61.6%
要介護 1	計画値	903	926
	実績値	1,517	1,101
	実績値/計画値	168.0%	118.9%
要介護 2	計画値	1,065	1,113
	実績値	1,182	1,341
	実績値/計画値	110.9%	120.5%
要介護 3	計画値	865	911
	実績値	906	1,010
	実績値/計画値	104.8%	110.9%
要介護 4	計画値	923	946
	実績値	862	904
	実績値/計画値	93.4%	95.6%
要介護 5	計画値	880	906
	実績値	794	823
	実績値/計画値	90.2%	90.8%

● 居宅サービス

訪問介護、通所介護等は予防給付の算定単位が変更になった点で比較が難しくなっていますが、実績値の傾向を見ると、訪問介護は給付が減っていますが、通所介護などの通所系サービスや、訪問リハビリテーションや居宅療養管理指導といった医療系サービスが特に増加傾向にあります。

※改正後の給付実績については、予防給付の訪問介護、通所介護、通所リハビリが月額制となり単位が変更となっています。また平成18年度は要支援者を一旦「経過的要介護」に移行したため要支援・要介護1の実績値での利用者数の変動が大きくなっています。

※個別サービスの分析については、平成18年度の制度改正により要介護度区分の変更、一時措置の設定（経過的要介護）、利用方式・条件の変更等があった関係で計画値と実績値の対比や経年変化についても単純な比較が難しい面があります。よって、分析については全体での傾向にとどめた整理を行っています。

図表 居宅サービス種類別の計画値に対する実績

① 訪問介護

(介護給付は回/年、予防給付は計画値：回/年、実績値：人/年)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
①計画値	介護給付	276,304	292,719	314,297
	予防給付	92,486	96,109	98,757
②実績値	介護給付	327,336	294,826	286,160
	予防給付	3,211	6,779	7,036

※平成20年度は上半期の実績を2倍した値

② 訪問入浴介護

(回/年)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
①計画値	介護給付	10,013	10,255	11,573
	予防給付	0	0	0
②実績値	介護給付	10,376	10,092	10,516
	予防給付	27	12	28

※平成20年度は上半期の実績を2倍した値

③ 訪問看護

(回/年)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
①計画値	介護給付	23,187	23,261	25,804
	予防給付	1,699	1,765	1,815
②実績値	介護給付	24,948	23,488	23,690
	予防給付	388	1,238	1,546

※平成20年度は上半期の実績を2倍した値

④ 訪問リハビリテーション

(計画値は回/年、実績値は日/年)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
①計画値	介護給付	154	158	176
	予防給付	79	82	485
②実績値	介護給付	960	1,548	1,916
	予防給付	87	235	156

※平成20年度は上半期の実績を2倍した値

⑤ 居宅療養管理指導

(計画値は回/年、実績値は人/年)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
①計画値	介護給付	3,871	3,883	4,307
	予防給付	519	614	632
②実績値	介護給付	5,440	6,073	6,404
	予防給付	375	516	610

※平成20年度は上半期の実績を2倍した値

⑥ 通所介護

(介護給付は回/年、予防給付は計画値：回/年、実績値：人/年)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
①計画値	介護給付	83,328	87,325	94,762
	予防給付	19,511	20,312	20,909
②実績値	介護給付	102,503	107,695	120,262
	予防給付	2,261	3,186	3,514

※平成20年度は上半期の実績を2倍した値

⑦通所リハビリテーション

(介護給付は回/年、予防給付は計画値：回/年、実績値：人/年)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
①計画値	介護給付	31,691	32,064	34,835
	予防給付	1,581	1,646	1,693
②実績値	介護給付	38,457	42,475	43,026
	予防給付	424	773	926

※平成20年度は上半期の実績を2倍した値

⑧短期入所生活介護

(日/年)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
①計画値	介護給付	34,648	35,875	38,870
	予防給付	237	245	252
②実績値	介護給付	31,744	34,427	34,578
	予防給付	377	451	402

※平成20年度は上半期の実績を2倍した値

⑨短期入所療養介護

(日/年)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
①計画値	介護給付	13,062	13,603	15,199
	予防給付	40	41	42
②実績値	介護給付	11,944	12,826	13,998
	予防給付	31	57	32

※平成20年度は上半期の実績を2倍した値

⑩特定施設入居者生活介護*

(人/月)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
①計画値	介護給付	320	345	366
	予防給付	12	13	13
②実績値	介護給付	245	262	309
	予防給付	22	46	50

※平成20年度は上半期の実績を2倍した値

●施設サービス

施設サービスは、介護老人福祉施設*、介護老人保健施設*がほぼ計画値どおりの実績、介護療養型医療施設*は計画値をやや下回る実績となっています。

図表 施設サービス種類別の計画値に対する実績

①介護老人福祉施設*

(人/月) 実績=月平均

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
①計画値	606	613	624
②実績値	584	594	602

※平成20年度は上半期の実績を2倍した値

②介護老人保健施設*

(人/月) 実績=月平均

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
①計画値	309	314	323
②実績値	304	316	339

※平成20年度は上半期の実績を2倍した値

③介護療養型医療施設*

(人/月) 実績=月平均

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
①計画値	200	209	213
②実績値	173	170	165

※平成20年度は上半期の実績を2倍した値

●地域密着型サービス*

地域密着型サービスは事業者の設置状況などにより実績が伸びていないサービスもあります。夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護*、認知症対応型共同生活介護*の実績値は増加傾向が見られます。

図表 地域密着型サービス種類別の計画値に対する実績

①夜間対応型訪問介護

(計画値は回/年、実績値は人/年)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
①計画値	1,262	1,270	1,398
②実績値	28	168	502

※平成 20 年度は上半期の実績を 2 倍した値

②認知症対応型通所介護

(回/年)

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
①計画値	介護給付	973	984	1,071
	予防給付	197	204	211
②実績値	介護給付	10,017	11,643	12,402
	予防給付	139	106	148

※平成 20 年度は上半期の実績を 2 倍した値

③小規模多機能型居宅介護*

(計画値は回/年、実績値は人/年)

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
①計画値	介護給付	1,402	1,462	1,610
	予防給付	258	276	289
②実績値	介護給付	5	30	46
	予防給付	0	0	0

※平成 20 年度は上半期の実績を 2 倍した値

④認知症対応型共同生活介護*

(計画値は人/月、実績値は人/年)

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
①計画値	介護給付	63	77	90
	予防給付	5	6	7
②実績値	介護給付	598	816	852
	予防給付	0	1	2

※平成 20 年度は上半期の実績を 2 倍した値

⑤地域密着型特定施設入居者生活介護

(人/月)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
①計画値	0	20	20
②実績値	0	0	0

※平成 20 年度は上半期の実績を 2 倍した値

⑥地域密着型介護老人福祉施設

(人/月)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
①計画値	0	20	20
②実績値	0	0	0

※平成 20 年度は上半期の実績を 2 倍した値

2 アンケート調査からみた現状

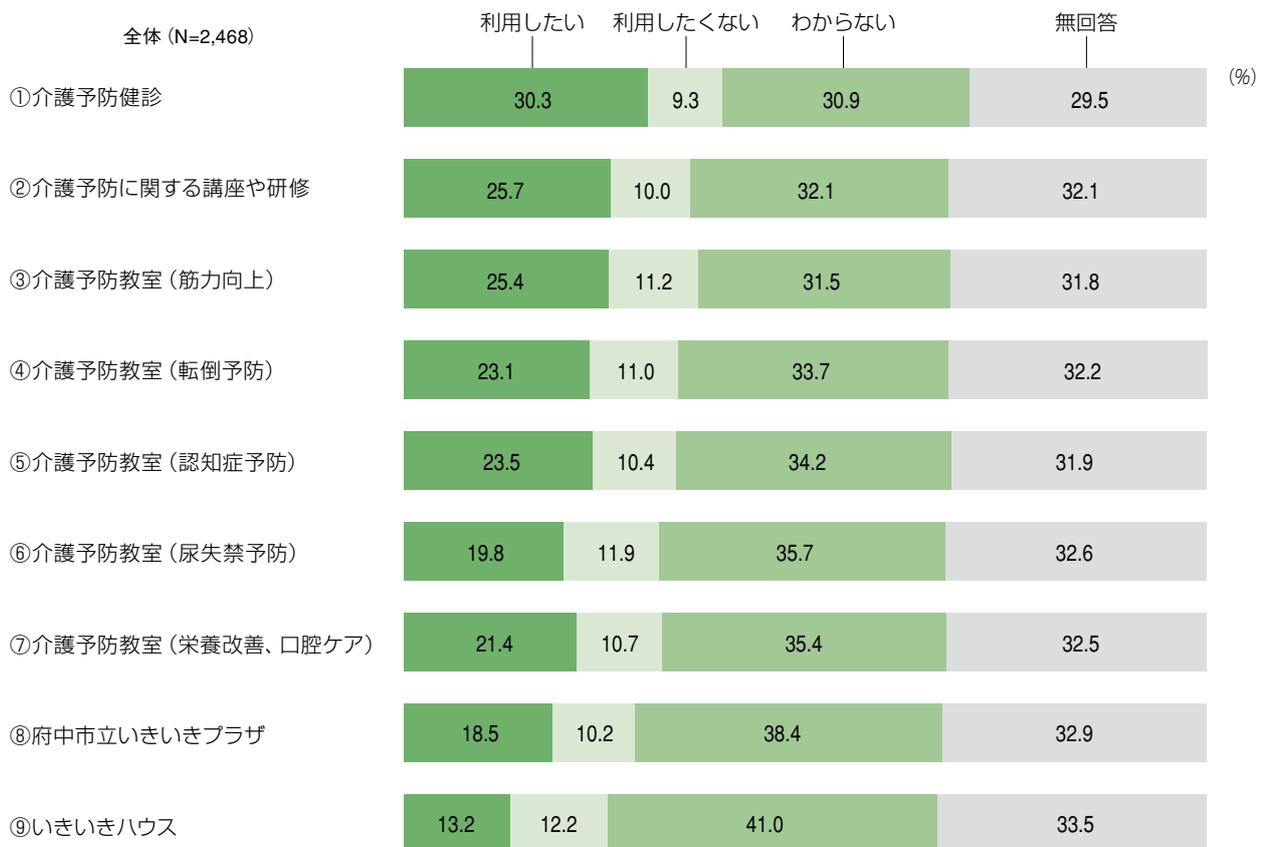
計画の策定にあたって、高齢者一般、介護保険介護サービス利用者、サービス未利用者、居宅介護支援事業者、サービス提供事業者を対象としたアンケート調査を実施しました。なお、アンケート調査の概要については、資料編を参照してください。

(1) 高齢者一般調査

①介護予防事業の利用意向

「利用したいサービス」は、『介護予防健診』、『介護予防*に関する講座や研修』、『介護予防教室（筋力向上）』、『介護予防教室（転倒予防）』、『介護予防教室（認知症予防）』などが上位にあげられています。

図表 介護予防事業の利用意向（全体）

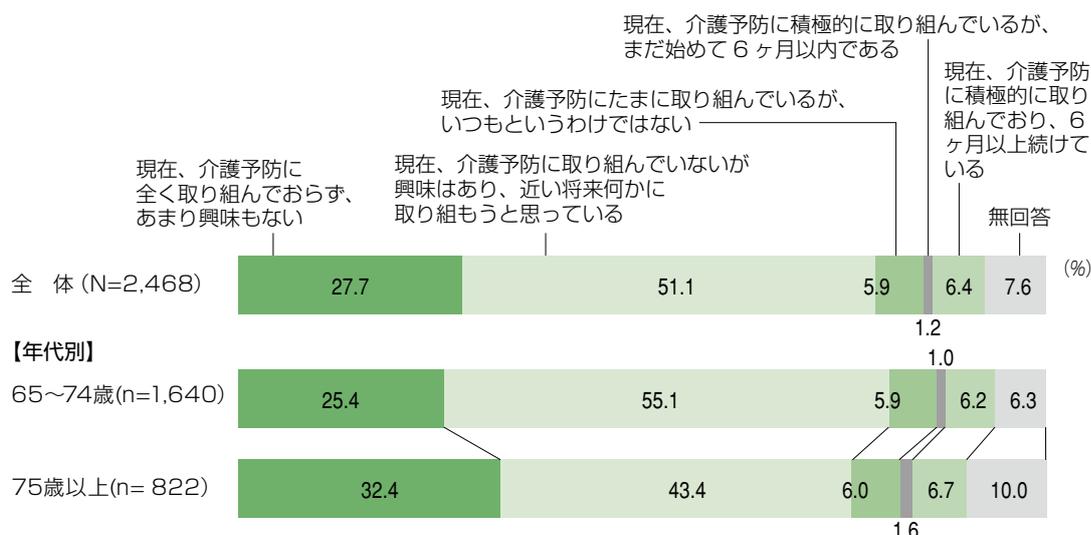


②介護予防*の取組

介護予防*に対する考え方や実際の行動は、「現在、介護予防*に取り組んでいないが興味はあり、近い将来何かに取り組もうと思っている」が半数を占めています。

年代があがると、「現在、介護予防*に取り組んでいないが興味はあり、近い将来何かに取り組もうと思っている」は減り、「現在、介護予防*に全く取り組んでおらず、あまり興味もない」が増えるなど、介護予防*に対する興味や意欲が薄れています。

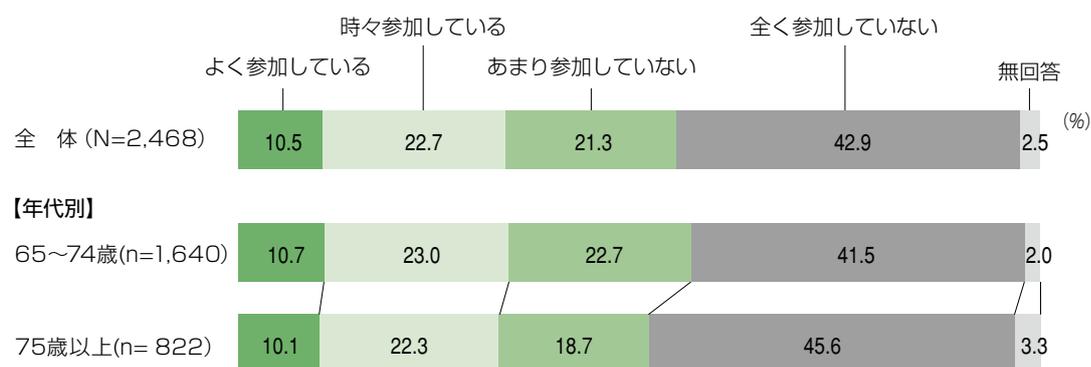
図表 介護予防*に対する考え方や実際の行動（全体、年代別）



③地域活動の参加度

地域活動やボランティア*活動、地域行事への参加は、「よく参加している (10.5%)」と「時々参加している (22.7%)」をあわせ 33.2%が『参加している』状況です。「全く参加していない (42.9%)」と「あまり参加していない (21.3%)」とあわせると 64.2%が『参加していない』状況です。

図表 地域活動への参加程度（全体、年代別）

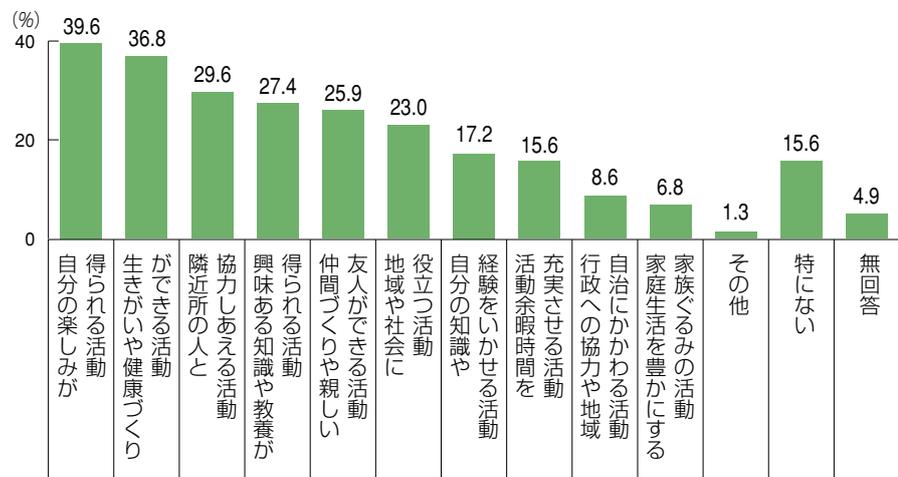


④今後参加したい地域活動

今後参加したい地域活動の種類は、「自分の楽しみが得られる活動（39.6%）」が最も多く、「生きがいや健康づくりができる活動（36.8%）」、「隣近所の人と協力しあえる活動（29.6%）」が続いています。

年代別にみると、65～74歳、75歳以上ともに全体と同様の傾向です。いずれの活動も65～74歳では全体を上回るが、75歳以上では下回り、「特にない（21.5%）」が2割を超えており、年代があがると今後の参加意欲は低くなっています。

図表 今後参加したい地域活動（全体、年代別：複数回答）



全体 (N=2,468)		39.6	36.8	29.6	27.4	25.9	23.0	17.2	15.6	8.6	6.8	1.3	15.6	4.9
年代別	65～74歳(n=1,640)	42.9	41.0	31.2	29.4	27.7	25.7	20.1	18.6	9.2	7.1	1.1	12.6	3.2
	75歳以上(n= 822)	33.2	28.7	26.6	23.7	22.3	17.6	11.3	9.7	7.3	6.2	1.6	21.5	8.0

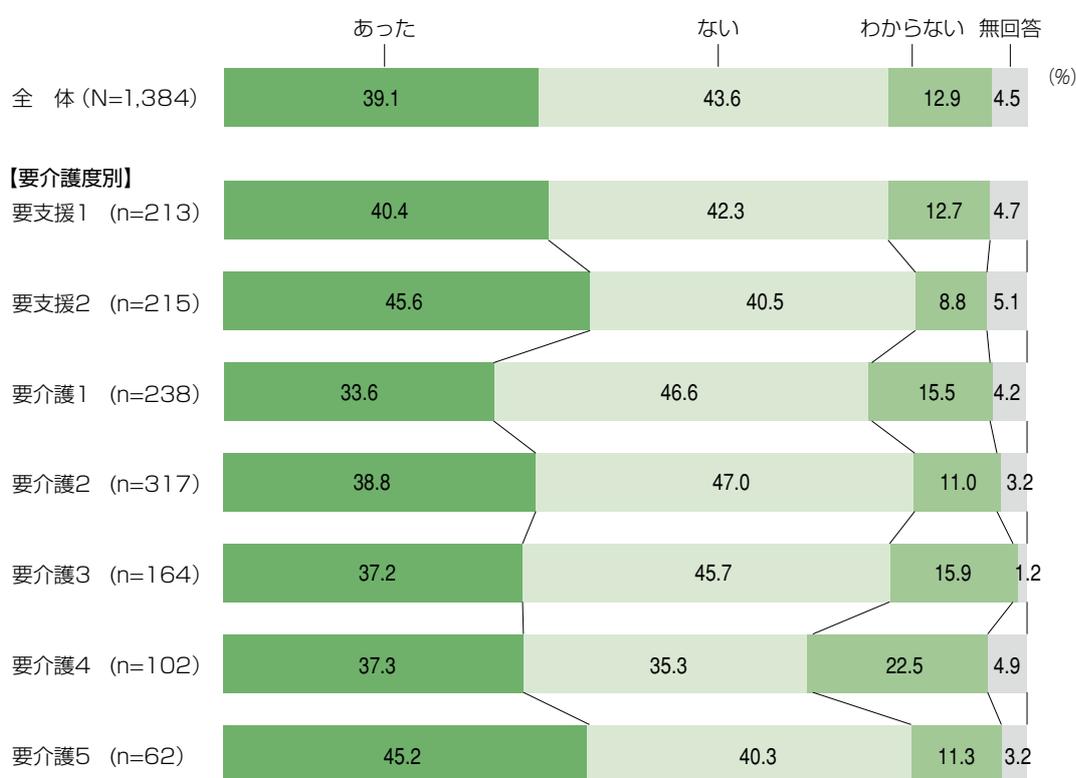
(2) 介護保険居宅サービス利用者調査

①制度改正後の介護サービスの利用の変化

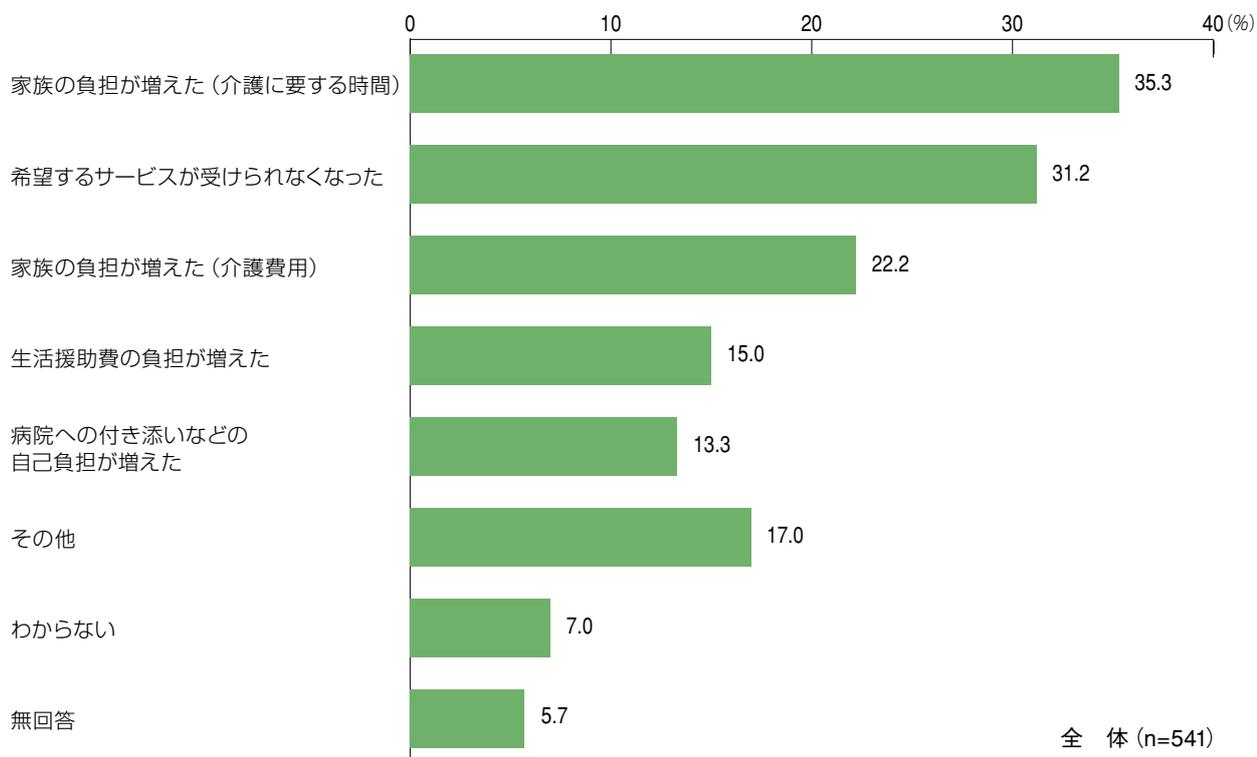
サービス利用の変化が「あった」との回答は全体では約4割でした。要支援2と要介護5で「あった」との回答が比較的多くみられます。

変化の内容としては、「家族の負担（介護に要する時間）」、「希望するサービスが受けられなくなった」、「家族の負担（介護費用）」が上位にあげられています。

図表 平成18年4月以降の介護保険サービス*の利用の変化



図表 サービス利用の変化の内容（全体：複数回答）

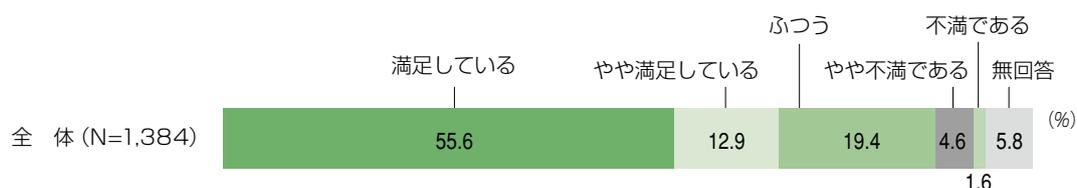


②ケアマネジャーに対する評価

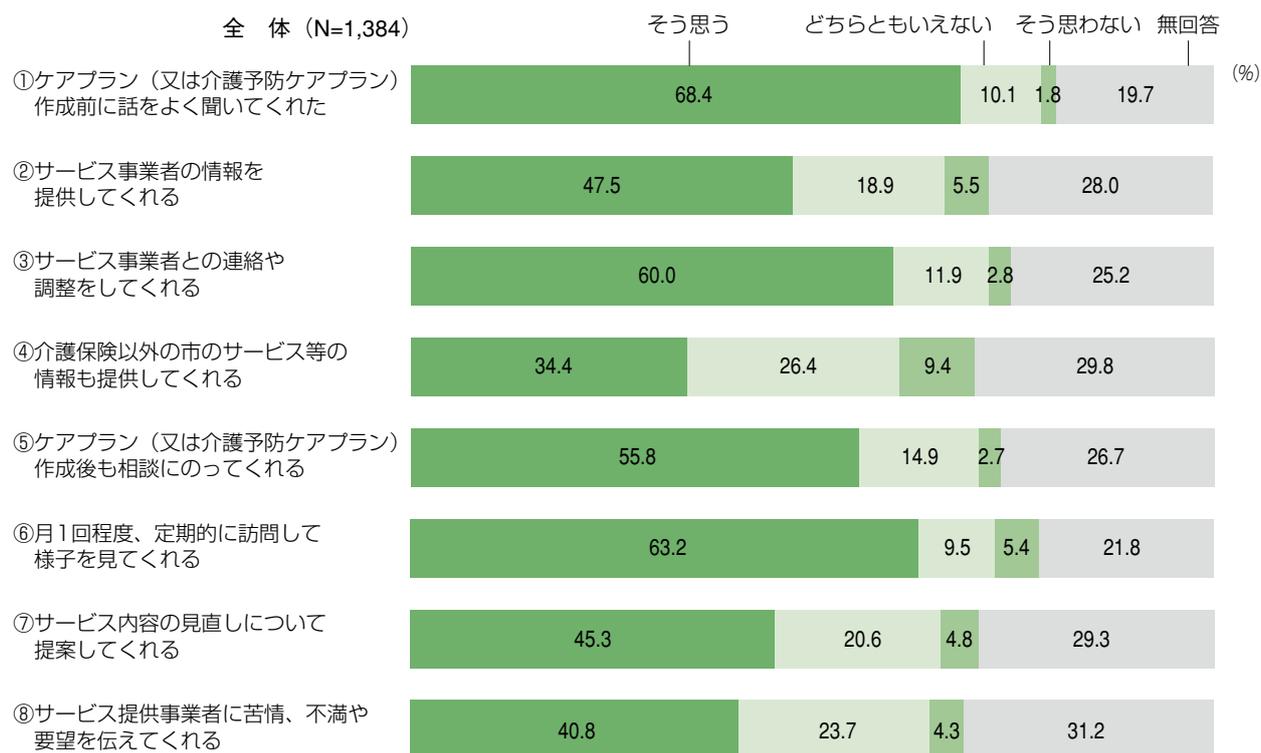
ケアマネジャーに対しては、「満足している」と「やや満足している」を合わせて、7割近くが満足しています。ケアマネジャーの対応への評価では、「①ケアプラン（又は介護予防ケアプラン）作成前に話をよく聞いてくれた」が最も高く、「⑥月1回程度、定期的に訪問して様子を見てくれる」、「③サービス事業者との連絡や調整をしてくれる」が続いています。

図表 ケアマネジャーに対する満足度及び評価

〈ケアマネジャーに対する満足度〉



〈ケアマネジャーに対する評価〉

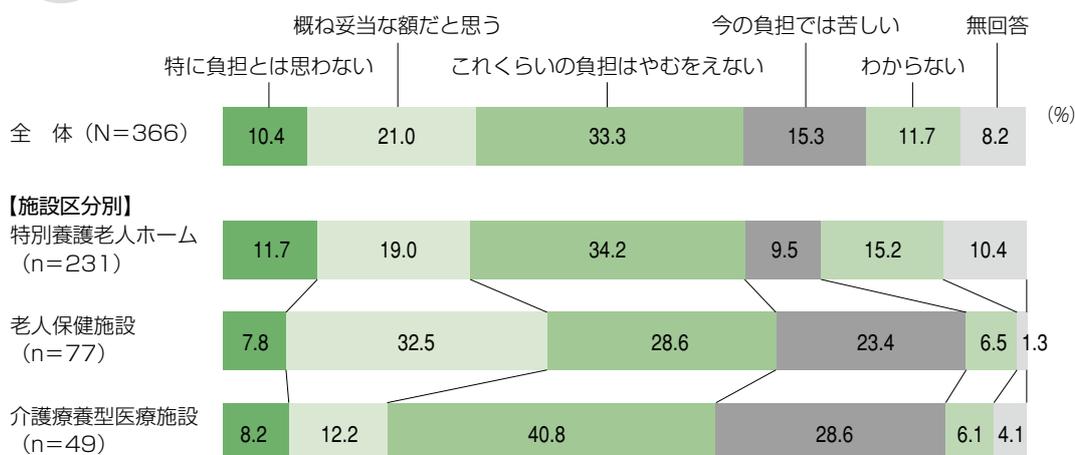


(3) 介護保険施設サービス利用者調査

①施設利用の負担感

施設利用料の負担感についてたずねたところ、全体では「これくらいの負担はやむをえない (33.3%)」が最も多く、「概ね妥当な額だと思う (21.0%)」、「今の負担では苦しい (15.3%)」が続いています。「今の負担では苦しい」と回答している人を施設別にみると、老人保健施設では2割を超え、介護療養型医療施設*では3割近くになっています。

図表 施設利用の負担感 (全体、施設別)

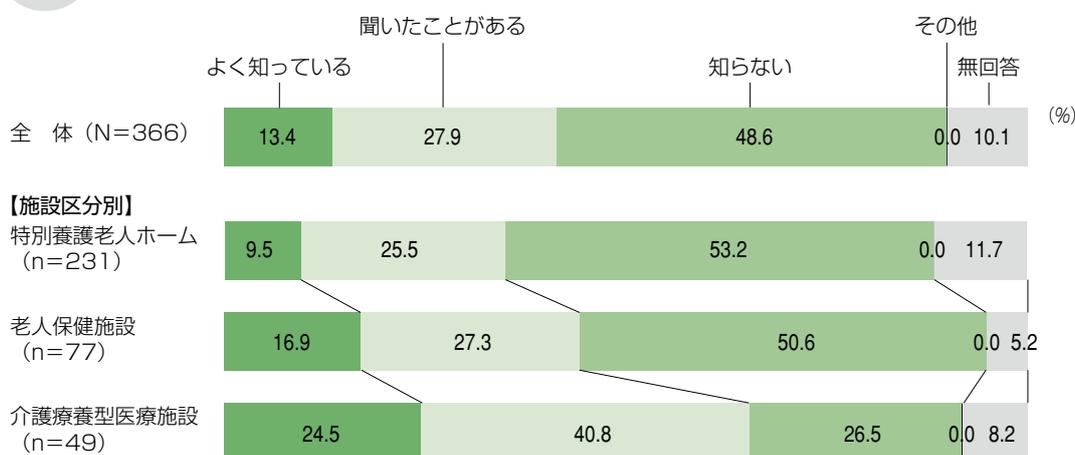


②介護療養型医療施設* 廃止の周知状況

「平成23年度末に介護療養型医療施設*を廃止する」という厚生労働省の方針についての周知状況をたずねたところ、「知らない (48.6%)」が約半数となっています。

介護療養型医療施設*でも、4人に1人は「知らない」と回答しています。

図表 介護療養型医療施設* 廃止の周知状況 (全体、施設別)



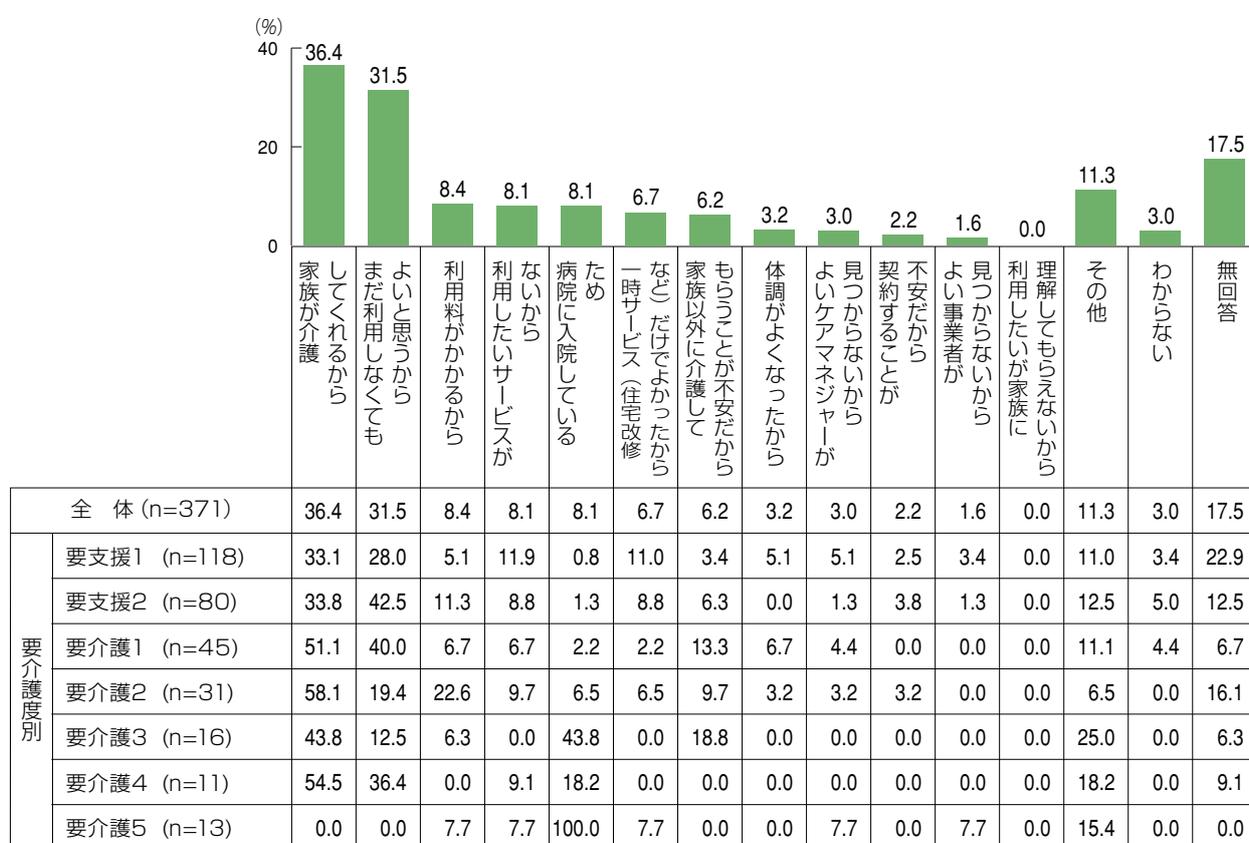
(4) 介護保険サービス未利用者調査

①介護サービス*を利用しない理由

「要介護認定」を受けながら介護保険サービス*を利用しない理由は、「家族が介護してくれるから (36.4%)」と「まだ利用しなくてもよいと思うから (31.5%)」が多くなっています。

要介護度別にみると、「家族が介護してくれるから」は要介護1以上で多く、「まだ利用しなくてもよいと思うから」は、要支援2や要介護1で比較的多くなっています。

図表 介護保険サービス*を利用しない理由 (全体、要介護度別：複数回答)

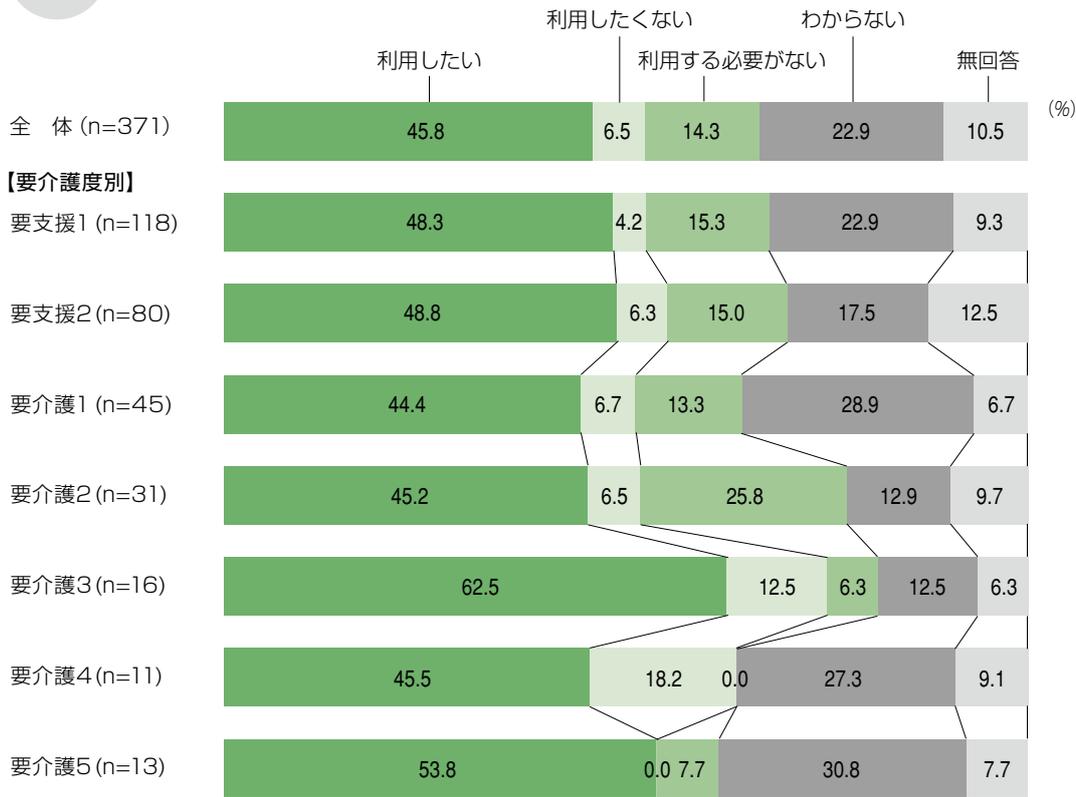


②介護保険サービス*の利用意向

介護保険サービス*の利用意向は、「利用したい (45.8%)」が4割以上です。「利用したくない (6.5%)」と「利用する必要がない (14.3%)」をあわせると、利用意向のない人は約2割です。

要介護度別にみると、「利用したい」の回答は要介護3では6割以上、要介護5では5割以上となっています。

図表 介護保険サービス*の利用意向（全体、要介護度別）

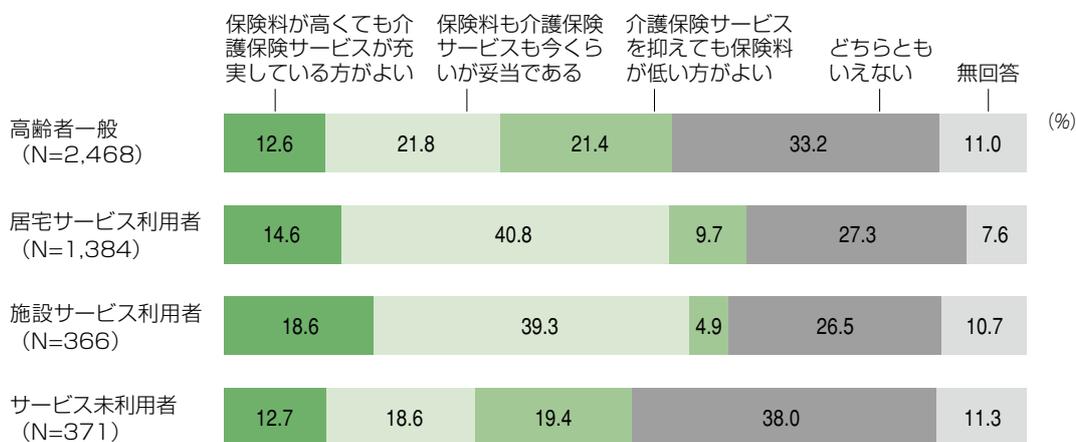


(5) 高齢者調査共通質問

①今後の介護保険のあり方

サービス利用者は、居宅・施設とも、「保険料もサービスも今くらいが妥当」が最も多くなっていますが、高齢者一般とサービス未利用者は「どちらともいえない」が最も多くなっています。

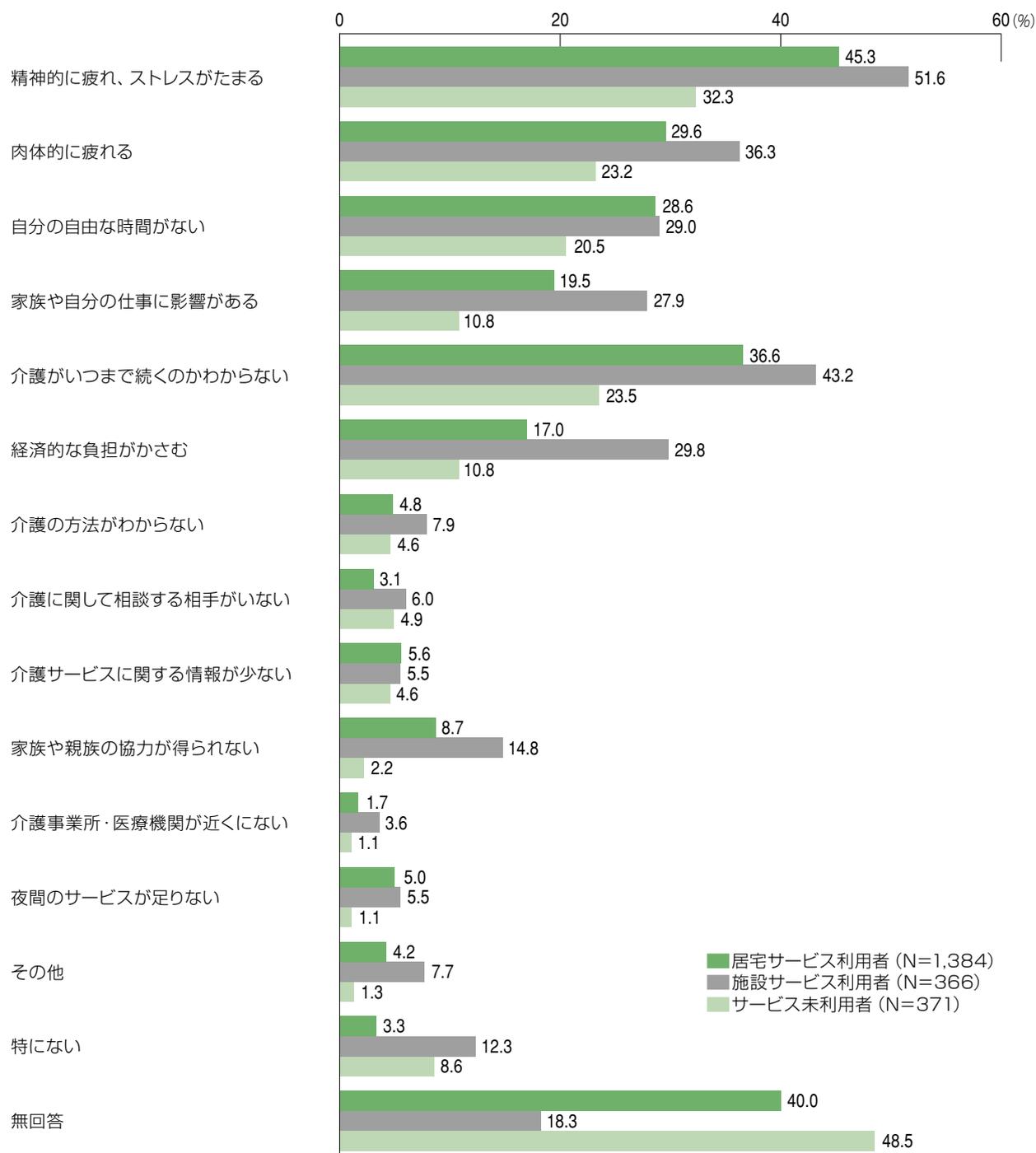
図表 今後の介護保険サービス*と保険料の考え方



②介護の問題点（介護者）

「精神的に疲れ、ストレスがたまる」、「介護がいつまで続くのかわからない」、「肉体的に疲れる」が上位にあげられています。

図表 介護の問題点（介護者：複数回答）

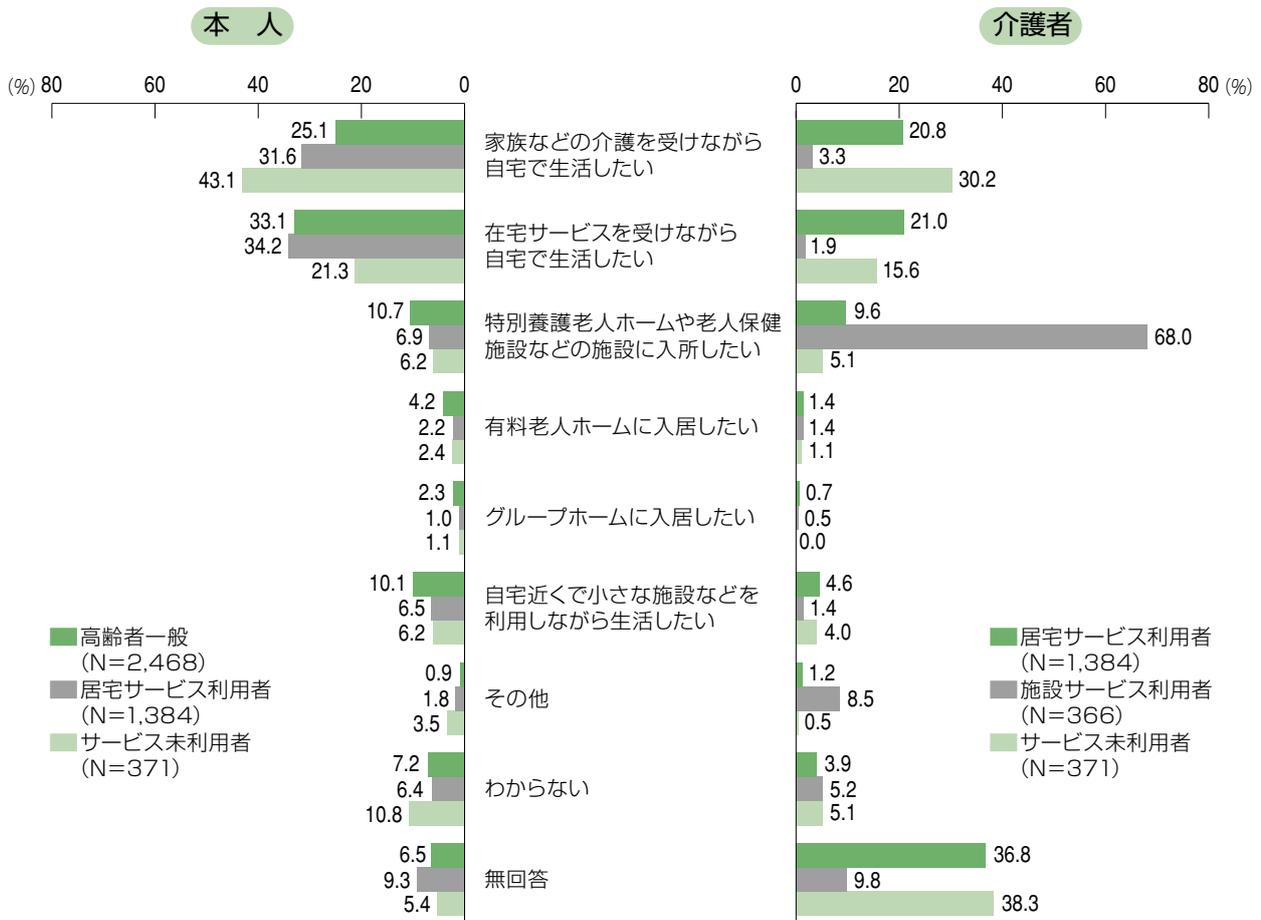


③今後の生活場所

施設サービス利用者の介護者以外は、在宅希望（「家族などの介護を受けながら自宅で生活」と「在宅サービスを受けながら自宅で生活」）が多く、あわせると5割から6割以上となっています。

居宅サービス利用者、サービス未利用者では、介護者よりも本人の方が在宅希望の割合が高く、本人と介護者の意向の違いがみられます。

図表 今後の生活場所（本人・介護者）（全体：複数回答）



④災害時要援護者*の支援

災害時に避難を助けたり、避難状況を確認するため、住所・氏名・連絡先などを事前に市役所などに知らせておくことについてたずねたところ、「最低限の情報なら知らせてもよい」との回答が非常に多く見られました（高齢者一般調査：81.4%、居宅サービス利用者：74.1%、サービス未利用者：69.0%）。

図表 災害時のための個人情報提供への考え方（全体）



(6) 居宅介護支援事業者調査

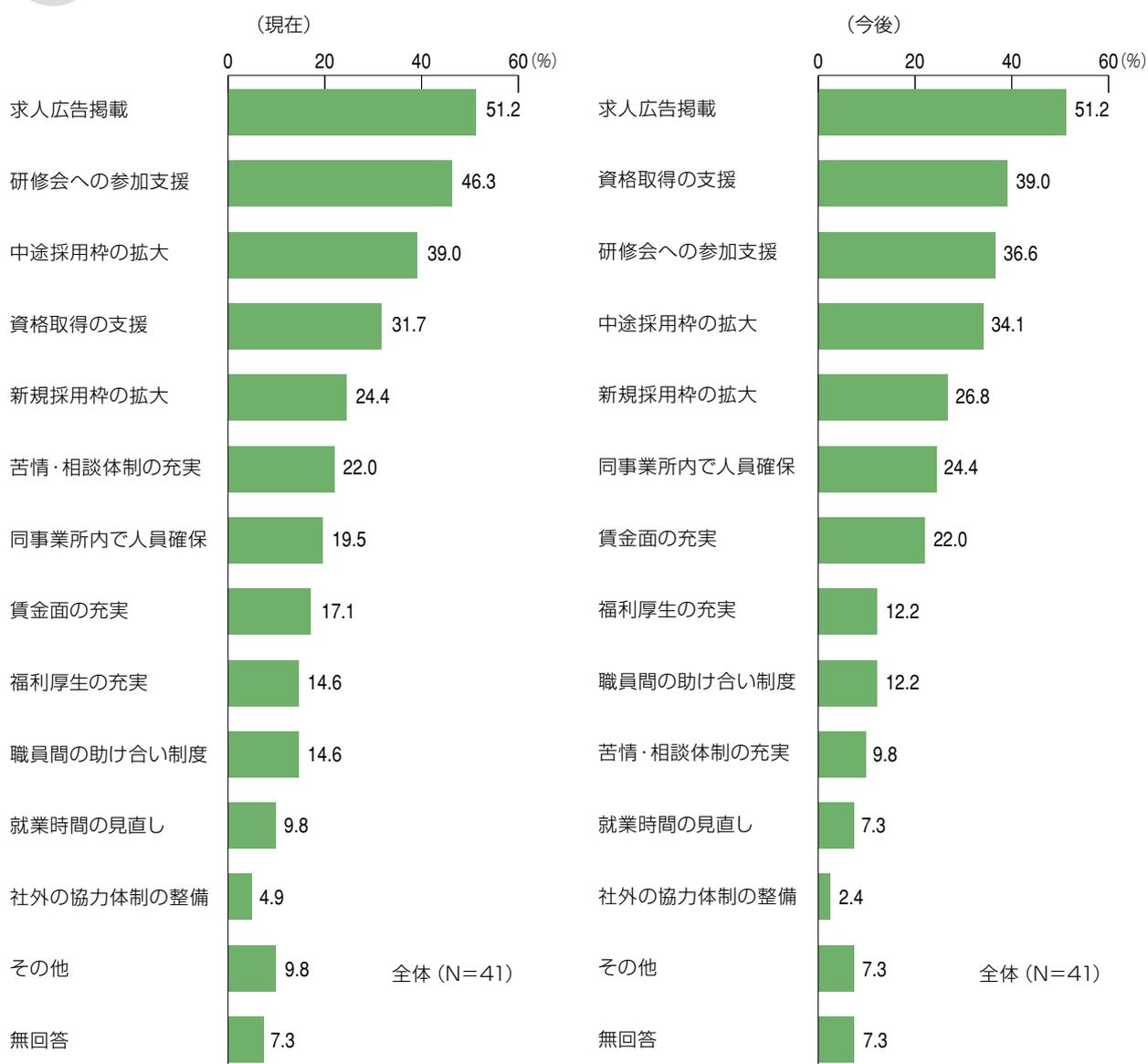
①人材確保の取組

ケアマネジャーの在職年数は、平均 3.66 年 (N=39) であり、良質なサービスを提供するために人材確保が大きな問題となっています。

現在の人材確保の取組としては、「求人広告掲載 (51.2%)」が最も多く、「研修会への参加支援 (46.3%)」、「中途採用枠の拡大 (39.0%)」、「資格取得の支援 (31.7%)」が続いています。

今後の取組としては、「求人広告掲載 (51.2%)」が最も多く、「資格取得の支援 (39.0%)」、「研修会への参加支援 (36.6%)」、「中途採用枠の拡大 (34.1%)」などが考えられています。

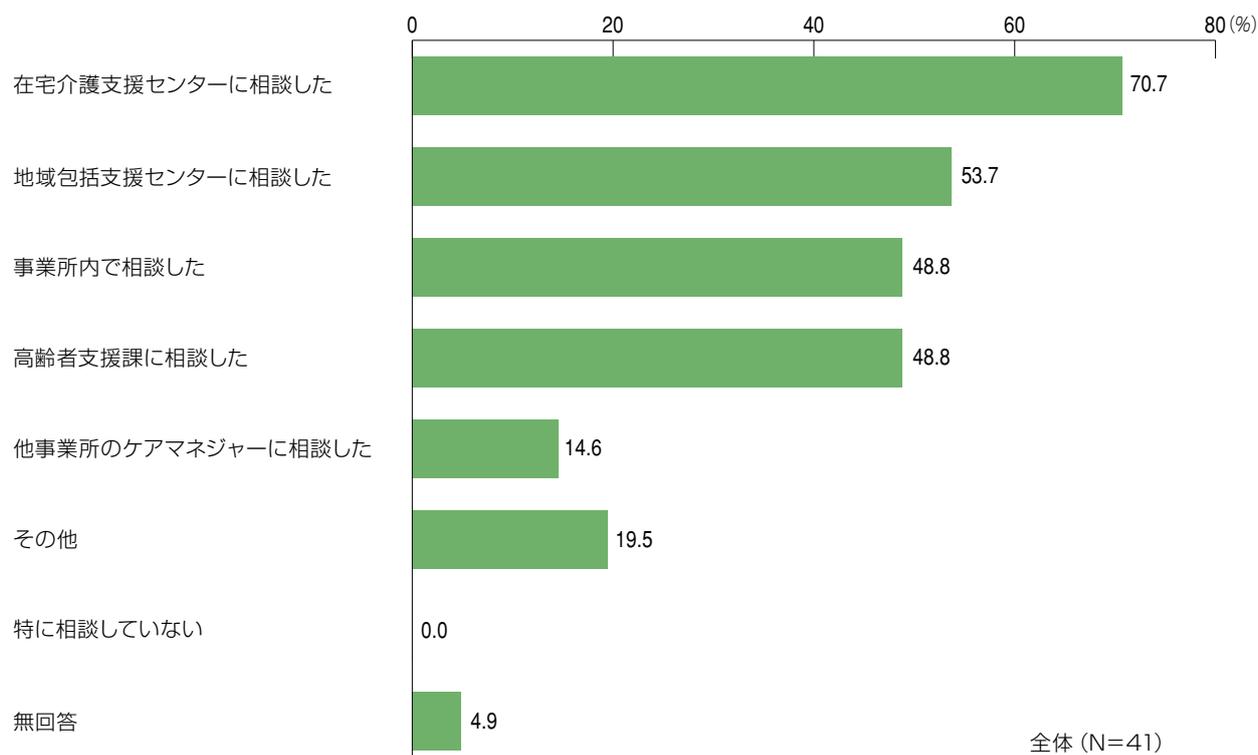
図表 居宅介護支援事業者の人材確保の取組 (全体：複数回答)



② 困難だったケースの相談先

ケアプラン作成が困難だった場合は、「在宅介護支援センター*に相談した（70.7%）」が最も多く、「地域包括支援センター*に相談した（53.7%）」、「事業所内に相談した（48.8%）」、「高齢者支援課に相談した（48.8%）」が続いています。

図表 困難だったケースの相談先（全体：複数回答）



(7) 予防・居宅介護サービス及び施設サービス提供事業者調査

① 在籍年数・離職の状況

職員の在籍年数は、「看護師（平均 2.28 年）」、「ヘルパー（平均 2.60 年）」、「介護福祉士（平均 3.42 年）」、「社会福祉士（平均 4.04 年）」であり、社会福祉士は定着率が高く、看護師は低くなっています。

看護師	(n = 38)	平均 2.28 年
ヘルパー	(n = 62)	平均 2.60 年
介護福祉士	(n = 61)	平均 3.42 年
社会福祉士	(n = 18)	平均 4.04 年

昨年 1 年間の職員の離職者数及び離職率は、全離職者数は 8.69 人（平均 24.4%）です。離職年数を見ると、退職者では、看護師平均 2.28 年、ヘルパー平均 3.15 年、介護福祉士

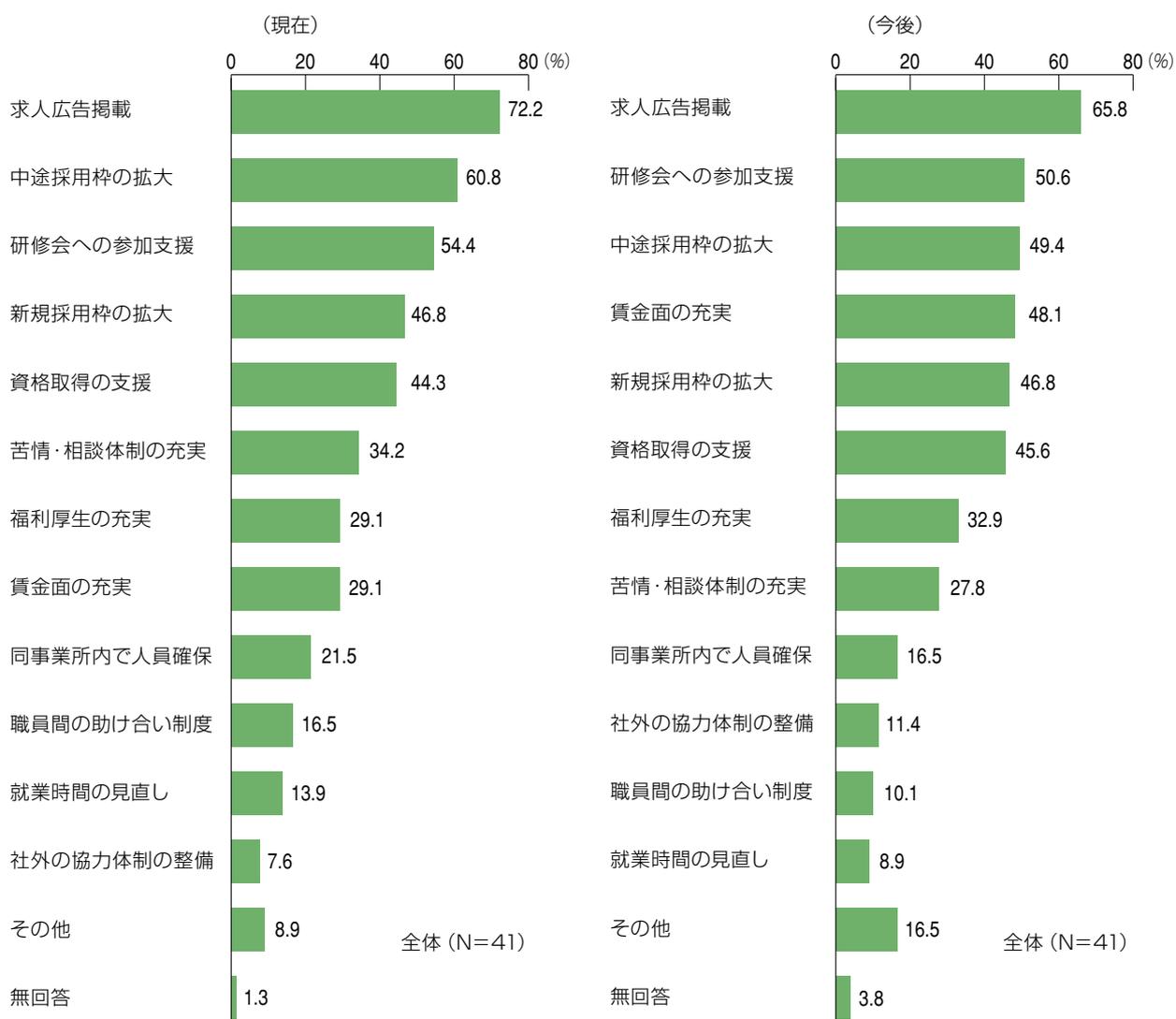
平均 3.32 年、社会福祉士平均 0.33 年です。転職者では、看護師平均 2.73 年、ヘルパー平均 2.76 年、介護福祉士平均 3.27 年、社会福祉士平均 0.37 年です。

離職の理由は、「人間関係 (5.35 人)」が最も多く、「給与・賃金 (4.81 人)」、「働きがい (3.14 人)」、「転出・結婚等 (2.35 人)」が続いています。

②人材確保の取組

人材確保の取組は、現在では、「求人広告掲載 (72.2%)」が最も多く、「中途採用枠の拡大 (60.8%)」、「研修会への参加支援 (54.4%)」、「新規採用の拡大 (46.8%)」、「資格取得の支援 (44.3%)」が続いています。今後の取組では、「求人広告掲載 (65.8%)」が最も多く、「研修会への参加支援 (50.6%)」、「中途採用枠の拡大 (49.4%)」、「資金面の充実 (48.1%)」、「新規採用枠の拡大 (46.8%)」が続いています。

図表 予防・居宅介護サービス及び施設サービス提供事業者の人材確保の取組 (全体：複数回答)



3 府中市の高齢者福祉に関する課題

(1) 老人保健事業再編への対応

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に規定された「市町村老人福祉計画」ですが、「老人保健法」は、平成20年4月1日の後期高齢者医療制度*の発足にあわせ「高齢者医療の確保に関する法律」に改められ、策定が義務付けられていた市町村老人保健計画の規定は削除されています。

本計画では、介護予防事業等の見込量の検討にあたっては、健康増進計画等の関連する計画との調和を図るために、老人保健分野についても計画に盛り込むこととします。

(2) 地域ケア体制の充実

平成18年4月改正介護保険法により、地域密着型サービス*や地域支援事業*などが創設され、「地域」を一層重視することが求められています。

今後は、保健・医療・福祉の連携のもと、高齢者や障害者等の市民が、いつまでも住み慣れた地域で安心して生活を送れるように、地域包括支援センター*を核として、地域ケア体制の充実に努める必要があります。

(3) 介護予防*の推進

府中市の65歳以上の高齢者の要支援・要介護認定率は約16%（平成19年10月現在）ですが、今後は高齢者の増加とともに認定率も上昇すると予想されます。住み慣れた地域で自分らしく過ごし続けていただくために、元気な高齢者が、さらに健康で要介護状態にならないよう介護予防*を推進する必要があります。

アンケート調査によると、「現在は介護予防*に取り組んでいないが、近い将来は何かに取り組もうと考えている」が最も多く5割を占めていますが、年齢が高くなると介護予防*に対する興味や意欲が薄れる傾向がみられました。

いつまでも自立した生活を続けられるように、介護予防*を今後さらに推進する必要があります。

(4) 認知症総合対策

アンケート調査では、今後の生活場所として家族介護や在宅サービスなどを受けながら自宅

で生活したいという回答が、多数から寄せられました。これは、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生き方をしたいと願う高齢者本人の思いの表れと見られます。この在宅での生活を実現困難にするのが認知症です。

府中市が優先的に取り組むべき保健福祉サービスとして「家族介護者への支援制度を充実すること」が28.4%、「認知症など病気や障害を持つ高齢者への対策を充実すること」が16.5%となっており、今後も、地域への認知症の正しい理解の普及啓発をはじめ、認知症の当事者や介護家族への総合的な支援が求められます。

(5) 災害時要援護者*の支援

阪神・淡路大震災などの事例では、要介護、ひとり暮らし、日中ひとりなどの要援護の高齢者の多くは、大震災等の災害時に一人で避難することが難しい状況が明らかにされており、災害時の要援護者対策は大きな課題となっていますが、個人情報保護の問題から対応がなかなか進まない状況となっています。

災害時に備えて、住所・氏名・連絡先など基本情報を事前に市役所などに知らせておくことについて、アンケート調査でたずねたところ、「最低限の情報なら知らせてもよい」との回答が非常に多く見られました。

この結果をふまえ、災害時の要援護者対策を関係機関と協力しながら構築していく必要があります。

(6) サービス、ボランティア*等の福祉人材の確保・育成

アンケート調査で介護従事者の在職年数を職種別でみると、「社会福祉士」は約4年ともっとも長く、「看護師」の約1.7倍です。事業者別でみると、施設でも社会福祉士は「5年以上」が一番長く、看護師は「2～3年未満」と短い状況です。予防・居宅介護サービス提供事業者はヘルパー「2～3年未満」、介護福祉士「1～2年未満」の割合が高く、在職年数が極めて短い状況となっています。離職状況を見ると、退職も転職も介護福祉士が多く、一番少ない社会福祉士の約9倍となっており、離職の理由は、「人間関係」が最も多く「給与・賃金」が続いています。安定したサービスを供給するため、人材確保に向けた職場環境の整備が求められます。

また、地域活動やボランティア*については、「楽しみが得られる活動」、「生きがいや健康づくりができる活動」、「隣近所の人と協力しあえる活動」が上位にあります。また、「地域や社会に役立つ活動」や「知識や経験をいかせる活動」もそれぞれ2割程度の意向があります。

元気高齢者や団塊の世代が、生きがいづくりや健康づくりに取り組めるよう、その経験・知識・技能を生かした地域活動参加への支援が求められます。

(7) 住まいの選択肢を広げる

住み慣れた地域で暮らし続けるためには、介護が必要になっても24時間365日切れ目なく必要なサービスが安心して受けられることが必要です。

そのためには、介護保険の居住系サービスの整備充実、地域密着型サービス*の小規模多機能型居宅介護*、グループホームなどの整備の他に、在宅医療と連携した住まい、見守りサービスのある住まいなど、高齢期の住まい・施設の選択肢を広げ、多様化することが求められます。

(8) 療養病床再編成への対応

介護療養型医療施設*の削減が国の方針として決められていますが、アンケート調査によると介護療養型医療施設*の入所者の3割は「知らない」と回答しています。

療養病床は現在、全国に約38万床あり、医療保険でみる「医療療養病床」(25万床)と介護保険でみる「介護療養病床」(13万床)とに分かれています。

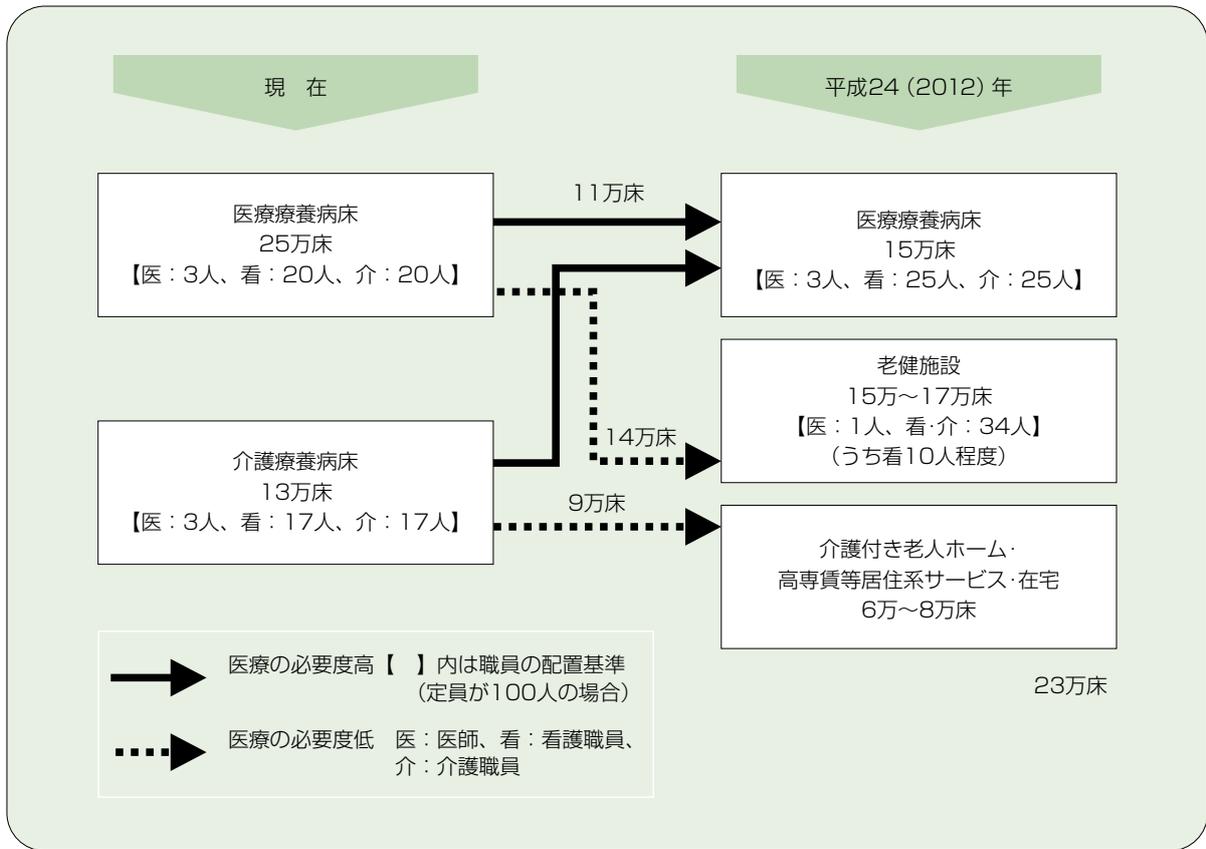
『療養病床の再編成』とは、平成23年度、介護保険と医療保険の機能分担の明確化、高齢者の医療費の抑制等の観点から、「介護療養病床」を廃止し、「医療療養病床」に一本化し、数もこれから6年がかりで15万床に減らす計画です。残る「医療療養病床」については、職員の配置基準を引き上げて手厚い医療体制とし、医療の必要度の高い患者だけを受け入れる場に特化されます。一方、削減する23万床分は、老人保健施設や有料老人ホーム、グループホーム、高齢者専用賃貸住宅などの居住系サービス、在宅療養などへの転換が進められます。

なお、再編成の方向については現在も検討が行われており、平成20年8月には医療療養病床数を22万床にするとの下方修正が行われています。

東京都では療養病床再編成に対して東京都地域ケア体制整備構想*を策定しており、高齢者数が急激に増加するとの地域特性を考慮し、療養病床数が現状でも少ないという認識にたち、今後も必要な療養病床数を確保していくとの基本方針を定めています。

府中市でもこれらの方針をふまえ、介護・療養に必要な介護基盤整備を積極的に進めるとともに、中長期的な視点から市民に必要な居住型施設のあり方を検討していくことが必要となっています。

図表 療養病床再編成のイメージ



(厚生労働省資料より作成、平成20年7月現在)

1 計画のめざすもの（理念）

（1）計画の理念

府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第4期）は、府中市福祉計画の基本理念「安心していきいきと暮らせるまちづくり—みんなでつくる、みんなの福祉—」をふまえます。

安心していきいきと暮らせるまちづくり
—みんなでつくる、みんなの福祉—

(2) 計画の考え方

計画の考え方は、次のとおりとします。

●視点1 利用者本位の福祉サービスの実現

利用者が自分にあったサービスの選択ができるように、情報提供や身近なところで相談できるような体制の充実や質の確保、さらに権利擁護事業を充実し、利用者本位の福祉サービスの実現をめざします。

●視点2 「自立」を支える福祉の実現

個人の尊厳を大切にし、地域で自立していきいきとした生活ができるような福祉の実現をめざします。

●視点3 地域で支える福祉の実現

自治体、福祉関係機関、民間事業者、NPO*、ボランティア*団体等の連携・協働（公助・共助・自助）により、地域で支える福祉の実現をめざします。

●視点4 市民参加・参画による幅広い福祉の実現

市民が自ら福祉を支え・実現していくため、計画の段階から参加し、幅広い福祉の実現をめざします。

2 計画の基本目標

「安心していきいきと暮らせるまちづくり—みんなでつくる、みんなの福祉—」の実現に向けて、次の5つの目標を設定し、計画を推進します。

(1) 利用者本位のサービスの実現のために

- ・高齢者が自己選択・自己決定ができるように、さまざまな方法で情報を入手できるように、また身近な場所で相談できる体制を充実し、サービスの質の確保に努めます。
- ・高齢者の人権や権利が擁護される体制を充実します。

【取り組む方向】

- 情報提供体制の充実
- 相談・権利擁護事業の充実
- サービスの質の確保・向上

(2) 介護予防*を進めるために

- ・生涯現役をめざして、健康維持と介護予防*を推進します。
- ・地域包括支援センター*機能を充実し、地域支援事業*を充実します。

【取り組む方向】

- 介護予防体制の強化
- 地域支援事業*
- 健康管理体制の強化

(3) 安心して暮らし続けるために

- ・介護が必要になっても、高齢者が尊厳をもって住みなれたまちで安心して暮らし続けられるように、介護保険サービス*や高齢者保健福祉サービスの充実に努めます。
- ・総合的な認知症ケアを推進し、介護者の支援の充実に努めます。

【取り組む方向】

- 在宅サービスの充実
- 介護保険事業
- 介護者への支援の充実
- 総合的な認知症ケアの推進
- 安心して住める環境づくり

(4) 地域で支える福祉をめざして

- ・地域包括支援センター*や在宅介護支援センター*の機能を充実し、連携を図りながら地域の高齢者等の見守りを強化します。

【取り組む方向】

- 地域包括支援センター*と在宅介護支援センター*との連携
- 見守りネットワークの充実
- 防災・防犯対策

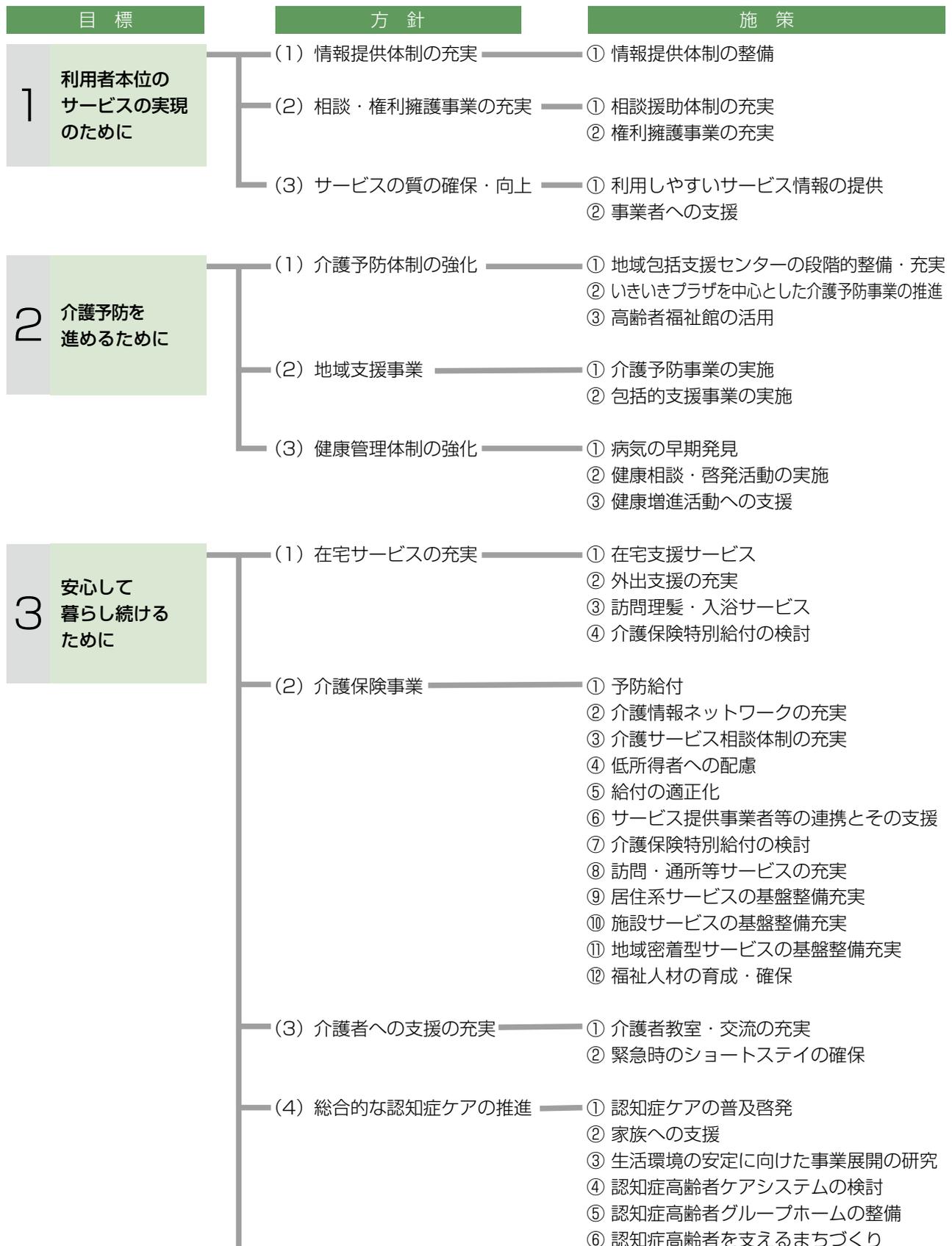
(5) とともに暮らす地域をめざして

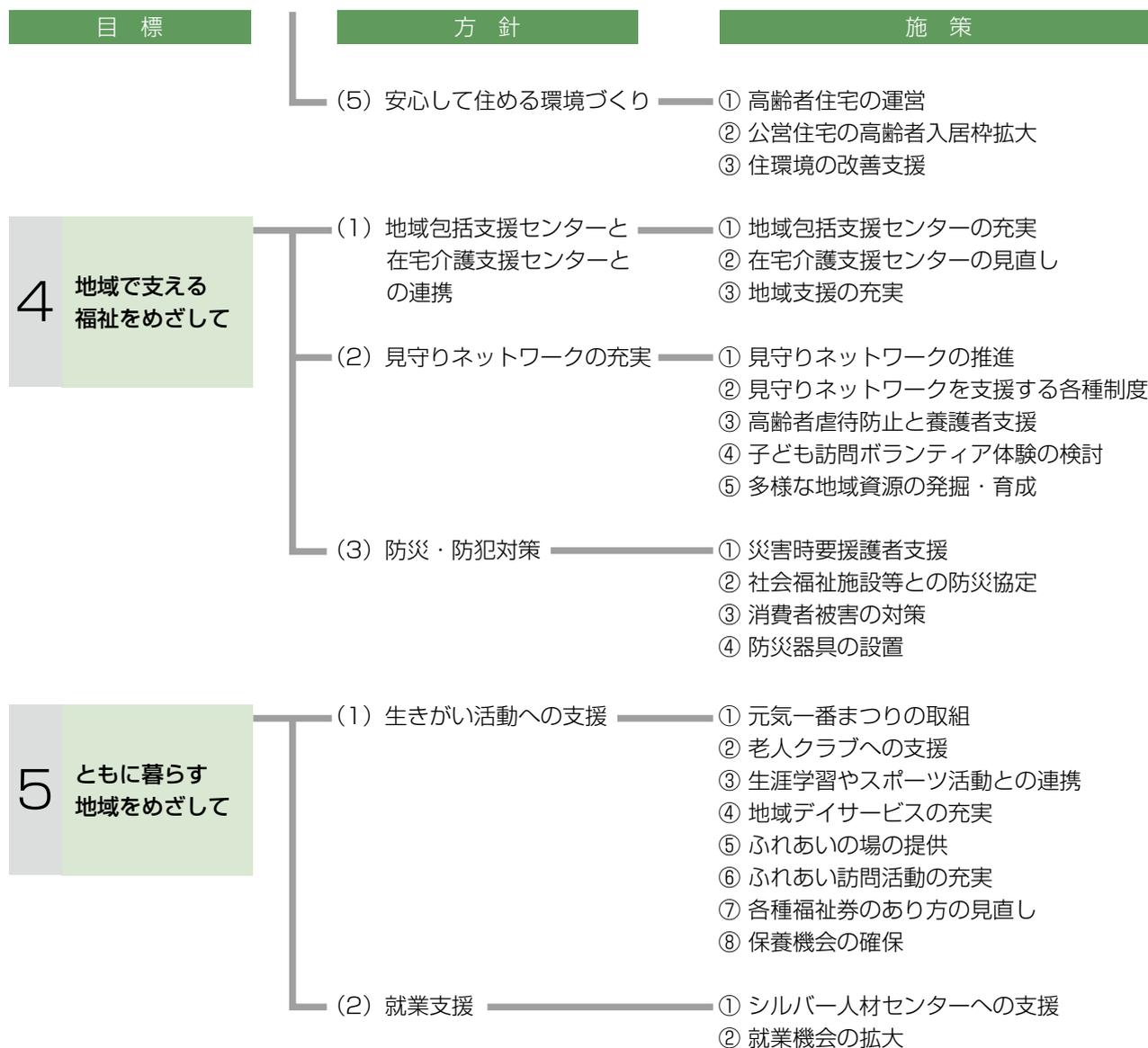
- ・団塊の世代や元気高齢者が、知識や技術を生かしながら、地域の一員としてサービスやボランティア*の担い手として活躍できる機会を提供します。

【取り組む方向】

- 生きがい活動への支援
- 就業支援

3 計画の体系





4 日常生活圏域

府中市では、「府中市地域福祉計画」に設定した次の6つの福祉エリアを日常生活圏域として設定し、身近な地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供を行うこととしています。

第4期の計画期間中（平成21年度～23年度）については、この考えを継承し、日常生活圏域の視点に立って、介護予防事業や地域密着型サービスの充実などを進めていきます。

エリア名	町名
第1地区	多磨町、朝日町、紅葉丘、白糸台（1～3丁目）、若松町、浅間町、緑町
第2地区	白糸台（4～6丁目）、押立町、小柳町、八幡町、清水が丘、是政
第3地区	天神町、幸町、府中町、寿町、晴見町、栄町、新町
第4地区	宮町、日吉町、矢崎町、南町、本町、宮西町、片町
第5地区	日鋼町、武蔵台、北山町、西原町、美好町（1～2丁目）、本宿町（3～4丁目）、西府町（3～4丁目）、東芝町
第6地区	美好町（3丁目）、分梅町、住吉町、四谷、日新町、本宿町（1～2丁目）、西府町（1～2、5丁目）

府中市の現状と課題、国や都の施策の方針等をふまえ、次の取組を重点施策として設定し、重点的に検討、推進していくこととします。

1 介護予防*の体系的取組

いつまでも住み慣れた場所で暮らすことを目標に、元気な高齢者の介護予防*から、地域支援事業*の介護予防*、さらには要支援者対象の予防給付までの心身状況のさまざまな段階の介護予防*について、継続的、一体的にサービスを提供します。

そのためには、介護予防推進センター*を中心拠点として、また介護予防ケアマネジメントを担う地域包括支援センター*を核として、専門知識の提供や介護予防*に関する情報集約を行い、地域の介護予防活動と連携し事業を進めます。

地域支援事業*の介護予防事業の特定高齢者*には特定高齢者のプログラムに加え、一般高齢者のプログラムの案内を充実させ、サービス利用を促していきます。予防給付についても、効果的な事業が展開されるよう各種介護保険サービス事業者と連携していきます。

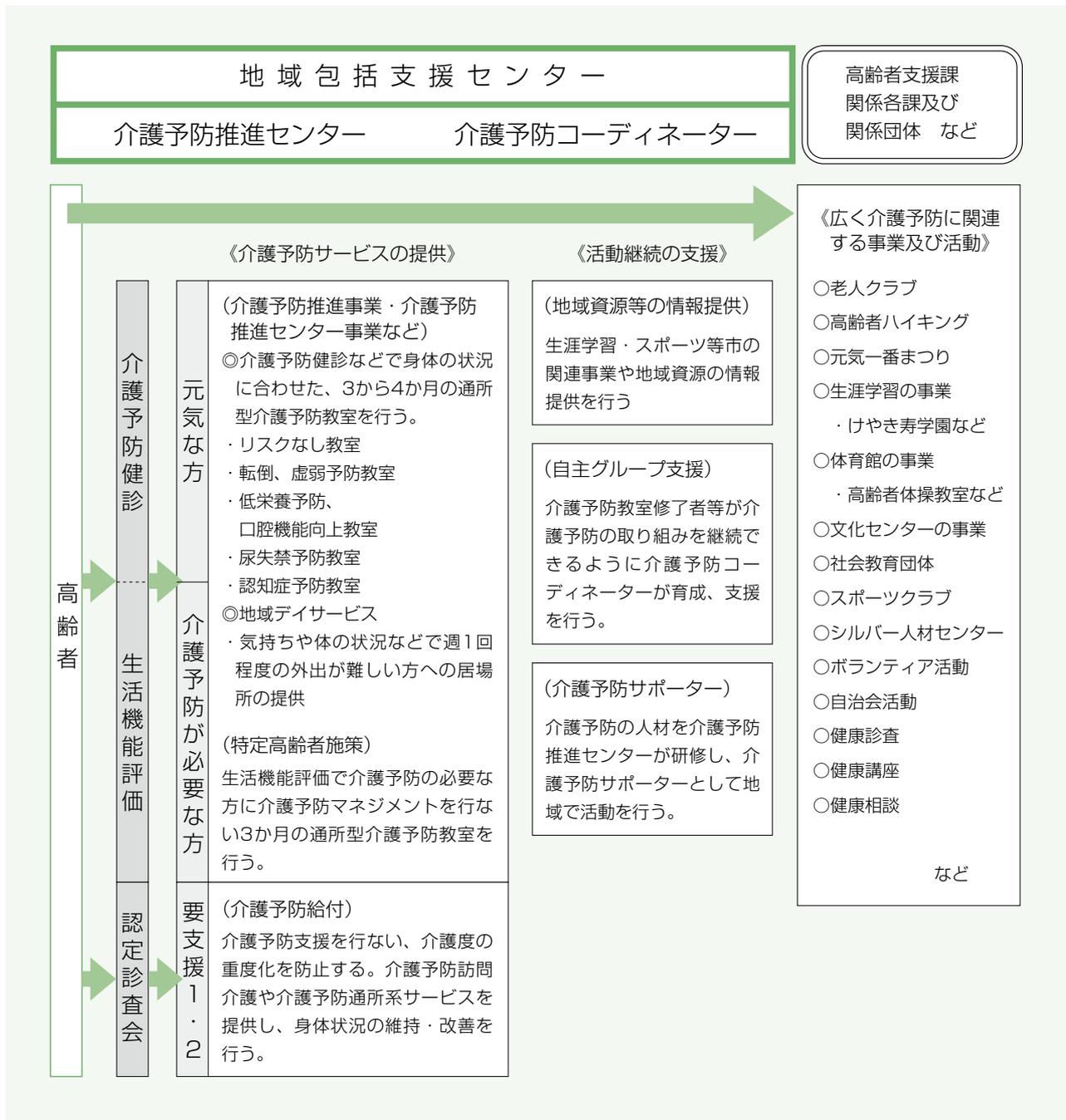
また現在、在宅介護支援センター*には介護予防コーディネーター*が配置され、地域での介護予防活動を推進しています。引き続き、介護予防コーディネーター*が地域の細かなニーズをくみ上げ、地域で取組む介護予防事業を展開していきます。

介護予防*の周知、取組のきっかけ作りをさらに進めるため、介護予防体操の普及や節目健

診を継続していきます。また、気軽に介護予防健診が受けられ、介護予防*の取組が必要な方が介護予防教室等に参加できるように事業を充実するとともに、介護予防教室参加後も介護予防*の取組が続けられるよう、介護予防*の自主グループの支援を継続していきます。

介護予防*の活動を市民が支える仕組みとして、介護予防コーディネーター*や介護予防推進センター*と連携して活動を行う、介護予防サポーターを育成します。

■府中市の介護予防*の体系■



2 認知症の総合的対策

府中市は認知症高齢者が尊厳を持って、住みなれた地域で、穏やかな生活を送れるよう、保健・福祉・医療等の関係機関、団体、施設等が地域の実情に応じたさまざまなサービスを提供することで、地域で高齢者を支える体制づくりに取り組んできました。

今後は、高齢化が進行する中で、認知症高齢者も一層増加することが予測されています。ひとり暮らし高齢者が増加する中での認知症高齢者の問題は公的な福祉サービスのみでの対応では難しく、地域の課題として総合的に取り組むことが必要です。

認知症高齢者や家族が地域で安心して暮らし続けることができるよう、具体的には認知症の予防、認知症への理解促進、本人や家族の意識啓発、認知症高齢者をサポートする市民の育成、認知症ケアの充実（活動の場・居場所づくり）、生活の場面での支援、家族への支援など、認知症高齢者を支える施策に総合的に取り組みます。

また、地域の中での高齢者の生活を多面的に支える仕組みを整備します。

■府中市の認知症高齢者対策の体系■

→要支援・要介護認定者及び候補者

		認知症予防（元気高齢者）	軽度認知症	中等度認知症	重度認知症	
本人 及び 家族支援	(介護予防)	介護予防事業 (介護予防推進事業・介護予防推進センター事業)				
			(新) 介護予防コーディネーター等による訪問型介護予防啓発事業 (「閉じこもり・うつ・認知症」のリスク者含む)			
	(権利擁護)			地域福祉権利擁護事業 (日常生活自立支援事業) (社会福祉協議会)	権利擁護（成年後見制度）	
	(生活支援)			(新) 認知症支援ボランティア		
	(一時入所・入所)	自立支援ショートステイ (緑苑、介護予防推進センター)		介護保険（要介護） 介護給付（在宅サービス）	訪問介護、通所介護等 ↓ 短期入所（特養、老健、療養病床）	
	(医療)		(新) 地域医による物忘れ相談	高齢者精神医療相談班（多摩総合精神保健センター）		
家族支援		家族介護者教室（社協・在支）				
地域支援	(大人数型)	タウンミーティング（社協）				
		見守りネットワーク・認知症高齢者の地域での見守りに関する講演会等				
	(少人数型)	(新) 認知症サポーター「ささえ隊」の養成【全国キャラバンメイト連絡協議会が養成するキャラバンメイトによる】 (新) 地域の講座（介護予防教室等）				
緊急時対応		高齢者緊急一時保護施設				

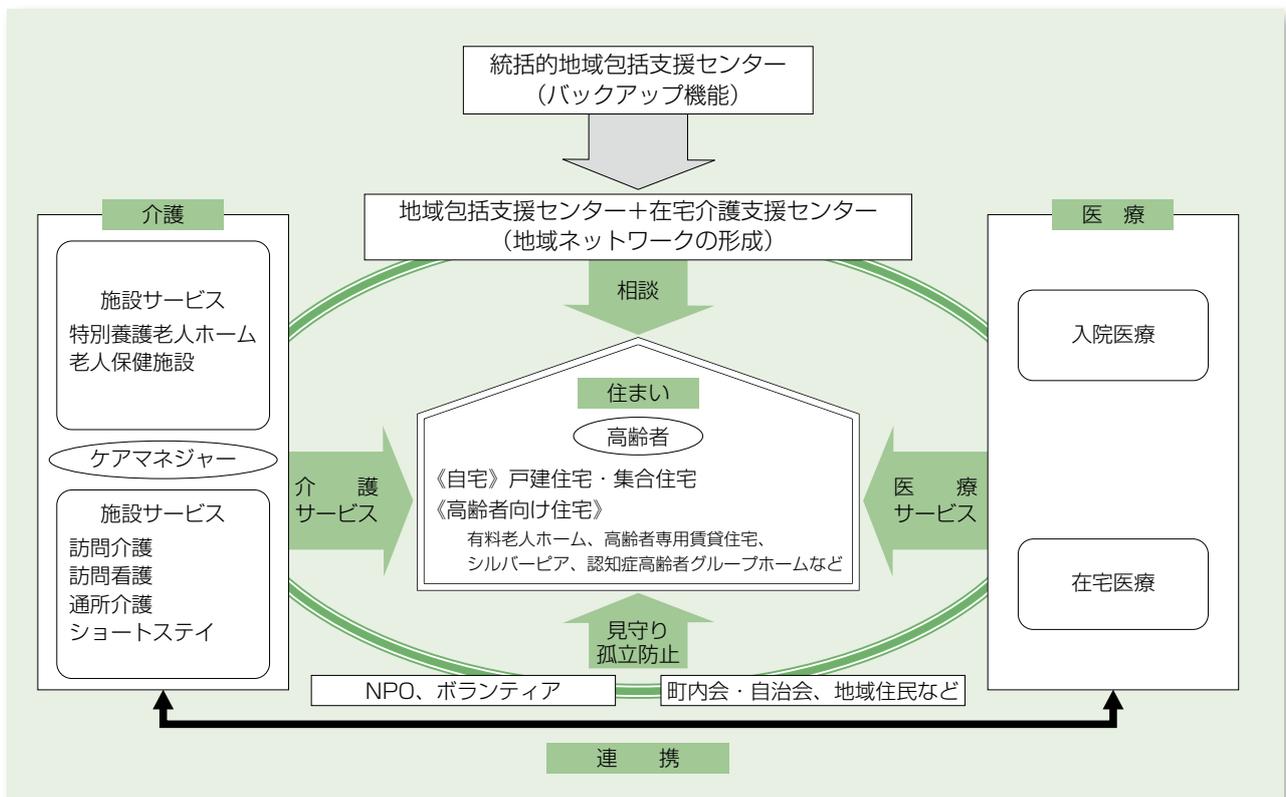
3 地域ケア体制の整備

これまで、府中市は、「365日・24時間、切れ目のない介護が受けられる」、「住み慣れたまちで、一人になっても暮らし続けることができる」、「認知症高齢者の尊厳を守るケアが受けられる」を基本的考え方として、福祉空間整備計画に取り組んできました。

今後は、介護が必要になっても「福祉・保健・医療が連携した仕組み」によって必要に応じて多様なサービスを活用して、住み慣れた地域で暮らし続けられる地域ケア体制の整備を進めます。具体的には次の取組を検討し、具体化していきます。

- ①介護保険の施設系・居住系・在宅系・通所系サービスの充実
(居住系サービスや地域密着型サービス*については、公有地を活用した供給を検討)
- ②地域における見守り、支えあいの仕組みづくり
(参照:地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の重点施策1「新たな支えあいの仕組みづくり」)
- ③地域における在宅医療の基盤整備を強化するための支援
- ④介護人材の育成・定着支援
- ⑤多様な住宅の確保支援
(バリアフリー*化の推進、居住系サービスの充実、住まい方・住み替えの啓発・普及)
- ⑥地域ネットワークの形成(地域包括支援センター*の増設、相談機能の充実)

■府中市の地域ケア体制のイメージ■



4 基盤整備計画

(1) 整備の基本的考え方

地域密着型サービスについては、第3期介護保険事業計画の中で、平成18年度から20年度までを計画期間とする整備計画を定めて拠点整備を進めてきましたが、今回、次期計画を定めることにより、見込量・保険料推計に反映させることとします。

なお、平成21年度から平成23年度の計画にあたっては、次の考え方を基本とします。

- ①整備にあたっては、府中市福祉計画との整合を図った計画とします。
- ②新規整備による利用者増については、府中市介護保険事業計画（第4期）サービスの見込量に反映させます。
- ③日常生活圏域については引き続き、第3期事業計画で定めた6圏域を日常生活圏域として定め、圏域を考慮した目標設定を行います。
- ④整備目標の設定は、生活圏域の高齢化の状況、活用しうる社会資源の状況、事業者の意向等を勘案して行いますが、具体的な配置計画については、市民ニーズ、近隣の広域施設の状況、市全体での施設整備のバランス等も考慮しながら、総合的に検討して具体化させます。
- ⑤介護保険サービス*の見込量への反映は、稼動月数、稼動率（入居率）（広域施設については市民枠）等を考慮に入れて検討しています。

(2) 地域密着型サービス施設に関する整備計画

①小規模多機能型居宅介護*

「訪問」、「通い」、「泊まり」が一体となり、24時間365日の介護を実現できるサービスとして、きわめて重要なサービスと認識しています。特に在宅の認知症高齢者にとっては、安心した生活を送るために早急な整備が求められます。

今後は公共用地を活用して、土地の部分について、民間事業者の負担軽減を促しながら、公募することを検討しています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
整備施設数	0箇所	1箇所	1箇所

②認知症対応型共同生活介護*

今後は、認知症高齢者を地域で支える重要な拠点となることから、第4期運営期間は毎年2ユニットを整備、圏域ごとに配置されるようにします。その際、認知症対応型通所介護等他のサービスとの併設・連携を通じて認知症ケアが有機的に展開されるよう、事業者には促していくこととします。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
整備施設数	2ユニット	2ユニット	2ユニット

③認知症対応型通所介護

認知症高齢者が住み慣れた生活を継続できるよう事業者の参入を促します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
整備施設数	0	1箇所	1箇所

④地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養ホーム）

小規模特養は、地域でのサテライト施設としての役割が期待されます。第4期では1箇所程度の整備を見込み、今後は広域型施設の状況や用地確保の状況によって再度整備計画を立案します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
整備施設数	0	1箇所	0

⑤その他の施設

地域密着型サービスのうち、夜間対応型訪問介護については、第3期に1箇所開設しましたが、巡回介護や緊急対応など夜間帯のニーズは高いものの、利用につながらない状況があります。第4期計画では現状のまま、利用の増加をめざし、広域的なニーズの把握やサービス事業者の状況も見ながら、今後の整備計画を検討します。

地域密着型特定施設入居者生活介護等については、今後必要性や事業者の動向も見ながら、整備計画を検討します。

(3) 広域施設等の整備について

①介護老人福祉施設*・介護老人保健施設*

広域行政で整備される施設であり、全床が市民利用となりませんが、事業者の整備計画に対しては、府中市として一定の協議や支援を行い、市民ニーズを反映していきます。

〈介護老人福祉施設*〉

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
定員数	0床	0床	80床

〈介護老人保健施設*〉

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
定員数	0床	34床	0床
備考	—	医療転換型	—

②特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）

実際の整備意向としては混合型特定施設が多く、介護専用型特定施設の整備は進まない状況にあります。府中市としては事業者の運営内容が市民ニーズを反映しているものかを判断していきます。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
定員数	—	48床	—

③その他

高齢者住宅等は、今後は高齢者専用賃貸住宅等のさまざまな住宅施設が、整備される動きもあります。また、民間のアクティブシニア向け賃貸マンションの動向も増えつつあります。そうした動きも注視します。

目標 1 利用者本位のサービスの実現のために

利用者自身がそれぞれのニーズにあったサービスを選択できる利用者本位のサービスの提供が求められています。そのため、適切な情報提供や身近な場所での相談体制の整備を進めます。

また、認知症高齢者など判断能力が低下している人に対して、サービスの利用援助を行う権利擁護体制を拡充するとともに、利用者が安心してサービスを選択できるよう、引き続きサービスの質の確保・向上に取り組めます。

(1) 情報提供体制の充実

市民が介護保険制度や福祉サービスを正しく理解し、サービスの適切な選択・利用につながるよう、わかりやすい情報を提供します。その際、市の広報紙やホームページ、パンフレットなどさまざまな媒体を使って情報提供を行います。

① 情報提供体制の整備

事業名	内容
多様な媒体を使ったわかりやすい情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府中市の広報やホームページの活用、高齢者に対する福祉サービスのパンフレットを発行するなどわかりやすい情報の提供に心がけ、制度やサービスの内容の周知に努めます。 ・ 特に高齢者にわかりやすい新しい情報提供手段の検討を行うなど、さまざまな媒体、方法による情報提供を進めます。 ・ 介護保険制度の理解を一層広げるため、説明会や相談会を継続して行います。

(2) 相談・権利擁護事業の充実

利用者がその人にあった適切なサービスを利用できるよう、市の窓口や地域包括支援センター*及び各在宅介護支援センター*などの相談体制を整備するとともに、高齢者見守りネットワークを通じ、民間事業者や地域住民などと連携して地域での相談体制を強化します。

また、判断能力が低下している高齢者の権利擁護や生活を守る体制を充実します。

①相談援助体制の充実

事業名	内容
福祉の総合相談体制	・福祉に関する多様で複雑な相談、高齢者等の権利擁護などの相談を受け止め、具体的な対応を行うワンストップサービスで、総合相談型の相談体制を構築します。
地域での多様な相談体制の整備	・地域包括支援センター*での相談体制を充実します。 ・在宅介護支援センター*の地域での多様な相談援助体制の整備を支援します。

②権利擁護事業の充実

事業名	内容
権利擁護事業の充実(再掲)	・福祉サービスの適切な利用を支援したり、認知症高齢者等判断能力が不十分な人などに対する地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)及び成年後見制度*の利用支援や助言を行う、福祉サービス利用援助事業や府中市権利擁護センター事業を充実します。

(3) サービスの質の確保・向上

サービスの内容と質を確保・向上するため、介護サービス事業者に対して東京都福祉サービス第三者評価制度*の受審を促進します。第三者評価の受審結果や公表を義務付けられている介護サービス情報の公表結果を広く市民に提供し、利用者自らがサービスを選択できるよう支援します。

①利用しやすいサービス情報の提供

事業名	内容
福祉サービス第三者評価制度*の普及・促進(再掲)	・評価機関がサービス提供事業者のサービス内容などを評価し公表する、福祉サービス第三者評価制度*の普及を促進し、サービスの質の確保に努めるとともに、利用者がサービスの選択をする際に目安となるよう情報を提供します。

②事業者への支援

事業名	内容
サービス提供事業者の各種研修事業への支援	<ul style="list-style-type: none">・ サービス提供事業者の効率的な運営の確保と研さんを促進するため、保健福祉人材育成センターで行う研修事業を定期的で開催します。・ サービス提供事業者が質の向上をめざし、自主的に行う研修・連携等の活動に対して助言・支援します。
ケアマネジャーへの情報提供	<ul style="list-style-type: none">・ ケアマネジャーへの情報提供体制を充実し、利用者の希望を的確にケアプランに反映できるようにします。・ ケアマネジャーの能力向上に向けた研修を支援します。
介護保険ケアプラン指導の実施	<ul style="list-style-type: none">・ ケアプランに基づいた、介護サービスの質的向上と適切な実施のため、ケアプラン指導研修を実施し、評価・指導を行います。



福祉総合相談窓口の様子

目標 2 介護予防*を進めるために

府中市では、高齢者が住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らし続けることを目的に、介護予防*を重点施策として取り組んできました。今後も、介護予防体制を一層強化し、心身状況のさまざまな段階の介護予防*について、継続的・一体的にサービスを提供します。

また、府中市では病気の早期発見のための健康診査や各種検診、健康相談の実施など、幅広く市民の健康づくりに取り組んできました。

平成 20 年度から大きく再編された老人保健事業への対応に取り組めます。

(1) 介護予防体制の強化

介護予防*については、生活機能低下の早期発見、相談、サービス提供、それぞれの取組を連続的に提供する仕組みを構築し、効果的な施策を推進します。地域支援事業*等の介護予防事業とあわせ、要支援者対象の予防給付（新予防給付）までを視野に入れて、心身状況のさまざまな段階における介護予防*について、継続的・一体的に施策を展開します。

① 地域包括支援センター*の段階的整備・充実

事業名	内容
地域包括支援センター*の段階的整備・充実	・ 市内に地域包括支援センター*を数か所増設し、要支援者の予防給付をはじめ、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある自立した生活を継続することができるよう介護予防事業を推進します。

②いきいきプラザを中心とした介護予防事業の推進

事業名	内容
いきいきプラザ (介護予防推進センター*) における介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 節目健診を取り入れた介護予防健診を実施します。 ・ 介護予防健診の結果により各高齢者の状態に応じた介護予防プログラムを実施します。 ・ 介護予防*に関する相談を実施します。 ・ 介護予防*に関する人材(介護予防サポーター)を育成し、人材や地域資源等の情報を集約し地域の介護予防活動を支援します。 ・ 地域包括支援センター*、介護予防コーディネーター*と連携し、介護予防事業を実施します。
介護予防 コーディネーター*活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な地域で介護予防*のPRや介護予防健診、相談を実施します。 ・ 社会資源の発掘や自主グループ活動の支援など介護予防*の取組を支える地域のキーパーソンとして活動します。
介護予防推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な地域で介護予防健診の結果により、各高齢者の状態に応じた介護予防プログラムを実施します。
地域デイサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の積極的な参加を求め、自立支援対策としての地域デイサービスを、介護保険制度における介護予防事業との連携を図りながら、より地域に根ざしたサービスとして定着するように支援します。
自主グループ支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で介護予防*に取り組む自主グループ同士が交流できる場や活動発表の機会をつくり活動継続の支援をします。

③高齢者福祉館の活用

事業名	内容
高齢者福祉館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内11か所にある文化センターの高齢者福祉館で、介護予防推進事業や地域デイサービスなどを実施し、高齢者の介護予防*の拠点として活用します。

(2) 地域支援事業*

①介護予防事業の実施

事業名	内容
介護予防事業のPR	<ul style="list-style-type: none"> ・ パンフレットやビデオ等により、介護予防事業の必要性や大切さのPRを行います。 ・ 介護予防体操を普及し介護予防*の取組のきっかけ作りをします。
介護予防サービス* の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防健診や生活機能評価で要支援・要介護になるおそれのある市民を対象に身近な地域で介護予防サービス*を提供します。 ・ 必要な方には介護予防マネジメントを実施し評価を行います。
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で自主グループ支援など介護予防*の活動を行う人材を育成する研修をします。 ・ 研修を終了した方が、活動できるように活動の場の提供や相談窓口を設置します。

②包括的支援事業の実施

事業名	内容
総合福祉相談・支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の高齢者の実態を把握します。 ・ 介護以外の生活支援サービスとの調整を図ります。
地域ケア支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言を行います。 ・ 地域のケアマネジャーのネットワークをつくります。
権利擁護体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 判断能力が低下している方などに対し、成年後見制度*の利用支援や助言を行う福祉サービス利用総合支援事業と連携をとりながら支援につなげます。 ・ 身寄りの無い方の施設入所等や、介護サービス利用を支援します。 ・ 見守りネットワークと連携をとり、虐待の予防、早期発見を行います。

(3) 健康管理体制の強化

高齢者ができるだけ長く元気で活動的に暮らすためには、日ごろから健康に対する意識を高め、正しい生活習慣を身につけることが大切です。

老人保健事業が見直され、新たな高齢者医療制度により、平成20年度から、40歳から74歳までは生活習慣病（メタボリックシンドローム*）予防・早期発見、65歳以上の高齢者は、生活機能低下の予防という、世代に応じた目標が示されました。新たな医療制度に基づき、病気の早期発見・早期治療と生活習慣病予防、生活機能低下の予防など健康管理体制の強化に取り組みます。

①病気の早期発見

事業名	内容
特定健診*・ 特定保健指導* 新規	<ul style="list-style-type: none"> ・ 40～74歳の府中市国民健康保険被保険者に対し、メタボリックシンドローム*に着目して、糖尿病等の生活習慣病有病者及び予備群を抽出するための健診を実施します。 ・ 健診の結果、生活習慣病のリスクが一定程度高いと判定された方に対し、面談や電話等によって特定保健指導*を行います。
後期高齢者健診 新規	<ul style="list-style-type: none"> ・ 75歳以上（65歳以上で一定の障害のある方を含む）の方の生活習慣病の予防や早期発見・早期治療につなげるため、健康診査を実施します。
生活機能評価 新規	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳以上の方（要支援・要介護者を除く）に対し、生活機能の低下を早期に発見するため実施します。その結果生活機能の低下のある方に対して介護予防*を実施します。

〈参考：平成24年度の国が示す国民健康保険の保険者の目標値〉

- 特定健診*の受診率 65%
- 特定保健指導*の実施率 45%
- メタボリックシンドローム*該当者及び予備群の減少率 10%（平成20年度との比較）

②健康相談・啓発活動の実施

事業名	内容
健康相談	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病の予防等のために保健・福祉・医療が連携し、必要な指導と助言を行います。 また、心身の健康に関する個別相談も実施します。
健康教育	<ul style="list-style-type: none"> 各種の健康教育、健康教室を効果的に実施し、正しい知識の普及に努めます。
歯科医療連携推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ねたきり等で歯の治療を受けたくても歯科医院に行くことができない方などのために、歯科医師会と連携して訪問治療を行う「かかりつけ歯科医」を紹介します。
自主的な健康づくりへの支援（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> 地域の中で、さまざまな分野において自主的に健康づくりを実践している団体や個人を、「元気いっぱいサポーター」として登録し、その活動をします。
食生活改善事業	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防の観点から、栄養等に配慮された食生活が習慣化できるよう改善事業に取り組み、健康状態の維持・向上を図ります。

③健康増進活動への支援

事業名	内容
スポーツ健康増進活動	<ul style="list-style-type: none"> 生涯にわたってスポーツと親しめるよう、高齢者向け教室や事業を開催し、高齢者のいきいきとした活動を支援します。 健康増進のため、グループ・団体などにスポーツの指導員を派遣するなど、高齢者のいきいきとした活動を支援します。

目標 3 安心して暮らし続けるために

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、市民一人ひとりが介護が必要になっても、福祉サービスや介護保険サービス*を切れ目なく、連続して受けられるシステムが求められます。

在宅サービスと介護保険サービス*の提供を充実するとともに、介護者支援、認知症ケアを推進します。また、高齢者の生活の基本としての住まいの確保に取り組みます。

(1) 在宅サービスの充実

高齢者が地域で安心して暮らせるよう在宅サービスの充実を図ります。これらのサービスについては介護保険サービス*を補完するサービスとし、介護保険サービス*と競合・重複するサービスについては調整を進めます。

①在宅支援サービス

事業名	内容
高齢者生活支援生活 援助員派遣	・ 在宅のひとり暮らし、または高齢者世帯の方の要介護状態への進行を防止するため、家事を中心とした生活支援ヘルパーを派遣し、自立支援対策として充実します。
高齢者ホームヘルパー 派遣 <small>新規</small>	・ 75歳以上の在宅のひとり暮らし、または高齢者世帯の方で低所得者の方に、ヘルパーを派遣し電球の取り替え、話し相手、庭等の手入れ等の介護保険外のサービス提供により、在宅生活を支援します。
自立支援ショートステイ	・ 介護者の不在や、身体的・精神的な状況等により養護が必要な方を対象に、介護予防推進センター*（いきいきプラザ内）などでショートステイを実施し、健康管理や食事の提供を行います。
訪問食事サービス	・ 在宅のひとり暮らしや高齢者のみ世帯で、食事の準備が困難な方に、訪問して食事を届けることにより、在宅生活を支援します。

②外出支援の充実

事業名	内容
外出支援サービス	・ ひとり暮らし、または高齢者のみ世帯の方で、通院等の移動に家族の援助が望めない方を対象に、通院等の送迎に車を手配し、在宅での自立生活を支援します。
高齢者車いす 福祉タクシー	・ 「要介護3」以上の在宅高齢者を対象にストレッチャー付タクシーによる通院を援助し、利用者等の負担軽減を図ります。
コミュニティバスの運行 (再掲)	・ 交通不便地域にコミュニティバスを運行し、高齢者の移動を支援します。

③訪問理髪・入浴サービス

事業名	内容
訪問理髪・入浴サービス	・ 訪問理髪サービスやデイサービスセンターでの入浴サービスなど、介護保険制度を補完したサービスを実施し、要介護者の衛生環境の維持向上に努めます。

④介護保険特別給付*の検討

事業名	内容
介護保険特別給付*	・ 在宅介護を支援するため実施している日常生活用品（おむつ）の助成や、日常生活用具の貸与・給付、寝具乾燥サービスについて、給付状況を見ながら引き続き介護保険特別給付*としての取組を検討します。

(2) 介護保険事業

従来の在宅サービス、施設サービスを充実するとともに、第3期から制度化された予防給付や地域密着型サービス*の充実に取り組みます。

また、保険料や利用料の軽減、保険料段階の多段階化など、低所得者に配慮した対策を継続して行います。さらに、福祉サービス第三者評価制度*の活用、居宅介護支援事業者連絡会との連携強化、介護を担う人材の養成などを行い、介護サービスの質の向上を図ります。

①予防給付

事業名	内容
介護予防サービス*の充実	・ 介護予防支援業務では自立に向けた支援を継続します。 ・ 介護予防通所系サービスでは、必要な方に運動器の機能向上・低栄養予防・口腔機能向上プログラムを提供し、状態の維持・向上をめざします。

②介護情報ネットワークの充実

事業名	内容
介護情報ネットワーク	・ 「府中市介護サービス事業者案内」システムにより、事業者の情報を提供し、サービス利用等の円滑化を図ります。

③介護サービス相談体制の充実

事業名	内容
介護サービス相談体制の充実	・ サービス提供事業者と利用者間の調整を図り、相談や苦情に対応する介護相談員の体制を推進します。 ・ 東京都の介護保険審査会や国民健康保険団体連合会などとも連携して対応します。 ・ 円滑なサービス提供のために、利用者及び事業者対象の相談・助言を行う体制を強化します。

④低所得者への配慮

事業名	内容
介護保険サービス* 利用料等の軽減	<ul style="list-style-type: none"> 低所得者対策としての負担軽減を引き続き実施します。 社会福祉法人の軽減制度を継続します。
介護保険料の減免	<ul style="list-style-type: none"> 低所得者対策として継続して実施します。
保険料多段階制の導入	<ul style="list-style-type: none"> 応能負担*に基づく多段階制によって、低所得者に配慮した保険料体系を継続します。

⑤給付の適正化

事業名	内容
給付の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 介護サービスを必要とする方（受給者）を適切に認定した上で、受給者が真に必要なとするサービスを、事業者が法令、通達及び市の定める基準に従って適正に提供するように、指導・助言します。

⑥サービス提供事業者等の連携とその支援

事業名	内容
サービス提供事業者等の 連携とその支援	<ul style="list-style-type: none"> 円滑なサービスの提供が行われ、利用者が安心してサービスを受けることができるように、事業者の自主的な運営組織である居宅介護支援事業者連絡会等との連携を強化するとともに、その活動を支援します。

⑦介護保険特別給付*の検討

事業名	内容
介護保険特別給付* の検討（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> 在宅介護を支援するため実施している日常生活用品（おむつ）の助成や、日常生活用具の貸与・給付、寝具乾燥サービスについて、給付状況を見ながら引き続き介護保険特別給付*としての取組を検討します。

⑧訪問・通所等サービスの充実

事業名	内容
訪問・通所等サービスの 充実	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が住みなれた地域での生活を続けていくため、多様かつ柔軟なサービスを受けられることができるよう、地域密着型サービス*をはじめ、訪問・通所サービス等の整備を推進します。

⑨居住系サービスの基盤整備充実

事業名	内容
居住系サービスの 基盤整備充実	<ul style="list-style-type: none"> 介護専用型特定施設（有料老人ホーム）の適切な整備を推進します。 混合型特定施設（有料老人ホーム）の整備は広域的観点から必要性を検討します。 認知症高齢者グループホームの整備を促進します。

⑩施設サービスの基盤整備充実

事業名	内容
施設サービスの基盤整備充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老々介護が増加する中で、施設ニーズに応えるため、柔軟かつ多様な手法により施設整備を推進します。 ・ 特別養護老人ホームの整備は、可能な側面支援を検討します。 ・ 老人保健施設の整備は広域的観点から必要性を検討します。 ・ 公設の特別養護老人ホームのあり方について検討します。

⑪地域密着型サービス*の基盤整備充実

事業名	内容
認知症対応型通所介護の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症高齢者を対象とした通所介護サービスの充実に努めます。
小規模多機能型居宅介護*の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設への「通い」を中心として、利用者の状態や希望に応じた「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスの充実に努めます。
認知症対応型共同生活介護*（グループホーム）の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症高齢者が、少人数の家庭的な環境で暮らすグループホームの整備を推進します。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所定員 29 人以下の特別養護老人ホームの整備を推進します。

⑫福祉人材の育成・確保

事業名	内容
専門者研修の実施 新規	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケアマネジャー等を対象に、専門的な研修を行います。

(3) 介護者への支援の充実

介護技術の研修や介護者同士の交流を活発にするなど、介護者の地域での孤立化を防止することにより、介護者の心身の負担軽減を図り、家族介護者への支援を充実します。

①介護者教室・交流の充実

事業名	内容
家族介護者教室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅介護支援センター*が中心となった家族介護者教室や転倒予防講座の充実など、介護技術の向上による介護者負担の軽減を図ります。
家族介護者の交流支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府中市社会福祉協議会が行っている介護者の悩みの相談、情報交換の場である家族介護者の集いを支援し、介護者の孤立防止に努めます。

②緊急時のショートステイの確保

事業名	内容
緊急時のショートステイの確保	・ 有料老人ホームなど既存の施設の活用を図りながら、介護者の急病など緊急時に利用できるショートステイを行います。

(4) 総合的な認知症ケアの推進

今後、認知症高齢者が大幅に増加すると想定されています。その予防やケアのあり方などの普及啓発、家族への支援、認知症高齢者を支えるまちづくりなど、認知症になっても地域で安心して暮らしていけるような施策に取り組みます。

①認知症ケアの普及啓発

事業名	内容
認知症ケアの普及啓発	・ 認知症の正しい理解と認識を深め、認知症高齢者の介護について、普及・啓発事業を積極的に推進します。

②家族への支援

事業名	内容
家族への支援	・ 認知症の発症の原因の一つとされる脳血管障害を予防する健診体制を強化するとともに、日ごろの食生活の改善や高齢者の閉じこもり防止、知的活動の推進及び、介護者の悩みや不安に関する相談体制の構築など、総合的な相談体制や家族支援の取組を推進します。

③生活環境の安定に向けた事業展開の研究

事業名	内容
生活環境の安定に向けた事業展開の研究	・ 認知症高齢者に対して、保健・福祉・医療の専門的観点から適切な評価を行い、家族に対して必要とされるサービスを継続的に提供するなど、生活環境の安定に向けた事業展開を研究します。

④認知症高齢者ケアシステムの検討

事業名	内容
認知症高齢者ケアシステムの検討	・ 認知症高齢者に対するケアサービスの整備は、生涯にわたる配慮が必要とされることから、さまざまなサービスが継続的に実施できるよう、医療機関と連携のとれたケアシステムを検討します。

⑤認知症高齢者グループホームの整備

事業名	内容
認知症高齢者グループホームの整備（再掲）	・ 認知症高齢者が、少人数の家庭的な環境で暮らすグループホームの整備を推進します。

⑥認知症高齢者を支えるまちづくり

事業名	内容
認知症高齢者を支えるまちづくり <small>新規</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症初期症状の物忘れ相談医体制を整備し、地域包括支援センター*と連携し早期発見、早期対応につなげます。 ・ 認知症の理解と認識を深めるための認知症サポーター*を養成し、認知症高齢者世帯への支援体制を構築します。

(5) 安心して住める環境づくり

高齢者が自分のライフスタイルや心身の状況等に応じて、安心して住まい方を選択できることが望まれています。介護や見守り等のサービス付き住宅の設置誘導・確保や、市内の養護老人ホームの活用などに取り組みます。また、現在の住まいでより安全で快適に暮らせるようきめ細かな対応を行います。

①高齢者住宅の運営

事業名	内容
高齢者住宅の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅に困窮しているひとりぐらしの高齢者のための高齢者住宅の管理運営方法を見直し、高齢者が、地域の中で安心して住み続けられるよう取り組みます。

②公営住宅の高齢者入居枠拡大

事業名	内容
公営住宅の高齢者入居枠の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都営住宅について高齢者入居枠の確保を東京都へ要請します。 ・ 市営住宅の募集に際しては、優遇抽選等の方法により高齢者が入居しやすくなるよう配慮します。

③住環境の改善支援

事業名	内容
住環境の改善支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅介護支援センター*の住宅改修の相談・指導や自立支援住宅改修給付、家具転倒防止器具の取付けなどの制度を継続して実施し、自宅での住環境の改善を支援するとともに、バリアフリー*住宅の普及・啓発に努めます。

介護が必要になっても安心して住み続けられるよう、人間関係が希薄になりつつある地域社会で、相互扶助の精神や仕組みを見直し、人と人とのきずなを大切にした地域の支えあいの輪を広げる取組を進めます。

(1) 地域包括支援センター*と在宅介護支援センター*との連携

高齢者への包括的かつ継続的なサービス体制を支える地域包括支援センター*と、高齢者総合相談の窓口としての在宅介護支援センター*とが連携・協働し、高齢者が住みなれた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう推進します。

①地域包括支援センター*の充実

事業名	内容
地域包括支援センター*の充実	・ 市内に地域包括支援センター*を数か所増設し、地域支援ネットワークの充実につなげるとともに、高齢者の自立支援を図ります。

②在宅介護支援センター*の見直し

事業名	内容
在宅介護支援センター*の見直し	・ 身近な場所で保健・医療・福祉に関する相談ができる窓口として、また地域での要援護者を発見する役割を担います。地域包括支援センター*との連携と役割分担を図ります。

③地域支援の充実

事業名	内容
地域支援の充実	・ 地域包括支援センター*と在宅介護支援センター*との連携により、地域支援事業*を充実します。
担当地区ケア会議	・ ケアマネジャーなど参加者は、担当地区内の高齢者の実態やニーズを把握し、保健・医療・福祉の連携により、要援護者への適切なサービス提供と介護予防*、生活支援のケアシステムづくりをめざします。

(2) 見守りネットワークの充実

ひとり暮らしや高齢者のみ世帯の高齢者が、地域で安心して暮らし続けるためには、民生委員・児童委員をはじめ、自治会、老人クラブ、商店会、近隣住民などの協力が必要です。従来から行われている支援事業を活用しながら、地域の見守りネットワークと連動した展開を推進します。また、高齢者虐待の早期発見や予防など、地域と連携して取り組みます。

①見守りネットワークの推進

事業名	内容
見守りネットワークの推進及び活用	<ul style="list-style-type: none">見守りの必要な高齢者を支援するため、地域包括支援センター*、在宅介護支援センター*、民生委員・児童委員、自治会、老人クラブ、近隣住民、商店会などをメンバーとする高齢者地域支援連絡会を通じて、見守りネットワークによる地域連携を強化します。見守りネットワークを活用して支援の必要な高齢者を地域で見守り、保護し、連絡する体制を構築します。

②見守りネットワークを支援する各種制度

事業名	内容
見守りネットワークを支援する各種制度	<ul style="list-style-type: none">緊急通報システム、徘徊探知サービスなどの各種制度を充実し、見守りネットワークを制度面から支援します。

③高齢者虐待防止と養護者支援

事業名	内容
高齢者虐待防止と養護者支援	<ul style="list-style-type: none">地域包括支援センター*を中心に地域の在宅介護支援センター*を相談窓口として、高齢者虐待防止に取り組みます。虐待を発見した時には、被虐待者の安全を確保すると同時に、養護者の負担軽減の相談、指導、助言を行ないます。

④子ども訪問ボランティア*体験の検討

事業名	内容
ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯への子ども訪問ボランティア*体験の検討 <small>新規</small>	<ul style="list-style-type: none">ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯への訪問について、教育委員会との連携による子どもボランティア*体験としての実施を検討します。子ども達の優しさと思いやりの心を醸成するとともに、閉じこもりがちな高齢者が地域との関わりを継続するきっかけを作り、高齢者を見守る地域づくりを推進します。

⑤多様な地域資源の発掘・育成

事業名	内容
多様な地域資源の発掘・育成	<ul style="list-style-type: none">地域で事業展開している企業や趣味サークルなどの市民団体の高齢者福祉における社会貢献活動への参加を呼びかけるなど、多様な地域資源の発掘・育成を図ります。

(3) 防災・防犯対策

高齢者が地域で安全で安心した生活を送ることができるよう、防災・防犯対策を進めます。

①災害時要援護者*支援

事業名	内容
災害時要援護者* 支援体制の整備 (再掲) 新規	<ul style="list-style-type: none">・ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、障害のある人等、災害時に支援の必要な方を把握するため、名簿を作成し、災害時に必要に応じて活用できるように整備します。・平常時から要援護者と接している府中市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者や医療機関とも連携を図り、災害時要援護者*の支援体制を整備します。

②社会福祉施設等との防災協定

事業名	内容
社会福祉施設等との 防災協定(再掲)	<ul style="list-style-type: none">・災害時において要援護者のための避難施設として、社会福祉施設等を利用できるよう防災協定を結び、要援護者の安心できる生活環境を確保します。

③消費者被害の対策

事業名	内容
消費者被害の対策	<ul style="list-style-type: none">・消費生活相談室の相談員が在宅介護支援センター*担当者会議や見守りネットワーク連絡会に定期的に参加し、情報を共有し、高齢者の悪質商法の被害防止についての啓発に取り組みます。・また、相談室と在宅介護支援センター*との連携を徹底し、高齢者の悪質商法被害の防止に努めます。

④防災器具の設置

事業名	内容
家具転倒防止器具及び 火災警報器の設置	<ul style="list-style-type: none">・地震や火災から生命や財産を守るため、家具転倒防止器具や火災警報器の設置を補助し、安心な住環境を提供します。

目標 5 とともに暮らす地域をめざして

高齢者が自らの経験や技能を地域に還元し、地域に貢献し、生きがいを持って地域活動を行うことのできる環境づくりが今後ますます重要となります。地域の施設や資源を活用して、身近な地域での活動の場の確保や多様な活動の支援などのための施策を充実します。

(1) 生きがい活動への支援

高齢者が培ってきた知識や経験を活かし、地域社会の担い手として活躍できる場の充実を図り、元気な高齢者の社会参画を支援します。

①元氣一番まつりの取組

事業名	内容
元氣一番まつり <small>新規</small>	・ 元気な高齢者が生きがいと健康づくり、世代間交流等を図り、誰もが長寿とともに喜び長生きしてよかったと思えるイベントを開催します。

②老人クラブへの支援

事業名	内容
老人クラブへの支援	・ 高齢者の老人クラブへの参加を促し、支えあいの担い手として積極的に登用するなど、活動への支援を充実します。

③生涯学習やスポーツ活動との連携

事業名	内容
生涯学習やスポーツ活動との連携	・ 充実した生活をおくるための生涯学習講座の開催や、高齢者向けスポーツ教室の開催によって、高齢者の社会参加や健康づくりを促進すると同時に、ボランティア*活動を支援します。
介護予防サポーター	・ 介護予防*の人材育成研修を終了した方などを介護予防サポーターとして、活動できる体制を作ります。 ・ 介護予防推進センター*が中心となり、介護予防コーディネーター*と連携をとりながらサポーターの活動の支援をします。
生涯学習センタープールとの連携 <small>新規</small>	・ 継続的な健康増進、生きがいの高揚を図り、プール利用を助成します。

④地域デイサービスの充実

事業名	内容
地域デイサービスの充実 (再掲)	・ 地域住民の積極的な参加を求め、自立支援対策としての地域デイサービスを、介護保険制度における介護予防事業との連携を図りながら、より地域に根ざしたサービスとして定着するよう支援します。

⑤ふれあいの場の提供

事業名	内容
ふれあいの場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者とかかわる自主グループの活動を支援し、高齢者が集い、ふれあう元気一番まつりなどの効果的な実施を図り、社会参加を促進します。 ・ ことぶき入浴事業については単に入浴機会の確保だけでなく、健康増進の観点からも有効であることから、地域事業者の協力を得た多世代のふれあい入浴、高齢者の集いの場として推進します。

⑥ふれあい訪問活動の充実

事業名	内容
ふれあい訪問活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敬老の日記念事業、長寿祝い金（祝い品）の贈呈の場面を、地域の見守り活動、ふれあい訪問活動の場として活用するなど、その充実を図ります。

⑦各種福祉券のあり方の見直し

事業名	内容
各種福祉券のあり方の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ ことぶき理髪券・ことぶき美容券・入浴券については衛生管理面から引き続き給付しますが、今後は、介護予防事業や地域での見守りネットワーク事業への移行を検討します。

⑧保養機会の確保

事業名	内容
高齢者保養施設利用助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保養施設利用助成は、余暇活動、社会参加活動の機会の確保を目的として継続して実施します。
ひとり暮らし高齢者保養事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅のひとり暮らし高齢者を対象にバス旅行を行います。 ・ 対象者の意識の多様化に合わせ、効果的な事業展開を図ります。

(2) 就業支援

生涯現役をめざす高齢者が、豊富な知識と経験を活かして地域で働くことを支援します。

①シルバー人材センター*への支援

事業名	内容
シルバー人材センター*の拡充支援	・ 高齢者が豊富な知識と経験を活かして積極的に地域で活躍できるように職種の開拓や就業スタイルの工夫など、シルバー人材センター*の質的充実を支援します。

②就業機会の拡大

事業名	内容
関係機関との連携による就業機会の拡大	・ いきいきワーク府中だけでなく、関係機関としてハローワーク等と連携することにより高齢者の就業を支援します。

介護保険事業計画 (第4期)

1 介護保険事業に関する府中市の考え方

(1) 基本的な考え方

平成18年度の介護保険制度改正では、予防重視型システムに向けて、地域包括支援センター*や地域密着型サービス*が創設されました。

しかし、全国的にも地域密着型サービス*の普及に関する問題、事業所の不正請求等給付適正化に関する問題、福祉・介護人材の確保に関する問題、介護予防*では特定高齢者*に関する計画とニーズの乖離の問題など、さまざまな課題が浮上しました。

医療構造改革に伴う療養病床の再編、長寿医療制度の開始等により、福祉と医療に関する仕組みが変化しつつあります。

また、平成21年4月からは、介護従事者の人材確保・処遇改善、医療と介護の連携や認知症ケアの充実、効率的なサービスの提供や新たなサービスの検証を視点とした新介護報酬でのサービスがスタートします。

府中市では、こうした国の動きに的確に対応するとともに、市民の意見をつねにさまざまな手段で把握し、また市民の理解が得られるよう説明をしていきます。さらに、その折々の経済情勢なども勘案し、市民の立場に立った制度運営が実現できるよう努力をしていきます。

〈府中市の介護保険の仕組み〉

- 1 予防重視型システムの確立
 - (1) 介護予防推進センターを中心とした総合的な介護予防の展開
 - (2) 地域支援事業、新予防給付の充実
- 2 新たなサービス体系の拡充
 - (1) 地域包括支援センターの機能充実、再編成
 - (2) 地域密着型サービス等の基盤整備
 - (3) 医療と介護の連携の強化
 - (4) 認知症ケア等総合的な取組
- 3 サービスの質の確保・向上
 - (1) ケアマネジメントの質の向上
 - (2) 福祉・介護人材の確保・育成
 - (3) 介護サービスの適正化
 - (4) 要介護認定の平準化
- 4 負担のあり方・制度運営の見直し
 - (1) 第1号被保険者保険料の見直し
 - (2) 低所得層に対する配慮
- 5 保険者機能の強化
 - (1) 事業者指導、事業者支援の充実
 - (2) 制度改正への迅速な対応
 - (3) 市民への説明責任（アカウントビリティ）の強化

(2) 地域包括支援センター*

府中市では、地域包括支援センター*を直営で1か所設置し、これまで高齢者福祉の相談機関として市民にも浸透してきた11か所の在宅介護支援センター*を総合相談機能として継続してきました。今後はそれらの機能をより充実していくために、地域包括支援センター*の増設と在宅介護支援センター*の再編成を行います。

地域包括支援センター*の事業は次のとおりです。

福祉総合相談業務、虐待対応と
養護者支援、権利擁護の重点的取組

- (1) 総合相談の実施
 - ①相談の充実
 - ②ニーズキャッチと課題解決への取組（孤立死防止への取組等）
- (2) 高齢者の権利擁護
 - ①高齢者虐待防止の普及啓発と、関係機関と連携した早期対応、介護者支援
 - ②権利擁護センターふちゅうと連携した成年後見制度*の活用
 - ③困難事例への対応
 - ④消費者被害の防止
- (3) 高齢者見守りネットワーク事業の普及啓発と推進
- (4) 認知症への正しい理解の普及啓発をはじめとした総合的な対策の推進

包括的・継続的ケアマネジメント
業務の重点的取組

- (1) 在宅介護支援センター*及び居宅介護支援事業者との連携強化
- (2) ケアプラン指導事業の充実
 - ①ケアプラン作成のためのグループワーク演習
 - ②事例検討会の開催
 - ③講演会の開催
- (3) 関係機関とのネットワーク調整

介護予防マネジメント業務の
重点的取組

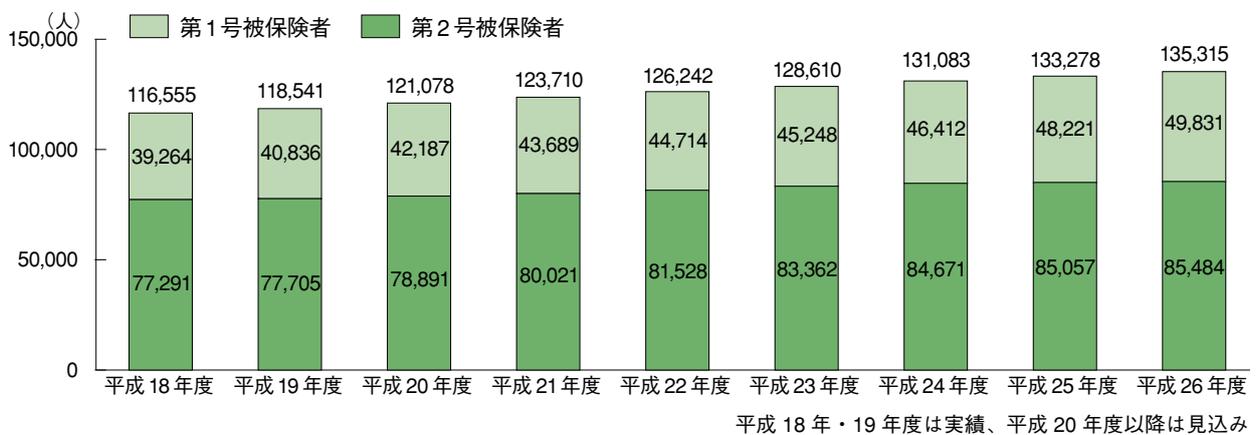
- (1) 介護予防支援業務の実施
 - ①地域支援事業*（特定・一般高齢者施策）、介護予防給付との継続的な展開
 - ②介護予防支援業務のマネジメント機能の充実
- (2) 介護予防事業の実施
 - ①介護予防推進センター*と地域の介護予防事業との連携
 - ②自主グループ支援や人材育成による介護予防活動の継続支援

2 今後3年間の介護保険サービス*の見込量

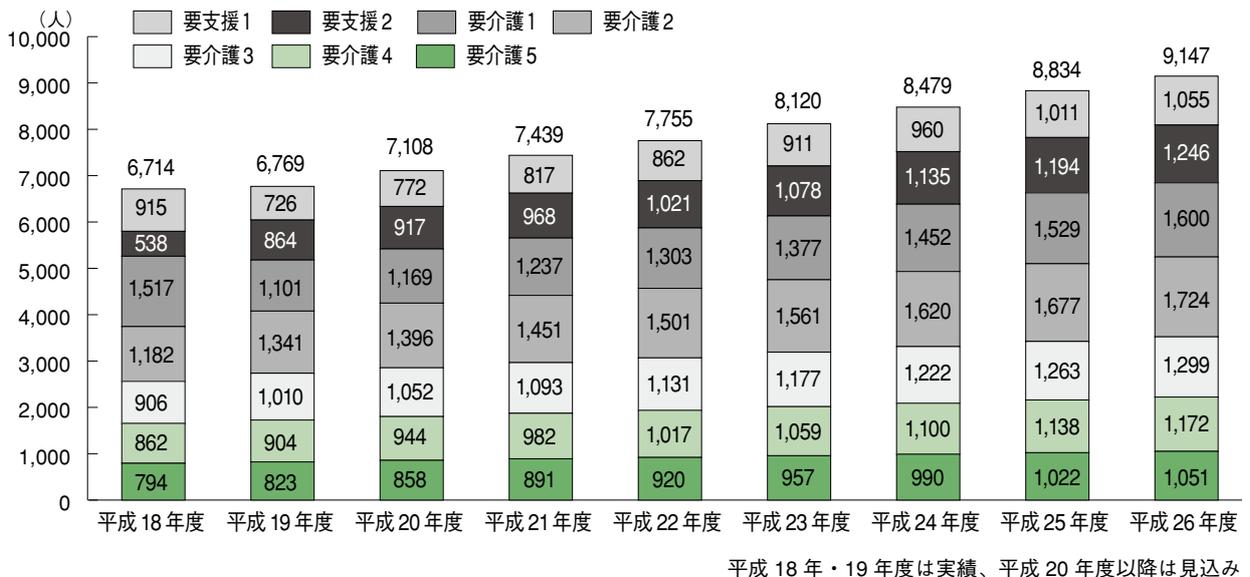
(1) 基礎数値

被保険者数については、第5次府中市総合計画後期基本計画の人口推計を用いています。また、要介護認定者数についても、府中市の過去の要介護・要支援認定者の割合、東京都、北多摩南部圏域の要介護・要支援認定者の割合等を参考にしながら、設定を行っています。

図表 府中市の第1号・第2号被保険者の推移と推計



図表 要介護・要支援認定者の推計 (第2号被保険者含む)



	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認定率	16.5	16.0	16.3	16.4	16.7	17.3	17.6	17.7	17.7

*認定率 = 第1号被保険者認定者数 ÷ 第1号被保険者数 × 100

(2) 施設・居住系サービスの利用者の目標

見込量の作成にあたっては、第3期計画で示された、介護保険三施設（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）*、介護老人保健施設*、介護療養型医療施設*）及び介護専用の居住系サービスのうち認知症対応型共同生活介護*（グループホーム）、特定施設入居者生活介護*（有料老人ホーム）の適正な整備を見込むとともに、介護保険三施設利用者の重度化に対して国が示した参酌標準*に基づき、利用者数を見込んでいます。

(3) 介護保険サービス*の見込量

①介護・予防給付

〈居宅サービスの見込み〉

【考え方】

居宅サービスについては、平成18、19、20年度の利用率、回数の平均値が今後も継続すると推計しています。どのサービスも要介護度別に前年度の利用人数を上回るように設定しており、特に医療系サービスについては重度者の利用率、利用回数に配慮しています。

【今後3年間の見込量】

	区分	年あたり単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問介護・介護予防訪問介護	全体	—			
	介護給付	回	339,841	358,771	373,272
	予防給付	人	7,756	8,148	8,561
訪問入浴介護・ 介護予防訪問入浴介護	全体	回	11,872	12,416	12,885
	介護給付	回	11,818	12,359	12,825
	予防給付	回	54	57	60
訪問看護・ 介護予防訪問看護	全体	回	31,148	34,048	35,920
	介護給付	回	29,926	32,698	34,492
	予防給付	回	1,222	1,350	1,428
訪問リハビリテーション・ 介護予防訪問リハビリテーション	全体	日	2,007	2,086	2,264
	介護給付	日	1,723	1,786	1,947
	予防給付	日	284	300	317
居宅療養管理指導・ 介護予防居宅療養管理指導	全体	人	7,680	7,909	8,058
	介護給付	人	7,023	7,181	7,260
	予防給付	人	657	728	798
通所介護・介護予防通所介護	全体	—			
	介護給付	回	112,220	116,130	120,343
	予防給付	人	3,543	3,624	3,655
通所リハビリテーション・ 介護予防通所リハビリテーション	全体	—			
	介護給付	回	46,484	48,338	49,798
	予防給付	人	869	932	985
短期入所生活介護・ 介護予防短期入所生活介護	全体	日	37,228	38,851	40,047
	介護給付	日	36,671	38,261	39,423
	予防給付	日	557	590	624
短期入所療養介護・ 介護予防短期入所療養介護	全体	日	14,478	15,014	15,528
	介護給付	日	14,420	14,955	15,468
	予防給付	日	58	59	60
特定施設入居者生活介護・ 介護予防特定施設入居者生活介護	全体	人	4,458	5,008	5,135
	介護給付	人	3,906	4,420	4,523
	予防給付	人	552	588	612

〈施設サービスの見込み〉

【考え方】

平成 18・19 年度に加え、平成 20 年 8 月の実績も勘案し、さらに、市内に整備予定の施設については、入居率や稼働月数等を考慮して利用人数を見込み、平成 26 年度に施設サービス利用者に占める要介護 4、5 の割合が 70%以上になるように設定しています。

【今後 3 年間の見込量】

	区分	年あたり単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護老人福祉施設	介護給付	人	7,440	7,608	8,724
介護老人保健施設	介護給付	人	4,704	4,836	5,160
介護療養型医療施設	介護給付	人	2,052	1,692	1,164

〈地域密着型サービスの見込み〉

【考え方】

平成 18・19 年度に加え、20 年度の利用率、回数を検討したほか、新たな整備計画を勘案して、利用を見込んでいます。

日常生活圏域別の量の見込みについては、サービス利用が圏域を超えるものであるため、示さないこととします。

【今後 3 年間の見込量】

	区分	年あたり単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
夜間対応型訪問介護	全体	人	993	1,123	1,228
認知症対応型通所介護・ 介護予防認知症対応型通所介護	全体	回	12,805	15,109	17,757
	介護給付	回	12,664	14,941	17,580
	予防給付	回	141	168	177
小規模多機能型居宅介護・ 介護予防小規模多機能型 居宅介護	全体	人	49	92	153
	介護給付	人	49	92	153
	予防給付	人	0	0	0
認知症対応型共同生活介護・ 介護予防認知症対応型 共同生活介護	全体	人	1,212	1,428	1,644
	介護給付	人	1,152	1,368	1,584
	予防給付	人	60	60	60
介護老人福祉施設入所者生活介護	全体	人	0	348	348
小規模特定施設入居者生活介護・ 予防小規模特定施設入居者生活介護	全体	人	0	0	0

② 3年間の標準的保険給付費

平成21年度から23年度までの3年間の標準給付費は次のとおりです。特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、審査支払手数料は、これまでの実績をふまえて設定しています。なお、高額介護サービス費等給付額については、平成21年度からの高額医療・高額介護合算制度により発生する給付額も含めています。

(円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
総給付費	9,677,413,871	10,101,486,840	10,545,491,374	30,324,392,085
特定入所者介護サービス費等給付額	315,704,488	334,646,757	354,725,562	1,005,076,807
高額介護サービス費等給付額	161,759,985	171,165,451	181,135,378	514,060,814
算定対象審査支払手数料	16,340,000	17,195,000	18,050,000	51,585,000
標準給付費見込額 (A)	10,171,218,344	10,624,494,048	11,099,402,314	31,895,114,706

③ 地域支援事業費

地域支援事業費については保険給付費（総給付費に、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額を加えたもの）の3%を見込んでいます。

(円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
保険給付費見込額	10,154,878,344	10,607,299,048	11,081,352,314
地域支援事業（保険給付費の3%）	304,646,350	318,218,971	332,440,569
介護予防事業	188,957,000	122,930,000	134,430,000
特定高齢者把握事業	44,287,000	47,500,000	52,000,000
特定高齢者通所事業	4,930,000	10,430,000	14,930,000
一般高齢者施策事業	139,740,000	65,000,000	67,500,000
包括的支援事業・任意事業費	115,689,350	195,288,971	198,010,569

④ 市町村特別給付費

市町村特別給付は、保険者が独自に定めることができる保険給付であり、横出しサービス等として、要介護・要支援認定者に対して提供されるサービスです。

この市町村特別給付について、府中市では、これまでの介護保険事業計画の改訂においても検討してきたところですが、高齢化の進行に伴う要介護認定者の増加や、介護報酬の改定の影響及び新規の整備計画により給付費が増加する見込みであることもふまえ、第4期計画でも市町村特別給付費は見込まないこととします。

3 サービス見込量を確保するための方策

(1) 介護予防施策体制強化

特定高齢者*決定の基準が見直されたことにより、特定高齢者決定数が増えています。特定高齢者把握事業では決定までに多くの手続きがあり時間を要するなど、介護予防事業参加につながりにくい状況にあります。介護予防*が必要な方にサービスを提供できるように既存の介護予防施策を有効に活用するなど体制を強化していきます。

(2) 保健・医療・福祉・介護の連携によるサービスの充実

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が増えつつあるなか、高齢者が住み慣れた府中市で暮らし続けるには、福祉・介護と医療の連携は重要な視点です。それには、福祉・介護関係者と医療関係者の連携、医療連携のための人材育成、福祉・介護と医療の情報の共有等をより充実させる必要があります。

推進にあたっては、医師会や歯科医師会、薬剤師会その他の関係団体と協働し、健診での協力体制のもとで口腔ケア等の介護予防*、介護が必要となっても安心して介護療養できる体制づくりを充実させていきます。

(3) 福祉・介護人材の確保・支援

質の高い介護のためには専門性の高い人材の確保が不可欠ですが、介護職の定着率が低いことに加え、介護を志す若い世代等も減っていることなどから、長期にわたる担い手不足が懸念されています。

府中市においても、府中市社会福祉協議会とも連携しながら、今後国等が講じる対策に加えて、専門性をもった人材の定着確保に向けた支援を展開していきます。

(4) 事業者の誘導策

今後は介護基盤を充実させていくための事業者誘導策を検討し、介護報酬の改定なども視野に入れ柔軟な整備計画を検討します。特に、認知症ケアについては、介護基盤の整備にあたって重要なポイントになることから、引き続き居宅・施設、地域密着型サービス全般にわたり、充実を進めるとともに、専門性の高い事業者や職員の育成を支援します。

（5）広域的な連携、東京都への提言等

これまでも一市町村で困難な展開については、市長会での提言を行ってきています。今後も引き続き、府中市の立場を明らかにしながら提言を続けます。また、事業者誘導策など、必要に応じて近隣市等とも広域的な連携を図っていきます。

（6）高齢者相互・介護経験者・多様な主体の支えあい、連携

今後、一人ひとりにふさわしい、よい介護のあり方を考え実践する試みが、まちづくりとして展開されるには、高齢者や介護の経験者、ボランティア*・NPO*、事業者等、多様な主体が支え合う仕組みづくりが必要であり、府中市はその支援を行っていきます。

（7）保険者機能強化

介護保険制度の円滑な運営のためには、制度改正の内容を的確に市民や介護サービス事業者へ提供し、理解を深めることが重要です。そのためには、市民や事業者への情報提供をよりいっそう充実し、制度改正への迅速な対応を行います。また、サービスの提供が適正なものとなるよう介護サービス事業者に対する集団指導や立ち入り検査を行うなど、監督・指導体制の強化を図り、介護給付適正化プログラムに添って、給付の適正化事業を展開します。

また、要介護認定調査の基本項目が変更となること等を受け、介護認定審査会での検討が公正で質の高いものとなるよう、認定調査員研修の実施や審査会委員連絡会の開催などにより認定審査の充実を図り、要介護認定の平準化を進めます。

4 第 1 号被保険者の介護保険料について

(1) 前提となる諸条件

保険料設定にあたっては、次のような条件を勘案して設定します。

①見込量と保険料のバランス

第 1 号被保険者の介護保険料は、計画期間中のサービス見込量に応じたものとなり、見込量が多ければ保険料が上がり、少なければ下がることとなります。要介護認定者の増加による給付増、サービスの必要性、施設整備計画等から今後の伸びを勘案します。

②第 1 号被保険者の負担割合の変更

高齢化の進展に伴い、第 1 号被保険者の負担割合が平成 21 年度以降 20%となり、第 1 号被保険者が負担する割合が高くなることを考慮して設定します。

③保険料激変緩和の延長と所得階層に対応した設定

平成 16 年及び平成 17 年の税制改正後、保険料段階が急激に上昇する方を対象とした激変緩和措置が平成 20 年度で終了となります。

第 4 期保険料の設定にあたっては、この対象となる方に引き続き配慮し、市民税非課税層と課税層それぞれの細分化を行い、きめ細かな所得段階別保険料率の設定を行います。

④府中市介護給付費等準備基金*の取崩し

介護給付費等準備基金は給付費の上昇による財源の不足を補うための基金であり、第 3 期までに積み立てられた基金を第 4 期において取り崩し、給付費に充当させることができます。その結果、第 4 期介護保険料の上昇を抑えることが可能になります。

府中市ではこれまでも第 3 期介護保険料の設定にあたり、準備基金を取崩すことにより保険料の上昇を抑え、第 1 号被保険者の負担軽減を図った経過があります。

第 4 期保険料の設定にあたっては、この準備基金の活用について検討します。

⑤介護報酬の改定

平成 21 年度介護報酬の改定により、介護報酬が 3%上昇するため、改定に伴う保険料の急激な上昇を段階的に抑制する措置として、国から市町村に対して介護従事者処遇改善臨時特例交付金*が交付されることとなりました。

特例交付金は平成 21 年度上昇分の全額と、平成 22 年度上昇分の半額について交付され、市町村に設置される基金を通して保険料の軽減を行うものです。

府中市においても、第 4 期保険料の設定にあたっては、この基金の繰入れを行います。

(2) 保険料の設定にあたっての考え方

- ①第4期計画では、第3期において実施した激変緩和措置に代わる「多段階設定による緩和策」を実施するとともに、所得に応じた保険料段階を設定すること
- ②国の交付金を基に創設する介護従事者処遇改善臨時特例基金*を取崩し、介護報酬改定による保険料の急激な上昇を抑制すること
- ③府中市が第3期計画において介護給付費等準備基金*の活用によって保険料額の上昇を押さえた経過をふまえ、第4期も保険料額が大幅に上昇しないようにすること
- ④介護給付費等準備基金*の活用にあたっては、今後3年間の保険料の上昇を抑える趣旨はもとより、今後の高齢化の進行によって第5期計画で想定される保険料額の上昇にも留意し、取崩し額を決めること

(3) 保険料段階

第4期においても激変緩和措置の趣旨を活かすために、新たに第3期における第4段階及び第5段階をそれぞれ二つの段階に細分化するとともに、所得の高い方の段階を三つの段階に細分化します。これに伴い、第4期の保険料段階は、10段階制、実質的には11段階制となります。

(4) 保険料基準年額・月額

(3)の保険料段階の考え方で保険料基準月額を算出すると、本来の保険料基準月額は、4,492円となります。

これに、介護従事者処遇改善臨時特例基金及び介護給付費等準備基金を繰入れることにより、第3期と同額の3,950円とします。

新設する段階のうち特例第4段階と第5段階は第3期における激変緩和措置をふまえたもので、第9段階と第10段階は所得の高い層を細分化するものです。

なお、低所得者に配慮するため、第1段階・第2段階・第3段階の保険料率は、これまでどおり国基準より0.05ポイント引き下げて設定しています。

各段階の保険料は次のとおりです。

図表 府中市の第 1 号保険料（第 4 期）

段階	対象者	保険料率	月額（円）	年額（円）
第 1 段階	生活保護受給者及び市民税世帯非課税者で老齢福祉年金受給者等	基準額× 0.45	1,778	21,300
第 2 段階	市民税世帯非課税者で、課税年金収入金額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下の者等	基準額× 0.45	1,778	21,300
第 3 段階	市民税世帯非課税者で、第 2 段階に該当しない者等	基準額× 0.70	2,765	33,100
特例 第 4 段階	本人が市民税非課税者で同一世帯内に市民税課税者がいる者のうち、課税年金収入金額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下の者等	基準額× 0.80	3,160	37,900
第 4 段階	市民税本人非課税者で同一世帯内に市民税課税者がいる者で、特例第 4 段階に該当しない者等	基準額× 1.00	3,950	47,400
第 5 段階	合計所得金額が 125 万円未満の市民税本人課税者等	基準額× 1.10	4,345	52,100
第 6 段階	合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の市民税本人課税者等	基準額× 1.25	4,938	59,200
第 7 段階	合計所得金額が 200 万円以上 500 万円未満の市民税本人課税者等	基準額× 1.50	5,925	71,100
第 8 段階	合計所得金額が 500 万円以上 800 万円未満の市民税本人課税者等	基準額× 1.75	6,913	82,900
第 9 段階	合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満の市民税本人課税者等	基準額× 1.90	7,505	90,000
第 10 段階	合計所得金額が 1,000 万円以上の市民税本人課税者	基準額× 2.00	7,900	94,800

(5) 低所得者への対応

特に生活が困窮し、保険料の全額を負担することが困難な方に対して、引き続き市独自に介護保険料を軽減します。

図表 府中市の第4期介護給付費と保険料の全体像

介護給付 (居宅・施設・地域密着型サービス)
28,875,255千円 (90.5%)

予防給付 (居宅・地域密着型サービス)
1,449,136千円 (4.5%)

区分	費用 (千円)
(1) 居宅サービス	13,998,165
①訪問介護	
②訪問入浴介護	
③訪問看護	
④訪問リハビリテーション	
⑤居宅療養管理指導	
⑥通所介護	
⑦通所リハビリテーション	
⑧短期入所生活介護	
⑨短期入所療養介護	
⑩特定施設入居者生活介護	
⑪福祉用具貸与	
⑫特定福祉用具販売	
(2) 地域密着型サービス	1,711,172
①夜間対応型訪問介護	
②認知症対応型通所介護	
③小規模多機能型居宅介護	
④認知症対応型共同生活介護	
⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
(3) 住宅改修	156,661
(4) 居宅介護支援	1,377,159
(5) 介護保険施設	11,632,098
①介護老人福祉施設	
②介護老人保健施設	
③介護療養型医療施設	

区分	費用 (千円)
(1) 居宅サービス	1,218,670
①介護予防訪問介護	
②介護予防訪問入浴介護	
③介護予防訪問看護	
④介護予防訪問リハビリテーション	
⑤介護予防居宅療養管理指導	
⑥介護予防通所介護	
⑦介護予防通所リハビリテーション	
⑧介護予防短期入所生活介護	
⑨介護予防短期入所療養介護	
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	
⑪介護予防福祉用具貸与	
⑫特定介護予防福祉用具販売	
(2) 地域密着型サービス	47,106
①介護予防認知症対応型通所介護	
②介護予防小規模多機能型居宅介護	
③介護予防認知症対応型共同生活介護	
(3) 住宅改修	55,969
(4) 介護予防支援	127,391

その他 1,570,723千円 (4.9%)

区分	費用 (千円)
特定入所者介護サービス費	1,005,077
高額介護サービス費	514,061
審査支払手数料	51,585

事業費見込総額 = 標準給付費 31,895,114千円 + 地域支援事業費 955,306千円 = 32,850,420千円

【財源の内訳：千円】 標準給付費 31,895,114千円

第1号保険料	第2号保険料	国負担金	調整交付金	都負担金	市負担金
6,908,482 (21.66%)	9,568,534 (30.0%)	5,581,645 (17.5%)	1,065,297 (3.34%)	4,784,267 (15.0%)	3,986,889 (12.5%)

地域支援事業費 955,306千円 (介護予防事業 446,317千円、包括的支援・任意事業 508,989千円)

	第1号保険料	第2号保険料	国負担金	調整交付金	都負担金	市負担金
介護予防事業	89,263 (20.0%)	133,895 (30.0%)	111,579 (25.0%)	— (—%)	55,790 (12.5%)	55,790 (12.5%)
包括的支援・任意事業	101,798 (20.0%)	— (—%)	203,595 (40.0%)	— (—%)	101,798 (20.0%)	101,798 (20.0%)

標準給付費の第1号保険料 + 地域支援事業費の第1号保険料 = 7,099,543千円

保険料段階 7段階制から11段階制へ

本来の保険料基準月額 4,492円

介護従事者処遇改善臨時特例基金の取崩し 約9千6百万円

介護給付費等準備基金の取崩し 約7億6千万円

第4期保険料基準月額 3,950円

1 評価、点検、推進における組織

(1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の適正な推進を図るためには、市民が主体的に参加し、推進状況をチェックする機関が必要です。計画の推進については、市民が参加した府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会で評価、点検します。

(2) 地域包括支援センター*運営協議会

地域包括支援センター*の適切な運営や公正性・中立性の確保、その他地域包括支援センター*の円滑かつ適正な運営を図るため、介護保険被保険者や介護サービス事業者の代表、医療や権利擁護の専門家等による運営協議会が設置されています。運営協議会では、地域包括支援センター*の事業運営を評価、点検します。

2 協働・ネットワーク

(1) 家族、事業者等のネットワーク

家族、事業者等のネットワークをより充実するための支援を行うとともに、市民の主体的な

活動を期待し、すべての高齢者福祉活動団体が連携できるように、積極的に支援します。

(2) NPO*、ボランティア*、活動団体等のネットワーク

地域福祉の主要な担い手として活動している NPO*、ボランティア*、民間活動団体、社会福祉法人などさまざまな活動主体に対しても、ネットワークが充実されるよう、活動支援を行います。

また、保健・医療・福祉従事者やボランティア*の育成、確保に努めるとともに、市民の参加の促進を図ります。

3 庁内体制の整備

高齢者を取り巻く状況は多様化しており、課題も複合化しています。そのため課題を解決するためには総合的な対応が求められます。

府中市では計画を推進するにあたり、高齢者福祉関連の部署だけでなく、他の関連分野の部署と横断的な連携が取れるように、体制を整備します。

4 国・都への要望

府中市では、これまでも市長会を通じて、国や東京都に対する働きかけを行ってきました。今後も引き続き、福祉の円滑な推進に向けて、市長会を通じて、国や東京都に対する積極的な提言、働きかけを行います。

具体的には下記の施策が講じられ充実されるよう、国や東京都に求めます。

- ①介護人材の確保についての具体策を講じること
- ②国庫負担金に含まれている調整交付金は別枠として措置すること
- ③制度改正により再編された地域支援事業*を円滑に実施するために、国の責任で実施すること
- ④介護報酬については、第 57 回社会保障審議会－介護給付費分科会に提出された全国市長会の「介護報酬に関する意見」を尊重し実施すること

第4編

障害者計画・ 障害福祉計画（第2期）

府中市の障害者福祉を取り巻く現状と課題

1 府中市の障害者福祉を取り巻く現状

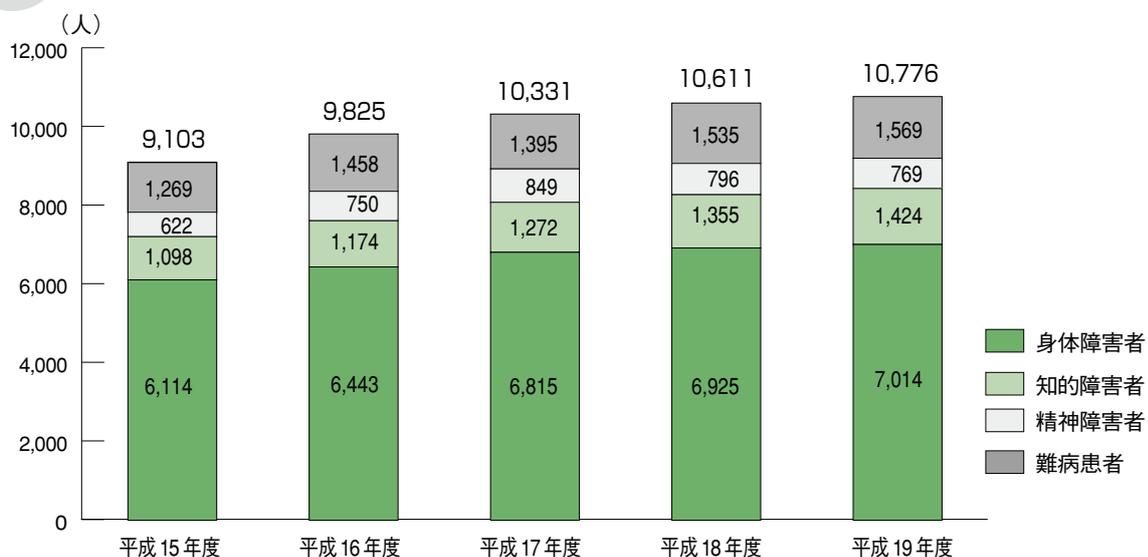
(1) 障害のある人の状況

①手帳所持者数の推移

障害の種類別の手帳所持者等の推移をみると、平成17年度から身体・知的・精神障害者と難病患者*を合わせて延べ1万人を超えており、重複障害を含む障害者の延べ人数は年々増加しています。

障害の種類別では身体障害のある人が最も多く、平成19年度では7千人程度となっています。

図表 図表 手帳所持者及び医療券所持者の推移（府中市）



(人)

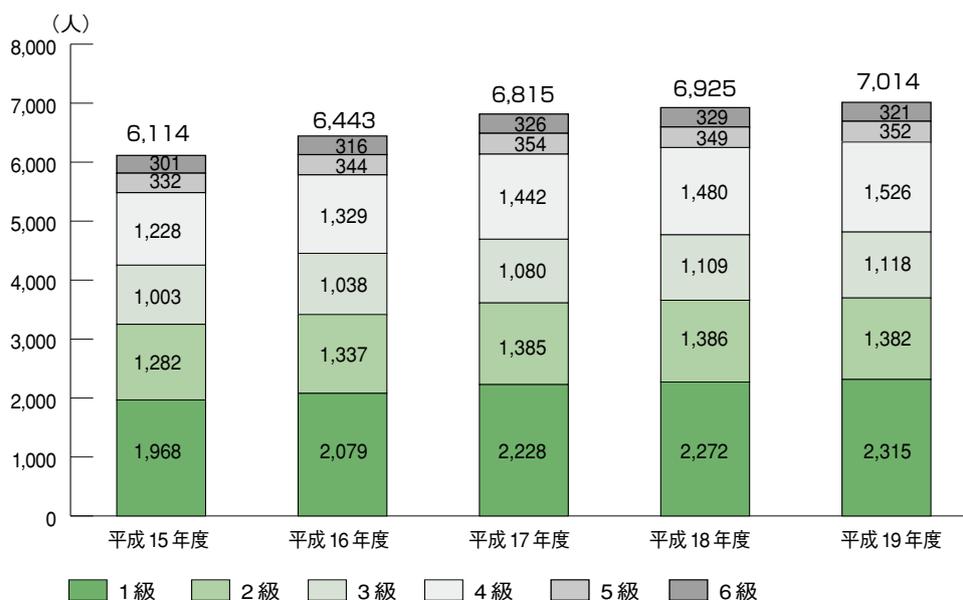
		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
手帳所持者	身体障害者	6,114	6,443	6,815	6,925	7,014
	知的障害者	1,098	1,174	1,272	1,355	1,424
	精神障害者	622	750	849	796	769
医療券所持者	難病患者	1,269	1,458	1,395	1,535	1,569
合計		9,103	9,825	10,331	10,611	10,776

各年度 3 月 31 日現在
 ※ 重複障害者を含むため、合計は延べ人数

②身体障害者手帳所持者数の推移

平成 19 年度の身体障害者手帳所持者数は 7,014 人であり、平成 15 年度から 900 人増加しており、1.15 倍になっています。

図表 身体障害者手帳所持者数の推移（府中市）



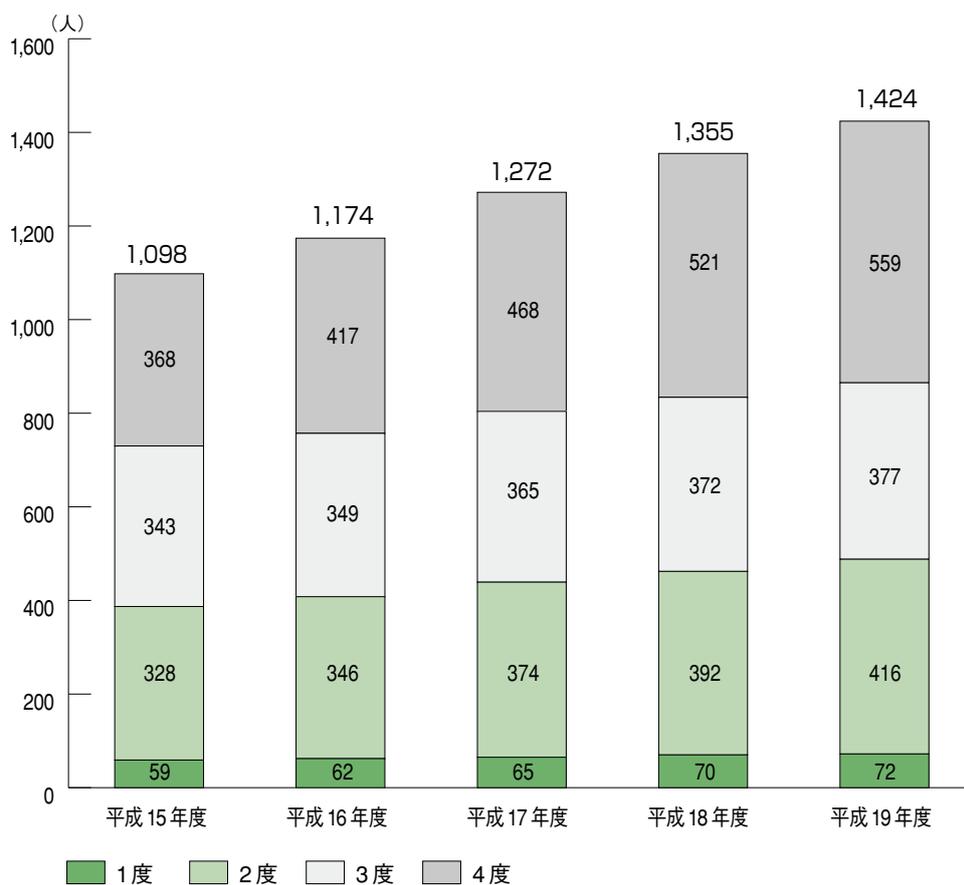
		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
総数	1 級	32.2	32.3	32.7	32.8	33.0
	2 級	21.0	20.8	20.3	20.0	19.7
	3 級	16.4	16.1	15.8	16.0	15.9
	4 級	20.1	20.6	21.2	21.4	21.8
	5 級	5.4	5.3	5.2	5.0	5.0
	6 級	4.9	4.9	4.8	4.8	4.6

各年度 3 月 31 日現在

③愛の手帳所持者数の推移

平成 19 年度の愛の手帳所持者数は 1,424 人であり、平成 15 年度から 326 人増加しており、1.30 倍になっています。

図表 愛の手帳所持者数の推移（府中市）



(%)

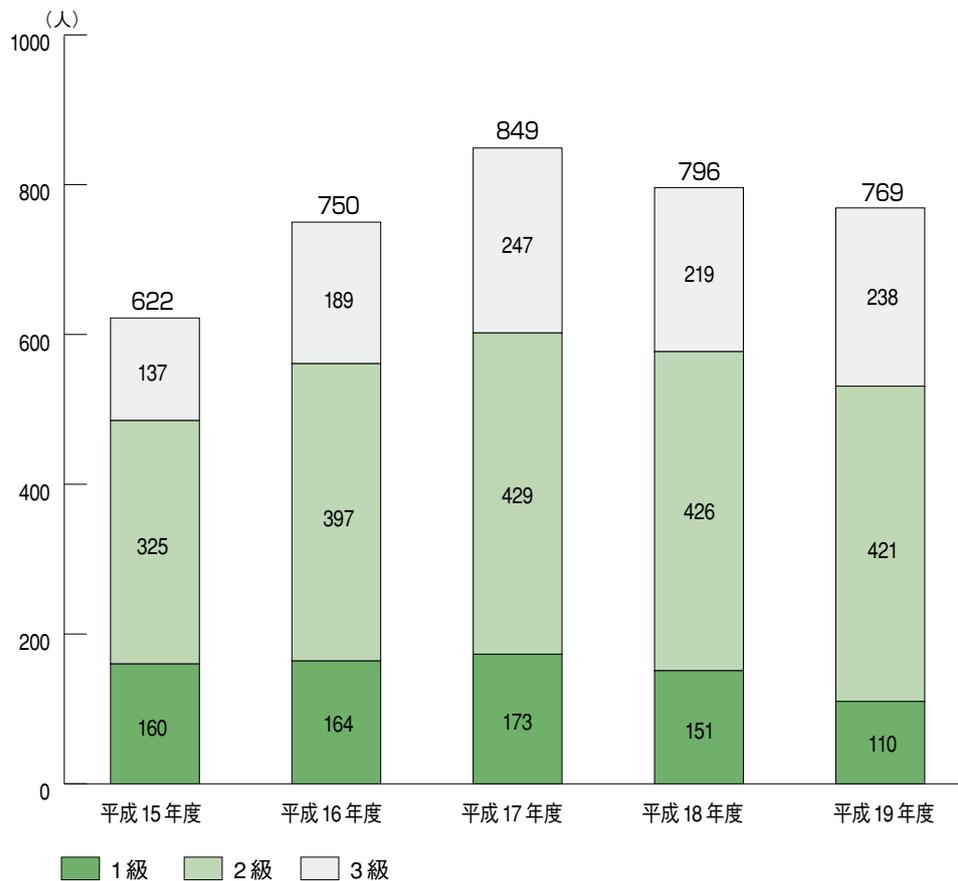
	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1 度	5.4	5.3	5.1	5.2	5.1
2 度	29.9	29.5	29.4	28.9	29.2
3 度	31.2	29.7	28.7	27.5	26.5
4 度	33.5	35.5	36.8	38.5	39.3

各年度 3 月 31 日現在

④精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

平成 19 年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数は 769 人となっています。平成 17 年度までは増加していましたが、平成 18 年度から減少しています。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（府中市）



	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1 級	25.7	21.9	20.4	19.0	14.3
2 級	52.3	52.9	50.5	53.5	54.7
3 級	22.0	25.2	29.1	27.5	30.9

各年度 3 月 31 日現在

(2) 府中市福祉計画（障害者計画）における数値目標及び進捗状況

平成 19 年度実績と府中市福祉計画(障害者計画)の目標を比べると、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、実績が目標を大きく上回っています。

ホームヘルプサービスの平成 19 年度実績は 376,424 時間であり、目標の 153,200 時間を 220,000 時間以上上回り、2.5 倍程度となっています。しかしながら、精神障害のある人のホームヘルプサービスは平成 15 年度から平成 17 年度では、減少傾向となっています。

ショートステイの平成 19 年度実績は 3,696 日であり、目標の 1,850 日の 2.0 倍程度となっています。

事業名		実績					障害者計画 目標
		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 19 年度
地域生活支援 センター	身体・知的	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
	精神	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	—
ホームヘルプ サービス	身体・知的	329 人 189,801 時間	475 人 256,953 時間	686 人 257,318.5 時間	586 人 320,786 時間	485 人 376,424 時間	210 世帯 35,500 回 149,600 時間
	精神	36 人 2,771.5 時間	32 人 3,024 時間	25 人 2,303 時間			60 世帯 3,000 回 3,600 時間
ショート ステイ	身体・知的	延べ 3,223 日	延べ 4,390 日	延べ 4,020 日	延べ 3,134 日	延べ 3,696 日	延べ 1,850 日
デイサービス	身体・知的	125 人	147 人	137 人	140 人	174 人	170 人
グループ ホーム	知的	3 か所	3 か所	7 か所	9 か所	8 か所	5 か所
	精神	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	5 か所
作業所等 での就労	身体・知的	284 人	288 人	295 人	328 人	328 人	330 人
	精神	214 人	236 人	233 人	223 人	212 人	260 人

※ホームヘルプサービスについては、移動支援事業を含む。

※デイサービスについては、心身障害者福祉センターの知的障害者デイサービス事業・機能訓練（身体）を含む。

2 アンケート調査からみた現状

計画策定にあたって、障害のある人、難病患者*、障害者福祉団体、障害者福祉施設を対象としたアンケート調査を実施しました。なお、アンケート調査の概要については、資料編を参照してください。

(1) 介助の状況

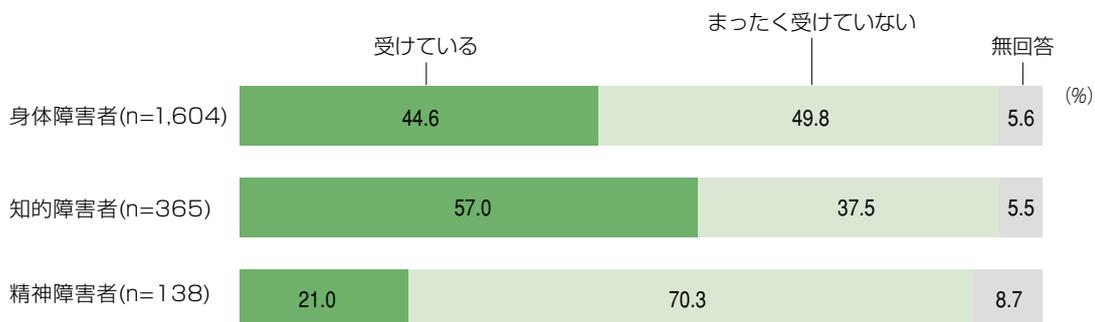
① 介助の状況

日常生活の介助の状況は、身体障害者は、「受けている（44.6%）」、「まったく受けていない（49.8%）」が約5割ずつとなっています。

知的障害者は、「受けている（57.0%）」が5割を超えています。

精神障害者は、「まったく受けていない（70.3%）」が約7割となっています。

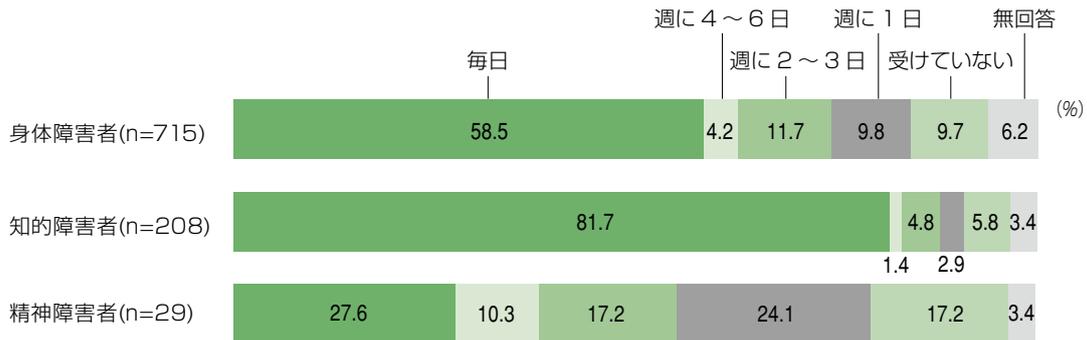
図表 介助の状況（障害別）



②家族介助の頻度

介助を受けていると回答した人に、家族・親族等の介助の頻度をたずねたところ、身体障害者は「毎日（58.5%）」が6割弱、知的障害者は「毎日（81.7%）」が8割を超え、精神障害者は「毎日（27.6%）」が3割弱となっています。

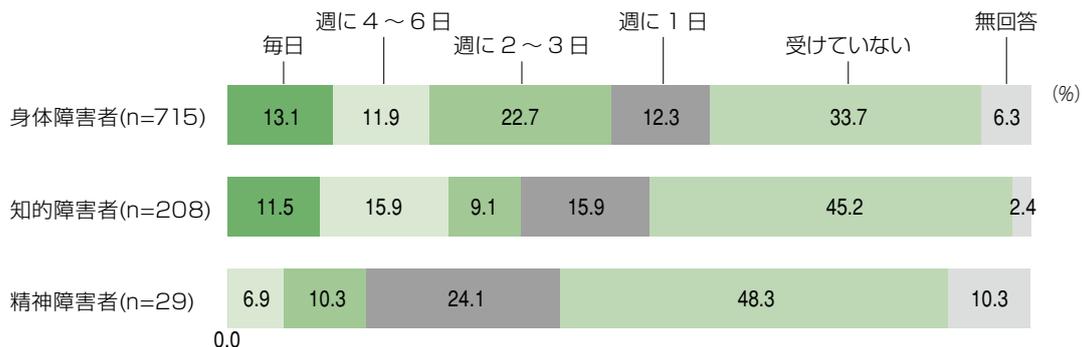
図表 家族等介助の頻度〈介助を受けていると回答した人〉（障害別）



③公的サービスによる介助の頻度

また、介助を受けていると回答した人に、公的サービスによる介助の頻度をたずねたところ、身体障害者は「受けていない（33.7%）」が3割台、知的障害者は「受けていない（45.2%）」が4割台、精神障害者は「受けていない（48.3%）」が5割弱となっています。

図表 公的サービスによる介助の頻度〈介助を受けていると回答した人〉（障害別）



(2) 就労

①仕事をしている上での不安

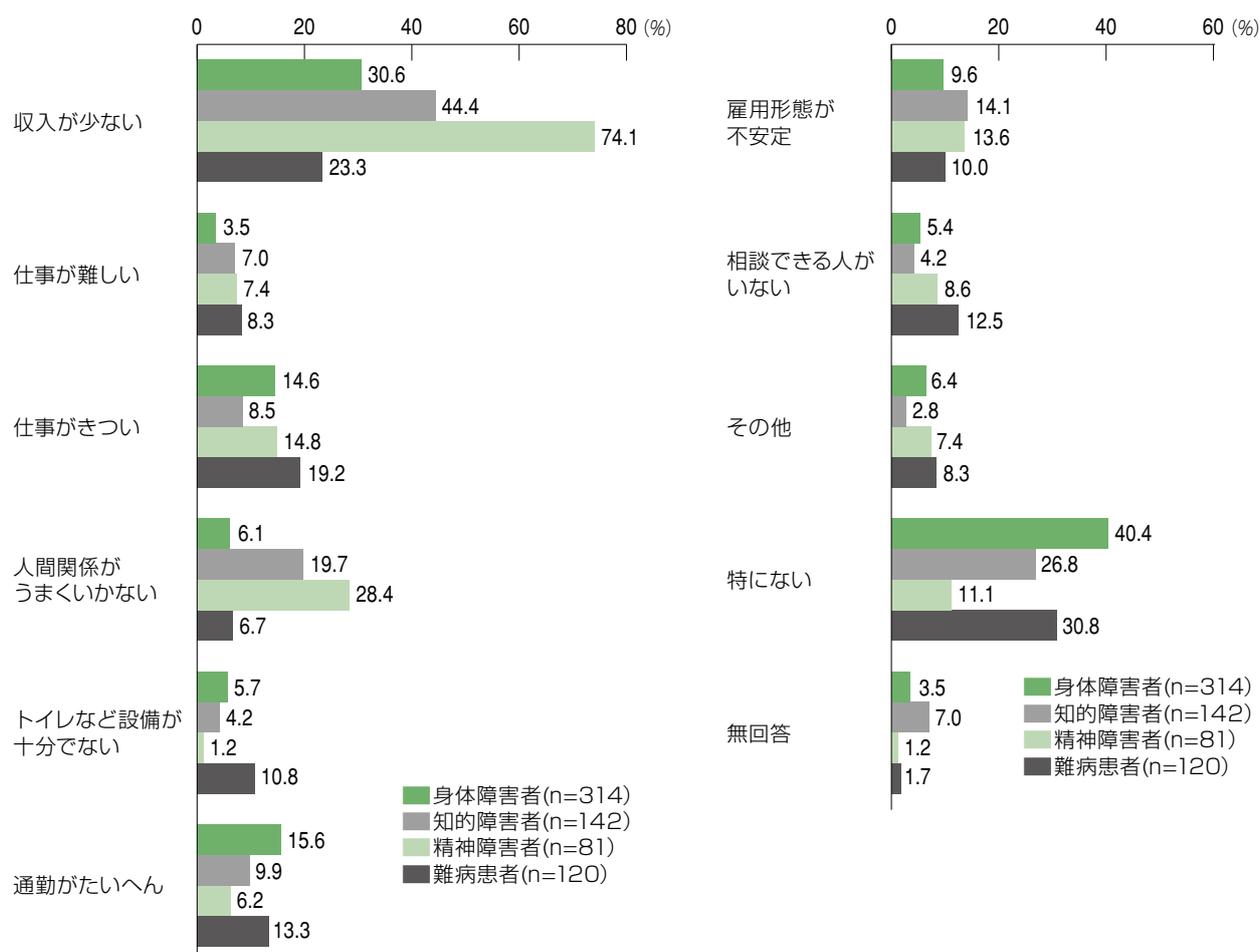
仕事をしている（作業所、授産施設を含む）と回答した人に、仕事をする上での不安をたずねたところ、身体障害者は、「収入が少ない（30.6%）」が約3割であり、「通勤がたいへん（15.6%）」、「仕事がつい（14.6%）」が続いています。

知的障害者は、「収入が少ない（44.4%）」が最も多く、「人間関係がうまくいかない（19.7%）」が2割弱となっています。

精神障害者は、「収入が少ない（74.1%）」が最も多く、「人間関係がうまくいかない（28.4%）」が続いています。

難病患者*は「収入が少ない（23.3%）」、「仕事がつい（19.2%）」もそれぞれ2割程度となっています。

図表 仕事上の不安〈仕事をしていると回答した人〉（障害別：複数回答）



※なお、精神障害者については、無作為抽出による調査が適切でないと考えられることから、調査対象を市内の関係施設、団体及び医療機関を通じて調査可能な方としています。

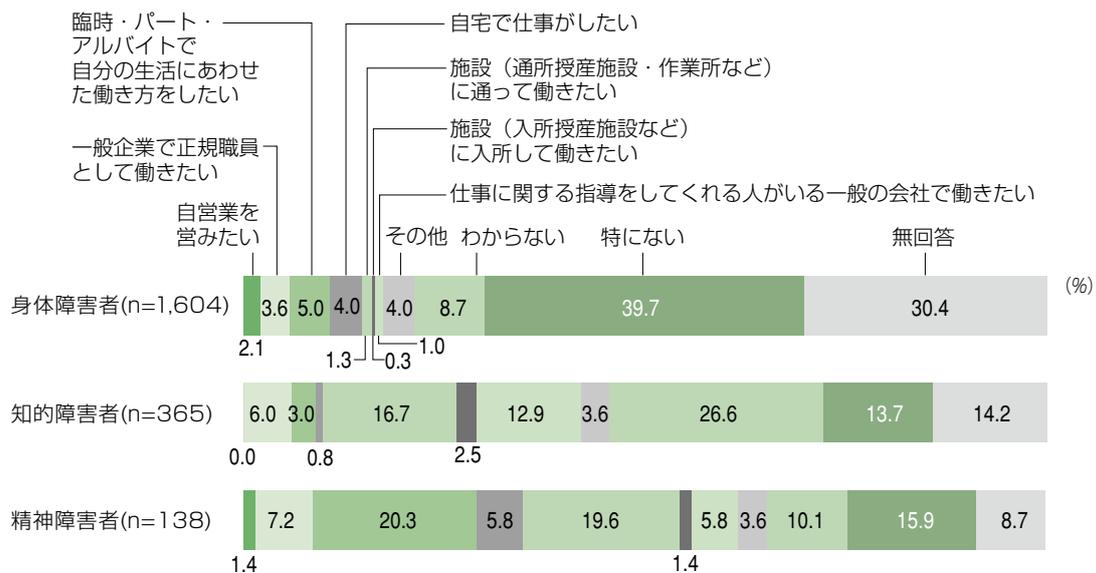
②今後したい仕事

今後したい仕事は、身体障害者は、「特にない」と「わからない」を合計すると5割弱になります。それ以外では、「臨時・パート・アルバイトなどで自分の生活にあわせた働き方をしたい」が5%となっています。

知的障害者は、「特にない」と「わからない」を合計すると約4割になります。それ以外では、「施設（通所授産施設・作業所など）に通って働きたい」が最も多く、「仕事の指導をしてくれる人がいる一般の会社で働きたい」が1割を超えています。

精神障害者は、「臨時・パート・アルバイトなどで自分の生活にあわせた働き方をしたい」が2割を超えて最も多く、「施設（通所授産施設・作業所など）に通って働きたい」が続いています。

図表 今後したい仕事（障害別）

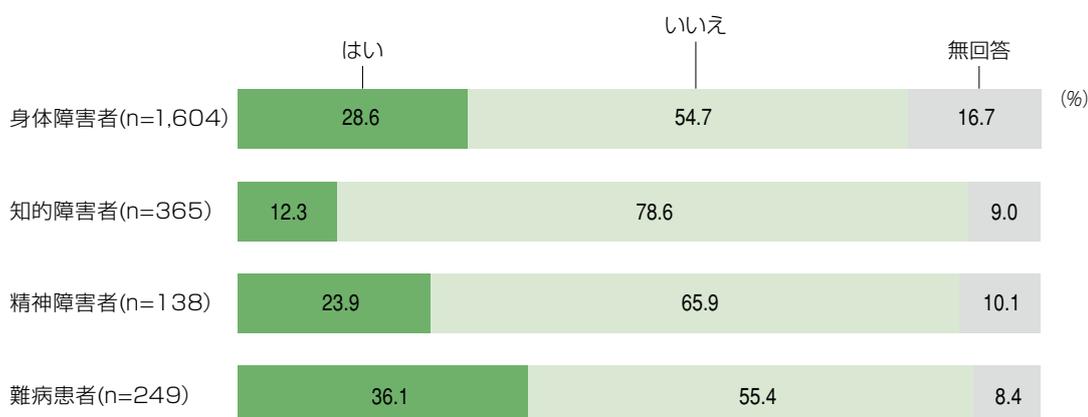


(3) 府中市民のノーマライゼーション*の理解

①府中市民のノーマライゼーション*の理解

ノーマライゼーション*が市民に十分理解されていると思うかについて、「はい」と回答したのは、身体障害者では28.6%、知的障害者では12.3%、精神障害者では23.9%、難病患者*では36.1%となっています。

図表 市民のノーマライゼーション*の理解（障害別）

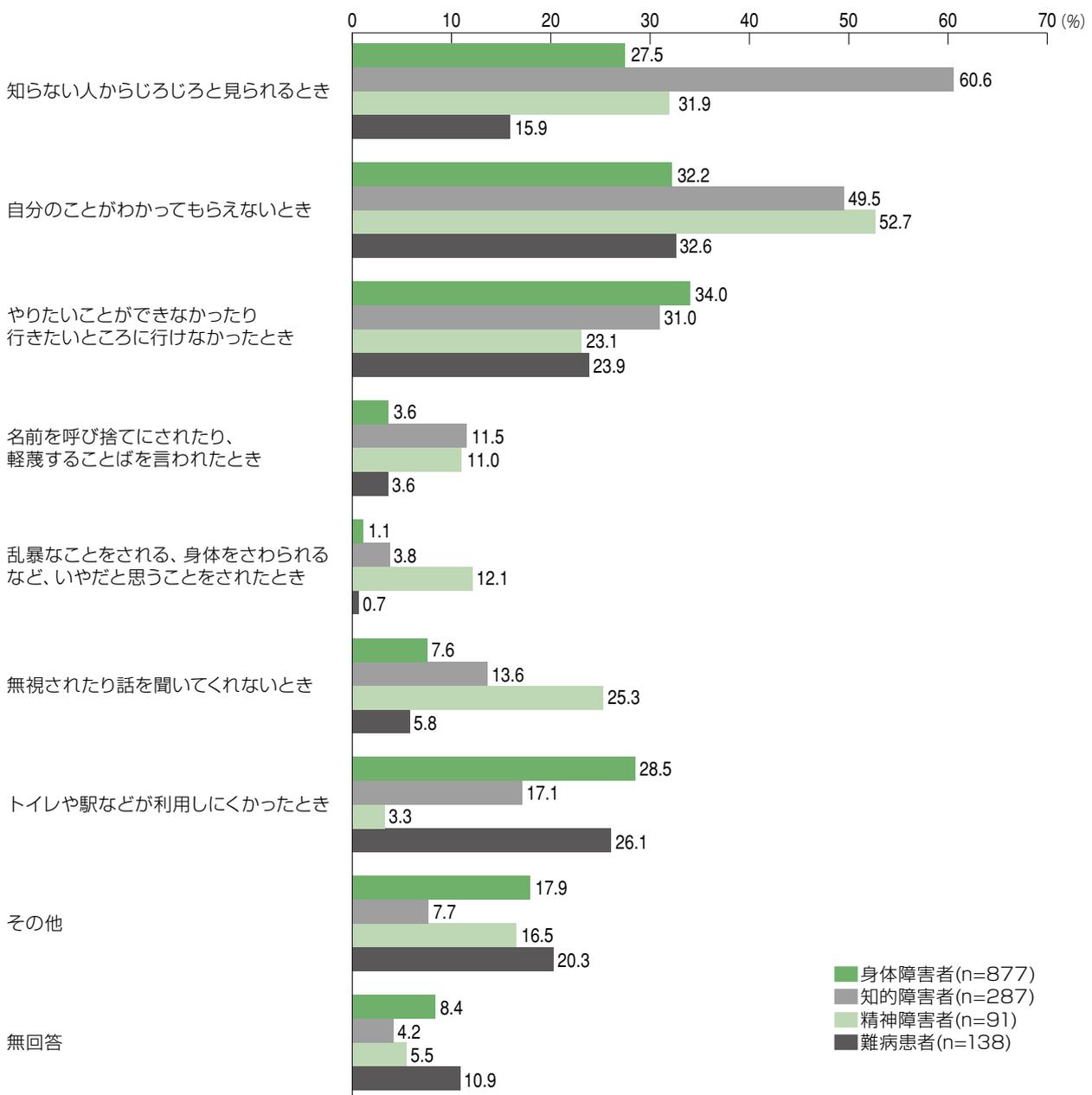


②ノーマライゼーション*が理解されていないと感じるとき

ノーマライゼーション*が十分理解されていないと思うと回答した人に、どのような時に理解されていないと感じるかたずねたところ、身体障害者では、「やりたいことができなかつたり、行きたいところに行けなかつたとき（34.0%）」が最も多くなっています。精神障害者、難病患者*は、「自分のことがわかってもらえないとき（精神：52.7%、難病：32.6%）」が最も多くなっています。知的障害者は、「知らない人からじろじろと見られるとき（60.6%）」が最も多くなっています。

図表

ノーマライゼーション*が理解されていないと感じるとき
 （ノーマライゼーション*が十分理解されていないと思うと回答した人）
 （障害別：複数回答（3つまで））



(4) 充実を望む施策

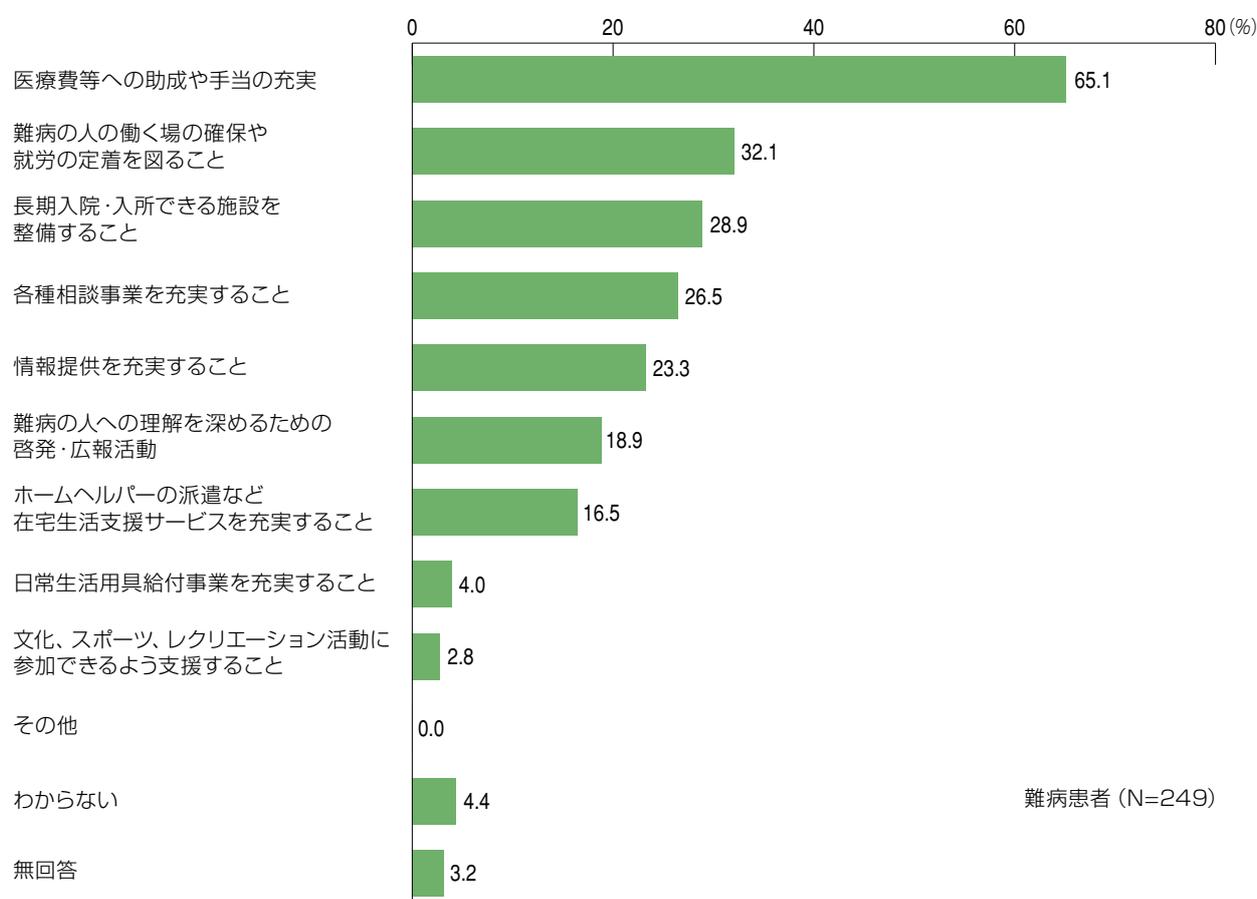
身体障害者は、「ホームヘルパーの派遣など在宅生活支援サービスを充実すること (28.5%)」、「各種相談事業を充実すること (28.2%)」が3割弱で多くなっています。

知的障害者は、「障害のある人の働く場の確保や就労の定着を図ること (51.2%)」が5割を超えて最も多く、「障害のある人や子どもが受診しやすい医療体制を充実すること (35.9%)」、「グループホームを充実すること (31.0%)」が3割台となっています。

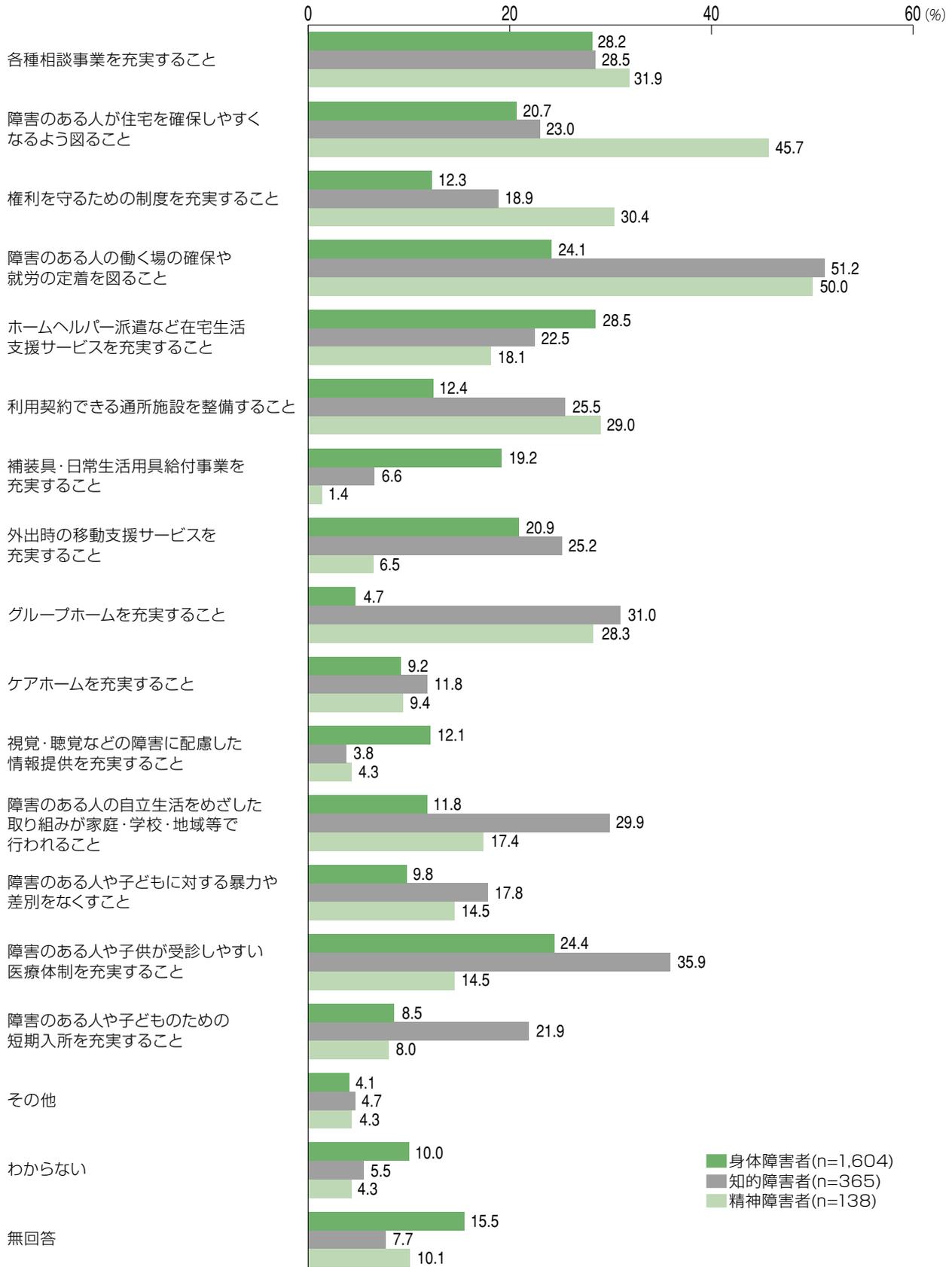
精神障害者は、「障害のある人の働く場の確保や就労の定着を図ること (50.0%)」が5割で最も多く、「障害のある人が住宅を確保しやすくなるよう図ること (45.7%)」、「各種相談事業を充実すること (31.9%)」が続いています。

難病患者*は、「医療費等への助成や手当の充実 (65.1%)」が6割を超えて最も多く、「難病の人の働く場の確保や就労の定着を図ること (32.1%)」、「長期入院・入所できる施設を整備すること (28.9%)」が続いています。

図表 充実を望む施策（難病患者*全体：複数回答（3つまで））



図表 充実を望む施策（障害別：複数回答（5つまで））



3 府中市の障害者福祉に関する課題

府中市の障害者福祉を取り巻く現状、アンケート調査、府中市障害者計画推進協議会の検討結果をふまえ、課題を整理すると次のようになります。

(1) 適切なサービス量の確保

府中市の人口は、引き続き増加の傾向にあり、障害のある人の数も増加の傾向にあります。精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成 18 年度から減少に転じていますが、近年の社会情勢に鑑みても精神の病気を持つ人の数は増加しているものと考えられます。

こうした状況のもとにあって、障害のある人を対象とするサービスの利用は、障害者自立支援法の施行に伴うサービス体系の大きな変革をはさみ、単純な比較は困難ですが、「居宅介護サービス」など訪問系の介護給付を中心として、概ね増加の傾向にあります。今後とも必要となるサービス量の増加が予想されることから、これに応えられる適切なサービス量を確保する必要があります。

(2) 「制度」だけでは対応しきれない多様なニーズへの対応

サービスの利用量は概ね増加の傾向にありますが、詳細に見れば、「精神障害者の居宅介護サービス利用量」のように、減少傾向を示すサービスもあります。この点について、本協議会では、「精神障害者は、身体介護や家事援助に対するニーズは少なく、むしろ、話し相手を欲している」との指摘もありました。

このように障害や病気により「生活のしづらさ」を抱える人たちのニーズは多様であり、現行の制度のもとでのサービスメニューでは必ずしも対応できないニーズも含まれています。継続的に当事者、家族等の声を聞き、その協力を得ながら、各種の地域資源が有機的に連携することによって、多様なニーズに応える新たな仕組みづくりが必要とされています。

(3) 障害種別を越えた協働と連携

障害や病気による「生活のしづらさ」の違いから、身体障害、知的障害、精神障害それぞれの種別ごとに当事者団体や家族会の活動は展開されてきました。また、障害のある人の施策については、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「精神保健福祉法」など、障害種別ごとに法律があり、これを基本として諸施策が整備されてきました。昭和 20～30 年代に法律が整備された身体障害のある人、知的障害のある人に比べ、精神障害のある人は平成 7 年に

精神保健福祉法が施行され、わずか10数年前に福祉施策の範ちゅうに位置づけられたばかりであり、その歴史や経緯もそれぞれの種別ごとに異なります。

今後、地域において多様なニーズに応えていくためには、障害の種別を越えてそれぞれの経験や知見を共有し、新たな仕組みづくりのための連携を深めていくことが期待されます。

(4) 潜在化する介助ニーズの点検

アンケート調査によると、いずれの障害においても重度者ほど介助を要していますが、知的障害のある人を中心として「家族介助」への依存が大きく、反面、相対的に公的サービスによる介助の利用度は高くありません（障害のある人の調査：問4）。本来、公的サービスにつながるべきニーズが潜在化していないか、きめの細かい調査の必要性をうかがわせる結果となっています。

(5) 就労機会の創出

アンケート調査によると、身体障害のある人の若年層（18～29歳、30～39歳）、軽度の知的障害のある人、精神障害のある人で一般就労を望む声は少なくありません。障害のある人が社会的役割を獲得し、その可能性を拡大、増進するために、積極的な一般就労機会の創出が望まれます。具体的にどのような取組が可能であり、有効であるのか、地域で知恵を出し合い、その実現を図る必要があります。

(6) いわゆる「福祉的就労」の底上げ

アンケート調査によると、実際に仕事をする不安として「収入が少ない」が第一にあげられています。一般就労は望まない、あるいは叶わなくても、就労継続支援（B型）・授産施設等での収入と、年金収入とにより生活を営むという選択も重要です。国が推進する「工賃倍増5カ年計画*」による支援を活かしつつ、工賃水準を向上させていくために、地域ができる支援は何か、明確化していくことが求められます。

(7) サービス事業者等の体力強化への支援

(6)の課題にも関連して、福祉サービスの事業者も事業体としての体力強化を図り、新たな時代における福祉経営の方向性「『施設管理』から『法人経営』へ」が求められています。

しかしながら、アンケート調査によると、2割強の事業者の収支状況は「赤字」であり、また、経過措置にある事業者の3割強は新体系への移行時期を「未定」としており明確な展望

が描けていません。経営環境の変化をふまえつつ、安定的に地域のニーズへ対応するための支援、単なる財政支援だけではなく、経営力の向上につながる情報提供や事業者間の連携機会の提供、あるいは人材育成など、多様な支援のあり方を検討する必要があります。

(8) 「災害弱者」・「犯罪弱者」を出さないシステムの構築

アンケート調査によると、災害等の際、「ひとりで避難できないと思う人」には概ね援助者はいるものの、その多くは「家族」に依存しています。有事の際、地域全体が「被災者」となった場合においてもなお、「災害弱者」を出さないための地域システムが求められます。また、防犯においても機能する地域の予防システムの必要性も高くなっています。

(9) ノーマライゼーション*の推進

アンケート調査によると、障害のある人から見た市民のノーマライゼーション*に対する理解は十分ではありません。ノーマライゼーション*が十分に理解されていないと感じる契機として「じろじろ見られるとき」や「自分のことをわかってもらえないとき」があげられています。一方、障害のない人は、悪意や冷やかしかからではなく「大丈夫かしら…」と心配しながら見てしまうこともあるでしょうし、障害や病気について十分な理解を得る機会が極めて少ないともいえます。また、身体障害のある人からは「点字ブロックの上に自転車が放置されている」という自由記述もあり、こうしたこともノーマライゼーション*の理解が不十分と感じられます。

障害のある人と障害のない人の意識の落差をどのようになくしていけばよいのか、理念としてのノーマライゼーション*から、具体的な実践としてのノーマライゼーション*を実現することが求められています。

(10) 障害者関係団体の活動の活性化

(9) の観点からも障害者関係団体の活動の活性化が求められるところです。しかしながら、アンケート調査によると、活動する上で「会員の意識」、「後継者問題」、「社会の認識」、「財政的支援」、「活動場所の確保」など多様な問題を抱え、各団体は自らの活動だけで精一杯の状況であり、ノーマライゼーション*を浸透するための地域への情報発信や他団体との連携など、各団体の独力のみで活動を活性化するには限界が見られます。地域として、これらの団体をいかに強化し活性化するか、具体的な方策の検討が必要となっています。

(11) 難病患者*の経済的ニーズへの対応

アンケート調査によると、難病患者*は充実を望む施策として、年代を問わず「医療費等への助成や手当の充実」を最上位にあげています。難病患者*においては、障害のある人のように「心身機能・身体構造」によって「活動」や「参加」が制限され、全体としてQOL*が低下するという状況は必ずしも多いとは限らないと考えられることから、まずは経済的なニーズへの対応が第一の課題であるといえます。

(12) 相談事業・情報提供の充実

アンケート調査によると、充実を望む施策として、いずれの障害種別においても「各種相談事業を充実すること」が上位にあげられています。自由記述においても、「相談対応を充実するとともに、適切な情報提供が必要」とする内容は多く、さらなる充実が望まれています。また、障害や病気によって「窓口へ行くことがとても大変」という記述もあることから、相談を必要とする人のもとへ出向くなど距離を近づけていく必要もあります。



府中市障害者就労支援施設「こやなぎ」での農作業の様子

1 計画のめざすもの（理念）

（1）計画の理念

府中市では、障害のある人もない人も、市民すべてが安心して自立（自律）した暮らしができる地域社会をつくることをめざして、府中市障害者計画・障害福祉計画を改訂することとなりました。

『自立（自律）』とは、どんなに重度の障害があっても、必要なサービスを受けながら地域で主体的に生き、自己実現を図ることをいいます。

そのためには、障害があってもなくても、同じ地域で暮らす普通の市民として生活していけることをめざしたサービスの構築と、地域で暮らす人々の理解と配慮が必要となります。特に、障害のある人が普通に働ける社会を実現することが強く求められているところです。

また、この計画は、障害のある人のためだけのものではなく、すべての市民にとっても大切なものです。

バリアフリー*のまちづくりが、車いすを利用する障害のある人だけではなく、高齢者や乳幼児連れの親子にとっても暮らしやすいものであるように、すべての障害のある人が安心して暮らせるまちは、すべての市民にとっても安心して暮らせるまちになります。

すべての障害のある人のための計画づくりは、すべての市民にとっても明日をひらくものになるのです。

これらの考え方をふまえ、この計画のめざすべき基本理念と基本視点を次のように位置づけます。

障害のある人もない人も、 市民すべてが安心して 自立した暮らしができるまち・府中の実現

(2) 計画の考え方

計画の考え方は次のとおりとします。

●視点1 すべての市民のための計画

すべての障害のある人に地域生活に必要なサービスが提供されることは、すべての市民の安心につながります。

この計画は、障害に対する心のバリアを取り除き、より多くの市民の理解と近隣の自然なサポートが得られるように、すべての市民に投げかけるものとします。

●視点2 「すべての障害のある人」を対象とした計画

障害のある人が安心して住み慣れた地域で暮らせるだけでなく、市外の施設に入所している人や病院に入院している人が、地域生活に移行するための基盤づくりを進める必要があります。

また、障害者手帳の対象になっていないものの、難病患者*や高次脳機能障害*、発達障害*など日常生活にさまざまな障害のある人、深刻な社会問題となっている自殺、ひきこもり等の問題に直面している人などへの支援体制の整備が求められています。

この計画は、障害者手帳の有無にかかわらず、すべての障害のある人が地域生活に必要なサービスを受けられることをめざすものです。

●視点3 三障害同一水準の障害福祉サービスの提供

身体障害・知的障害の分野に比べ、精神障害のある人の地域生活を支えるためのサービスは、低い水準にとどまっているのが現状です。必要なサービスを検証し、精神障害の分野における障害福祉サービスの水準の向上をめざします。

●視点4 サービス水準の向上

府中市では、これまで、近隣自治体と比較しても引けを取らない障害福祉サービスを提供してきました。

市町村の責任を一層重視した障害者自立支援法の施行から4年目を迎えることから、スクラップアンドビルドの視点でサービスの内容や提供方法等の見直しを図りながら、サービス水準の向上をめざします。

●視点5 すべての施策における障害のある人への配慮

障害のある人へのサービスのほとんどが、障害者福祉施策として提供されているのが現状ですが、障害のある人への配慮さえあれば、一般の施策で提供することができるものも多々あります。これらの施策は、可能な限り一般の施策に移行していくことが必要です。

すべての施策において障害のある人への配慮がなされることにより、すべての市民にとって暮らしやすいまちづくりにつながります。

●視点6 障害のある人への、家族に頼らない地域生活支援

地域で暮らす障害のある人は、家族の介助や見守りに支えられている場合が少なくありません。そのため、特に介助や見守りの必要性の高い障害のある人の家族の負担は大きく、家族が将来の見通しに対する不安を抱えている場合もあります。病院や入所施設からの地域生活への移行をめざす中、家族に頼らなくても障害のある人が安心して地域生活を送れるような支援をめざします。

2 計画の基本目標

「障害のある人もない人も、市民すべてが安心して自立した暮らしができるまち・府中の実現」に向けて、次の4つの目標を設定し、計画を推進します。

なお、本計画で「自立」とは、障害のある人に対するサービスの質と供給量を制限することではありません。障害のある人が地域で安心して暮らし続けることができるために十分なサービスをきちんと確保した上で、障害のある人個人の希望をかなえられるような暮らしの質を保証することをめざすものです。

(1) 利用者本位のサービスの実現のために

- ・ 障害のある人が自己選択・自己決定ができるように、さまざまな方法で情報を入手でき、また身近な場所で相談できる体制を充実し、サービスの質の確保に努めます。
- ・ 障害のある人の権利が擁護されるような体制を充実します。
- ・ 障害のある人の社会参加が促進される仕組みづくりを進めます。

【取り組む方向】

- 情報提供体制の充実
- 相談・権利擁護事業の充実
- 障害福祉サービスの質の確保・向上
- 障害のある人の参加の促進

(2) 安心して暮らし続けるために

- ・ 障害のある人が尊厳をもって地域で安心して暮らし続けられるように、在宅サービスの充実や、安心して住める環境づくりに努めます。
- ・ 保健・医療との連携を促進するとともに、障害のある人の学習の機会を拡大します。
- ・ 一般就労を支援するとともに、作業所などの就労機能を強化します。
- ・ 年金や手当などの充実を要請します。

【取り組む方向】

- 在宅サービスの充実
- 保健・医療との連携の促進
- 学習機会の拡大
- 就労支援体制の整備
- 経済的支援体制の強化
- 安心して住める環境づくり

(3) 地域で支える福祉をめざして

- ・ 障害のある人を地域で支えあうネットワークを強化します。
- ・ 障害者福祉を支える人材を確保します。
- ・ 災害時の要援護者支援対策を講じます。

【取り組む方向】

- 支えあいのネットワークの推進
- 地域の福祉人材の確保
- 防災・防犯対策

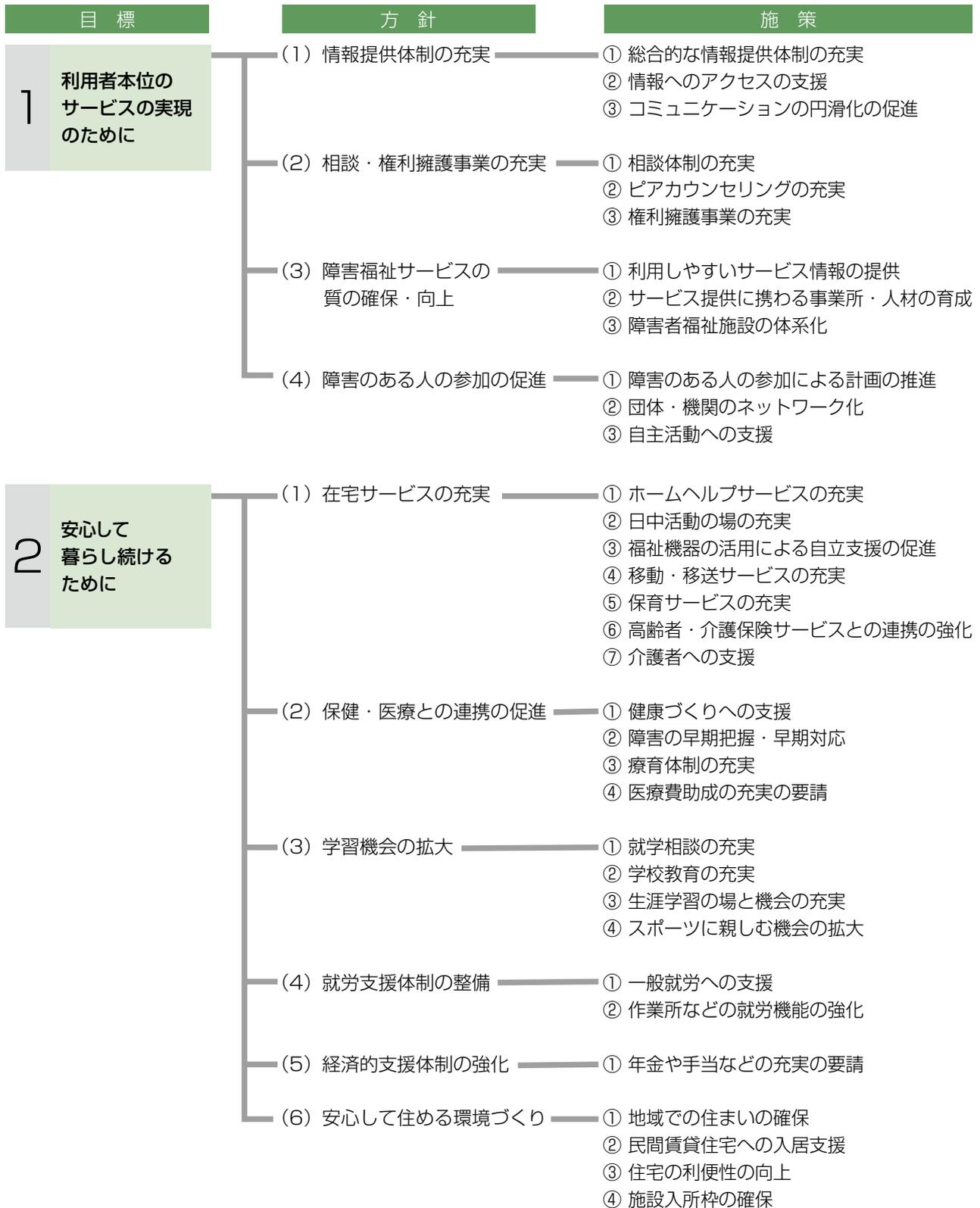
(4) とともに歩む地域をめざして

- ・ 障害のある人への理解を浸透させ、ノーマライゼーション*を徹底させます。
- ・ 移動や公共機関の利用の不便の解消に努めます。
- ・ 障害者手帳を持たない障害のある人に対する支援を進めます。

【取り組む方向】

- 障害のある人への理解・啓発の促進
- バリアフリー*の推進
- 「すべての障害のある人」への支援

3 計画の体系



目 標	方 針	施 策
3 地域で支える 福祉をめざして	(1) 支えあいのネットワーク の推進 (2) 地域の福祉人材の確保 (3) 防災・防犯対策	① 委託相談支援事業所を中心とした生活支援 ② 機関・施設・団体間の連携支援 ③ 地域での交流・協働活動の促進 ④ 障害者施設の地域への開放 ① 地域人材などの活用 ② ボランティアの育成 ① 災害時要援護者支援
4 とともに歩む 地域をめざして	(1) 障害のある人への 理解・啓発の促進 (2) バリアフリーの推進 (3) 「すべての障害のある人」 への支援	① ノーマライゼーションの理念の普及 ② 障害のある人への理解・啓発事業の充実 ① 移動のバリアフリーの推進 ② だれでもトイレの整備拡充 ① 難病患者への支援 ② 高次脳機能障害・発達障害のある人等 への支援

1 相談体制の充実

- 個々の障害の程度や生活の状況に応じた適切なサービスを自ら選択し、利用できるように、委託相談支援事業所などにより、身近な生活の相談から障害福祉サービスの利用にいたるまでの一連の相談支援を行います。
- ひきこもりなど、福祉サービスにつながりにくい状況にある障害のある人への積極的な働きかけが必要とされています。
- 的確にニーズを把握し、支援につなげ、地域生活を確実に支えることができるソーシャルワーカー*の育成が必要です。また、「当事者主体」という支援のあり方を確立するためにも、ワーカーとともに活動するピアカウンセラーの育成、当事者団体への支援も重要です。
- 府中市が行うべきこと、民間事業者が行うべきこと、社会福祉法人、NPO*が行うべきこと、相互に連携して推進すべきことなどについて早急にわかりやすい体制の整備を進めます。

2 一般就労への支援、作業所などの就労機能の強化

- 府中市内には24か所の作業所や通所授産施設等があり、特別支援学校卒業後や病院・入所施設からの地域移行後の就労や日中活動の場として、重要な役割を果たしています。
- 就労は自立の足がかりであるとともに、自己実現の手段の一つであり、作業所等の機能を

強化して就労機会を確保するとともに、一般就労などへつなげていけるよう、就労支援事業*を中心に、委託相談支援事業所と連携し、相談・支援体制を充実します。

- 通所授産施設や作業所等の統合・連携・法人化などへの支援を行い、就労施設としての機能を強化します。また、福祉的就労から一般就労へつなげる支援体制の整備を進めます。

3 住まいの確保

- 障害のある人が安心して住み慣れた地域で暮らせるだけでなく、府中市外の施設に入所している人や病院に入院している人が、地域生活に移行するために、グループホーム・ケアホームを整備するとともに、公営住宅の障害者入居枠の確保や民間賃貸住宅のあっ旋、入居の際の保証など、安心して居住できる基盤づくりを進めます。
- また、障害者福祉の推進のためには介護者が孤立・疲弊しないよう、行政や民間団体が適切な支援を行っていくことが求められます。障害のある人の親が高齢化していく中で、親の助けを借りなくても地域で自立して暮らしていけるような仕組みを作り上げていくことが重要です。

4 高次脳機能障害*・発達障害*のある人等への支援

- 自治体の障害者計画はこれまで、身体障害、知的障害、精神障害の3障害を主たる対象としてきました。しかしながら、近年、難病患者*や高次脳機能障害*・発達障害*のある人に対する福祉サービス強化の必要性がクローズアップされてきています。
- 難病とは、治療法が確立していない原因不明の病気で、後遺症を残す可能性の高い病気のことを指します。症状が慢性化することが多く、難病患者*の経済的・精神的負担は大きいと言われています。
- 高次脳機能障害*とは、交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障害が起きた状態をいいます。この障害では、注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことは覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が現れ、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障をきたすようになります。また、外見上では分かりにくいため、周囲の理解が得られにくいと言われています。
- 発達障害*とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意

欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害で、その症状が通常低年齢において発現するものをいいます。この障害では、言語の障害、協調運動の障害その他心理的発達の障害、行動・情緒の障害などにより、日常生活・社会生活にさまざまな支障をきたします。また、高次脳機能障害*と同様、外見上では分かりにくいいため、周囲の理解が得られにくいとされています。

- これらの障害については、高度に専門的であるため府中市としてもまだ実態の把握が不十分であり、また、障害者手帳を持っていない方も多いため、十分な福祉サービスが行き届いていないのが現状です。
- 東京都の高次脳機能障害支援普及事業や発達障害者支援センターなど、関係事業・関係機関との連携を図りながら、府中市内の高次脳機能障害*、発達障害*のある人などについての網羅的な情報収集を行い、必要な支援を行います。

目標 1 利用者本位のサービスの実現のために

利用者本位のサービスの実現のためには、サービスの質と量の確保とともに、サービスについての情報提供、相談、利用計画、契約に至るまでの総合的な支援体制を整備することが重要です。また、判断能力が不十分な人も安心してサービスが利用できるように権利擁護体制を拡充することが大切です。

福祉サービスの質の向上や内容の充実のためには、福祉サービス第三者評価制度*の普及など、事業者が自らサービスの質の向上に取り組むとともに、障害のある人自身が障害者計画の策定や事業の推進に参加することが重要であり、そのための仕組みを整える必要があります。

(1) 情報提供体制の充実

適切なサービスの選択を支援するため、インターネットを活用するなど情報の提供体制を充実するとともに、障害に応じた的確な情報を取得することができるよう、コミュニケーションの円滑化への支援を充実します。

① 総合的な情報提供体制の充実

事業名	内容
わかりやすい情報の提供	・ サービスの内容を体系的に説明したしおりを発行するなど、わかりやすい情報の提供に努めます。
多様な媒体を活用した情報の提供	・ 必要とする情報が容易に得られるよう、府中市や府中市社会福祉協議会の広報、ホームページ、録音テープ版広報など多様な媒体を活用した情報提供を進めます。

②情報へのアクセスの支援

事業名	内容
コミュニケーション手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> インターネットなどを通じて情報の取得や発信ができるよう、障害に応じた情報通信支援用具の給付やパソコン講習会の実施など、コミュニケーション手段の確保を支援します。

③コミュニケーションの円滑化の促進

事業名	内容
コミュニケーション支援事業 (地域生活支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> 聴覚障害または言語障害のある人が健聴者との意志疎通を円滑にするため、通訳を必要とする場合に、手話通訳者・要約筆記*者を派遣します。 府中市の窓口定期的に手話通訳者を配置することなどにより、聴覚障害または言語障害のある人の地域生活を支援します。
手話講習会 (地域生活支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> 手話に関する知識を普及し手話通訳者を養成するため、手話講習会を開催します。 手話講習会修了者を対象に、手話技術向上を図るための研修会を開催します。 手話通訳者の技術水準の確保のため、手話通訳者認定試験を実施します。
点字講習会 (地域生活支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> 点訳に関する知識を普及し点訳ボランティアを養成するため、点字講習会を開催します。 中途視覚障害者を対象に、点字講習会を開催します。

(2) 相談・権利擁護事業の充実

個々の障害の程度や生活の状況に応じた適切なサービスを自ら選択し、利用できるように、委託相談支援事業所などにより、身近な生活の相談から障害福祉サービスの利用にいたるまでの一連の相談支援を行います。

①相談体制の充実

事業名	内容
相談支援事業 (地域生活支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> 委託相談支援事業所「み～な」「あけぼの」「プラザ」において、総合的・一元的相談体制を確立し、障害のある人が適切なサービスを効果的に利用できるよう、相談支援従事者の質と数を確保するとともに、関係機関との連携を強化し、相談支援機能の充実を図ります。 福祉サービスにつながりにくい状況にある障害のある人や、難病患者*、高次脳機能障害*・発達障害*のある人への相談支援を実施するとともに、事業内容の広報に努めます。
地域自立支援協議会* の運営	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関で構成する府中市障害者等地域自立支援協議会*において、個別支援会議等から見えてくる地域の課題を共有することで、相談支援機能の向上を図ります。
相談支援従事者の 育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人がサービスを選択・決定・利用するうえで、利用者の立場に立った適切な支援を行うため、社会福祉法人、NPO*等と連携して相談支援従事者の育成・確保に努めます。

②ピアカウンセリング*の充実

事業名	内容
ピアカウンセリング*の充実	・ 自己の経験に基づき同じ悩みを持つ人に対して助言を行い、問題の解決を図るピアカウンセリング*を充実するとともに、ピアカウンセラーの育成を支援します。

③権利擁護事業の充実

事業名	内容
権利擁護事業の充実(再掲)	・ 福祉サービスの適切な利用を支援したり、認知症高齢者等判断能力が不十分な人などに対する地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)及び成年後見制度*の利用支援や助言を行う、福祉サービス利用援助事業や府中市権利擁護センター事業を充実します。
虐待の防止	・ 障害のある人への虐待を未然に防止するため、府中市障害者等地域自立支援協議会*を運営し、関係機関との連携を強化します。

(3) 障害福祉サービスの質の確保・向上

安心してサービスを選択し、利用することができるよう、サービス提供事業者の「福祉サービス第三者評価制度*」の導入を促進するなど、サービスの質の確保・向上に努めます。

①利用しやすいサービス情報の提供

事業名	内容
福祉サービス第三者評価制度*の普及・促進(再掲)	・ 評価機関がサービス提供事業者のサービス内容などを評価し公表する、福祉サービス第三者評価制度*の普及を促進し、サービスの質の確保に努めるとともに、利用者がサービスの選択をする際に目安となるよう情報を提供します。

②サービス提供に携わる事業所・人材の育成

事業名	内容
サービス提供に携わる事業所の育成	・ 地域で活動しているさまざまな団体やNPO*等を障害福祉サービス提供事業所として育成するなど、サービス提供事業所の育成を図ります。
サービス提供に携わる人材の育成	・ 高齢者や児童などの各種福祉分野に携わる人材に対し障害分野の理解を深める研修を実施するとともに、移動支援・コミュニケーション支援など幅広い支援を行う人材の育成を図ります。 ・ ホームヘルパーの確保のため、介護給付費の報酬の引き上げなどを国や東京都に要請します。

③障害者福祉施設の体系化

事業名	内容
障害者福祉施設の体系化 新規	・ 利用者が自分にあったサービスを選択できるよう、通所授産施設や作業所等の障害者自立支援法に基づく新体系サービスへの移行に伴い、各施設の専門性を高め、体系化が図られるよう支援します。

(4) 障害のある人の参加の促進

障害のある人に対する施策を充実していくためには、障害のある人・行政・市民がともに考え、行動していくことが大切であり、そのための仕組みを整備します。

①障害のある人の参加による計画の推進

事業名	内容
計画の点検評価	・ 障害者計画の推進について、サービスの利用者が参加した府中市障害者計画推進協議会で点検、評価します。

②団体・機関のネットワーク化

事業名	内容
団体・機関のネットワークの構築	・ 府中市障害者等地域自立支援協議会*を運営し、障害のある人や家族、支援団体、社会福祉法人などと行政がともに福祉施策のあり方などについて考え、相互に支援・交流を図ることができるようネットワークの構築を図ります。

③自主活動への支援

事業名	内容
自主グループ活動への支援	・ 同じ悩みを持つ人たちが互いに相談しあい、解決を図るピアカウンセリング*の人材を育成するなど、障害のある人が行う自主グループ活動への支援を行います。
当事者団体・家族会の活動への支援	・ 当事者や家族が相互に情報交換するとともに、主体的な活動を行い、地域福祉に貢献できるよう、当事者団体や家族会の活動を支援します。

目標 2 安心して暮らし続けるために

障害のある人が安心して住み慣れた地域で暮らせるだけでなく、府中市外の施設に入所している人や病院に入院している人が、地域生活に移行するための基盤づくりを進める必要があります。そのためには、障害のある人の住まいの確保や日常生活の支援、就労支援体制の整備など、さまざまな施策の充実が求められています。

(1) 在宅サービスの充実

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの質と量の確保が大きな課題となっています。

また、本人や介護者の高齢化などにより、高齢者福祉サービス・介護保険サービス*との連携や、介護者支援サービスの充実が求められており、利用者への適切な相談とあわせて、個々の状況に応じたサービスの提供体制の整備を進めます。

① ホームヘルプサービスの充実

事業名	内容
居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援（自立支援給付）	・ 身体介護や家事援助などの日常生活の支援が必要な障害のある人に、ホームヘルプサービス・ガイドヘルプサービスを給付し、地域生活を支援します。
移動支援事業（地域生活支援事業）	・ 外出する際の支援が必要な障害のある人に、ガイドヘルプサービスを給付し、地域生活を支援します。
難病患者*ホームヘルプサービス	・ ホームヘルパーを派遣し、家事援助や介護等を必要とする難病患者*を支援します。

② 日中活動の場の充実

事業名	内容
生活介護（自立支援給付）	・ 常に介護を必要とする障害のある人に、介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供し、地域生活を支援します。
自立訓練（機能訓練・生活訓練）（自立支援給付）	・ 障害のある人が自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練の機会を提供し、地域生活を支援します。
就労移行支援（自立支援給付）	・ 一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練の機会を提供し、就労への移行を支援します。
就労継続支援（A型・B型）（自立支援給付）	・ 一般企業等での就労が困難な障害のある人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練の機会を提供し、地域生活を支援します。

事業名	内容
療養介護（自立支援給付）	・ 医療と常時介護を必要とする障害のある人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行う療養介護を給付し、日中活動を支援します。
児童デイサービス（自立支援給付）	・ 療育が必要な子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の適切な療育を行い、健全な育成を支援します。
短期入所（自立支援給付）	・ 自宅で介護する人が病気の場合など、短期間、夜間も含め、施設で介護等を行い、障害のある人の地域生活を支援します。
精神障害者複合施設の整備支援 <small>新規</small>	・ 精神障害者を対象とする共同生活介護・短期入所・就労継続支援（A型）の機能を有する複合施設の整備を支援します。
心身障害者福祉センターの機能の充実 <small>新規</small>	・ 今後増加が見込まれるニーズに対応するため、心身障害者福祉センターのあり方を見直し、施設・機能の充実を図ります。
未利用公有地等の有効活用に向けた検討	・ 東京都の住宅施策・福祉施策等における施設整備・移転等に伴い生じる未利用公有地等の有効活用を検討します。

③福祉機器の活用による自立支援の促進

事業名	内容
補装具の交付（自立支援給付）	・ 障害の状況に応じた適切な相談とあわせ、補装具を交付し、自立支援の促進を図ります。
日常生活用具の給付（地域生活支援事業）	・ 障害の状況に応じた適切な相談とあわせ、日常生活用具を給付し、日常生活の利便性の向上を図ります。

④移動・移送サービスの充実

事業名	内容
自動車運転免許取得・改造助成事業（地域生活支援事業）	・ 自動車運転免許の取得のために要する経費の一部や、自らが所有し運転する自動車の改造に要する経費を助成して、障害のある人の生活圏の拡大と日常生活の利便性の向上を図ります。
車いす福祉タクシー（地域生活支援事業）	・ 車いす福祉タクシーにより、車いす使用者などの移動を支援します。
福祉タクシー（地域生活支援事業）	・ タクシー料金の一部を助成し、障害のある人の移動を支援します。
自動車ガソリン等費用の助成（地域生活支援事業）	・ ガソリン等燃料費の一部を助成し、障害のある人の移動を支援します。
福祉移送の支援（再掲）	・ 障害のある人の移動を支援するため、交通事業者やNPO*団体と連携した福祉移送を支援します。
コミュニティバスの運行（再掲）	・ 交通不便地域にコミュニティバスを運行し、障害のある人の移動を支援します。

⑤保育サービスの充実

事業名	内容
障害児保育	・ 障害のある子どもをもつ親のニーズに応えるため、民間保育園の新設時などにあわせて障害児入所定員枠を拡大します。
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	・ 放課後に親が不在である児童を対象に実施している学童クラブの障害児の受け入れを小学6年生まで確保します。
地域デイグループ	・ 障害のある児童・生徒に対し、放課後、集団活動・訓練を行う地域デイグループを支援します。

⑥高齢者・介護保険サービス*との連携の強化

事業名	内容
高齢者・介護保険サービス*との連携	・ 同一世帯で実施するホームヘルパーの派遣など、高齢者サービスや介護保険サービス*と共通するものについて、利用世帯の現状を把握しているケアマネジャーなど、関係機関と十分に連携しながら、適切かつ効果的なサービスの提供を図ります。

⑦介護者への支援

事業名	内容
短期入所（自立支援給付）（再掲）	・ 自宅で介護する人が病気の場合などに、障害のある人に、短期間、夜間も含め、施設で介護等を行い、在宅介護を支援します。
日中一時支援事業（地域生活支援事業）	・ 日帰りの短期入所により、障害のある人の在宅介護を支援します。
緊急一時保護事業	・ 障害のある人の保護者や家族が病気や出産などで介護ができないとき、施設で保護し、在宅介護を支援します。
精神障害者複合施設の整備支援（再掲） <small>新規</small>	・ 精神障害者を対象とする共同生活介護・短期入所・就労継続支援（A型）の機能を有する複合施設の整備を支援します。

(2) 保健・医療との連携の促進

障害者の自立生活の実現のためには、障害の早期把握に努めるとともに、障害の状況に応じた適切な療育・自立訓練体制を強化し、社会参加するための能力を効果的に引き出すことが重要です。

また、健診機会の拡大や医療費助成の充実など、自ら行う健康づくりへの支援を充実します。

①健康づくりへの支援

事業名	内容
成人健康診査・各種検診	・生活習慣病等の早期発見のために、成人健康診査や各種検診を実施し、障害のある人の健康づくりを支援します。
特定健診*・ 特定保健指導* (再掲)	・40～74歳の府中市国民健康保険被保険者に対し、メタボリックシンドローム*に着目して、糖尿病等の生活習慣病有病者及び予備軍を抽出するための健診を実施します。 ・健診の結果、生活習慣病のリスクが一定程度高いと判定された方に対し、面談や電話等によって特定保健指導*を行います。
訪問保健指導	・保健師・看護師・理学療法士などが、病気がちで在宅療養している40歳以上の障害のある人の家庭を訪問し、生活習慣病予防や介護予防*などのための相談・助言を行います。
健康相談(再掲)	・生活習慣病の予防等のために保健・福祉・医療が連携し、必要な指導と助言を行います。 ・心身の健康に関する個別相談も実施します。
健康教育(再掲)	・各種の健康教育、健康教室を効果的に実施し、正しい知識の普及に努めます。
歯科医療連携推進事業 (再掲)	・障害により、歯の治療を受けたくても歯科医院に行くことができない方などのために、歯科医師会と連携して訪問治療を行う「かかりつけ歯科医」を紹介します。
訪問看護の充実	・疾患等を抱えている在宅の障害のある人に対し、医師の指示に基づき、看護師等が訪問して看護サービスを提供する訪問看護の充実を国・東京都へ要請します。

②障害の早期把握・早期対応

事業名	内容
母子保健事業による 早期把握・対応	・母子保健事業による健康診査を実施し、障害の早期把握に努めるとともに、経過観察や専門機関の紹介など、健全な育成を支援します。
民生委員・児童委員、 保育士等との協力による 障害の早期把握	・地域を担当する保健師を中心に、民生委員・児童委員、保育士などが、住民の健康状態や生活状態を把握し、療育・医療機関との連携を図りながら、障害の早期把握や原因となる疾病の予防を進める体制づくりを推進します。
関係機関の連携による 障害の早期対応	・乳幼児の障害の早期把握後の対応について、より適切な対応が図られるよう、関係機関の連携による多様な早期療育システムを構築します。

③療育体制の充実

事業名	内容
児童デイサービス (自立支援給付)(再掲)	・療育が必要な子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の適切な療育を行い、健全な育成を支援します。
幼少期からの ライフステージ*を 見通した支援体制の構築	・府中市障害者等地域自立支援協議会*を運営し、関係機関との連携を強化することにより、委託相談支援事業所を中核とした幼少期からのライフステージ*を見通した支援をめざします。
家族への支援	・きめ細やかな情報提供を行うとともに、相談体制を充実するなど、療育が必要な子どもの家族を支援します。

④医療費助成の充実の要請

事業名	内容
自立支援医療・ 医療費助成の充実	・十分な医療を受けられる機会の確保と経済的負担の軽減を目的とした自立支援医療・医療費助成の充実を国・東京都へ要請します。

(3) 学習機会の拡大

障害を理解するうえで、ともに学び、成長することはとても大切なことであり、個々の子どもの適切な就学を推進するとともに、障害の有無にかかわらず、ともに過ごし、ふれあう機会の拡大に努めます。

①就学相談の充実

事業名	内容
特別支援相談	・発達障害*を含む障害のある児童・生徒のライフステージ*を見通し、就学から中学校卒業までの一貫した教育体制の構築をめざすと同時に、一人ひとりの特別な教育的ニーズを把握し、能力や可能性を最大限に伸長するために、各種相談に応じるとともに、教育的支援を行います。
障害への理解啓発活動	・教職員への意識啓発研修を充実するなど、教育現場における障害に対する理解と意識の向上を図ります。

②学校教育の充実

事業名	内容
特別支援教育の充実	・保護者や関係機関との連携を図りながら、障害のある児童・生徒に対する特別支援教育を充実します。
障害の理解	・特別支援学級の児童・生徒との交流やボランティア*活動、社会体験活動などを通して、障害に対する児童・生徒の理解を深めます。

③生涯学習の場と機会の充実

事業名	内容
パソコン講習会	・ インターネットなどを通じて情報の取得や発信などができるよう、聴覚・視覚障害や肢体不自由など、障害に応じたパソコン講習会を実施します。
障がい者成人教室「あすなろ学級」	・ 知的障害のある成人の方が地域で有意義な生活をするために、ボランティア*とともに自立への方法や余暇を充実させる活動を学ぶ場として、「あすなろ学級」を実施します。

④スポーツに親しむ機会の拡大

事業名	内容
障害者軽スポーツ大会(地域生活支援事業)	・ 障害のある人とボランティア*や市民とのふれあいを通して、市民相互の理解を深めるとともに、健康増進を図るため、障害者軽スポーツ大会を開催します。
障害者プール開放(地域生活支援事業)	・ 郷土の森総合プールを開放し、日頃プールを利用しにくい障害のある人の健康増進を図ります。
指導員の派遣	・ 障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、障害者団体などに指導員を派遣します。

(4) 就労支援体制の整備

府中市内には24か所の作業所等があり、特別支援学校卒業後や病院・入所施設からの地域移行後の就労や日中活動の場として、重要な役割を果たしています。

就労は自立の足がかりであるとともに、自己実現の手段の1つであり、作業所等の機能を強化して就労機会を確保するとともに、一般就労などへつなげていけるよう、就労支援事業*を中心に、委託相談支援事業所と連携し、相談・支援体制を充実します。

また、作業所等の障害者自立支援法に基づく新体系サービスへの移行への支援を行うとともに、授産工賃の増加を図るなど、福祉的就労としての機能を強化します。

①一般就労への支援

事業名	内容
特別支援学校・ハローワークなどとの連携	・ 特別支援学校・ハローワークなどとの連携を密にし、一般企業や公的機関などに対して雇用を要請するなど、障害のある人の雇用促進に努めます。
就労支援事業*を中心とした就労支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託相談支援事業所「み～な」で実施する就労支援事業*を中心として、就労に関する相談を行うことにより、一人ひとりの状態や日常生活にあわせた総合的な支援を行うとともに、就労した後の職場への定着を支援します。 ・ 障害のある人への就労に関する情報の提供や就労支援事業*の内容の広報に努めます。

事業名	内容
ジョブコーチ*の活用	・ 障害のある人自身に対する支援だけでなく、事業主や職場の従業員など、障害のある人の職場適応全般に必要な助言を行い、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案するジョブコーチ*（現場適応支援者）を、関係機関の協力の下に活用し、障害のある人の職場への適応及び定着を支援します。
障害のある人を対象とする職員採用資格試験の実施	・ 府中市職員を採用する際に、障害のある人を対象とした職員採用資格試験を実施します。
障害のある人の職域の拡大	・ 障害のある人の能力に着目した職域の拡大を検討するとともに、一般企業や公的機関などとの連携を図り、障害のある人の雇用促進に努めます。

②作業所などの就労機能の強化

事業名	内容
就労移行支援 （自立支援給付）（再掲）	・ 一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練の機会を提供し、一般就労への移行を支援します。
就労継続支援 （A型・B型） （自立支援給付）（再掲）	・ 一般企業等での就労が困難な障害のある人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練の機会を提供し、地域生活を支援します。
精神障害者複合施設の整備支援（再掲） 新規	・ 精神障害者を対象とする共同生活介護・短期入所・就労継続支援（A型）の機能を有する複合施設の整備を支援します。
作業所等経営 ネットワーク支援事業 新規	・ 授産工賃の増加をめざし、作業所等において、共同して製品販路・受注先開拓、製品受注及び製品開発等に取り組むネットワークの構築を図ります。
作業所等への 委託業務等の拡大	・ 受注機会の拡大と授産工賃の増加をめざし、作業所等への府中市からの委託業務等を拡大します。

(5) 経済的支援体制の強化

自立した生活を送るためには経済的な面での安定が不可欠ですが、福祉的就労のみでは生活を支えることが難しいのが現状です。そのため、生活保障としての年金や手当などの充実や適正な支給を、国・東京都へ要請します。

①年金や手当などの充実の要請

事業名	内容
年金や手当などの充実	・ 障害のある人の生活を保障する年金や手当などの充実と精神障害のある人への拡大を国・東京都へ要請します。

(6) 安心して住める環境づくり

障害のある人が安心して住み慣れた地域で暮らせるだけでなく、府中市外の施設に入所している人や病院に入院している人が、地域生活に移行するために、グループホーム・ケアホームを整備するとともに、公営住宅の障害者入居枠の確保や民間賃貸住宅への入居支援など、安心して居住できる基盤づくりを進めます。

また、施設入所支援についても、親などの家族介護を受けられなくなった場合などに備え、補完的な役割として、入所枠を確保します。

①地域での住まいの確保

事業名	内容
共同生活援助 (自立支援給付)	・ 障害のある人が地域で自立して生活できるよう、少人数で共同して生活を送る居住の場として、グループホームの誘致を進めます。
共同生活介護 (自立支援給付)	・ 障害のある人が地域で自立して生活できるよう、少人数で共同して生活を送る居住の場として、ケアホームの誘致を進めます。
公営住宅の障害のある人の優先入居	・ 一般の公営住宅の募集において、一定の戸数を障害者枠として障害のある人のいる世帯向けに別枠で募集します。
精神障害者複合施設の整備支援 (再掲) 新規	・ 精神障害者を対象とする共同生活介護・短期入所・就労継続支援 (A 型) の機能を有する複合施設の整備を支援します。

②民間賃貸住宅への入居支援

事業名	内容
民間賃貸住宅あっ旋事業	・ 住宅に困窮する障害のある人がいる世帯に対して、民間賃貸住宅をあっ旋し、入居を支援します。 ・ 入居の際保証人となる親族がない場合は、府中市社会福祉協議会が保証人となります。
心身障害者住宅費の助成	・ 民間の賃貸住宅を借りている障害のある人がいる世帯に対し、家賃助成を行い、民間賃貸住宅への入居を支援します。

③住宅の利便性の向上

事業名	内容
重度身体障害者 (児) 住宅設備改善事業	・ 重度身体障害者 (児) の在宅生活を容易にするため、住宅設備改善費用を給付します。

④施設入所枠の確保

事業名	内容
施設入所支援	・ 施設に入所する障害のある人に、夜間や休日、介護等を行い、支援します。

目標 3 地域で支える福祉をめざして

すべての市民が地域の一員としていきいきと暮らすためには、障害のある人、市民、NPO*、ボランティア*、行政、関係機関などが連携し、それぞれが役割を分担しながら相互に支えあい、地域での問題を解決していくことが求められています。

地域での支えあいネットワークを構築するとともに、その核となる人材育成に取り組むことも重要です。

(1) 支えあいのネットワークの推進

障害のある人や家族介護者の高齢化、障害の重度化・重複化に伴い、必要とする支援内容も多様化しています。このため、必要に応じて複数の機関が連携して支援を行う必要性がさらに増えています。

障害のある人への理解を深め、社会参加を促進するために、地域での支えあいネットワークを構築します。

① 委託相談支援事業所を中心とした生活支援

事業名	内容
生活支援体制の整備	・ 委託相談支援事業所を中心に、利用者への総合的な相談にあわせ、関係機関と連携した生活支援体制を充実します。

② 機関・施設・団体間の連携支援

事業名	内容
関係機関・施設・団体間のネットワークの構築	・ 複数の機関が連携して効果的な支援を行うため、府中市障害者等地域自立支援協議会*を活用し、関係機関・施設・団体間のネットワークを構築します。

③ 地域での交流・協働活動の促進

事業名	内容
ボランティア*などによる地域サービスへの支援	・ 障害のある人の地域交流・日中活動を促進するため、ボランティア*など、地域活動グループへの支援を拡充します。

④ 障害者施設の地域への開放

事業名	内容
施設と地域活動との連携	・ 障害者施設が地域活動へ積極的に参加することにより、市民の障害に対する理解を深めるとともに、施設を地域に開放するなど、地域での社会資源としての活用を促進します。

(2) 地域の福祉人材の確保

支えあう地域社会の実現のためには、活動を支える人材の確保が不可欠です。そのため、福祉分野で活躍してきた人材の登録、ボランティア*の育成を図るなど、地域の福祉人材の確保に努めます。

①地域の人材などの活用

事業名	内容
多様な人材の育成・確保 (再掲)	・ 府中市社会福祉協議会の「夢バンク」をはじめ、定年退職者や子育て経験者などの多様な経験や知識・技術を社会的財産として尊重し、その効果的な活用を図ります。
障害のある人の 技能等の活用 新規	・ 芸術・文化・スポーツ等の分野で優れた知識・経験・技能等のある障害のある人を各種講座の講師として活用します。

②ボランティア*の育成

事業名	内容
ボランティア*の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府中ボランティアセンターを中心に、障害のある人を支援するボランティア*の育成に努めます。 ・ 学校教育などの場でボランティア*活動について学ぶ機会を提供し、地域住民によるボランティア*活動の広がりを促進します。

(3) 防災・防犯対策

障害のある人が、災害時なども安心して生活できるように、支援体制の整備を図ります。

①災害時要援護者*支援

事業名	内容
災害時要援護者*支援体制の整備 (再掲) 新規	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、障害のある人等、災害時に支援の必要な方を把握するため、名簿を作成し、災害時に必要に応じて活用できるように整備します。 ・ 平常時から要援護者と接している府中市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者や医療機関とも連携を図り、災害時要援護者*の支援体制を整備します。

障害のある人もない人も個人として尊重される地域社会を実現するためには、施設などのバリアフリー*化とともに、心のバリアフリーの促進も重要な課題となっています。すべての市民がノーマライゼーション*の理念を理解し、誰もが対等なパートナーとして地域づくりに参加できるような体制を整えていく必要があります。

また、障害者手帳の対象にはなっていないものの、難病患者*や高次脳機能障害*、発達障害*など日常生活にさまざまな障害のある人への支援体制の整備が求められています。府中市では、ソーシャルインクルージョン*の考えのもと、市民の一員として、すべての障害のある人への支援を進めます。

(1) 障害のある人への理解・啓発の促進

障害のある人に対する理解はまだ十分とは言えず、地域社会の一員としてお互いに理解し、尊重し、支えあいながら活動する社会が求められており、ノーマライゼーション*の理念の普及に努めます。

①ノーマライゼーション*の理念の普及

事業名	内容
障害者（児）福祉啓発事業（Wai Wai フェスティバル）（地域生活支援事業）	・ 障害者週間（12月3日～12月9日）を記念して、障害について市民の理解と認識を一層深めるため、障害のある人とない人が同じ体験を通じてふれあう場を設けます。
障害者軽スポーツ大会（再掲）	・ 障害のある人とボランティア*や市民とのふれあいを通して、健康増進を図るとともに、市民相互の理解を深めるため、障害者軽スポーツ大会を開催します。
福祉まつり	・ 関係団体活動の交流の「場」の確保や、障害のある人と市民の交流のため、府中市社会福祉協議会主催の「福祉まつり」を支援します。

②障害のある人への理解・啓発事業の充実

事業名	内容
障害のある人への理解・啓発事業	・ 市民の障害のある人に対する理解と認識を深めるため、福祉まつりなどさまざまな機会を利用して、ノーマライゼーション*の理念の普及・定着に努めます。
「障害のある人」の表記方法の検討	・ 府中市の発行物等の中で「障害者」・「障害のある人」と表記する際には「障がい」を用いるなど、表記方法について検討します。

(2) バリアフリー*の推進

府中市交通バリアフリー基本構想及び事業計画に基づき、移動に関するバリアフリー*を推進するなど、障害のある人の行動範囲の拡大を図ります。

①移動のバリアフリー*の推進

事業名	内容
移動ルートの整備促進 (再掲)	・ 市民が日常利用する歩道、散歩道、買い物ルートに当たる通路等をバリアフリー*化すべき道路として重点的に整備し、移動ルートを確保します。
バリアフリーマップの見直し・充実 (再掲)	・ 障害のある人も参加した中で、バリアフリーマップを見直し、バリアフリー*化の状況にそってマップを改訂します。
交通事業者との連携強化 (再掲)	・ 障害のある人など、移動の困難な方の利便性を向上するため、駅舎や駅構内の整備等、交通事業者との連携を強化します。

②だれでもトイレの整備拡充

事業名	内容
だれでもトイレの整備拡充 (再掲)	・ 高齢者、障害のある人等の行動範囲を広げるため、だれでもトイレの整備を拡充します。

(3) 「すべての障害のある人」への支援

障害者手帳の対象になっていないものの、難病患者*や高次脳機能障害*、発達障害*など、日常生活にさまざまな障害のある人が地域生活に必要な支援体制を整備します。

①難病患者*への支援

事業名	内容
難病患者*への支援の充実	・ 医療費の助成や日常生活用具の給付の充実を国・東京都へ要請するとともに、手当を支給し、ホームヘルパーを派遣することなどにより、難病患者*を支援します。

②高次脳機能障害*・発達障害*のある人等への支援

事業名	内容
相談支援事業 (地域生活支援事業) (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託相談支援事業所「み～な」「あけぼの」「プラザ」において、総合的・一元的相談体制を確立し、障害のある人が適切なサービスを効果的に利用できるよう、相談支援従事者の質と数を確保するとともに、関係機関との連携を強化し、相談支援機能の充実を図ります。 ・ 福祉サービスにつながりにくい状況にある障害のある人や、難病患者*、高次脳機能障害*・発達障害*のある人への相談支援を実施するとともに、事業内容の広報に努めます。
関係機関等との連携 新規	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都の高次脳機能障害支援普及事業や発達障害者支援センターなど、関係事業・関係機関との連携を図り、高次脳機能障害*・発達障害*のある人及びその家族を支援します。
障害福祉サービスの 対象の拡大の検討 新規	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要なサービスが利用できるよう、既存の障害福祉サービスの対象の拡大を検討します。
啓発事業の実施 新規	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高次脳機能障害*・発達障害*についての啓発事業を実施し、障害に対する市民の理解を深めます。
当事者団体・家族会の 設立・運営支援 新規	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当事者や家族が相互に情報交換するとともに、主体的な活動を行い、地域福祉に貢献できるよう、当事者団体や家族会の設立・運営を支援します。

1 障害者自立支援法のポイント

（1）障害者自立支援法のねらい

年金、医療、介護等社会保障制度改革のなかで、障害者福祉においては平成17年11月に障害者自立支援法が制定、平成18年4月から施行されました。

障害者自立支援法は、これまでそれぞれ独立した法律でサービスが提供されてきた身体障害、知的障害、精神障害の3障害に一つの法律で対応し、身近な区市町村が責任をもって一元的にサービスを提供するようにした点が大きな特徴です。また、障害程度区分の認定により、区市町村でサービスの支給決定が行われています。

なお、平成21年4月から法施行後3年の見直しにより、相談支援体制の充実や報酬改定が行われます。

障害者自立支援法のポイントは次の①～⑤です。

①障害のある人の福祉サービスを「一元化」

サービス提供主体を区市町村に一元化し、障害の種別（身体障害、知的障害、精神障害）にかかわらず障害のある人の自立支援を目的とした共通の福祉サービスは共通の制度により提供します。

②障害のある人がもっと「働ける社会」に

一般就労へ移行することを目的とした事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障害のある人が企業等で働けるよう、福祉側から支援します。

③地域の限られた社会資源を活用できるよう「規制緩和」

区市町村が地域の実情に応じて障害者福祉に取り組み、障害のある人が身近なところでサービスを利用できるよう、空き教室や空き店舗の活用も視野に入れ規制を緩和します。

④公平なサービス利用のための「手続や基準の透明化、明確化」

支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続や基準を透明化、明確化します。

⑤増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化

- ・ 利用したサービスの量や所得に応じた「公平な負担」

障害のある人が福祉サービス等を利用した場合に、食費等の実費負担や利用したサービスの量等や所得に応じた公平な利用者負担を求めます。この場合、適切な経過措置を設けます。

- ・ 国の「財政責任の明確化」

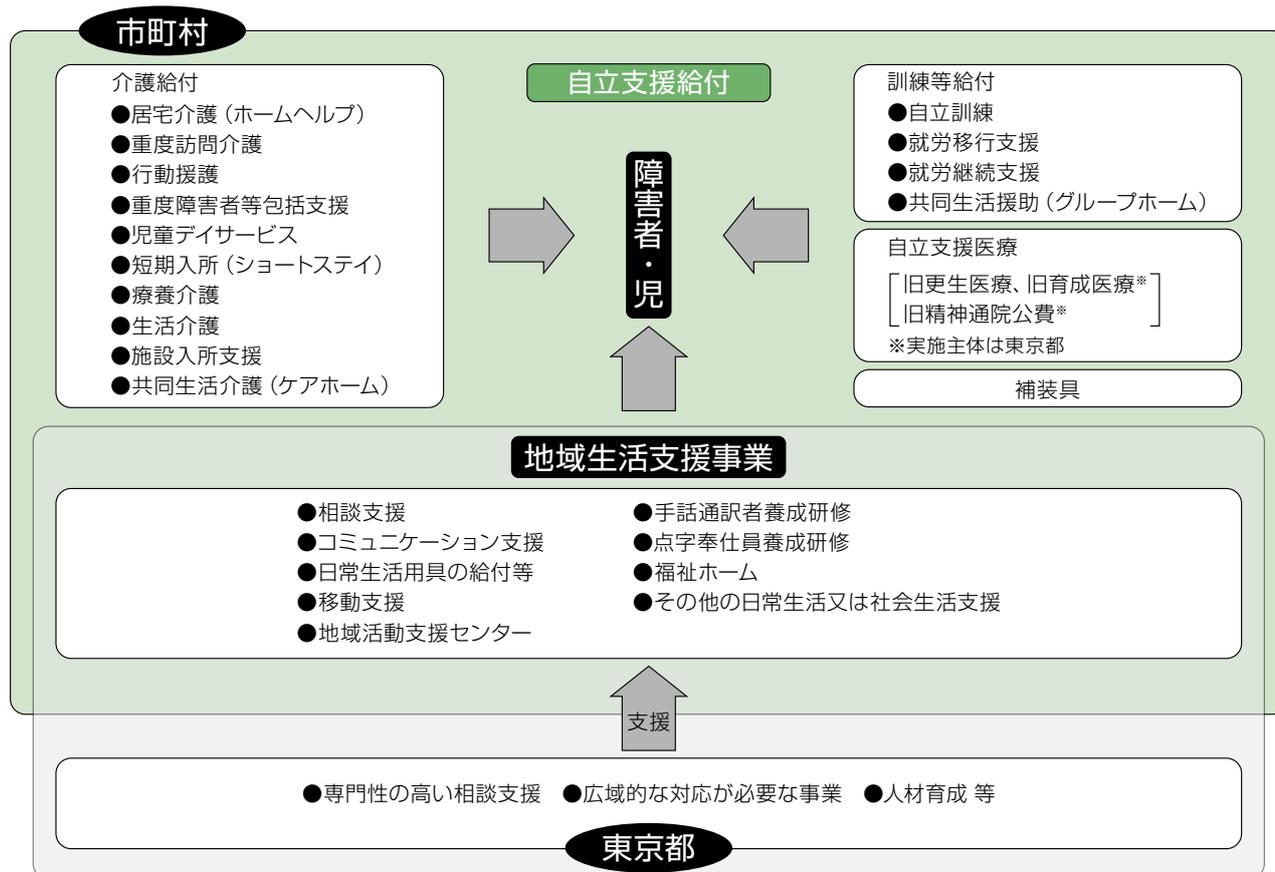
福祉サービス等の費用について、これまで国が補助する仕組みであった在宅サービスも含め、国が義務的に負担する仕組みに改めます。

(2) サービスの仕組みと内容

① サービスの仕組み

障害者自立支援法に基づくサービスの仕組みは次のとおりです。

図表 総合的な自立支援システムの全体像



※「自立支援給付」は共通サービス、「地域生活支援事業」は府中市の独自のサービスです。

障害者自立支援法施行後3年の見直しについて（平成20年12月16日 社会保障審議会障害者部会報告）

- 相談支援：地域における相談支援体制、ケアマネジメントの在り方、自立支援協議会の充実
- 地域における自立した生活のための支援
 - 地域での生活の支援：地域移行の促進、「住まい」の場の確保、地域生活に必要な「暮らし」の支援
 - 就労支援：一般就労への移行支援の強化、就労継続支援の在り方、障害者雇用施策等との連携強化 等
 - 所得保障：現行制度の在り方、住宅費など地域移行推進のための新たな課題への対応
- 障害児支援：ライフステージに応じた支援の充実、相談支援や家族支援の充実、施設機能の見直し等による支援の充実
- 障害者の範囲：障害者の定義、手帳制度
- 利用者負担：利用者負担の軽減措置の継続、利用者負担の在り方
- 報酬：障害福祉サービスの報酬の改定 等

②利用できるサービス

障害者自立支援法に基づくサービスの体系は次のとおりです。

自立支援給付	介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由があり常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
		行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
		重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
		児童デイサービス	障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
		短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
		生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
		障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		共同生活介護（ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力の向上のために、一定期間必要な訓練を行います。
		就労継続支援（A型＝雇用型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
地域生活支援事業	相談支援	総合的な相談、サービスの利用援助などの場合のサービス利用計画の作成などを行います。	
	コミュニケーション支援	手話通訳者、要約筆記*者の派遣や手話通訳者の配置等を行います。	
	日常生活用具の給付等	補装具以外の機器で、日常生活を便利あるいは容易にする用具の給付等を行います。	
	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。	
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。	
	手話通訳者養成研修	手話通訳者を養成するための講習会を行います。	
	点字奉仕員養成研修	点字奉仕員を養成するための講習会を行います。	
	福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。	
	その他の日常生活又は社会生活支援	日常生活上必要な訓練・指導等の活動支援を行ったり、スポーツ・芸術文化活動等を行います。	

2 目標の達成度

「府中市障害福祉計画（第1期）」では、障害福祉計画に係る国の基本指針に基づき、障害のある人の地域生活への移行と就労支援に関する目標を定めています。

府中市の目標と、平成18年度、平成19年度の実績は次のとおりです。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標

【計画】

平成23年度までに、福祉施設の入所者のうち、1割以上が地域生活へ移行するとともに、入所者数の増加を7%程度にとどめることをめざします。

項目	数値	考え方
平成17年10月1日の入所者数(A)	152人	平成17年10月1日の数
【目標値】(B) 地域生活移行	20人 (13.2%)	(A)のうち、平成23年度末までに地域生活に移行する人の目標数
新たな施設入所支援利用者(C)	31人	平成23年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み
平成23年度末の入所者数(D)	163人	平成23年度末の利用人員見込み (A - B + C)
【目標値】(E) 入所者削減見込み	△11人 (△7.2%)	差引減少見込数 (A - D)

【実績】

平成18・19年度で、福祉施設の入所者のうち地域生活へ移行した人は8人となっています。平成23年度末までに地域生活に移行する人の目標数は20人であるため、順調に進んでいます。

項目	平成18年度	平成19年度	計	考え方
地域生活移行人数(B´)	0人	8人	8人	地域生活に移行した人の数
新たな施設入所支援利用者(C´)	1人	4人	5人	新たに施設入所支援が必要な利用人員
年度末の入所者数(D´)	153人	149人	—	各年度末の入所者数
入所者削減数(E´)	△1人	3人	—	平成17年10月1日からの差引減少数(A - D´)

(2) 入院中の精神障害のある人の地域生活への移行に関する目標

【計画】

平成 23 年度までに、受入条件が整えば退院可能な精神障害のある人のうち、半数以上が地域生活へ移行することをめざします。

項目	数値	考え方
平成 17 年 10 月 1 日の退院可能な精神障害のある人の数	95 人	平成 17 年 10 月 1 日の数
【目標値】減少数	48 人	上記のうち、平成 23 年度末までに減少をめざす数

※平成 14 年度の患者調査等によると、受入条件が整えば退院可能な精神障害のある人は、全国で約 72,000 人、東京都で約 5,000 人とされており、これを人口比で按分して算出した人数を府中市における退院可能な精神障害のある人の数としています

【実績】

平成 18・19 年度では、退院してグループホームへ入居した人は 6 人、推計移行者数は 13 人となっています。平成 23 年度末までに目標としている減少数は 48 人であるため、順調に進んでいるとはいえ、目標達成に向けた一層の退院促進への取組を進めます。

項目	平成 18 年度	平成 19 年度	計
減少数	3 人 (6 人)	3 人 (7 人)	6 人 (13 人)

※減少数の実績下段（ ）内は、東京都福祉保健局で算出した推計移行者数（東京都精神障害者退院促進支援事業による地域移行者 1 人を含む）

(3) 福祉施設等から一般就労への移行に関する目標

【計画】

平成23年度までに、福祉施設等から一般就労への移行実績を2倍にすることをめざします。

項目	数値	考え方
現在の年間一般就労者数	11人	平成17年度において就労支援事業*等を利用し、一般就労した人の数
【目標値】年間一般就労者数	22人	平成23年度において就労支援事業*等を利用し、一般就労する人の数

【実績】

福祉施設等から一般就労へ移行した人は、平成18年度では18人、平成19年度では17人となっています。平成23年度における福祉施設等から一般就労する人の目標数は22人であるため、順調に進んでいるものの、平成18年度から平成19年度の一般就労者数は横ばいとなっており、今後もより一層の就労支援体制の整備を図ります。

項目	平成18年度	平成19年度
年間一般就労者数	18人	17人

3 障害福祉サービスの見込量及び進捗状況

(1) 訪問系サービス

実績をみると、平成 18 年度は 26,732.2 時間でしたが、平成 19 年度には 29,950.5 時間と 3218.3 時間伸びており、いずれも計画比は 100%を少し超えています。平成 20 年度実績の推計は、平成 19 年度と横ばいとなっています。

平成 21 年度以降は、各年度に 2,000 時間ずつ伸びがあるものとして見込んでいます。障害のある人が、必要なサービスを利用できるよう、サービス提供体制の整備に努めます。

なお、第 2 期計画より、実利用者数の見込量を算出しています。

(時間、人/月)

	単位	区分	第 1 期			第 2 期			
			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援 	サービス量	時間	計画	25,600	28,000	30,000	32,000	34,000	36,000
			実績	26,732.2	29,950.5	29,245.8			
		%	計画比	104.4	107.0	97.5			
	実利用者数	人	計画				340	360	380
			実績	436	319	311			

※平成20年度実績は、10月時点の月あたり実績
 ※実利用者数は第 2 期から新たに見込んでいます

(2) 日中活動系サービス

生活介護、児童デイサービス、就労継続支援（A型）、短期入所は、実績をみると、概ね計画どおり推移しています。平成 21 年度以降も各年度伸びがあるものとして見込んでおり、サービス提供体制の整備に努めます。

自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（B型）は、新体系サービスへの移行が進まなかったことから、実績は計画を下回って推移しています。平成 21 年度以降は新体系サービスへの移行の促進に努めます。

療養介護は、平成 21 年度以降も 1 人のまま推移すると見込んでいます。

なお、第 2 期計画より、実利用者数の見込量を算出しています。

(人日、人/月)

		単位	区分	第1期			第2期		
				平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
生活介護	サービス量	人日	計画	80	1,400	3,200	3,200	4,400	6,300
			実績	75.8	1490.4	1,962			
		%	計画比	94.8	106.5	61.3			
	実利用者数	人	計画				200	270	391
			実績	10	117	154			
	自立訓練 (機能訓練)	サービス量	人日	計画	0	0			
実績				0	0	0			
%			計画比	-	-	-			
実利用者数		人	計画				0	0	9
			実績	0	0	0			
自立訓練 (生活訓練)		サービス量	人日	計画	0	0			
	実績			0	22.3	22			
	%		計画比	-	-	9.6			
	実利用者数	人	計画				6	14	28
			実績	0	1	1			
	就労移行支援	サービス量	人日	計画	0	650			
実績				27.8	59.1	107			
%			計画比	-	9.1	15.3			
実利用者数		人	計画				57	81	114
			実績	5	5	9			
就労継続支援 (A型)		サービス量	人日	計画	0	0			
	実績			0	0	20			
	%		計画比	-	-	-			
	実利用者数	人	計画				4	11	22
			実績	0	0	1			
	就労継続支援 (B型)	サービス量	人日	計画	0	0			
実績				0	213.3	430			
%			計画比	-	-	35.8			
実利用者数		人	計画				100	140	197
			実績	0	27	54			

(人日、人/月)

	単位	区分	第1期			第2期			
			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
			療養介護	実利用者数	人	計画	1	1	1
		人	実績	1	1	1			
	%	計画比	100.0	100.0	100.0				
児童デイサービス	サービス量	人日	計画	470	470	480	480	490	490
			実績	500.4	485.4	481			
		%	計画比	106.5	103.3	100.2			
	実利用者数	人	計画				35	36	36
			実績	34	35	35			
短期入所	サービス量	人日	計画	280	280	300	320	340	360
			実績	261.2	308.0	309			
		%	計画比	93.3	110.0	103.0			
	実利用者数	人	計画				140	150	160
			実績	112	132	132			

※平成20年度実績は、10月時点の月あたり実績
 ※実利用者数は第2期から新たに見込んでいます

(3) 居住系サービス

施設入所支援は、新体系サービスへの移行が進まなかったことから、実績は計画を下回って推移しています。平成21年度以降は新体系サービスへの移行の促進に努めます。

グループホーム・ケアホームは、実績は概ね計画どおり推移しています。平成21年度以降は、各年度10人ずつ伸びがあるものとして見込んでいるため、一層のサービス提供体制の整備に努めます。

(人/月)

	単位	区分	第1期			第2期		
			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
			施設入所支援	人	計画	1 (156)	16 (160)	33 (163)
実績	1 (153)	4 (149)			9 (146)			
%	計画比	100.0 (98.1)		25.0 (93.1)	27.3 (89.6)			

※施設入所支援は、()内に旧体系サービス利用者を含んだ数を掲載
 ※平成20年度実績は、10月時点の月あたり実績

(人/月)

	単位	区分	第1期			第2期		
			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
グループホーム・ケアホーム	人	計画	75	85	95	105	115	121
		実績	78	87	86			
	%	計画比	104.0	102.4	90.5			

※平成20年度実績は、10月時点の月あたり実績

(4) 相談支援サービス

相談件数は、計画比をみると115%前後であり、平成18年度から19年度は150人程度伸びています。平成21年度以降は、各年度100人の伸びがあるものとして見込んでいるため、相談支援機能の充実を図ります。

サービス利用計画は、平成20年度までの実績はありませんが、平成21年度以降は、利用の促進を図り、各年度2人の伸びがあるものとして見込んでいます。

(人/月)

サービス名	単位	区分	第1期			第2期		
			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談件数	人	計画	880	980	1,080	1,180	1,280	1,380
		実績	983.3	1,142.8	995			
	%	計画比	111.7	116.6	92.1			
サービス利用計画	人	計画				2	4	6
		実績	0	0	0			
	%	計画比	-	-	-			

※平成20年度実績は、10月時点の月あたり実績

(5) 地域生活支援事業

相談支援事業は、平成19年度の実績は計画どおりです。平成21年度以降も現在の実施箇所数のまま見込んでいます。

地域活動支援センターは、平成19年度は計画を1か所上回っています。平成23年度には4か所を見込んでいます。

コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業は、平成18年度、19年度ともに実績は計画を下回っていますが、地域生活には欠かせないサービスであるため、平成21年度以降も利用者数は増加するものとして見込んでいます。障害のある人が、必要なサービスを利用できるよう、サービス提供体制の整備に努めます。

(箇所、人、件/年)

	単位	区分	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
(1) 相談支援事業								
①相談支援事業								
ア障害者相談支援事業	箇所	計画	3	3	3	3	3	3
		実績	3	3	3			
イ地域自立支援協議会	箇所	計画	1	1	1	有	有	有
		実績	0	1	1			
②市町村相談支援機能強化事業	箇所	計画	0	0	0	無	無	無
		実績	0	0	0			
③住宅入居等支援事業	箇所	計画	1	1	1	有	有	有
		実績	1	1	1			
④成年後見制度利用支援事業	箇所	計画	1	1	1	有	有	有
		実績	1	1	1			
(2) コミュニケーション支援事業								
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業								
実利用者数	人	計画				44	46	48
		実績	16	40	37			
派遣人数	人	計画	150	440	460	480	500	520
		実績	80	328	372			
②手話通訳者設置事業	人	計画				1	1	1
		実績	1	1	1			
(3) 日常生活用具給付等事業								
	件	計画	157	3,080	3,251	3,372	3,493	3,614
		実績	111	2,870	2,835			
①介護・訓練支援用具	件	計画	9	31	36	41	46	51
		実績	8	15	18			
②自立生活支援用具	件	計画	21	55	60	65	70	75
		実績	23	62	64			
③在宅療養等支援用具	件	計画	15	43	48	53	58	63
		実績	11	28	42			
④情報・意思疎通支援用具	件	計画	37	86	91	96	101	106
		実績	21	36	55			

(箇所、人、件/年)

	単位	区分	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
⑤排泄管理支援用具	件	計画	70	2,850	3,000	3,100	3,200	3,300
		実績	43	2,722	2,646			
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	計画	5	15	16	17	18	19
		実績	5	7	10			
(4) 移動支援事業								
実施箇所数	箇所	計画	44	46	48			
		実績	46	44	50			
実利用者数	人	計画				220	250	270
		実績	150	166	185			
支給決定者数	人	計画	220	260	300	340	380	420
		実績	231	256	285			
延べ利用時間数	時間	計画	8,000	19,000	22,000	25,000	28,000	31,000
		実績	7,610.5	17,018	18,605			
(5) 地域活動支援センター								
実施箇所数	箇所	計画	1	2	3	3	3	4
		実績	1	3	3			
実利用者数	人	計画				56	56	56
		実績	—	56	54			
(6) 手話通訳者養成研修事業								
手話通訳者認定試験 合格者数	人	計画				2	2	2
		実績	5	2	2			
(7) 点字奉仕員養成研修事業								
点字講習会(中級) 修了者数	人	計画				12	12	12
		実績	8	12	8			

※平成20年度実績は、10月時点の年間推計(ただし(6)及び(7)については、3月時点の実績)

※第2期計画から、新たに見込んだ項目については、第1期計画の数値は空欄となっています

※①相談支援事業のイ地域自立支援協議会、②、③、④については、第2期計画から実施の有無を記載することとしています

4 サービス見込量確保のための方策

(1) 就労支援の充実

障害者自立支援法は、すべての市民がともに安心して暮らせる社会の実現、当たり前で働ける社会の実現をめざしているものです。その実現のためには、障害のある人の就労支援が重要です。

そのために、各相談事業所が連携しながら3障害に対応できるよう、相談体制の充実を図る必要があります。

府中市では、そうした環境をつくるために、障害のある人への就労に関する情報の提供や就労支援事業*についての広報に努めるとともに、就労支援事業*を中心として、障害のある人や教育関係者、企業など、関係機関の連携を強め、またジョブコーチ*を活用するなど、就労後の定着支援に向けた仕組みづくりを進めます。

(2) 社会資源の活用とNPO*等との連携

府中市では、相談支援事業所、授産施設等多くの施設やサービスを行う事業所との連携のもと、障害者福祉施策を展開してきました。

今後は、障害者福祉施設などが円滑に新体系サービスへと移行することとあわせ、多方面の支援、協力によって障害がある人もない人も真に住みやすい地域社会が構築されることが重要です。

そのために、障害のある人の地域生活や就労を支援する市内関係機関が連携して体制をつくること、また、NPO*等市民活動団体の活動が活性化することが必要です。

府中市では、そうした環境をつくるために地域自立支援協議会*を活用し、さまざまな社会資源やNPO*等の団体が連携できるようなネットワークづくりを支援します。

(3) 事業者・人材の育成と確保

府中市では、相談支援事業所や授産施設等多くの施設、事業所が活動し、基盤整備が進んできました。しかし、訪問系サービスや生活介護、就労継続支援などの日中活動系サービスでは、サービス量の増加が見込まれるため、サービス提供事業者の育成が期待されています。

また、相談支援サービスも各年度100人分増加の見込みを想定していることから、障害のある人のケアマネジメントのできる人材の育成と確保が必要となっています。特に、精神障害の分野における専門知識を有する人材の育成と確保は重要な課題です。

このため、地域で活動しているさまざまな団体やNPO*等を障害福祉サービス提供事業者として育成するとともに、新たな事業者を誘導するなど、見込量の確保のための基盤の充実を

図ります。

(4) 広域的な事業展開

府中市では障害のある人の地域生活を支援するため、市内のみならず広域的な連携のもとで事業を展開してきました。多様化するニーズに対応し、障害福祉サービスが選択できる環境を確保するためには、引き続き広域での連携体制は欠かせないものと考えます。

今後も、近隣自治体や東京都の関係機関との連携を強めながら、市民の生活のニーズに対応できる環境づくりを進めます。

(5) 障害のある人を支える家族や地域の人への支援

障害者自立支援法は、施設や病院に入所・入院している障害のある人の地域生活への移行をめざしているものです。

その実現のためには、障害のある人に、服薬管理や生活上のアドバイスなどの地域生活に必要な支援を行う見守り体制が必要です。

また、障害のある人だけでなく、障害のある人の地域生活を支える家族や地域の人をも支援する体制が必要です。

府中市では、専門家による見守り体制・相談体制の整備などの仕組みづくりを進めます。

(6) 現状のサービスの見直し

サービスを必要としている障害のある人に確実にサービスを提供するとともに、障害のある人の多様なサービスニーズに的確に対応するためには、昨今の財政状況においては、現状のサービスの見直しも必要となります。

そのため、各事業のサービスの内容や量、対象、提供方法等については、必要に応じ見直しを検討します。

5 サービスの質の向上に向けた方策

(1) サービス提供に携わる人材研修

まずは、障害福祉サービスの提供に携わる人材の育成や研修が重要です。従来の研修を充実

するばかりでなく、高齢者や児童などの各種福祉分野に携わる人材に対し障害分野の理解を深める研修、またホームヘルパー・ガイドヘルパーのみならず、コミュニケーション支援など幅広い支援を行う人材の育成を進めます。

(2) 福祉サービス第三者評価制度*に関する情報提供と受審支援

社会福祉法の改正により福祉サービス第三者評価制度*がスタートしています。福祉サービス第三者評価とは、「事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業」と定義されています。

東京都でも平成15年度から福祉サービス第三者評価推進機構が評価機関の認証、評価者養成、評価結果の公表、普及・啓発などの第三者評価を推進しています。

府中市では、第三者評価に関する情報提供と受審支援を行い、サービスの質の向上に向けた取組を進めます。

(3) 権利擁護の充実

障害のある人の権利を保障していくため、権利擁護の充実を図ります。府中市では、府中市社会福祉協議会に委託して、平成18年10月に「権利擁護センターふちゅう」を開設しました。

今後は地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を実施するとともに、成年後見制度*などをより利用しやすくするよう情報提供に努めるほか、相談等支援事業の充実を図ります。また成年後見人などを受任されている方々を支援します。

また、障害のある人への虐待の防止については、本人からの相談、家族や地域の住民など本人以外からの通報を的確に受け止める必要があります。虐待を未然に防止し、あるいは早期に発見して被害を最小限にとどめるため、地域自立支援協議会*を活用し、相談支援事業所、障害のある人及び障害者団体、学校、警察、民生委員・児童委員など、関係機関のネットワークを構築して、通報に対して迅速かつ的確に対応する仕組みを構築していきます。

(4) 苦情解決のための窓口の明確化

障害福祉サービスを受けるにあたって生じる苦情については、各事業者に設置された苦情受付窓口や東京都の社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に申し出ることにより、苦情解決事業を活用できることとなっています。

府中市では、苦情解決事業に関する情報を積極的に提供し、これらの苦情解決のための窓口の明確化を図ります。

1 評価、点検、推進における組織

(1) 障害者計画推進協議会

障害者計画・障害福祉計画の適正な推進を図るためには、当事者が主体的に参加し、推進状況をチェックする機関が必要です。計画の推進については、当事者が参加した府中市障害者計画推進協議会で評価、点検します。また、府中市障害者計画推進協議会の運営にあたっては、府中市障害者等地域自立支援協議会*との連携を検討します。

(2) 地域自立支援協議会*

府中市障害者等地域自立支援協議会*は、障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、府中市が設置したものです。

この協議会は、個別支援会議等から見えてくる地域の課題を共有することで、相談支援機能の向上を図るとともに、関係機関・施設・団体間のネットワークを構築し、幼少期からのライフステージ*を見通した支援体制の構築や障害のある人への虐待防止などの課題に取り組みます。

2 協働・ネットワーク

(1) 当事者、家族、支援者のネットワーク

当事者、家族、支援者のネットワークをより充実するための支援を行うとともに、当事者の主体的でより協調した活動を期待し、障害種別ごとに活動しているすべての障害者福祉団体が連携できるように、積極的に支援します。

また、地域福祉の主要な担い手として活動している社会福祉法人、NPO*、民間福祉団体、ボランティア*などさまざまな活動主体に対しても、ネットワークが充実されるよう、活動支援を行います。

また、保健・医療・福祉従事者やボランティア*の育成、確保に努めるとともに、市民の参加の促進を図ります。

3 庁内体制の整備

障害のある人を取り巻く状況は多様化しており、課題も複合化しています。そのため課題を解決するためには総合的な対応が求められます。

府中市では計画を推進するにあたり、障害者福祉関連の部署だけでなく、他の関連分野の部署と横断的な連携が取れるように、体制を整備します。

4 国・都への要望

府中市では、これまでも市長会を通じて、国や東京都に対する働きかけを行ってきました。今後も引き続き、福祉の円滑な推進に向けて、市長会を通じて、国や東京都に対する積極的な提言、働きかけを行います。

主な要望項目としては、次のとおりです。

- ①ホームヘルパーや障害者福祉施設で働く職員など、福祉人材の確保のため、介護給付費・訓練等給付費の報酬の引き上げを行うこと
- ②十分な医療を受けられる機会の確保と経済的負担の軽減を目的とした自立支援医療・医療費助成を充実すること
- ③障害のある人の生活を保障する年金や手当などを充実するとともに、その対象を精神障害

のある人にも拡大すること

- ④疾患等を抱えている在宅の障害のある人に対し、医師の指示に基づき、看護師等が訪問して看護サービスを提供する訪問看護を充実すること



資料編

1 府中市福祉計画検討協議会

(1) 委員名簿

(50 音順)

	氏名	団体名等
	石見 龍也	地域生活支援センターあけぼの所長 (障害者計画推進協議会副会長)
◎	板山 賢治	社会福祉法人浴風会理事長
	伊藤 敏春	府中市民生委員児童委員協議会代表会長
	海野 慎一	公募市民
	大津 貞夫	社会福祉法人府中市社会福祉協議会会長
	川和 勝	府中市自治会連合会副会長
	菊地 満里子	公募市民
	北川 勉	むさし府中商工会議所副会頭
	鈴木 真理子	埼玉県立大学保健医療福祉学部教授 (高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会副会長)
	佐藤 久夫	日本社会事業大学社会福祉学部教授 (障害者計画推進協議会会長、平成 19 年 8 月～)
	副田 あけみ	首都大学東京都市教養学部教授 (次世代育成支援行動計画推進協議会会長)
	鷹野 吉章	特定非営利法人日本地域福祉研究所理事・研究員・事務局次長 (福祉のまちづくり推進審議会副会長)
	田口 俊夫	社団法人府中市医師会会長
	東 英彦	東京都多摩府中保健所企画調整課長
	平田 嘉之	府中市私立幼稚園協会会長(次世代育成支援行動計画推進協議会副会長)
	藤原 慶一	府中市老人クラブ連合会副会長
	逸見 小百合	府中市肢体不自由児者父母の会副会長
	丸山 一郎	埼玉県立大学保健医療福祉学部教授 (障害者計画推進協議会会長、～平成 19 年 8 月)
	村越 ひろみ	府中市立小中学校 PTA 連合会会長
○	和気 康太	明治学院大学社会学部助教授 (高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会会長)
	和田 光一	創価大学文学部教授 (福祉のまちづくり推進審議会会長)

◎会長、○副会長
(役職は就任時)

(2) 検討経過

【平成 19 年度】

開催日時	検討内容	資料
<p>第 1 回</p> <p>平成 19 年 7 月 12 日 (木) 午前 10 時～ 12 時</p> <p>府中市役所 北庁舎 3 階 第 1 会議室</p>	<p>1 委員依頼</p> <p>2 市長挨拶</p> <p>3 委員・事務局自己紹介</p> <p>4 正副会長選出</p> <p>5 正副会長あいさつ</p> <p>6 検討協議依頼書伝達</p> <p>7 検討協議事項</p> <p>(1) 福祉計画について</p> <p>①概要</p> <p>②スケジュール</p> <p>③アンケート調査について</p> <p>(2) 議事録について</p> <p>(3) 次回の日程について</p>	<p>1 府中市福祉計画検討協議会委員名簿</p> <p>2 府中市福祉計画検討協議会設置要綱</p> <p>3 府中市附属機関等の会議の公開に関する規則</p> <p>4 第 5 次府中市総合計画後期基本計画の素案 (抜粋)</p> <p>5 府中市福祉計画</p> <p>6 府中市福祉計画の前提と概要</p> <p>7 府中市福祉計画改訂スケジュール (案)</p> <p>8 府中市福祉計画の改訂のための調査実施計画</p>
<p>第 2 回</p> <p>平成 19 年 9 月 13 日 (木) 午前 9 時 30 分～ 11 時 30 分</p> <p>府中市役所 北庁舎 3 階 第 1 会議室</p>	<p>1 開会</p> <p>2 検討協議事項</p> <p>(1) 第 1 回福祉計画検討協議会会議録について</p> <p>(2) 福祉計画改訂にかかる調査について</p> <p>(3) 福祉計画の理念等について</p> <p>3 その他</p>	<p>1 第 1 回府中市福祉計画検討協議会会議録 (案)</p> <p>2 府中市福祉計画改訂に係る調査計画 (案)</p> <p>3 審議会・協議会で出された主なご意見</p> <p>4 府中市福祉計画理念・視点について</p> <p>5 過去に実施した調査の回収数と回収率について</p>
<p>第 3 回</p> <p>平成 19 年 12 月 6 日 (木) 午後 2 時～ 4 時</p> <p>府中市役所 北庁舎 3 階 第 6 会議室</p>	<p>1 福祉計画検討協議会新任委員について</p> <p>2 検討協議事項</p> <p>(1) 第 2 回福祉計画検討協議会会議録について</p> <p>(2) 福祉計画の基本理念・視点について</p> <p>(3) 福祉計画調査概要について</p> <p>3 その他</p>	<p>1 府中市福祉計画検討協議会委員名簿</p> <p>2 第 2 回府中市福祉計画検討協議会会議録 (案)</p> <p>3 審議会・協議会で出された主なご意見</p> <p>4 府中市福祉計画理念・視点について</p> <p>5 府中市福祉計画調査概要</p> <p>6 第 5 次府中市総合計画後期基本計画 (概要)</p>

【平成 20 年度】

開催日時	検討内容	資料
<p>第 1 回</p> <p>平成 20 年 4 月 15 日 (火) 午前 10 時～ 12 時</p> <p>府中市役所 北庁舎 3 階 第 3 会議室</p>	<p>1 開会</p> <p>2 検討協議事項</p> <p>(1) 第 3 回福祉計画検討協議会会議録について</p> <p>(2) 福祉計画改訂スケジュールについて</p> <p>(3) 福祉計画調査からみえた課題について</p> <p>3 その他</p>	<p>1 第 3 回府中市福祉計画検討協議会会議録</p> <p>2 府中市福祉計画改訂スケジュール (案)</p> <p>3 府中市福祉計画の体系 (案)</p> <p>4 府中市福祉計画調査からみえた課題</p> <p>5 府中市福祉計画調査報告書</p>

開催日時	検討内容	資料
<p>第2回</p> <p>平成20年 7月29日(火) 午後2時～4時</p> <p>府中市役所 北庁舎3階 第6会議室</p>	<p>1 開会</p> <p>2 検討協議事項</p> <p>(1) 第1回福祉計画検討協議会会議録について</p> <p>(2) 福祉計画の素案の検討について</p> <p>3 その他</p>	<p>1 第1回府中市福祉計画検討協議会会議録</p> <p>2 府中市福祉計画の考え方と施策の方向について</p>
<p>第3回</p> <p>平成20年 11月14日(金) 午前10時～ 11時30分</p> <p>府中市役所 北庁舎3階 第6会議室</p>	<p>1 開会</p> <p>2 検討協議事項</p> <p>(1) 第2回福祉計画検討協議会会議録について</p> <p>(2) 福祉計画改訂スケジュールについて</p> <p>(3) 福祉計画案に対するパブリック・コメント手続きの実施結果について</p> <p>(4) 福祉計画のパブリック・コメント以降の意見のまとめの方向について</p> <p>3 その他</p>	<p>1 第2回府中市福祉計画検討協議会会議録</p> <p>2 府中市福祉計画改訂スケジュール(平成19年度～平成20年度)</p> <p>3 府中市福祉計画案に対するパブリック・コメント手続き実施結果について</p> <p>4 府中市福祉計画のパブリック・コメント以降の意見のまとめの方向</p>
<p>第4回</p> <p>平成20年 12月25日(木) 午後2時～3時30分</p> <p>府中市役所 北庁舎3階 第6会議室</p>	<p>1 開会</p> <p>2 検討協議事項</p> <p>(1) 第3回福祉計画検討協議会会議録について</p> <p>(2) 福祉計画の提言案について</p> <p>3 その他</p>	<p>1 第3回府中市福祉計画検討協議会会議録</p> <p>2 府中市福祉計画提言案</p>

2 府中市福祉のまちづくり推進審議会・同小委員会

(1) 委員名簿

(50音順)

	氏名	団体名等
	井口 直樹	公募市民 ※
	上野 広美	社会福祉法人多摩同胞会信愛泉苑事務長
	加藤 良三	府中視覚障害者福祉協会会長
	小嶋 澄子	府中市聴覚障害者協会情報文化部長
	小松 貞春	府中市自治会連合会福祉対策部長
	島中 弘	社団法人府中市医師会理事
	下條 輝雄	府中市身体障害者福祉協会会長
○	鷹野 吉章	特定非営利活動法人日本地域福祉研究所 理事・研究員・事務局次長 ※
	津田 朱實	府中市民生委員児童委員協議会第3地区副会長
	堤 薫	むさし府中商工会議所専務理事
	長島 トヨ	府中市老人クラブ連合会女性部長
	林 静枝	公募市民
	村越 ひろみ	府中市立小中学校PTA連合会会長
	山村 一生	府中市社会福祉協議会地域活動推進課長 ※
◎	和田 光一	創価大学文学部教授 ※

◎会長、○副会長 ※小委員会委員（敬称略）
（役職は就任時）

(2) 検討経過

①府中市福祉のまちづくり推進審議会

【平成 19 年度】

開催日時	検討内容	資料
<p>第 1 回</p> <p>平成 19 年 4 月 19 日(木) 午前 10 時～11 時 45 分</p> <p>府中市役所 北庁舎 3 階 第 1 会議室</p>	<p>1 開会</p> <p>2 委嘱状交付</p> <p>3 あいさつ</p> <p>4 委員紹介</p> <p>5 事務局紹介</p> <p>6 議題</p> <p>(1) 正副会長選任</p> <p>7 報告</p> <p>(1) 福祉のまちづくり条例について</p> <p>(2) 平成 18 年度福祉のまちづくりに関する実績について</p> <p>(3) 福祉のまちづくりユニバーサルデザインガイドラインについて</p> <p>(4) 府中市福祉計画・地域福祉計画について</p> <p>(5) 府中市都市計画に関する基本的な方針について</p> <p>(6) その他</p> <p>8 閉会</p>	<p>1 福祉のまちづくり条例について</p> <p>2 平成 18 年度福祉のまちづくりに関する実績</p> <p>3 福祉のまちづくりユニバーサルデザインガイドラインについて</p> <p>4 府中市福祉計画・地域福祉計画について</p> <p>5 府中市都市計画に関する基本的な方針について</p>
<p>第 2 回</p> <p>平成 19 年 7 月 20 日(金) 午後 1 時 30 分～3 時 30 分</p> <p>府中市役所 北庁舎 3 階 第 1 会議室</p>	<p>1 開会</p> <p>2 報告</p> <p>(1) 平成 18 年度府中市交通バリアフリー特定事業計画の実施について</p> <p>(2) 平成 17 年度中高層建築物に係る指導実績及び完了確認について</p> <p>(3) 府中市福祉のまちづくりユニバーサルデザインガイドラインについて</p> <p>(4) 前回審議会の報告事項について</p> <p>3 議題</p> <p>(1) 議事録の公開方法について</p> <p>(2) 府中市福祉計画改訂に係るアンケート調査項目について</p> <p>4 その他</p> <p>・第 3 回及び第 4 回審議会開催日時</p> <p>5 閉会</p>	<p>1 平成 18 年度府中市交通バリアフリー特定事業計画の実施について</p> <p>2 平成 17 年度中高層建築物に係る指導実績及び完了確認について</p> <p>3 府中市福祉のまちづくりユニバーサルデザインガイドラインについて</p> <p>4 前回審議会の報告事項について</p> <p>5 議事録の公開方法について</p> <p>6 府中市福祉計画改訂に係るアンケート調査項目について</p>
<p>第 3 回</p> <p>平成 19 年 8 月 28 日(火) 午前 10 時～11 時 15 分</p> <p>府中市役所 北庁舎 3 階 第 6 会議室</p>	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 第 2 回福祉のまちづくり推進協議会議事録の確認</p> <p>(2) 府中市福祉計画改訂に係るアンケート調査項目について</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>	<p>1 第 2 回福祉のまちづくり推進協議会議事録</p> <p>2 地域福祉計画・調査票へのご意見</p> <p>3 府中市福祉計画(地域福祉)調査(案)</p> <p>4 地域福祉計画アンケート調査項目一覧</p>

開催日時	検討内容	資料
第 4 回 平成 20 年 2 月 14 日 (木) 午前 10 時～ 12 時 ルミエール府中 (市民会館) 第 1 会議室	1 開会 2 議題 (1) 府中市福祉のまちづくり推進協議会スケジュールについて (2) 府中市福祉計画改訂に係るアンケート調査結果等について (3) その他 ・第 3 回福祉のまちづくり推進協議会議事録の公開について ・平成 20 年度第 1 回審議会日程 3 その他 4 閉会	1 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定スケジュール (案) 2 「府中市福祉のまちづくり推進計画」のあらまし (案) 3 府中市における「地域福祉・福祉のまちづくり」に関する現況 (案) 4 府中市福祉計画 (地域福祉) 調査結果の概要 5 府中市福祉計画 (地域福祉) 調査報告書 (案)

【平成 20 年度】

開催日時	検討内容	資料
第 1 回 平成 20 年 5 月 15 日 (木) 午前 10 時～ 11 時 45 分 府中市役所 北庁舎 3 階 第 6 会議室	1 開会 2 議題 (1) 会議録の確認について (2) 府中市福祉計画調査報告書について (3) 府中市地域福祉計画の素案の検討について (4) その他 3 閉会	1 第 4 回福祉のまちづくり推進協議会議事録 2 府中市福祉計画改訂スケジュール (案) (平成 19 年度～ 20 年度) 3 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定スケジュール (案) 4 府中市福祉計画調査からみた課題 5 府中市地域福祉計画の考え方と施策の方向について 素案
第 2 回 平成 20 年 7 月 17 日 (木) 午前 10 時～ 12 時 府中市役所 北庁舎 3 階 第 4 会議室	1 開会 2 議題 (1) 会議録の確認について (2) 府中市地域福祉計画の素案の検討について (3) パブリック・コメントについて 3 閉会	1 第 1 回福祉のまちづくり推進協議会議事録 2 府中市福祉計画・地域福祉計画の考え方と施策の方向について 素案
第 3 回 平成 20 年 10 月 23 日 (木) 午前 10 時～ 11 時 20 分 府中市役所 北庁舎 3 階 第 3 会議室	1 開会 2 議題 (1) 会議録の確認について (2) 福祉計画案のパブリック・コメント手続の実施結果について (3) その他 3 閉会	1 第 2 回福祉のまちづくり推進協議会議事録 2 府中市福祉計画案のパブリック・コメント手続の実施結果について 3 紅葉丘文化センターバス停の点字ブロックに関する資料
第 4 回 平成 20 年 12 月 18 日 (木) 午前 10 時～ 11 時 30 分 府中市役所 北庁舎 3 階 第 6 会議室	1 開会 2 議題 (1) 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の素案の検討について (2) その他 3 閉会	1 「府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」素案

②府中市福祉のまちづくり推進審議会小委員会

開催日時	検討内容	資料
<p>第1回</p> <p>平成20年 1月31日(木) 午前10時～12時</p> <p>府中市役所 北庁舎3階 第3会議室</p>	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 府中市福祉のまちづくり推進計画について</p> <p>(2) その他 ア 次回の予定について</p> <p>3 閉会</p>	<p>1 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定スケジュール(案)</p> <p>2 「府中市福祉のまちづくり推進計画」のあらまし(案)</p> <p>3 府中市における「地域福祉・福祉のまちづくり」に関する現況(案)</p> <p>4 府中市福祉計画(地域福祉)調査結果の概要</p>
<p>第2回</p> <p>平成20年 3月28日(金) 午前10時～12時</p> <p>府中市役所 北庁舎3階 第2会議室</p>	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 府中市福祉のまちづくり推進計画について</p> <p>(2) その他</p> <p>3 閉会</p>	<p>1 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定スケジュール(案)</p> <p>2 「府中市福祉のまちづくり推進計画」の構成(案)</p> <p>3 地域福祉計画・福祉のまちづくり計画に関する他分野計画との関係について</p> <p>4 基本目標(案)</p>
<p>第3回</p> <p>平成20年 7月3日(木) 午前10時～12時</p> <p>府中市役所 北庁舎3階 第4会議室</p>	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画について</p> <p>(2) その他</p> <p>3 閉会</p>	<p>1 「府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」の構成(案)</p>

3

府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会

(1) 委員名簿

(50音順)

	氏名	団体名等
	芦川 伊智郎	府中市地域包括支援センター担当主幹（～平成20年3月）
	石渡 槇子	府中市民生委員児童委員協議会第1地区会長
	市川 勉	府中市地域包括支援センター担当主幹（平成20年4月～）
	川口 宣男	府中市薬剤師会会長
	川又 協子	東京都多摩府中保健所副参事（～平成20年3月）
	鈴木 恂子	社会福祉法人多摩同胞会府中市立あさひ苑施設長
○	鈴木 眞理子	埼玉県立大学保健医療福祉学部教授
	田口 俊夫	社団法人府中市医師会会長
	田中 真知子	グループホームみんなの家府中ホーム長
	戸田 忠良	公募市民
	野島 征三	社会福祉法人府中市社会福祉協議会常務理事兼事務局長
	能勢 淳子	医療法人社団清新会介護老人保健施設ピースプラザ施設長
	平形 芳郎	公募市民
	山口 久美子	東京都多摩府中保健所副参事（平成20年4月～）
	米田 博	社団法人府中市歯科医師会理事
◎	和気 康太	明治学院大学社会学部助教授

◎委員長、○副委員長
(役職は就任時)

(2) 検討経過

【平成 18 年度】

開催日時	検討内容	資料
第 1 回 平成 19 年 2 月 7 日 (水) 午後 1 時 30 分～3 時 20 分 府中市役所 北庁舎 3 階 第 5 会議室	1 委員依頼 2 市長挨拶 3 委員自己紹介 4 会長・副会長選出 5 議事 (1) 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会について (2) 府中市高齢者保健福祉計画の位置づけについて (3) 府中市高齢者保健福祉計画・第 3 期介護保険事業計画の現状と課題について	1 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会委員名簿 2 府中市高齢者保健福祉計画・府中市第 3 期介護保険事業計画 3 府中市高齢者保健福祉計画・府中市第 3 期介護保険事業計画（概要版） 4 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会設置要綱

【平成 19 年度】 * 回次については平成 18 年度からの通しとしています。

第 2 回 平成 19 年 5 月 24 日 (木) 午後 1 時 15 分～3 時 10 分 介護予防推進センター 4 階 第 2 会議室	1 府中市福祉計画と本協議会の位置づけについて 2 年間スケジュールについて	1 府中市福祉計画との位置づけについて 2 基本理念と基本視点（府中市福祉計画より） 3 施策の体系（高齢者保健福祉計画・第 3 期介護保険事業計画） 4 平成 19 年度予定表
第 3 回 平成 19 年 8 月 2 日 (木) 午後 1 時 30 分～3 時 30 分 府中市役所 北庁舎 3 階 第 4 会議室	1 第 1 回府中市福祉計画検討協議会について 2 府中市福祉計画（高齢者分野）アンケートについて	1 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改訂のための調査計画（案） 2 府中市福祉計画（高齢者一般）調査 3 府中市福祉計画（介護保険居宅サービス利用者）調査 4 府中市福祉計画（介護保険施設サービス利用者）調査 5 府中市福祉計画（介護保険サービス未利用者）調査 6 府中市福祉計画（居宅介護支援事業者）調査 7 府中市福祉計画（予防・居宅介護サービス提供事業者及び施設サービス提供事業者）調査
第 4 回 平成 19 年 9 月 6 日 (木) 午後 1 時 30 分～3 時 30 分 府中市役所 北庁舎 3 階 第 4 会議室	1 高齢者分野アンケート調査について 2 平成 18 年度事業報告について	1 高齢者分野アンケート調査票へのご意見と変更案 2 府中市福祉計画（高齢者一般）調査（修正版） 3 府中市福祉計画（介護保険居宅サービス利用者）調査（修正版） 4 府中市福祉計画（介護保険施設サービス利用者）調査（修正版） 5 府中市福祉計画（介護保険サービス未利用者）調査（修正版） 6 府中市福祉計画（居宅介護支援事業者）調査（修正版） 7 府中市福祉計画（予防・居宅介護サービス提供事業者及び施設サービス提供事業者）調査（修正版） 8 平成 18 年度高齢者支援課事業報告／介護保険サービス利用の計画と実績

開催日時	検討内容	資料
第 5 回 平成 20 年 2 月 7 日 (木) 午後 1 時 30 分～3 時 30 分 府中市役所 北庁舎 3 階 第 3 会議室	1 高齢者分野アンケート調査について 2 各種報告 (1) 介護保険給付実績について (2) 地域包括支援センターあり方検討会報告書について (3) 激変緩和措置の継続、保険料の緩和について 3 府中市高齢者保健福祉計画・第 4 期介護保険事業計画検討スケジュールについて	1 府中市福祉計画高齢者分野調査結果の概要 2 高齢者分野アンケート調査結果内訳 3 府中市福祉計画(高齢者福祉)調査報告書(案) 4 介護保険サービス給付実績の分析(案) 5 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第 4 期)検討スケジュール(案) 6 地域包括支援センターあり方検討会報告書(抜粋)

【平成 20 年度】

開催日時	検討内容	資料
第 1 回 平成 20 年 4 月 17 日 (木) 午後 1 時～3 時 府中市役所 北庁舎 3 階 第 3 会議室	1 府中市福祉計画(高齢者福祉)調査報告について 2 府中市高齢者保健福祉計画・介護福祉計画(第 4 期)の検討について (1) 計画策定の趣旨について (2) 高齢者福祉計画の理念と施策の体系について (3) 平成 20 年度検討スケジュールについて	1 府中市福祉計画調査報告書<概要>・府中市福祉計画(高齢者福祉)調査報告書 2 計画策定の趣旨 3 高齢者保健福祉計画 理念等検討(案) 4 施策体系の検討 5 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第 4 期)検討スケジュール(案) 参考資料 1 府中市における高齢者に関する現況(案) 参考資料 2 地域別にみた状況整理
第 2 回 平成 20 年 5 月 29 日 (木) 午後 1 時 30 分～3 時 30 分 府中市役所 北庁舎 3 階第 3 会議室	1 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第 4 期)の考え方と施策の方向について 2 府中市福祉計画の枠組みについて 3 府中市地域包括支援センターのあり方検討会報告書について	1 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第 4 期)の考え方と施策の方向性について 2 府中市福祉計画の枠組み 3 地域包括支援センター 在宅介護支援センターのあり方検討会報告書(抜粋)
第 3 回 平成 20 年 10 月 2 日 (木) 午前 10 時～12 時 府中市役所 北庁舎 3 階第 3 会議室	1 パブリック・コメント(高齢者福祉分野)について 2 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第 4 期)計画案の検討 3 その他	1 介護保険事業計画(第 4 期)サービス見込量 2 第 1 号被保険者介護保険料の算定について 3 参考資料 府中市福祉計画の枠組み 4 地域包括支援センター 在宅介護支援センターのあり方検討会報告書(抜粋)
第 4 回 平成 20 年 11 月 13 日 (木) 午前 10 時～12 時 15 分 府中市役所 北庁舎 3 階第 4 会議室	1 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第 4 期)計画案の検討 2 その他	1 介護サービス見込量と保険料算定について 2 府中市の介護予防について 3 基盤整備の計画について 4 第 1 号被保険者の介護保険料について 参考資料 介護報酬について
第 5 回 平成 20 年 12 月 11 日 (木) 午前 10 時～12 時 10 分 府中市役所 北庁舎 3 階第 3 会議室	1 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第 4 期)計画案の検討 2 その他	1 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第 4 期)計画案
第 6 回 平成 21 年 1 月 23 日 (金) 午前 10 時～12 時 10 分 府中市役所 北庁舎 3 階第 1 会議室	1 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第 4 期)について 2 その他	1 府中市福祉計画の考え方と施策の方向について(抜粋)～安心していきいきと暮らせるまちづくりに向けて～報告書 2 介護報酬改定に関する国の動向について

4 府中市障害者計画推進協議会

(1) 委員名簿

(50音順)

	氏名	団体名等
	浅見 スジ子	府中市民生委員児童委員協議会 第5地区副会長(～平成20年7月)
○	石見 龍也	地域生活支援センターあけぼのの所長
	河井 文	公募市民
	葛岡 裕	東京都立府中朝日特別支援学校校長(平成20年10月～)
	桑田 智	社会福祉法人府中市社会福祉協議会 府中市立心身障害者福祉センター所長
	神山 誠吾	府中市民生委員児童委員協議会 第5地区副会長(平成20年10月～)
◎	佐藤 久夫	日本社会事業大学社会福祉学部教授(平成19年8月～)
	下條 輝雄	府中市身体障害者福祉協会会長
	杉本 豊和	白梅学園短期大学福祉援助学科専任講師
	鈴木 一成	公募市民
	野村 忠良	府中市精神障害者を守る家族会会長
	雛倉 佳代子	東京都立府中朝日特別支援学校校長(～平成20年8月)
	町田 睦子	多摩府中保健所保健対策課長
◎	丸山 一郎	埼玉県立大学保健医療福祉学部教授(～平成19年8月)
	美田 徹	地域生活支援センタープラザ所長
	宮地 幸	東京都立多摩療育園園長
	山内 一也	府中公共職業安定所専門援助第二部門統括職業指導官 (～平成20年3月)
	山本 博美	府中市手をつなぐ親の会幹事
	吉澤 順	NPO法人コットンハウス、フレンズ理事長
	吉村 輝秋	府中公共職業安定所専門援助第二部門統括職業指導官 (平成20年4月～)

◎会長、○副会長
(役職は就任時)

(2) 検討経過

【平成 19 年度】

開催日時	検討内容	資料
<p>第 1 回</p> <p>平成 19 年 6 月 21 日 (木) 午後 4 時～ 6 時</p> <p>府中市役所 北庁舎 3 階 第 6 会議室</p>	<p>1 委員依頼</p> <p>2 市長挨拶</p> <p>3 委員自己紹介</p> <p>4 会長及び副会長の選出</p> <p>5 障害者計画等に係る検討依頼</p> <p>6 議事 (1) 障害者計画等の改訂の趣旨について (2) 障害者計画等の改訂スケジュールについて (3) 次回日程について (4) 議事録について (5) その他</p>	<p>1 府中市障害者計画推進協議会委員名簿</p> <p>2 府中市障害者計画推進協議会設置要綱</p> <p>3 府中市総合計画後期基本計画の素案の概要 (6 月 11 日号広報ふちゅうからの抜粋)</p> <p>4 府中市総合計画後期基本計画の素案 (抜粋)</p> <p>5 府中市福祉計画について</p> <p>6 府中市障害者計画及び府中市障害福祉計画について</p> <p>7 府中市福祉計画検討協議会等について</p> <p>8 府中市障害者計画等改訂スケジュール (案)</p> <p>9 府中市福祉計画 (抜粋)</p> <p>10 府中市福祉計画 (概要版)</p> <p>11 府中市障害福祉計画</p> <p>12 府中市障害福祉計画 (概要版)</p> <p>13 府中市障害福祉計画策定のための調査報告書</p> <p>14 障害者基本法 (昭和 45 年 5 月 21 日法律第 84 号)</p>
<p>第 2 回</p> <p>平成 19 年 8 月 2 日 (木) 午後 4 時～ 6 時</p> <p>府中市役所 北庁舎 3 階 第 1・2 会議室</p>	<p>1 会議録について</p> <p>2 府中市福祉計画検討協議会の報告について</p> <p>3 府中市福祉計画 (障害者計画) 策定のための調査の実施について</p> <p>4 次回日程について</p> <p>5 その他</p>	<p>1 第 1 回府中市障害者計画推進協議会会議録 (案)</p> <p>2 府中市福祉計画策定のための調査 障害者福祉分野 調査概要</p> <p>3 府中市福祉計画 (障害者計画) 調査 障害者調査 調査票 (案)</p> <p>4 府中市福祉計画 (障害者計画) 調査 障害者福祉団体調査 調査票 (案)</p> <p>5 府中市福祉計画 (障害者計画) 調査 障害者福祉施設調査 調査票 (案)</p>
<p>第 3 回</p> <p>平成 19 年 10 月 4 日 (木) 午後 4 時～ 6 時</p> <p>府中市役所 北庁舎 3 階 第 6 会議室</p>	<p>1 会長の選出について</p> <p>2 会議録について</p> <p>3 府中市福祉計画検討協議会の報告について</p> <p>4 府中市福祉計画 (障害者計画) 調査の実施について</p> <p>5 府中市福祉計画 (障害者計画)・府中市障害福祉計画の進捗状況について</p> <p>6 府中市福祉計画 (障害者計画) の基本理念・基本視点について</p> <p>7 次回日程について</p> <p>8 その他</p>	<p>1 府中市障害者計画推進協議会委員名簿</p> <p>2 第 2 回府中市障害者計画推進協議会会議録 (案)</p> <p>3 府中市福祉計画 (障害者計画) 調査の実施について</p> <p>4 府中市福祉計画 (障害者計画) 調査 調査票 (障害のある人)</p> <p>5 府中市福祉計画 (障害者計画) 調査 調査票 (難病の人)</p> <p>6 府中市福祉計画 (障害者計画) 調査 調査票 (障害者福祉団体)</p> <p>7 府中市福祉計画 (障害者計画) 調査 調査票 (障害者福祉施設)</p> <p>8 府中市福祉計画 (障害者計画)・府中市障害福祉計画の進捗状況等について</p> <p>9 府中市福祉計画理念・視点について</p>

開催日時	検討内容	資料
第4回 平成20年 2月27日(水) 午後4時～6時 府中市役所 北庁舎3階 第1会議室	1 会議録について 2 府中市福祉計画検討協議会の報告について 3 府中市福祉計画(障害者計画)調査の報告について 4 府中市の障害のある人を取りまく現状及び課題について 5 府中市障害者計画推進協議会検討スケジュールについて 6 次回日程について 7 その他	1 第3回府中市障害者計画推進協議会会議録(案) 2 府中市福祉計画(障害者計画)調査報告書(案) 3 府中市の障害のある人を取りまく現状 4 府中市の障害のある人を取りまく課題 5 府中市障害者計画推進協議会検討スケジュール(案)

【平成20年度】

開催日時	検討内容	資料
第1回 平成20年 5月28日(水) 午後4時～6時 府中市役所 北庁舎3階 第6会議室	1 会議録について 2 府中市福祉計画検討協議会の報告について 3 府中市障害者計画の素案の構成について 4 府中市障害者計画の理念について 5 府中市障害者計画の施策体系について 6 平成20年度のスケジュールについて 7 次回日程について 8 その他	1 第4回府中市障害者計画推進協議会会議録(案) 2 「府中市障害者計画の考え方と施策の方向(素案)」の構成案 3 府中市障害者計画 理念の検討 4 府中市障害者計画 施策体系の検討 5 府中市福祉計画改訂スケジュール(平成19年度～平成20年度) <参考資料> 1 第5次府中市総合計画後期基本計画(平成20年度から平成25年度)における障害者関連施策
第2回 平成20年 7月16日(水) 午後3時～6時 府中市役所 北庁舎3階 第6会議室	1 課題別分科会 (1) 利用者本位のサービスの実現のために (2) 安心して暮らし続けるために (3) 地域で支える福祉をめざして (4) とともに歩む地域をめざして 2 全体会 (1) 会議録について (2) 府中市障害者計画の素案について (3) 次回日程について (4) その他	1 平成20年度第1回府中市障害者計画推進協議会会議録(案) 2 府中市障害者計画・障害福祉計画(第2期)の考え方と施策の方向について(素案) 3 府中市障害者計画推進協議会・課題別分科会の構成について
第3回 平成20年 10月18日(水) 午後3時～6時 府中市役所 北庁舎3階 第5会議室	1 課題別分科会 (1) 利用者本位のサービスの実現のために (2) 安心して暮らし続けるために (3) 地域で支える福祉をめざして (4) とともに歩む地域をめざして 2 全体会 (1) 会議録について (2) パブリック・コメント手続の実施結果について (3) 府中市障害者計画・障害福祉計画(第2期)の素案について (4) 次回日程について (5) その他	1 府中市障害者計画推進協議会委員名簿 2 府中市障害者計画推進協議会・課題別分科会の構成について 3 平成20年度第2回府中市障害者計画推進協議会会議録(案) 4 府中市福祉計画案に対するパブリック・コメント手続の実施結果について 5 国からの障害福祉計画策定に関する資料

開催日時	検討内容	資料
<p>第4回</p> <p>平成20年 11月6日(水) 午後3時～6時</p> <p>府中市役所 北庁舎3階 第6会議室</p>	<p>1 課題別分科会 (1) 利用者本位のサービスの実現のために (2) 安心して暮らし続けるために (3) 地域で支える福祉をめざして (4) とともに歩む地域をめざして</p> <p>2 全体会 (1) 会議録について (2) 府中市障害者計画・障害福祉計画(第2期)の素案について (3) 次回日程について (4) その他</p>	<p>1 平成20年度第3回府中市障害者計画推進協議会会議録(案)</p> <p>2 府中市福祉計画の考え方と施策の方向について(素案)(抜粋) (障害者計画・障害福祉計画(第2期))</p> <p>3 平成20年度第3回府中市障害者計画推進協議会会議における主要発言とその対応案について</p> <p>4 府中市障害福祉計画における障害福祉サービスの見込量及び進捗状況</p> <p>5 区市町村における留意事項(案) (都からの障害福祉計画策定に関する資料)</p>
<p>第5回</p> <p>平成20年 12月10日(水) 午後3時～6時</p> <p>府中市役所 北庁舎3階 第6会議室</p>	<p>1 分科会</p> <p>2 全体会 (1) 会議録について (2) 府中市障害者計画・障害福祉計画(第2期)の素案について (3) 次回日程について (4) その他</p>	<p>1 平成20年度第4回府中市障害者計画推進協議会会議録(案)</p> <p>2 府中市福祉計画の考え方と施策の方向について(素案)(抜粋) (障害者計画・障害福祉計画(第2期))</p>
<p>第6回</p> <p>平成20年 12月24日(水) 午後2時～3時</p> <p>府中市役所 北庁舎3階 第5会議室</p>	<p>1 府中市障害者計画・障害福祉計画(第2期)の素案について</p> <p>2 その他</p>	<p>1 府中市福祉計画の考え方と施策の方向について(素案)(抜粋) (障害者計画・障害福祉計画(第2期))</p>

5 アンケート調査の概要

(1) 地域福祉分野

①地域福祉調査

調査目的	市が今後策定する地域福祉計画などに役立てるため、市民の地域福祉に関する意見、要望を把握することを目的とする。
調査対象	府中市内に居住する20歳以上の市民 3,000人 平成19年9月30日現在で住民基本台帳より無作為抽出
調査方法	郵送配布－郵送回収（督促礼状1回送付）
調査時期	平成19年10月9日～10月26日
配布・回収数（率）	配布数：3,000 有効回収数（率）：1,638（54.6%）
調査項目	1 基本属性 2 地域活動・ボランティア活動 3 相談・情報 4 まちと心のバリアフリー 5 満足度 6 福祉に対する考え方 7 施策の方向

(2) 高齢者福祉分野

①高齢者一般調査

調査目的	市内に居住し、要支援・要介護認定を受けていない高齢者の意識と生活実態を把握し、サービスの潜在需要や介護予防の具体化に向けた方策を検討するための基礎資料とする。
調査対象	市内に居住する第1号被保険者（要支援・要介護認定者を除く）3,000人 平成19年9月30日現在で住民基本台帳より無作為抽出
調査方法	郵送配布－郵送回収（督促礼状1回送付）
調査時期	平成19年10月9日～10月26日
配布・回収数（率）	配布数：3,000 有効回収数（率）：2,468（82.3%）
調査項目	1 基本属性 2 健康状態・介護予防 3 地域生活・日ごらの活動 4 保健福祉サービス 5 介護保険 6 権利擁護 7 市への要望

②介護保険居宅サービス利用者調査

調査目的	介護保険の居宅サービスの利用者に対して、サービスの利用状況と利用意向を探り、サービス水準の目標設定やサービスと保険料の妥当性などに関する検討を行うための基礎資料とする。
調査対象	介護保険居宅サービスを利用する第1号被保険者 1,800人 平成19年9月30日現在で居宅サービスを受けている方から無作為抽出
調査方法	郵送配布－郵送回収（督促礼状1回送付）
調査時期	平成19年10月9日～10月26日
配布・回収数（率）	配布数：1,800 有効回収数（率）：1,392（77.3%）
調査項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 基本属性 2 医療の状況 3 介護保険 4 利用者本位のサービスのあり方 5 介護保険サービスの満足度 6 高齢者の権利擁護 7 保健福祉サービス 8 市への要望 9 介護者の状況・意向

③介護保険施設サービス利用者調査

調査目的	介護保険の施設サービスの利用者に対して、サービスの利用状況と利用意向を探り、サービス水準の目標設定やサービスと保険料の妥当性などに関する検討を行うための基礎資料とする。
調査対象	介護保険施設サービスを利用する第1号被保険者 500名 平成19年9月30日現在で施設サービスを受けている方から無作為抽出
調査方法	郵送配布－郵送回収（督促礼状1回送付）
調査時期	平成19年10月9日～10月26日
配布・回収数（率）	配布数：500 有効回収数（率）：366（73.2%）
調査項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 基本属性 2 身体状況 3 入所までの期間等 4 施設での生活・サービス 5 介護保険 6 高齢者の権利擁護 7 介護者の状況・意向

④介護保険サービス未利用者調査

調査目的	介護保険サービス未利用者に対して、未利用であった理由と、今後の意向について把握し、適正なサービス利用につなげる方策を探るための基礎資料とする
調査対象	介護保険サービス未利用者 500人 平成19年9月30日現在で市内に居住する要支援・要介護認定者のうち、介護保険サービスを利用していない第1号被保険者から無作為抽出
調査方法	郵送配布－郵送回収（督促礼状1回送付）
調査時期	平成19年10月9日～10月26日
配布・回収数（率）	配布数：500 有効回収数（率）：371（74.2%）
調査項目	1 基本属性 2 医療の状況 3 介護保険サービスの利用 4 介護保険 5 保健福祉サービス 6 高齢者の権利擁護 7 市への要望 8 介護者の状況・意向

⑤居宅介護支援事業者調査

調査目的	市内に事業所を設置し、市内在住の高齢者の居宅介護計画（ケアプラン）を作成している事業所に対し、事業所の実情や、今後の事業展開、市への意見や要望等を把握し、介護保険制度の適切な運営に向けた方策を検討するための基礎資料とする。
調査対象	府中市の要支援・要介護認定者のケアプランを作成する居宅介護支援事業所 45事業所
調査方法	郵送配布－郵送回収（督促礼状1回送付）
調査時期	平成19年10月9日～10月26日
配布・回収数（率）	配布数：45 有効回収数（率）：41（91.1%）
調査項目	1 事業所プロフィール 2 事業の状況 3 質の向上への取組 4 ケアマネジメント 5 今後の事業運営 6 要望

⑥ 予防・居宅介護サービス提供事業者及び施設サービス提供事業者調査

調査目的	市内に事業所を設置し、市内在住の高齢者に予防・居宅介護サービス提供事業者及び施設サービス提供している事業所に対し、事業所の実情や、今後の事業展開、市への意見や要望等を把握し、介護保険制度の適切な運営に向けた方策を検討するための基礎資料とする。
調査対象	市内で事業を展開している予防・居宅介護サービス提供事業者及び施設サービス提供している事業所 100 事業所
調査方法	郵送配布－郵送回収（督促礼状1回送付）
調査時期	平成19年10月9日～10月26日
配布・回収数（率）	配布数：100 有効回収数（率）：79（79.0%）
調査項目	1 事業所プロフィール 2 今後の事業運営 3 質の向上への取組 4 要望

(3) 障害者福祉分野

①障害のある人の調査

調査目的	障害者福祉に関する意見や要望を把握することにより、府中市福祉計画（障害者計画）の策定のための基礎資料を得ることを目的とする。
調査対象	<p>①身体障害者 身体障害者手帳所持者 2,100人 市内に居住する身体障害者手帳所持者より、年齢構成等を考慮し以下の順に2,100人を抽出</p> <ul style="list-style-type: none"> ①全体より1,900人を無作為抽出 ②0～17歳100人を無作為抽出 ③18～59歳100人を無作為抽出 <p>②知的障害者 愛の手帳所持者 500人 市内に居住する愛の手帳所持者より無作為抽出</p> <p>③精神障害者 精神障害のある方 300人 精神障害のある方のうち市内の関係施設、団体及び医療機関を通じて調査可能な方 ※郵送による調査実施が適切ではないと考えられ、また、自宅へ引きこもるなど閉鎖的な状況にある方への調査票の配布が困難であることなどから、上記「調査可能な方」へ調査票を配布した。したがって、本調査結果には、すべての精神障害のある方の現状把握や意見の反映ができていない点はご了承いただきたい。</p>
調査方法	郵送配布－郵送回収（督促礼状1回送付）
調査時期	平成19年10月9日～10月26日
配布・回収数（率）	<p>①身体障害者 配布数：2,100 有効回収数（率）：1,604（76.4%）</p> <p>②知的障害者 配布数：500 有効回収数（率）：365（73.0%）</p> <p>③精神障害者 配布数：300 有効回収数（率）：138（46.0%）</p> <p>※精神障害者については、市内の関係施設、団体及び医療機関を通じた配布・回収のため、配布数、回収率は参考数値である。</p>
調査項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 基本属性 2 住まい 3 日常生活 4 日ごろの活動 5 就労 6 地域生活 7 情報機器の利用 8 防災・防犯 9 医療 10 共生社会 11 施策 12 保護者の状況

②難病患者調査

調査目的	障害者福祉に関する意見や要望を把握することにより、府中市福祉計画（障害者計画）の策定のための基礎資料を得ることを目的とする。
調査対象	指定疾病者福祉手当受給者 300人 市内に居住する指定疾病者福祉手当受給者より無作為抽出
調査方法	郵送配布－郵送回収（督促礼状1回送付）
調査時期	平成19年10月9日～10月26日
配布・回収数（率）	配布数：300 有効回収数（率）：249（83.0%）
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> 1 基本属性 2 日常生活 3 日ごろの活動 4 就労 5 地域生活 6 情報機器の利用 7 防災・防犯 8 医療 9 共生社会 10 施策

③障害者福祉団体調査

調査目的	市内の障害者福祉団体（当事者団体、家族会）における活動の現状と課題、他団体との交流・協力、障害者福祉に関する意見や要望を把握することにより、計画策定のための基礎資料を得ることを目的とする。
調査対象	市内の障害者福祉団体（当事者団体・家族会） 9団体
調査方法	郵送配布－郵送回収（督促礼状1回送付）
調査時期	平成19年10月9日～10月26日
配布・回収数（率）	配布数：9 有効回収数（率）：8（88.9%）
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> 1 活動状況 2 交流・協力について 3 障害福祉施策について

④障害者福祉施設調査

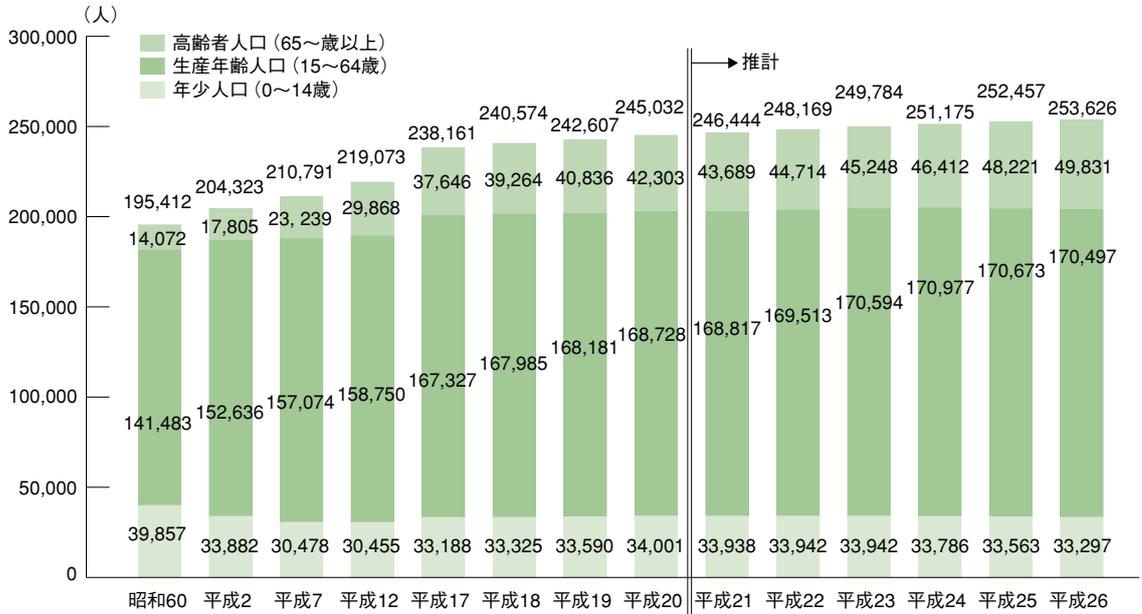
調査目的	市内の障害者福祉施設における新たな体系への移行、今後の事業運営に対する考え方、サービス提供体制を把握し、サービスの見込量を算出するための参考資料とする。
調査対象	市内の障害者福祉施設 37 施設
調査方法	郵送配布－郵送回収（督促礼状 1 回送付）
調査時期	平成 19 年 10 月 9 日～ 10 月 26 日
配布・回収数（率）	配布数：37 有効回収数（率）29（78.4%）
調査項目	1 活動状況 2 新たな体系への移行 3 今後の事業運営 4 利用者本位の仕組み 5 力を入れている点 6 市への要望

6

府中市の福祉を取り巻く現状 統計資料

①人口

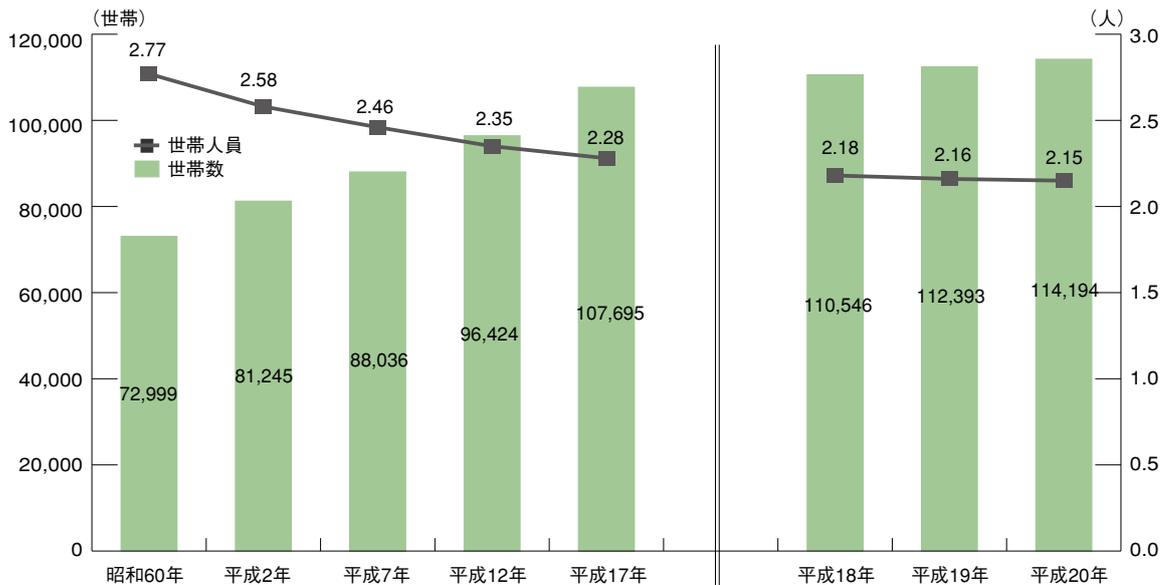
図表 人口の推移・推計（府中市）



出典：昭和60年～平成20年までは住民基本台帳（4月1日現在）
平成21年以降は府中市推計による

②世帯

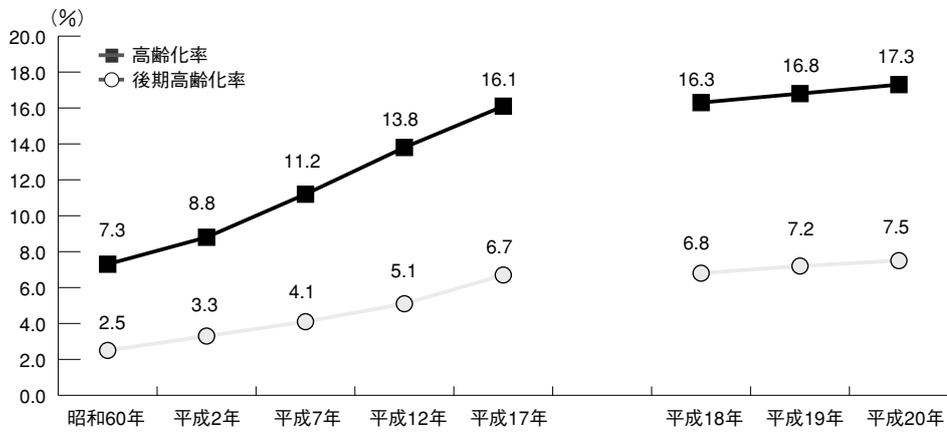
図表 世帯数及び世帯人員の推移（府中市）



出典：昭和60年から平成17年は国勢調査
平成18年から平成20年は住民基本台帳人口

③高齡化

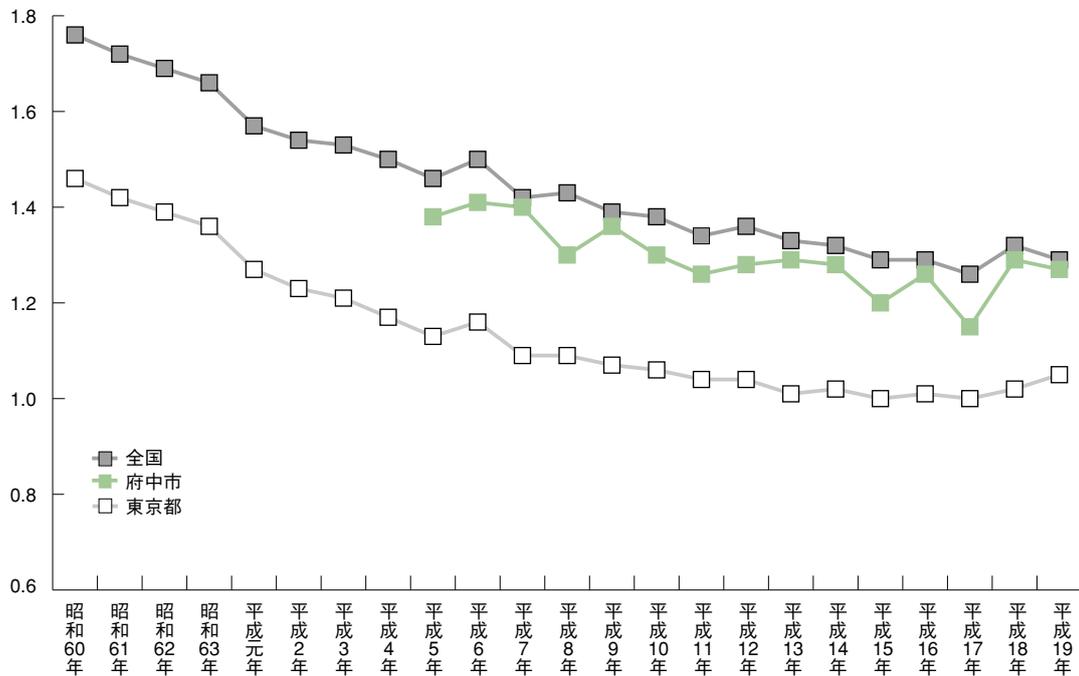
図表 高齡化率の推移（府中市）



出典：昭和60年から平成17年は国勢調査
平成18年から平成20年は住民基本台帳人口

④少子化

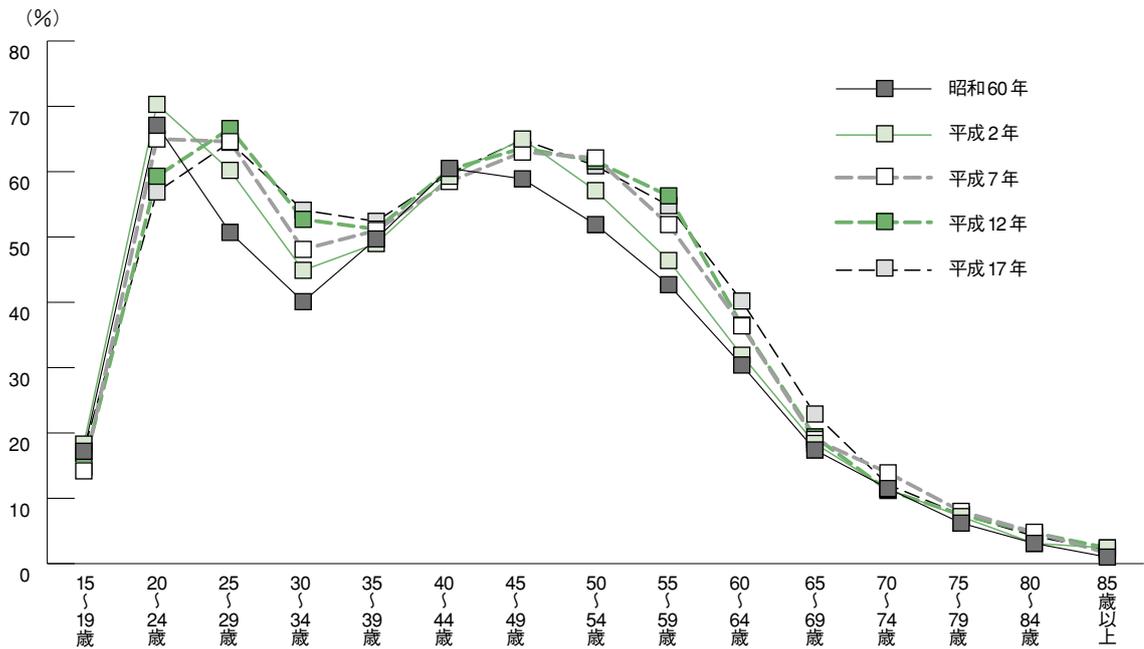
図表 合計特殊出生率の推移（国、東京都、府中市）



出典：人口動態統計

⑤女性の労働力率

図表 女性の労働力率の推移（府中市）



⑥障害のある人

図表 手帳所持者及び医療券所持者の推移（府中市）

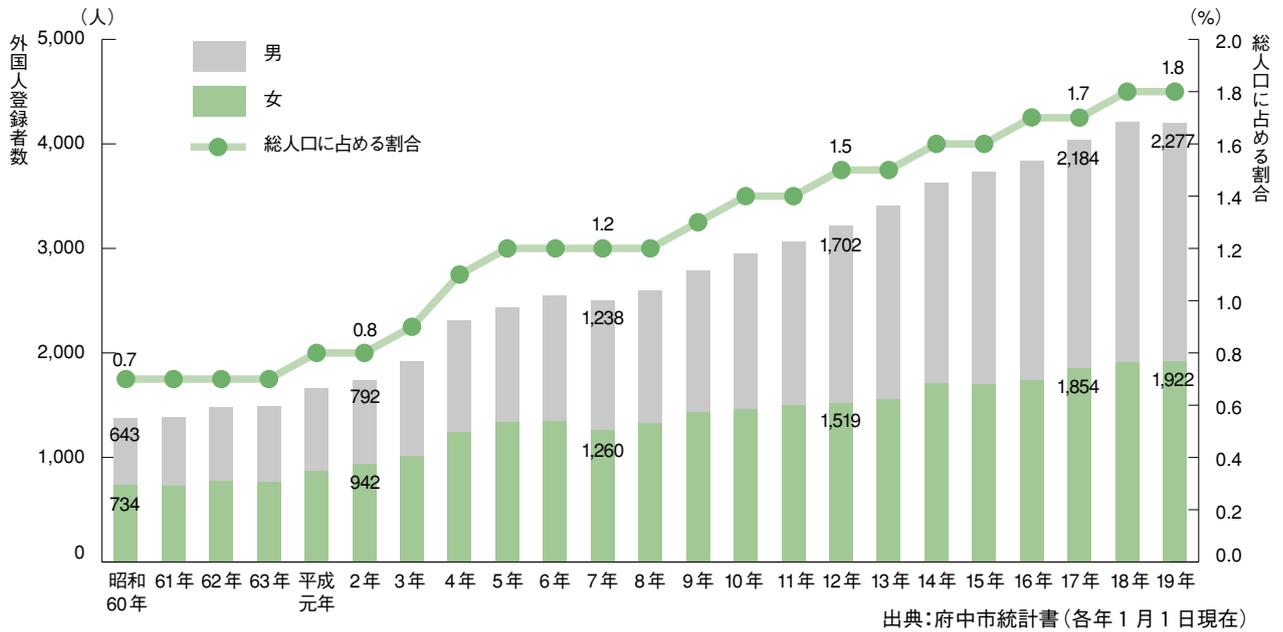


		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
手帳所持者	身体障害者	6,114	6,443	6,815	6,925	7,014
	知的障害者	1,098	1,173	1,272	1,355	1,424
	精神障害者	622	750	849	796	769
医療券所持者	難病患者	1,269	1,458	1,395	1,535	1,569
合計		9,103	9,825	10,331	10,611	10,776

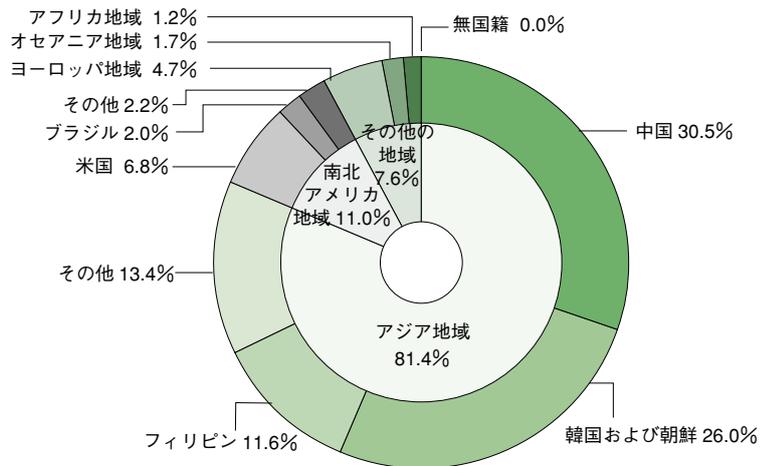
※重複障害者を含むため、合計は延べ人数
出典：府中市障害者福祉課資料（各年度3月31日現在）

⑦外国人

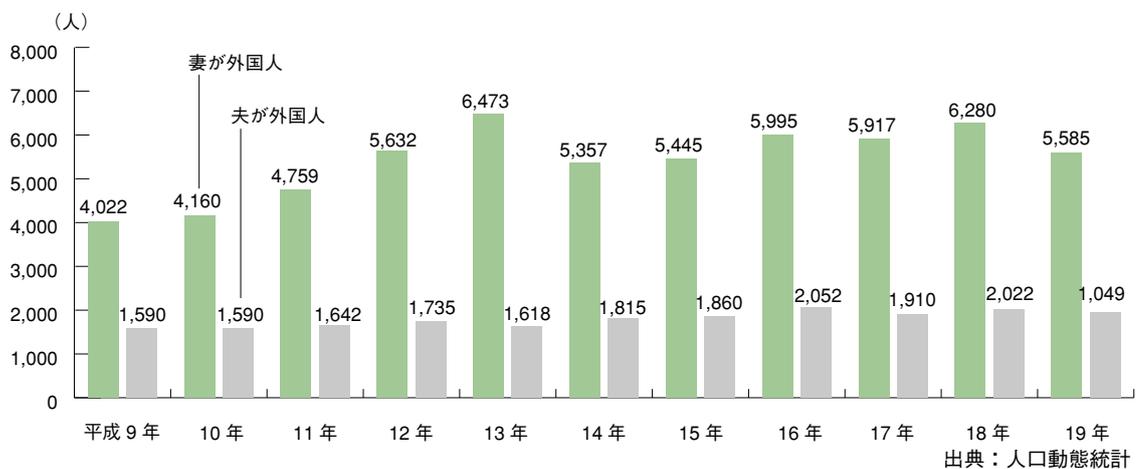
図表 外国人登録者数の推移（府中市）



図表 外国人登録者の国籍別内訳（府中市）

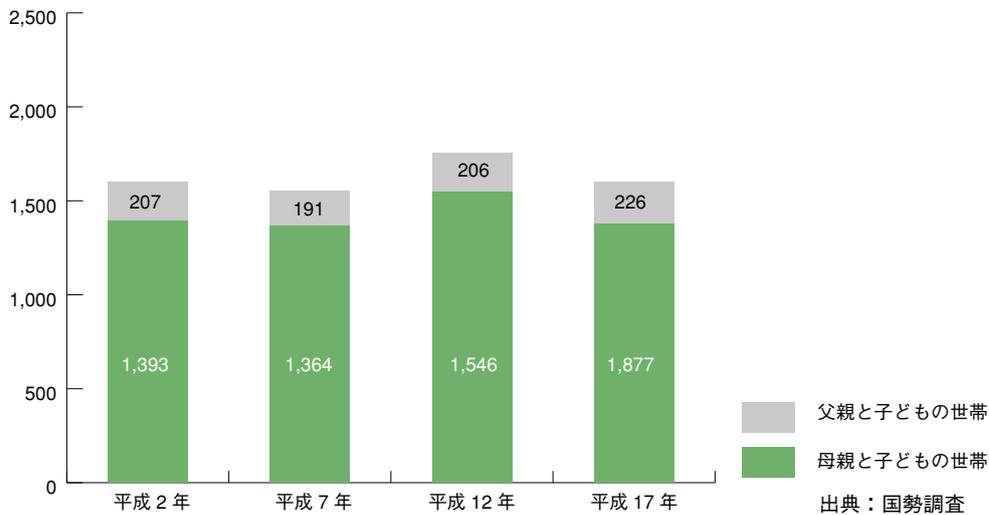


図表 国際結婚の推移（東京都）



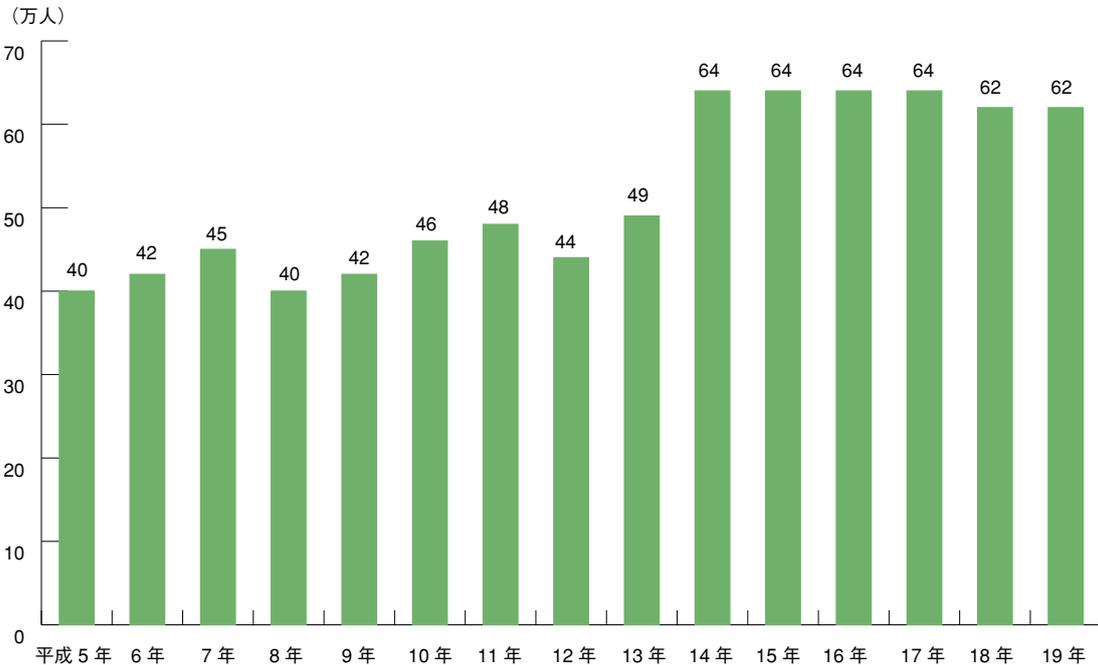
⑧ひとり親世帯

図表 ひとり親世帯の数（府中市）



⑨ニート*（若年無業者）

図表 若年無業者の数（全国）



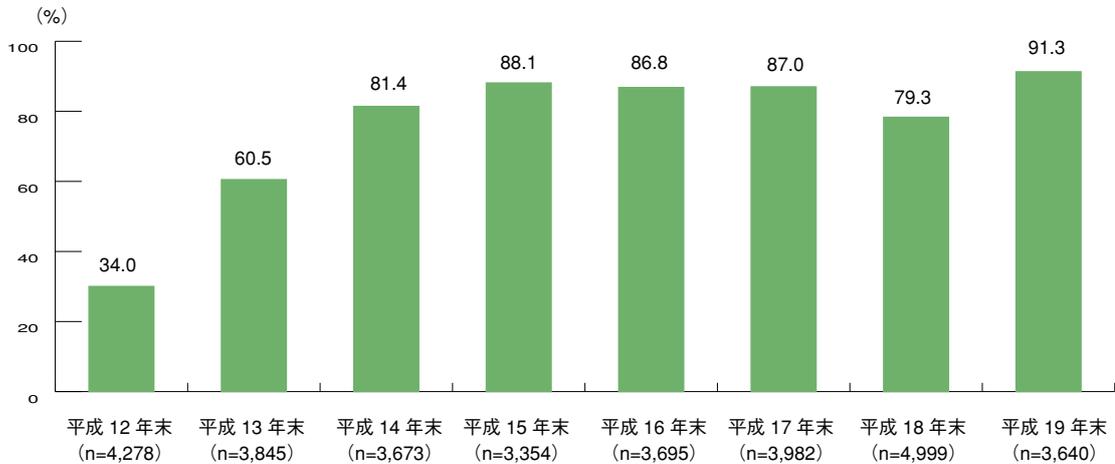
※平成 13 年までは「年齢を 15 歳～34 歳に限定し、非労働力人口のうち、就業、就学、または職業訓練を受けていない 15 歳から 35 歳までの未婚者」として集計。平成 14 年以降はこれに「不登校」や「家事を行わない者」が付加されている

※ニート：1999 年にイギリスの報告書で用いられた「NOT IN EDUCATION, EMPLOYMENT OR TRAINING」（定義：「16～18 歳の教育機関に所属せず、雇用されておらず、職業訓練に参加していない者」）に由来する言葉。国内では、厚生労働省により「若年無業者」として、「非労働力人口のうち、年齢 15 歳～34 歳、通学・家事もしていない者」（平成 17 年より「学籍はあるが、実際は学校に行っていない人」「既婚者で家事をしていない人」が追加された）と定義されている。

出典：労働経済白書（厚生労働省）

⑩情報化の進展

図表 世帯のインターネット利用率（全国）



※平成 17 年末までは、家族の誰かが過去 1 年間にインターネットを利用したかどうか（利用機器、場所、目的を問わない）についての設問に対して、「利用した」旨回答した世帯の割合。平成 18 年末以降は、平成 17 年末以降までと同様の設問がないため、『「自宅」で「パソコン」を使ってインターネットを利用したことがある人が少なくとも 1 人は居る世帯にお尋ねします。』又は『インターネットを利用したことがある人が少なくとも 1 人はいる世帯にお尋ねします。』と設問文において回答者を限定した設問に解答した世帯の割合。

質問方法が異なっているため、平成 17 年末までの数値と平成 18 年末以降の数値の比較には注意を有する。

出典：平成 19 年情報通信利用動向調査報告書

⑪自治会

図表 自治会と加入世帯数（府中市）

	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
自治会数	388	391	391	390	391	399	399
世帯数	70,282	69,910	70,578	69,785	70,489	70,637	71,609

出典：府中市事務報告書（各年 4 月 1 日現在）

⑫ボランティア団体*・NPO*

図表 府中ボランティアセンターに登録している府中市のボランティア団体数（府中市）

活動分野	団体数
高齢者関連支援／交流	7
障害者関連支援／交流	5
児童関連支援／交流	6
環境関連支援／交流	2
国際交流関連支援／交流	1
その他支援／交流	21

出典：府中ボランティアセンター資料
（ボランティアグループ団体・NPO*法人
活動紹介第 3 版）

図表 東京都に認証の府中市に事務所を置く NPO 団体数（府中市）

東京都認証の NPO*団体	団体数
府中市に事務所を置く NPO*	69
活動分野	
保健、医療又は福祉の増進を図る活動	38
災害救援活動	5
地域安全活動	11
男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	7
子どもの健全育成を図る活動	35
消費者の保護を図る活動	6

※活動分野は重複あり／地域福祉に関連する分野のみ抜粋
出典：東京都ホームページ（平成 20 年 9 月 30 日現在）

⑬文化センター事業への市民参加

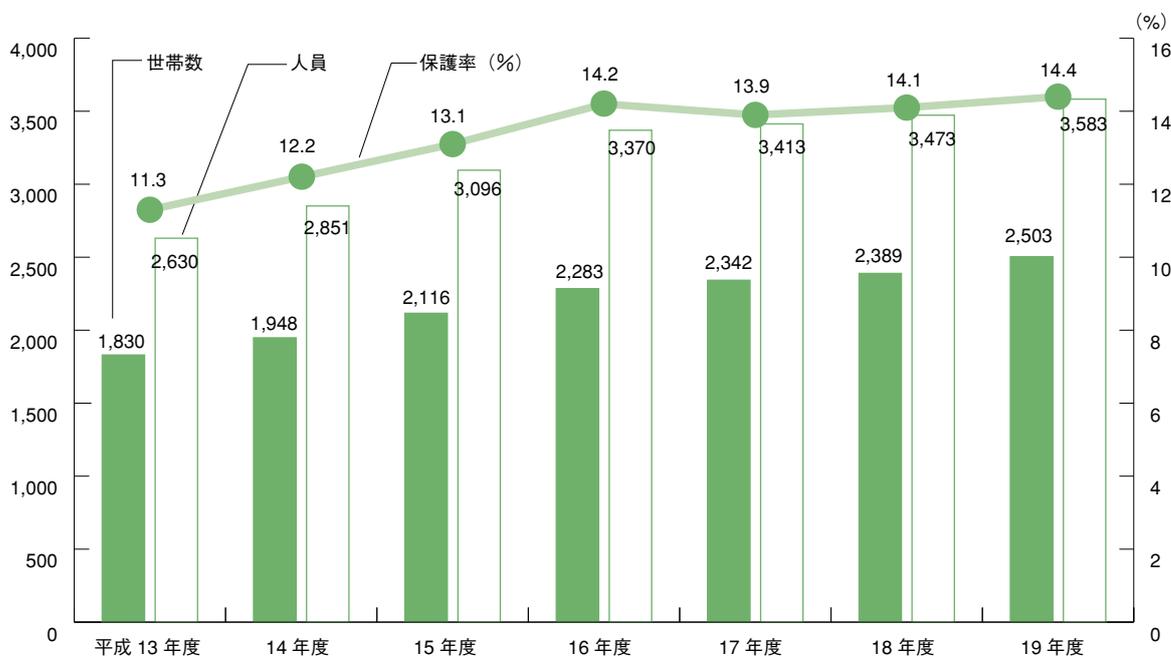
図表 文化センター圏域対象事業（府中市）

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
開催数（回）	4,659	4,714	4,878	4,862	4,929	4,794	4,757
参加者数（人）	351,944	337,102	344,853	357,471	358,591	354,196	350,843

出典：府中市事務報告書

⑭生活保護世帯

図表 生活保護世帯の推移（府中市）



	世帯数	人員	保護率 (%)	高齢者世帯	母子世帯	傷病者世帯	障害者世帯	その他世帯	合計
平成 13 年度	1,830	2,630	11.3	672	203	584	203	168	1,830
平成 14 年度	1,948	2,851	12.2	703	211	625	214	195	1,948
平成 15 年度	2,116	3,096	13.1	731	230	702	234	219	2,116
平成 16 年度	2,283	3,370	14.2	776	253	740	249	260	2,278
平成 17 年度	2,342	3,413	13.9	803	256	740	258	281	2,338
平成 18 年度	2,389	3,473	14.1	836	248	708	281	308	2,381
平成 19 年度	2,503	3,583	14.4	850	257	751	298	347	2,503

出典：府中市事務報告書

⑮ 高齢者虐待

図表 養護者による高齢者虐待の状況（全国）

● 相談・通報・対応件数

平成 19 年度、全国 1,816 市町村で受け付けた相談通報総数 19,971 件

● 虐待判断事例

訪問調査等で事実確認がとれ、虐待を受けた又は受けたと思われるかと判断した事例 13,273 件

● 虐待種別・類型

虐待の種別・類型（複数回答）

	合計	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
件数	20,789	8,461	3,717	5,089	96	3,426
%	-	63.7	28.0	38.3	0.7	25.8

（注 1）虐待の種別・類型には重複があるため、内訳の合計は虐待判断事例件数 13,273 件と一致しない。

（注 2）%は虐待判断事例件数 13,273 件に対する割合であるため、合計は 100%にならない。

● 被虐待・高齢者

被虐待高齢者の性別

	合計	男	女	不明
人	13,727	3,073	10,626	28
%	100.0	22.4	77.4	0.2

被虐待高齢者の年齢

	合計	65～69歳	70～79歳	80～89歳	90歳以上	不明
人	13,727	1,373	5,197	5,538	1,394	225
%	100.0	10.0	37.9	40.3	10.2	1.7

（注）1 件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数 13,273 件に対し、被虐待高齢者人数は 13,727 人であった。

● 虐待者

虐待者の被虐待高齢者との続柄

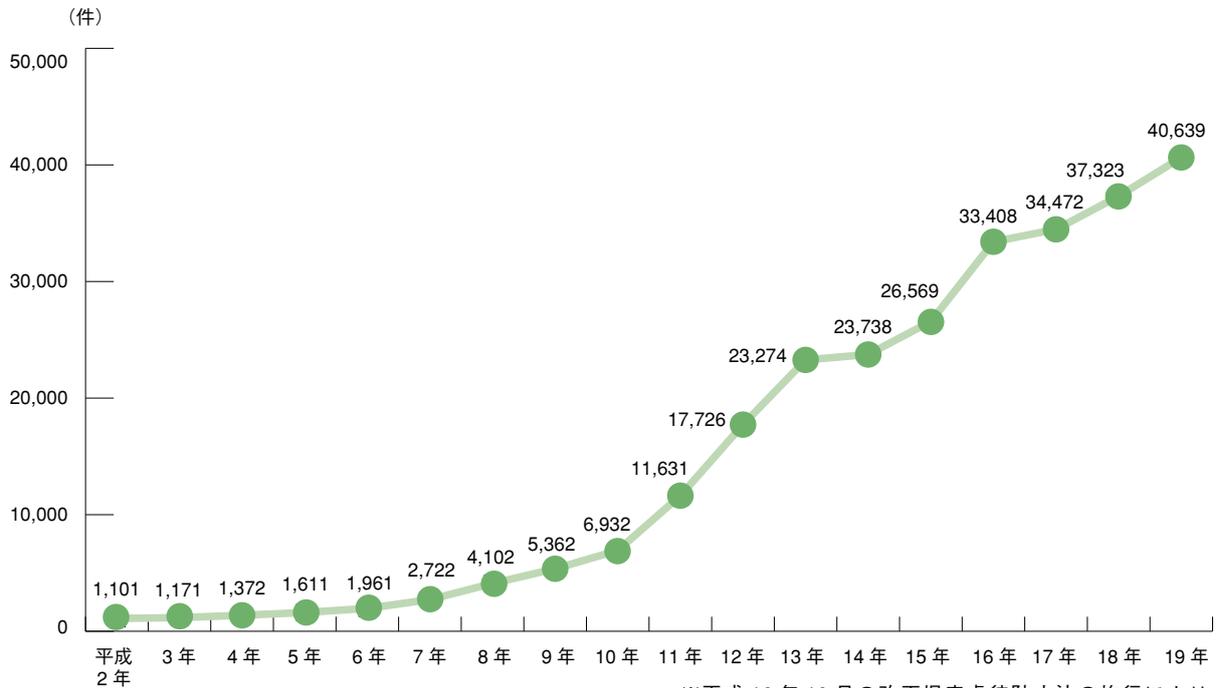
	合計	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者（嫁）	娘の配偶者（婿）	兄弟姉妹	孫	その他	不明
人	14,776	2,338	728	5,994	2,212	1,456	332	271	661	688	96
%	100.0	15.8	4.9	40.6	15.0	9.9	2.2	1.8	4.5	4.7	0.6

（注）1 件の事例に対し、虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数 13,273 件に対し、虐待者人数は 14,776 人であった。

出典：高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査（平成 19 年度）厚生労働省

⑯ 児童虐待

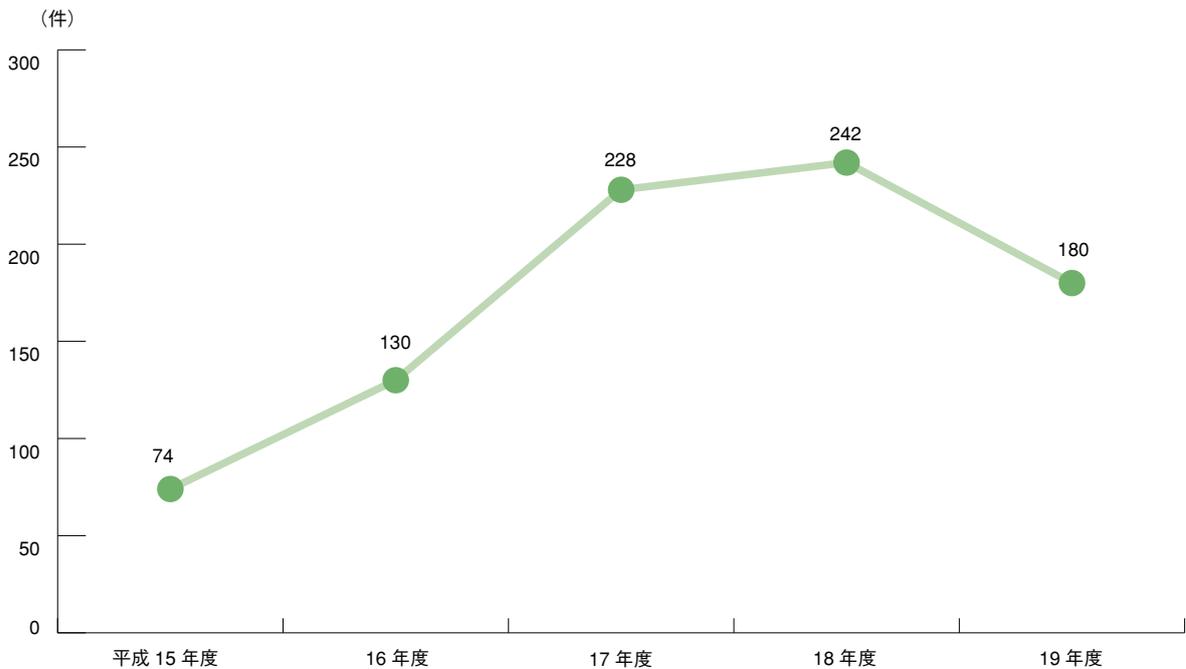
図表 児童相談所における児童虐待相談対応件数（全国）



※平成16年10月の改正児童虐待防止法の施行により、
 通告対象の範囲が「虐待を受けた子ども」から「虐待
 を受けたと思われる子ども」に拡大された。

資料：厚生労働省

図表 府中市における児童虐待に関する新規相談件数（府中市）



※子ども支援センター「たっち」は平成17年3月に開設している。
 資料：府中市子ども家庭部子育て支援課

7 用語集

ア行

NPO (Nonprofit Organization)

民間非営利組織といわれるもので、社会福祉協議会、ボランティア*団体、福祉公社、協同組合等、営利を目的としない団体を指す。日本では、平成10年12月に施行された特定非営利活動促進法により、これらの団体にも法人格の取得が可能となり、その活動の推進が図られている。(※)

応能負担

所得などによる各人の負担できる能力に応じて、受けたサービスの費用を負担する方式である。負担能力のない人、低所得の人には税金や社会保険料等を減免し、所得の高い人にはより高い負担率を課すことによって、所得を再配分する機能を持つ。

カ行

介護給付費等準備基金

介護保険財政の健全で円滑な運営を図るため、条例により設置している基金。基金積立額は介護保険会計において生じた余剰金に相当する額であり、基金の取崩しについては、介護給付や地域支援事業*における不足額の財源に充てるほか、次期保険料額の急激な上昇を抑える等介護保険運営上必要と認める場合に限られる。

介護従事者処遇改善臨時特例交付金、介護従事者処遇改善臨時特例基金

介護従事者の処遇改善のために行われる介護報酬改定に伴う平成21年度と平成22年度の保険料の上昇を抑制するために必要な経費を交付する交付金。交付額は地域支援事業費を除いた本来の給付費の介護報酬改定に伴う増加分であり、平成21年度の全額と平成22年度の半額が交付される。市町村は平成20年度中に介護従事者処遇改善臨時特例基金をつくり、基金を取り崩すときは、介護給付費及び予防給付に要する費用に充てるため、介護保険会計に繰り入れるものとする。

介護保険サービス

介護保険のサービスでは、要介護者を対象として、居宅サービス(12種類)、地域密着型サービス*(6種類)、施設サービス(3種類)があり、要支援者を対象としては、介護予防サービス*(12種類)、介護予防地域密着型サービス(3種類)に区分される。

介護保険特別給付

介護給付は居宅サービス、地域密着型サービス*、施設サービス、居宅介護支援に分けられるが、他に市町村独自の給付である特別給付がある。

介護予防

高齢者が要介護状態になることをできるかぎり防ぐこと、あるいは要介護状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないようにすること。高齢者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援するという介護保険法の理念を徹底する考え方である。(※)

介護予防サービス

介護保険で要支援と認定された人に提供される。①介護予防訪問介護、②介護予防訪問入浴、③介護予防訪問看護、④介護予防訪問リハビリテーション、⑤介護予防居宅療養管理指導、⑥介護予防通所介護、⑦介護予防通

所リハビリテーション、⑧介護予防短期入所生活介護、⑨介護予防短期入所療養介護、⑩介護予防特定施設入居者生活介護、⑪介護予防福祉用具貸与、⑫特定介護予防福祉用具販売の12種類がある。

介護予防推進センター

介護予防*の中心拠点として平成18年4月に開設。介護予防の普及啓発、介護予防健診、介護予防教室に加え、介護予防に関する人材育成や情報提供などを行い地域の介護予防活動の支援を行う。

介護予防コーディネーター（略称 KC）

地域の介護予防の拠点の在宅介護支援センター*に平成17年4月に配置。老人クラブなど既存団体への介護予防普及啓発、介護予防健診、教室参加後の自主グループ育成支援、新たな資源開発など、地域密着の小回りのきく機能を発揮し活動。介護予防推進センター*と地域をつなぐ役割も果たす。

介護療養型医療施設

介護保険施設のひとつである。療養病床等を有する病院または診療所であって、都道府県知事の指定を受けたものを指定介護療養型医療施設という。入院している要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護その他の世話、機能訓練など必要な医療を行う。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護保険施設のひとつである。老人福祉法に規定される特別養護老人ホームであって、入所定員30人以上で都道府県知事の指定を受けたものを指定介護老人福祉施設という。施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う。

介護老人保健施設

介護保険施設のひとつである。要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、看護、医療的管理のもとにおける介護及び機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話を行う施設で、都道府県知事の開設許可を受けたもの。

キャラバンメイト

ボランティア*で認知症サポーター*養成講座の講師をする人。専門的知識のある人で、キャラバンメイト養成研修を終了した人。

QOL

Quality of life。「生命の質」、「人生の質」としてQOLが唱えられている。日常生活動作の向上にとどまらず、文化活動、家庭等非物質的側面も含め、障害のある人の社会生活の質的向上をめざす概念である。

ケアマネジメント

生活困難な状態になり援助を必要とする利用者が、迅速かつ効果的に、必要とされるすべての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法である。（※）

高齢者の場合、介護保険その他の保健・医療・福祉にわたるサービスを、総合的・一体的・効率的に利用できるよう支援するサービス提供の手法をいう。居宅サービスでも施設サービスでも実施される。介護保険制度においては居宅介護支援または介護予防支援のサービス名称で、介護支援専門員（ケアマネジャー）または看護師等が実施する。

後期高齢者医療制度

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、高齢者の疾病、負傷または死亡に関して必要な給付を行う制度。被保険者は75歳以上の者及び65歳以上75歳未満で一定の障害の状態にある者。（※）

高次脳機能障害

交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障害が起きた状態をいう。注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことは覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が現れ、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障をきたすようになる。また、外見上では分かりにくいいため、周囲の理解が得られにくいと言われている。

工賃倍増 5 カ年計画

障害のある人が地域で経済的に自立して生活する上では、福祉施設等における工賃水準の向上を図ることが重要であるため、「障害者自立支援法」の施行をふまえ、平成 19 年度より「工賃倍増計画支援事業」を創設。

同事業では、都道府県ごとに工賃倍増を図るための具体的方策を定めた「工賃倍増計画」が策定され、5 年後には現状の工賃の倍増をめざすこととしており、平成 19 年 2 月に取りまとめられた「成長力底上げ戦略」においては、「工賃倍増 5 カ年計画」による福祉的就労の底上げ」として位置づけられている。

サ行

災害時要援護者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時に適切な防災行動をとることが特に困難な人々である。具体的には、高齢者、障害者、難病患者*、妊産婦、乳幼児を対象にしている。

参酌標準

介護保険事業計画において介護サービス等の見込みを定めるにあたり、国から標準として示されたもの。第 4 期計画では施設・居住系サービスの整備目標に関する参酌標準を用いてサービス給付費の見込みを算出している。

在宅介護支援センター

老人福祉法において老人介護支援センターと呼ばれる老人福祉施設のひとつである。要援護高齢者やその家族などに対し、医療・保健・福祉の専門家が在宅介護を中心とした総合的な相談に応じ、個々の生活ニーズに対応した保健・福祉サービスが、総合的に受けられるように、行政機関、居宅介護支援事業所、サービス提供機関などとの連絡調整などを行う。

就労支援事業

障害のある人の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害のある人が安心して働き続けられるよう、職業相談、就職準備支援、職場開拓、職場実習支援、職場定着支援等を行う事業。

小規模多機能型居宅介護

介護保険の地域密着型サービスのひとつ。居宅要介護者を対象に、その心身の状況や置かれている環境や選択に応じて、訪問、通所または泊まりにより、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。2005 年の介護保険法改正により創設された。

ジョブコーチ

ジョブコーチとは、障害のある人の就職や職場定着を支援するために、職場での作業適応支援や、通勤・コミュニケーションの支援及び職場内の環境調整などを行うものを指す。

国の制度として実施しているジョブコーチは、職場適応援助者と称しており、配置型職場適応援助者、第 1 号職場適応援助者及び第 2 号職場適応援助者があり、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構において、養成のための研修を実施している。

東京都では、平成 20 年度から東京ジョブコーチ支援事業がはじまっている。東京都の補助を受け、東京しごと財団が養成のための研修、認定、登録を実施している。

シルバー人材センター

高齢者雇用安定法に基づき、おおむね 60 歳以上の人を対象として、臨時的で短期的な仕事を無料で紹介する公益法人。都道府県知事の指定により、市町村に 1 か所設置されている。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分であるために、意思決定が困難な者の判断能力を後見人などが補っていくことによって、法的に保護する制度。平成 11 年の民法などの改正により平成 12 年に施行された。

全国キャラバンメイト連絡協議会

全国キャラバンメイト連絡協議会は、都道府県、市区町村など自治体と全国規模の企業・団体等と協働で認知症サポーター養成講座の講師役（キャラバンメイト*）を養成している。養成されたキャラバンメイト*は自治体事務局等と協働して「認知症サポーター養成講座」を開催している。

ソーシャルインクルージョン

社会的包含。自立生活上何らかの支援を必要としている人々を社会の構成員として社会連帯の中に包み込み、健康で文化的な生活が営めるようにしようとする考え方で、社会から疎外・排除されている人々を地域社会の仲間として受け入れていこうとする概念である。

ソーシャルワーカー

社会福祉関係の施設や機関、学校、医療機関などで、利用者及びその家族、グループ、一定の地域などを対象として、相談援助業務に従事し、社会資源の活用、情報提供、関係機関との連携や調整などによって問題解決に当たる社会福祉の専門職。

夕行

地域支援事業

高齢者が要支援状態や要介護状態にならないように介護予防*を行うとともに、地域における包括的・継続的ケアマネジメント機能を強化するための事業。

地域自立支援協議会

相談支援体制の構築を始め、障害の有無にかかわらず安心して暮らせる地域社会をつくるために、地域の関係者が協同して、問題の解決をめざしていく場である。地域自立支援協議会の主な機能は、相談支援事業者の運営評価、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、地域の関係機関によるネットワークの構築、地域の社会資源の開発、改善等である。

地域包括支援センター

地域の高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、人口 2 万～3 万人につき 1 か所を目安として設置される施設。要介護者、要支援者だけでなく、地域のすべての高齢者が要介護状態とならないよう、介護予防のマネジメント（調整・管理）、高齢者とその家族に対する相談・支援、高齢者の権利擁護、ケアマネジャー（介護支援専門員）に対する支援などの事業を行う。

地域密着型サービス

住み慣れた地域で要介護者の生活を支えることを目的として、平成 17 年の介護保険法の改正により新たに設けられたサービス。夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護*、認知症対応型共同生活介護*、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護がある。（※）

東京都地域ケア体制整備構想

10年後の東京を見据え、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できる社会の実現をめざして、地域ケアの拠点となる地域包括支援センター*をサポートするとともに、医療・介護・住まいと見守り等のネットワーク構築などサービス基盤の充実に向けた施策の方向性を示す構想で、平成19年12月に発行された。

特定健診

メタボリックシンドロームの状態を早期に見つけるための健康診査。国の特定健康診査等基本方針に即して各保険者が作成する特定健康診査等実施計画に基づき、40歳以上の被保険者及びその被扶養者を対象に行われる。(※)

特定高齢者

要支援・要介護状態に陥るおそれの高い虚弱高齢者と認められる65歳以上の者。介護予防ケアマネジメントが実施される。(※)

特定施設入居者生活介護

介護保険の居宅サービスのひとつである。都道府県の指定を受けた定員30人以上の有料老人ホームなどで、介護保険による要介護認定を受けた入居者に入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を提供すること。要支援と認定された者を対象とするサービスは介護予防特定施設入居者生活介護という。

特定保健指導

特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対して、行われる保健指導。保健指導に関する専門的知識及び技術を有する医師、保健師、管理栄養士により行われる。(※)

ナ行

難病患者

治療方法が確立していない原因不明の病気で後遺症を残す可能性の高い病気にかかっている人のこと。症状が慢性化することが多く、経済的・精神的負担が大きいとされている。(一部には障害の認定を受ける人もいる。)

ニート

NEET (Not in Employment, Education or Training)。直訳すると「就業、就学、職業訓練のいずれもしていない人」。英国で名づけられた。

「若年無業者」を「学校に通学せず、独身で、収入を伴う仕事をしていない15～34歳の個人」と定義している。また、「ニート」とは若年無業者のうち「非求職型及び非希望型」、つまり「就職したいが就職活動していない」または「就職したくない」者としており、日本で「ニート」というと大抵はこの意味で用いられるのが一般的である。

認知症サポーター

厚生労働省では、2005年4月から「認知症を知り地域を作る10ヵ年」の構想をスタートさせた。「認知症サポーター100万人キャラバン」はその一環の事業で、地域で暮らす認知症の人や家族を見守る応援者である「認知症サポーター」を100万人養成しようという全国的な取組。認知症サポーターは何かを特別にやるというものではなく認知症を正しく理解して、認知症の人や家族を見守る応援者として、自分のできる範囲で活動する人のことで、認知症サポーター養成研修を受けた人は誰でも「認知症サポーター」になることができる。講座を受けると認知症サポーターの印として、ブレスレット(オレンジリング)が配られる。認知症サポーターは2008年5月末現在約49万人となっている。

認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

介護保険の地域密着型サービスのひとつ。認知症の状態にある要介護者が地域の共同の住居において、家庭的な雰囲気の中で各自が持つ能力に応じて自立した共同生活が送れるよう、入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の世話、機能訓練などを提供する。

ノーマライゼーション

わが国の障害者基本計画では「障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方」と定義されている。

1950年代、デンマークの知的障害者の子を持つ親たちの会が、巨大な障害者施設の中で多くの人権侵害が行われていることを知り、その状況を改善しようと始めた運動から生み出された考え方で、提唱者のバンク・ミケルセンを「ノーマライゼーションの父」と呼んでいる。

八行

発達障害

発達障害にはさまざまな定義があるが、発達障害者支援法では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害ならびに行動情緒の障害が対象とされている。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害などがこれに含まれる。（※）

発達障害者支援法〔平成16年法律167号〕

発達障害を早期に発見し、発達障害者の自立や社会参加に資するよう生活全般にわたる支援を図ることにより、その福祉の増進に寄与することを目的とした法律。発達障害者支援センターを設置して、発達障害の早期発見、発達障害者本人やその家族への専門的な相談援助や情報提供、就労支援などを行うこと等が定められている。（※）

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともとは建築用語として使用されていた。現在では、障害のある人だけでなく、全ての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味で用いられている。

ピアカウンセリング

仲間同士の助言・指導・相談。経験と見識をもつ障害のある人自らが、自己体験に基づいて問題を持つもの同士の相談に応じ、問題解決を図ること。

福祉サービス第三者評価制度

福祉サービス第三者評価制度は、福祉サービスの利用者が事業所の内容把握やサービスを選択する際の目安とするために情報提供を図ることと、福祉サービスを提供する事業者が、利用者の真のニーズを把握し、それに応える多様なサービスを提供するとともに、サービスの質の向上への取組を促進することを可能とすることを目的としている。

第三者の評価機関は、「利用者調査」と「事業評価」の2つの評価手法を用い評価する。「利用者調査」は利用者のサービスに対する意向や満足度を把握することを目的とし、「アンケート方式」、「聞き取り方式」、「場面観察方式」の3つの方式を状況にあわせて使用し、実施する。「事業評価」は、事業者の自己評価や訪問調査等の過程を経て、その事業所の組織経営、マネジメントの力や現在提供されているサービスの質を評価する手法である。評価結果は、事業者情報とあわせて公表される。

ボランティア

ボランティアとは、ボランティアをする人、または行為全般を表す言葉である。個人の自由意志に基づき、その技能や時間等を進んで提供し、社会に貢献すること。

マ行

メタボリックシンドローム

生活習慣病の高血圧、高脂血症、糖尿病の共通の原因として内臓脂肪型の肥満が注目され、そのためこれらの疾患を複数もっている状態をメタボリックシンドローム（代謝異常症候群）という。メタボリックシンドロームの人は狭心症、心筋梗塞、脳卒中を発症しやすいとされ、その予防が課題となっている。（※）

ヤ行

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめから、できるだけ多くの人々が利用可能なように利用者本位、人間本位の考え方にたって快適な環境をデザインすること（提唱者はノースカロライナ州立大学（米）のロナルド・メイス等）。バリアフリーとの違いは、どちらも「すべての人が平等に参加できる」という同じゴールをめざすが、ユニバーサルデザインはバリアフリーを包含し、より発展させた考え方といえる。

要約筆記

聴覚に障害のある人のためのコミュニケーション支援手段のひとつとして、話し手の内容を筆記して聴覚に障害のある人に伝える方法のこと。

ラ行

ライフステージ

人生のある時期。年齢の段階。

（※）については「介護福祉用語辞典 四訂」中央法規出版から引用しています。

府中市福祉計画

みんなでつくる、みんなの福祉

平成21年4月

発行：府中市 福祉保健部 地域福祉推進課

〒183-8703 府中市宮西町2丁目24番地

TEL 042(335)4182 (直通)



① ほっとするね 緑の府中

府中市